

2021

学生便覧

— 履修の手引き —

総合福祉学部

令和3年度 入学生用



東北福祉大学
TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

— 学生便覧—履修の手引き—

この学生便覧は、東北福祉大学での学業を進めるうえで重要なことをまとめたガイドブックです。入学から卒業まで充実した学生生活を送るために活用してください。
まずは本書をよく読んでみましょう。
よくわからないことがあれば、リエゾンゼミの担当教員もしくは教務課へ相談してください。

～表紙のコンセプト～

本学の建学の精神である「行学一如」とは、
修行と修学は一体で互いに影響し合い発展していくという意味です。
「繋がり続ける輪」のデザインにその想いを込めました。



INDEX 目次

※太字の項目は各ページにインデックスとして記載されていますので、
参照の際にはインデックスを使うと便利です。

建学の精神	5
沿 革	5
校 歌	6
令和3年度学年暦及び授業日程	8

I 学則・諸規程

東北福祉大学学則	13
学部・学科の教育研究上の目的	32
東北福祉大学学費	33
休学・退学・復学等に関する申請期間及び学費の取扱いについて	34
学費等納付細則	36
卒業延期制度に関する特則	39
履修規程	41
緊急時における授業等の取扱い	45
試験規程	48
4年次特別再試験規則	51
通学の課程における学内単位互換に関する規程	52
学生の海外留学に関する規程	54
学都仙台単位互換ネットワーク	56
科目等履修生規程	58
聴講生規程	61
聴講生修学上の注意事項	62
研究生規程	63
東北福祉大学私費外国人留学生学費等減免規程	64
留年学生に対する取扱い	65

II 修学

1 授業	69
(1) 開講学期・期間・回数	69
(2) 学年暦・授業日程	69
(3) 単位・授業回数	69
(4) 授業科目	69
(5) 科目の種類	70
(6) 履修登録数の上限(年間)	70
(7) 授業時間	70
(8) 教室の表示方法	70
(9) 教室の変更	70
(10) 休講・補講について	71
(11) 授業の欠席	71
(12) 授業受講上の留意事項	71
(13) 授業に関する質問	71
(14) 履修相談・学修相談について	71
(15) 履修科目の取消・追加について	71
2 シラバス	72
3 試験	73
(1) 試験時間	73
(2) 試験方法	73
(3) 試験の受験資格	73
(4) 定期試験に関する留意事項	73
(5) 不正行為	73
(6) 追試験	73

INDEX 目次

※太字の項目は各ページにインデックスとして記載されていますので、
参照の際にはインデックスを使うと便利です。

4	成績	74
	(1) 成績評価基準	74
	(2) GPA制度	74
	(3) 成績に関する質疑について	75
5	その他	76
	(1) 科目ナンバリング	76
	(2) 学内単位互換について	76
	(3) 学都仙台単位互換ネットワーク	76
	(4) 留学期間中の修得単位の認定について	76
	(5) 長期履修学生の制度について	76
	(6) 特色ある科目について	76
	◆学内ポータルシステムUNIVERSAL PASSPORT	77
	◆履修登録から単位修得までの流れ	78

III 教育課程

1.	卒業所要単位	83
2.	基盤教育科目	87
	基盤教育科目の履修方法	90
	科目一覧表の見方	91
	基盤教育科目一覧	92
3.	専門教育科目	97
4.	リエゾンゼミ I～IV	98
5.	卒業論文	100
6.	卒業論文指導要領（社会福祉学科）	101
	【社会福祉学科】	
	専門教育科目一覧	105
	【福祉心理学科】	
	専門教育科目一覧	113
	専門科目の履修の基本	
	認知・社会心理学履修コース	116
	発達・教育心理学履修コース	117
	臨床心理学履修コース	118
	【福祉行政学科】	
	専門教育科目一覧	121

IV 資格等

	社会福祉関連資格等	127
	1 社会福祉士国家試験受験資格	127
	2 精神保健福祉士国家試験受験資格	131
	3 スクールソーシャルワーク教育課程修了認定	135
	4 介護福祉士国家試験受験資格	137
	保育士・任用資格等	140
	1 保育士	140
	2 社会福祉主事（任用資格）	143
	3 身体障害者福祉司（任用資格）	145
	4 児童指導員（任用資格）	147
	5 知的障害者福祉司（任用資格）	148

INDEX 目次

※太字の項目は各ページにインデックスとして記載されていますので、
参照の際にはインデックスを使うと便利です。

6 その他	149
(1) 医療ソーシャルワーカー (MSW)	149
(2) 児童福祉司	149
(3) 福祉用具専門相談員	150
教員資格 (教育職員免許状)	151
1 取得できる免許状の種類と免許教科	151
2 履修定員	151
3 教育職員免許状の取得方法 (履修科目・教育実習)	152
(1) 高等学校教諭一種免許状 (福祉)	152
(2) 養護教諭一種免許状	157
(3) 司書教諭の資格に関する科目	162
心理学関連資格	163
1 心理判定員・児童心理司 (任用資格)	163
2 認定心理士	163
3 認定健康心理士	169
4 福祉心理士	171
5 公認心理師	174
6 心理学検定 特1級・1級・2級	177
7 その他	178
学科に属さない資格	180
1 司書	180
2 学芸員	181
3 日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格	183
4 介護職員初任者研修課程	185
5 レクリエーション・インストラクター資格	187
6 「臨床美術」課程	189
7 「社会貢献活動支援士」課程	191
8 「デジタルコンテンツアセッサ」課程	193
仏教専修科規程 (曹洞宗二等教師資格)	195

V 諸手続

願書および証明書	199
1 願書	199
2 届出	199
3 各種証明書の交付	201
4 学生証 (身分証明書)	202
5 在学証明書	202
6 成績証明書	202
7 卒業見込証明書	203
8 人物証明書	203
9 通学証明書	203
10 実習用通学定期乗車券発売申請書	203
11 学校学生生徒旅客運賃割引証 (学割証)	203
12 学生団体旅行割引	204

VI 図書館

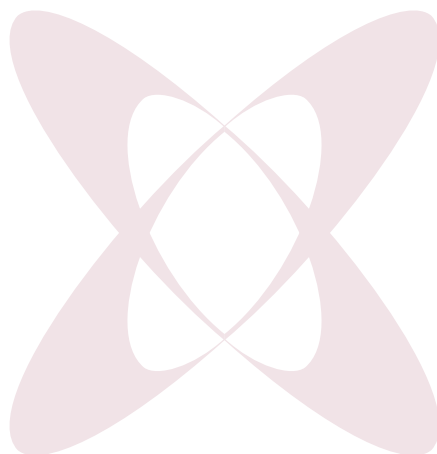
図書館の利用方法	207
----------	-----

INDEX 目次

※太字の項目は各ページにインデックスとして記載されていますので、
参照の際にはインデックスを使うと便利です。

VII 校地・校舎等配置図

1 国見キャンパス（本校地）	2 1 2
管理棟事務局	
1号館	
2号館	
3号館	
5号館	
6号館	
7号館	
H-ONE館（課外活動棟）	
H-2館	
H-3 GYM	
2001館	
図書館棟	
福聚殿	
音楽堂（けやきホール）	
特別教室（坐禅堂・法堂・道庵）	
2 ステーションキャンパス	2 3 9
3 国見ヶ丘第1キャンパス	2 4 5
雄翔館	
医療法人社団東北福祉会せんだんの丘	
社会福祉法人東北福祉会せんだんの里	
ウェルコム21	
感性福祉研究所	
全天候型体育館	
せんだんホスピタル	
4 国見ヶ丘第2キャンパス	2 5 5
野球場・陸上競技場	
サッカー場・テニスコート・弓道場	
社会福祉法人東北福祉会せんだんの杜	
社会福祉法人東北福祉会国見ヶ丘せんだんの杜保育園	
社会福祉法人東北福祉会せんだんの家	
社会福祉法人東北福祉会せんだんの里	
5 北山キャンパス	2 5 6
6 仙台駅東口キャンパス	2 5 7



建学の精神

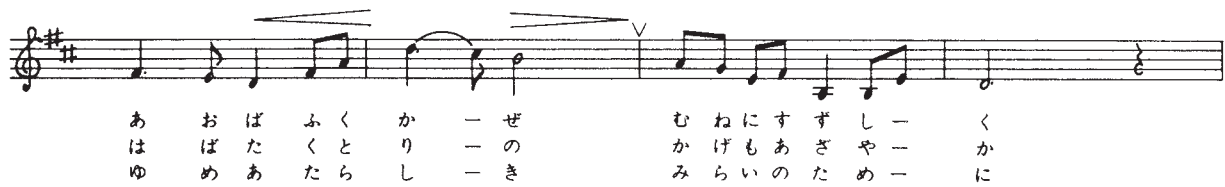
行 学 一 如 (自利・利他円満)

学 園 の 沿 革

- 1875年(明治 8 年) 宮城県曹洞宗専門学支校として仙台市若林区荒町に設置。
- 1890年(明治23年) 専門学支校を廃止し曹洞宗小学林および中学林設置。
- 1896年(明治29年) 学制改革により仙台市青葉区東二番丁に第二十五中学林として設置移転。
- 1902年(明治35年) 第二十五中学林を廃止し曹洞宗第二中学林設置。
- 1908年(明治41年) 仙台市青葉区東二番丁より仙台市若林区南鍛冶町へ全校移転。
- 1926年(大正15年) 曹洞宗第二中学林を梅檀中学と改称し仙台市若林区南鍛冶町より現在地に移転。
- 1940年(昭和15年) 新制梅檀中学校開校。
- 1947年(昭和22年) 東北高等仏教学院開校。
- 1948年(昭和23年) 梅檀学園高等学校開校。
- 1949年(昭和24年) 財団法人梅檀学園認可、東北高等仏教学院廃校。
- 1951年(昭和26年) 学校法人梅檀学園となる。
- 1953年(昭和28年) 双葉幼稚園設置。
- 1957年(昭和32年) 東北社会事業学校設立。
- 1958年(昭和33年) 東北福祉短期大学社会福祉科設置。東北社会事業学校廃校。梅檀学園高等学校を東北福祉短期大学附属高等学校と改称。双葉幼稚園を東北福祉短期大学附属幼稚園と改称。
- 1960年(昭和35年) 東北福祉短期大学に社会福祉学専攻科設置。
- 1961年(昭和36年) 東北福祉短期大学に研究科設置。
- 1962年(昭和37年) 東北福祉短期大学社会福祉科、社会福祉学専攻科、研究科廃止。東北福祉大学社会福祉学部社会福祉学科設置。東北福祉短期大学附属高等学校を東北福祉大学附属高等学校と改称。東北福祉短期大学附属幼稚園を東北福祉大学附属幼稚園と改称。
- 1965年(昭和40年) 東北福祉大学社会福祉学部産業福祉学科設置。
- 1968年(昭和43年) 東北福祉大学附属高等学校が独立し梅檀学園高等学校と改称。
- 1971年(昭和46年) 東北福祉大学社会福祉学部社会教育学科設置。東北福祉大学仏教専修科設置。
- 1972年(昭和47年) 東北福祉大学仏教社会福祉研究所設置。
- 1973年(昭和48年) 東北福祉大学社会福祉学専攻科設置。
- 1974年(昭和49年) 東北福祉大学社会福祉学部福祉心理学科設置。東北福祉大学附属幼稚園が独立し学校法人福聚幼稚園と改称。
- 1975年(昭和50年) 梅檀学園高等学校廃校。
- 1976年(昭和51年) 東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻(修士課程)設置。社会福祉学専攻科募集停止。
- 1984年(昭和59年) 東北福祉大学仏教社会教育研究所設置。
- 1989年(平成元年) 東北福祉大学・芹沢銈介美術工芸館開館。総合教育センター設置。
- 1993年(平成 5 年) 生涯学習センター設置。
- 1994年(平成 6 年) 東北福祉大学音楽堂棟(けやきホール)竣工。
- 1995年(平成 7 年) 東北福祉大学社会福祉学専攻科廃止。
- 1999年(平成11年) 東北福祉大学感性福祉研究所設置。ボランティアセンター、ウェルネスセンター設置。
- 2000年(平成12年) 東北福祉大学社会福祉学部を総合福祉学部と改称。東北福祉大学総合福祉学部情報福祉学科設置。東北福祉大学大学院棟竣工。言語文化交流センター設置。
- 2002年(平成14年) 東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻(修士課程)を東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻(修士課程)と改称。東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻(博士課程)設置。東北福祉大学大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻(修士課程)設置。東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻(修士課程)設置。東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻(修士課程)設置。東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会福祉学科設置。東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会教育学科設置。東北福祉大学総合福祉学部通信教育部福祉心理学科設置。
- 2003年(平成15年) 東北福祉大学ウェルコム21竣工。
- 2004年(平成16年) 東北福祉大学ウェルコム21内に予防福祉クリニック開院。
- 2006年(平成18年) 東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科、健康科学部保健看護学科設置。
- 2007年(平成19年) 東北福祉大学ステーションキャンパス竣工。JR 仙山線東北福祉大前駅開業。
- 2008年(平成20年) 東北福祉大学健康科学部リハビリテーション学科、医療経営管理学科設置。東北福祉大学総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科、情報福祉マネジメント学科設置。梅檀学園東北福祉看護学校開校。東北福祉大学せんだんホスピタル開設。
- 2014年(平成26年) 東北福祉大学総合福祉学部産業福祉学科廃止。
- 2015年(平成27年) 東北福祉大学大学院教育学研究科教育学専攻(修士課程)設置。東北福祉大学教育学部教育学科設置。東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科設置。東北福祉大学仙台駅東口キャンパス開設。東北福祉大学総合福祉学部情報福祉学科廃止。
- 2019年(令和元年) 東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科廃止。
- 2020年(令和 2 年) 東北福祉大学総合福祉学部社会教育学科廃止。

東北福祉大学校歌

作詞 扇畑忠雄
作曲 古賀政男



東北福祉大学校歌

作詞 扇畑 忠雄
作曲 古賀 政男

一、
天^{あま}伝^{つた}う日の
青葉吹く風
丘^{かみ}べに立ちて
命^{いのち}ゆたかに
真^{まこと}と法^{のり}を
ここに汲^ひむ

二、
草^{くさ}の香^かりの
はばたく鳥^{とり}の
空^{そら}ゆく雲^{くも}の
道^{みち}をつらぬく
いさぎよくあれ
ここに知る

三、
このみちのく
夢^{ゆめ}新^{あらた}しき
永^{とこ}遠^{とほ}のしるしを
人^{ひと}の世^よの幸^{さい}
高^{たか}き星^{ほし}座^ざの
歌^{うた}うべし

光^{ひかり}さやかに
胸^{むね}にすずしく
見^み放^{はな}くる海^{うみ}よ
吾^{われ}ら学^{まな}ばん
ひたすら求^{もと}め
思^{おも}ひの泉^{いずみ}

た^{ただ}よう徑^{みち}に
影^{かげ}もあざやか
遠^{とほ}き光^{ひかり}よ
思^{おも}い一つに
吾^{われ}らが青春^{せいしゅん}
真^{まこと}理^りの命^{いのち}

安^{やす}らぎの国^{くに}
未^み来^{らい}のため
深^{ふか}く刻^きまん
福^{ふく}祉^しの心^{こころ}
か^かがやきの下^{もと}
無^む限^{げん}の調^{てう}べ



▼歌唱動画はコチラから▼



https://www.youtube.com/watch?v=6i_K3NbTTTU

Annual Schedule of TFU 2021-2022

2021年3月3日現在

前 期

4月1日[木]～7日[水] 在学生外国語等抽選Web登録期間

4月5日[月] 入学式(総合福祉学部・通信教育部・大学院(通学・通信))

4月6日[火] 入学式(総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部)

4月5日[月]～9日[金] 新入生ガイダンス

4月6日[火]～9日[金] 新入生外国語等抽選Web登録期間

4月12日[月] 前期授業開始

4月12日[月]～20日[火] Web履修登録期間(全学年)

5月10日[月]～17日[月] 履修取消期間(前期・後期・通年科目)

6月26日[土] 【木曜日授業】

7月30日[金] 前期通常授業終了

8月1日[日]～8月29日[日] 通学生夏季休業

8月30日[月]～9月1日[水] 前期集中講義Ⅰ

9月6日[月]～8日[水] 前期集中講義Ⅱ

8月31日[火]～9月7日[火]
履修取消(後期・通年科目)・追加(後期科目)期間

9月11日[土]～12日[日]
第69回 日本社会福祉学会 秋季大会 

後 期

9月13日[月] 後期授業開始

9月15日[水] 前期終了科目成績発表

9月25日[土] 学園創立記念日

10月22日[金] 大学祭準備のため全学休講

10月23日[土]～24日[日] 大学祭

11月20日[土]～24日[水] 学校推薦型入試 

12月20日[月] 終講

12月21日[火] 【授業予備日】

12月22日[水]～24日[金] 後期集中講義

12月25日[土]～2022年1月10日[月] 通学生冬季休業

12月28日[火]～1月5日[水] 事務局全休

1月11日[火] 授業開始

1月14日[金] 大学入学共通テスト準備のため全学休講 

1月15日[土]～16日[日] 大学入学共通テスト 

1月22日[土] 【金曜日授業】

1月25日[火] 【補講授業日】

1月26日[水] 後期通常授業終了

1月27日[木] 【補講授業日】

1月28日[金] 【授業予備日】

1月31日[月] 【授業予備日】

2月4日[金]～7日[月] 一般選抜A日程 

2月16日[水] 通年及び後期終了科目成績発表

2月21日[月]～23日[水] 一般選抜B日程 

3月14日[月] 一般選抜C日程 

3月17日[木] 学位記・卒業証書授与式

3月18日[金] 学位記・卒業証書授与式

3月24日[木]～28日[月] 在学生ガイダンス

3月31日[木] 令和3年度終了

4月1日[金]～5日[火] 令和4年度外国語等抽選Web登録期間

※令和3年度については、今後変更が生じる可能性があります。
その際は学内ポータルシステム『UNIVERSAL PASSPORT』にてお知らせいたします。

 終日学内立入禁止
 16:00まで学内立入禁止

2021年 授業日程

2021年3月3日現在

前 期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 [補講・振替日・予備日]	備 考
1	4月12日	4月13日	4月14日	4月15日	4月16日	4月17日	
2	4月19日	4月20日	4月21日	4月22日	4月23日	4月24日	
3	4月26日	4月27日	4月28日	5月6日	4月30日		
4	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日	5月7日	5月8日	
5	5月17日	5月18日	5月19日	5月20日	5月14日	5月15日	
6	5月24日	5月25日	5月26日	5月27日	5月21日	5月22日	
7	5月31日	6月1日	6月2日	6月3日	5月28日	5月29日	
8	6月7日	6月8日	6月9日	6月10日	6月4日	6月5日	
9	6月14日	6月15日	6月16日	6月17日	6月11日	6月12日	
10	6月21日	6月22日	6月23日	6月24日	6月18日	6月19日	
11	6月28日	6月29日	6月30日	6月26日(土)	6月25日		
12	7月5日	7月6日	7月7日	7月1日	7月2日	7月3日	
13	7月12日	7月13日	7月14日	7月8日	7月9日	7月10日	
14	7月19日	7月20日	7月21日	7月15日	7月16日		
15	7月26日	7月27日	7月28日	7月29日	7月30日	7月31日	
16	ま と め (試 験)						

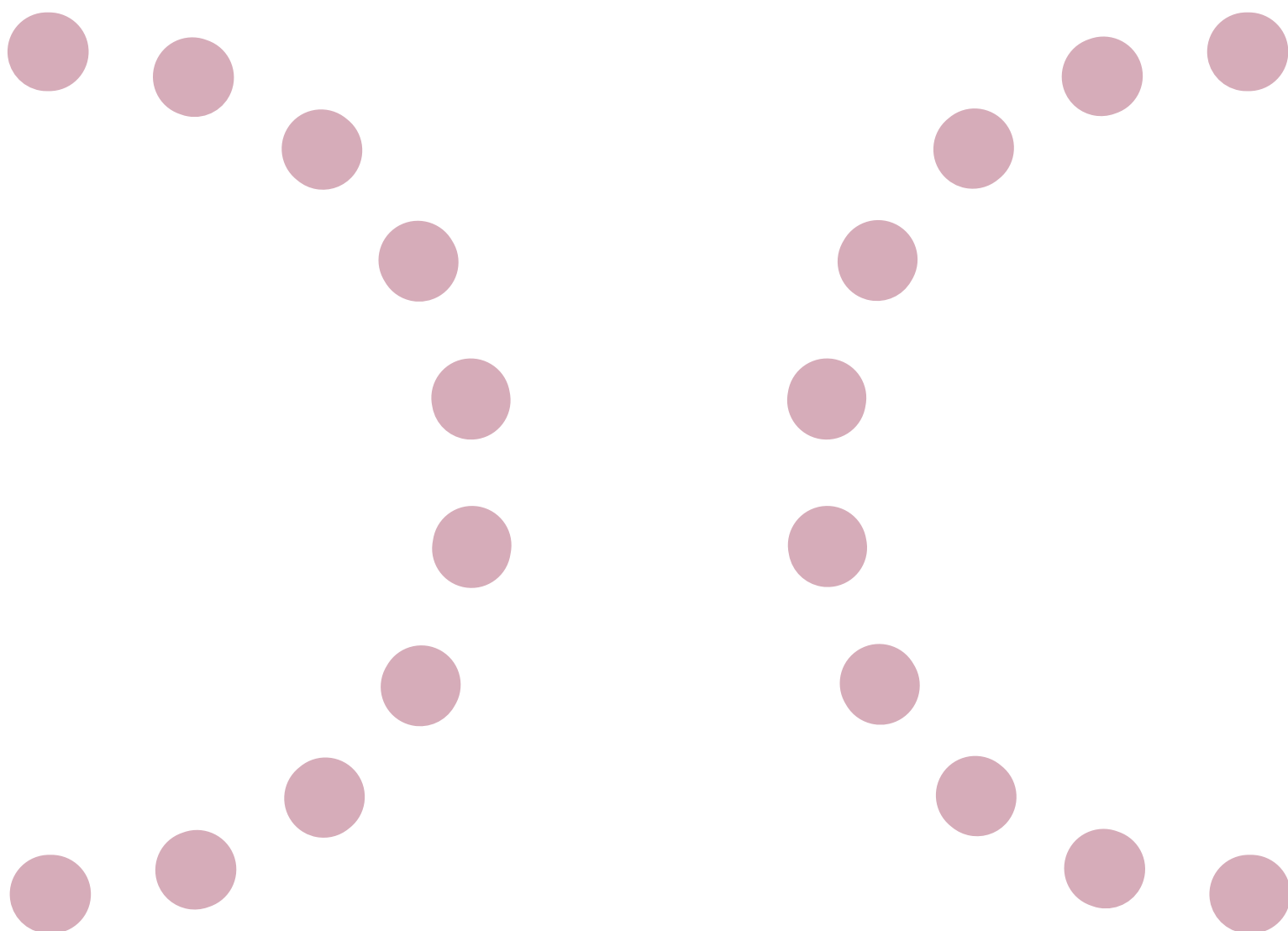
後 期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 [補講・振替日・予備日]	備 考
1	9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	
2	9月27日	9月21日	9月22日	9月30日	9月24日	9月25日	
3	10月4日	9月28日	9月29日	10月7日	10月1日		
4	10月11日	10月5日	10月6日	10月14日	10月8日	10月9日	
5	10月18日	10月12日	10月13日	10月21日	10月15日	10月16日	
6	10月25日	10月19日	10月20日	10月28日	10月29日	10月30日	
7	11月1日	10月26日	10月27日	11月4日	11月5日	11月6日	
8	11月8日	11月2日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	
9	11月15日	11月9日	11月17日	11月18日	11月19日	11月27日	
10	11月29日	11月16日	12月1日	11月25日	11月26日	12月4日	
11	12月6日	11月30日	12月8日	12月2日	12月3日	12月11日	
12	12月13日	12月7日	12月15日	12月9日	12月10日	12月18日	
13	12月20日	12月14日	1月12日	12月16日	12月7日	1月25日(火)	
14	1月17日	1月11日	1月19日	1月13日	1月21日	1月27日(木)	
15	1月24日	1月18日	1月26日	1月20日	1月22日(土)	1月29日	
16	ま と め (試 験)						

時限	授業時間	定期試験・追試験時間
1	8:40-10:10	8:50-9:40
2	10:25-11:55	10:00-10:50
3	12:35-14:05	11:10-12:00
4	14:20-15:50	13:00-13:50
5	16:05-17:35	14:10-15:00
6	17:50-19:20	15:20-16:10
7		16:30-17:20
8		17:40-18:30

I

学則・諸規程



東北福祉大学学則

第1章 総 則

第1節 目的、使命及び自己評価等

(目的、使命)

第1条 東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

第2節 組織及び収容定員

(学 部)

第3条 本学に、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部及び健康科学部を置く。

2 前項の学部 zu 置く学科、専攻及び収容定員は次の通りとする。

() 内は専攻定員

学 部	学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
総 合 福 祉 学 部	社 会 福 祉 学 科	400名	1,600名
	福 祉 心 理 学 科	120名	480名
	福 祉 行 政 学 科	100名	400名
	小 計	620名	2,480名
総 合 マ ネ ジ メ ン ト 学 部	産 業 福 祉 マ ネ ジ メ ン ト 学 科	100名	400名
	情 報 福 祉 マ ネ ジ メ ン ト 学 科	100名	400名
	小 計	200名	800名
教 育 学 部	教 育 学 科	250名	1,000名
	初 等 教 育 専 攻	(210名)	(840名)
	中 等 教 育 専 攻	(40名)	(160名)
	小 計	250名	1,000名
健 康 科 学 部	保 健 看 護 学 科	80名	320名
	リハビリテーション学科	80名	320名
	作 業 療 法 学 専 攻	(40名)	(160名)
	理 学 療 法 学 専 攻	(40名)	(160名)
	医 療 経 営 管 理 学 科	70名	280名
	小 計	230名	920名
総 計		1,300名	5,200名

3 前項の学部学科等にコースを置くことができる。なお、コース及びその教育課程は別に定める。

4 学部学科の教育研究上の目的は、別添1の通りとする。

5 第一項の総合福祉学部 zu 通信教育部を置く。通信教育部 zu 置く学科及び収容定員は次の通りとする。

学 科 名	入 学 定 員	収 容 定 員
社 会 福 祉 学 科	600名	2,400名
福 祉 心 理 学 科	200名	800名
計	800名	3,200名

6 通信教育部の学則は別に定める。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は別に定める。

(附属研究所・センター等)

第5条 本学に次の研究所及びセンターを置く。

感性福祉研究所 仏教文化研究所 社会貢献・地域連携センター
国際交流センター IRセンター

2 研究所の組織・運営等に関する規程は別に定める。

(図書館・美術工芸館)

第6条 本学に図書館及び美術工芸館を置く。

2 図書館及び美術工芸館の組織・運営等に関する規程は別に定める。

(せんだんホスピタル)

第7条 本学にせんだんホスピタルを置く。

2 せんだんホスピタルの組織・運営等に関する規程は別に定める。

(事務局)

第8条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織・運営等に関する規程は別に定める。

第3節 教 職 員

(教職員)

第9条 本学に次の教職員を置く。

学長、副学長、学部長、図書館長、美術工芸館長、病院長、学科長、所長、センター長、
教授、准教授、講師、助教
局長、部長、部長代行、副部長、副センター長、室長、副館長、次長、課長、課長補佐、係長、
主任、事務員、司書、学芸員、助手、その他必要な職員

(人事委員会)

第10条 本学の専任教員の任免及び昇任または降任の選考に関し、学長の諮問に応ずるため人事委員会を置く。

2 人事委員会に関する規程は別に定める。

(名誉教授)

第10条の2 本学に功労があり、学術上功績のある者に対して人事委員会の推薦により名誉教授の称号を贈ることができる。

2 名誉教授の称号授与に関する規程は別に定める。

第4節 教 授 会

(教授会)

第11条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、総務局長、学部長、学科長、専任の教授及び専任の准教授をもって組織する。ただし、休職者及び教授会決議によって出席の停止を命じられた者を除く。

(招集者)

第12条 教授会は学長が招集する。

(審議事項)

第 13 条 教授会は次の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を参酌して学長が定めたもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下、学長等という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 この学則に定めるものの他、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第 5 節 学年、授業期間、学期及び休業日**(学年・授業期間)**

第 14 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 毎学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め 35 週を原則とする。

(学期)

第 15 条 学年を分けて次のとおりとする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 16 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 本学創立記念日（9 月 25 日）
 - (4) 春季休業（3 月 24 日より 3 月 31 日まで）
 - (5) 夏季休業（8 月 1 日より 8 月 29 日まで）
 - (6) 冬季休業（12 月 25 日より翌年 1 月 10 日まで）
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更し、あるいは前項に定めるものの他に臨時休業日を定めることができる。

第 2 章 学 部 通 則**第 1 節 修業年限及び在学年限****(修業年限)**

第 17 条 各学部の修業年限は 4 年とする。

(早期卒業)

第 17 条の 2 前条の規定にかかわらず、本学に 3 年以上在学し、第 46 条に定める要件に該当する場合には、卒業を認めることができる。

(長期履修学生)

第 17 条の 3 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

ただし、第 18 条に定める最長在学年限を超えることはできない。

- 2 長期履修学生に関し、必要な事項は別に定める。

(在学年限)

第 18 条 学生は 8 年を越えて在学することはできない。

ただし、第 26 条第 1 項の第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号の規定により入学した学生は第 29 条により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を越えて在学することはできない。

第2節 入 学

(入学時期)

- 第19条 入学の時期は学年の始めとする。
ただし、転入学、編入学、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第20条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 高等学校、又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (7) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18才に達した者

(入学の出願)

- 第21条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

- 第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

- 第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、保証書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の諸納金を納付しなければならない。
- 2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

- 第24条 保証人は学生に関する一切の責任を負うことのできる者で、保証人は1名とする。
- 2 保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができないときは新たに保証人を定めなおして身上変更届及び証明書類を提出しなければならない。

(改姓等)

- 第25条 学生又は保証人が改姓・改名・転籍・転居をしたときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届け出なければならない。

(編入学・転入学)

- 第26条 次の各号の一に該当する者で、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部及び健康科学部医療経営管理学科への入学を志願する者があるときは、いずれも欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 修業年限4年以上の大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (3) 短期大学を卒業した者、又は高等専門学校を卒業した者
 - (4) 学校教育法施行規則（附則）第7条に定める従前の規定による高等学校・専門学校、又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
 - (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

(再入学)

- 第27条 本学に1年以上在学し依願退学した者で、同じ学科に再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することができる。

(転学部・転学科・転籍)

- 第28条 転学部・転学科・転籍を希望する者は1年次もしくは2年次終了時、いずれも欠員のある場合に限り、選考の上、許可することができる。

(編入学・転入学・再入学・転学部・転学科・転籍者の授業科目及び単位数の取扱い)

第 29 条 編入学・転入学・再入学の規定により入学を許可された者及び転学部・転学科・転籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 30 条 本学に開設する授業科目は、その内容により基盤教育科目（総合基礎科目）・専門教育科目及び資格科目とする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。なお、これらの授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 授業科目及び単位数は次のとおりである。
 - (1) 基盤教育科目（総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部（リハビリテーション学科、医療経営管理学科））———（別表1-①）
総合基礎科目（健康科学部保健看護学科）———（別表1-②）
 - (2) 専門教育科目
 - 1) 総合福祉学部社会福祉学科———（別表2）
 - 2) 総合福祉学部福祉心理学科———（別表3）
 - 3) 総合福祉学部福祉行政学科———（別表4）
 - 4) 総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科———（別表5）
 - 5) 総合マネジメント学部情報福祉マネジメント学科———（別表6）
 - 6) 教育学部教育学科———（別表7）
 - ①初等教育専攻———（別表7-①）
 - ②中等教育専攻———（別表7-②）
 - 7) 健康科学部保健看護学科———（別表8）
 - 8) 健康科学部リハビリテーション学科
 - ①作業療法学専攻———（別表9-①）
 - ②理学療法学専攻———（別表9-②）
 - 9) 健康科学部医療経営管理学科———（別表10）
 - (3) 社会福祉士国家試験受験資格に関する指定科目（総合福祉学部）（別表11）———（別表11）
 - (4) 社会福祉士国家試験受験資格に関する基礎科目（総合福祉学部）（別表12）———（別表12）
 - (5) 精神保健福祉士国家試験受験資格に関する指定科目（総合福祉学部）（別表13）———（別表13）
 - (6) 精神保健福祉士国家試験受験資格に関する基礎科目（総合福祉学部）（別表14）———（別表14）
 - (7) 保育士資格に関する科目（総合福祉学部社会福祉学科）———（別表15）
 - (8) 保育士資格に関する科目（教育学部教育学科初等教育専攻）———（別表16）
 - (9) 介護福祉士国家試験受験資格に関する科目（総合福祉学部社会福祉学科）———（別表17）
 - (10) 第一種衛生管理者免許に関する科目
（総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科）———（別表18）
 - (11) 教育職員免許状に関する科目
 - 1) 総合福祉学部
 - (ア) 高等学校教諭一種免許状（福祉）に関する教育課程（社会福祉学科）———（別表19）
 - (イ) 養護教諭一種免許状に関する教育課程（福祉心理学科）———（別表20）
 - 2) 教育学部
 - (ア) 幼稚園教諭一種免許状に関する教育課程（初等教育専攻）———（別表21）
 - (イ) 小学校教諭一種免許状に関する教育課程（初等教育専攻）———（別表22）
 - (ウ) 中学校教諭一種免許状（社会）に関する教育課程（中等教育専攻）———（別表23）
 - (エ) 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）に関する教育課程（中等教育専攻）———（別表24）
 - (オ) 高等学校教諭一種免許状（公民）に関する教育課程（中等教育専攻）———（別表25）
 - (カ) 中学校教諭一種免許状（英語）に関する教育課程（中等教育専攻）———（別表26）
 - (キ) 高等学校教諭一種免許状（英語）に関する教育課程（中等教育専攻）———（別表27）
 - (ク) 特別支援学校教諭一種免許状に関する教育課程———（別表28）

- (12) 司書教諭資格に関する科目
(総合福祉学部社会福祉学科・教育学部教育学科(幼保コースを除く)) (別表29)
- (13) 司書資格に関する専門科目(総合福祉学部・総合マネジメント学部・
教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科) (別表30)
- (14) 学芸員資格に関する専門科目(総合福祉学部・総合マネジメント学部・
教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科) (別表31)
- (15) 社会福祉主事任用資格に関する科目
(総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科) (別表32)
- (16) 身体障害者福祉司任用資格に関する科目(総合福祉学部・総合マネジメント学部) (別表33)
- (17) 公認心理師資格に関する科目(総合福祉学部福祉心理学科) (別表34)
- (18) (公財)日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格(総合福祉学部・
総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科)
(イ) 初級障がい者スポーツ指導員資格に関する科目 (別表35)
(ロ) 中級障がい者スポーツ指導員資格に関する科目 (別表36)
- (19) 介護職員初任者研修の課程に関する科目
(総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科) (別表37)
- (20) レクリエーション・インストラクター資格に関する科目
(総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科) (別表38)
- (21) 福祉用具専門相談員に関する科目
(総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科) (別表39)
- (22) 臨床美術課程に関する科目(総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科) (別表40)
- (23) 社会貢献活動支援士課程に関する科目(総合福祉学部・総合マネジメント学部) (別表41)
- (24) デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目
(総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科) (別表42)
- (25) 救急救命士課程に関する科目(健康科学部医療経営管理学科) (別表43)
- (26) スクールソーシャルワーク教育課程に関する科目(総合福祉学部社会福祉学科) (別表44)
- (27) 健康運動実践指導者に関する科目(健康科学部医療経営管理学科) (別表45)
- (28) キャリアと実践活動に関する科目(健康科学部保健看護学科) (別表46)
- (29) 開放科目 (別表47)

(履修方法)

第 31 条 本学を卒業するためには、その区分に従い、124 単位以上(ただし、健康科学部保健看護学科は125 単位以上)を取得しなければならない。

(1) 基盤教育科目(総合基礎科目)

各学部学科の履修単位数は以下の通りである

- 1) 総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、
健康科学部(リハビリテーション学科、医療経営管理学科)

学部名	学科名	科目区分								合計
		教養知識・スポーツ・健康系						キャリア アップ 科目	TFU ステップアップ 科目	
		導入 教育	教養 教育	ICT 教育	外国語 教育	国際教養 理解	スポーツ・ 健康教育	キャリア 形成系/ 自立学習系	社会参加・ 実践活動	
総合福祉 学部	社会福祉学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23
	福祉心理学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23
	福祉行政学科	3	10	任意	6(英語)	任意	4	任意	任意	23
総合マネジ メント学部	産業福祉マネジメント学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23
	情報福祉マネジメント学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23
教育学部	教育学科	3	10	2	6(英語)	任意	4	任意	任意	25
健康科学部	リハビリテーション学科	3	2	任意	6(英語)	任意	4	任意	任意	16
	医療経営管理学科	3	10	任意	6	任意	4	任意	任意	23

2) 健康科学部保健看護学科

学 部 名	学 科 名	基礎知	科学知	実践知	健康知	計
健康科学部	保 健 看 護 学 科	12	2	2	4	20

ただし、それぞれの超過した単位も関連科目として卒業単位に加算する。

(2) 専門教育科目

各学部学科の履修単位数は以下の通りである（いずれの単位数も以上を示している）。
教育学部教育学科以外は必修単位数を示しており、教育学部教育学科は各コースの履修方法にしたがって選択履修取得のこと。なお、各コースの教育課程は別に定める。

学部名	学 科 名	専門 基礎科目	専門 基幹科目	専門 発展科目	関連科目	開放科目
総合福祉学部	社 会 福 祉 学 科	28	32	6		
	福 祉 心 理 学 科	22	26	16		
	福 祉 行 政 学 科	22	32			
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	16	32			
	情報福祉マネジメント学科	26	38			
教育学部	教 育 学 科	12	44~82※			
	初 等 教 育 専 攻	12	44~82※			
	中 等 教 育 専 攻	12	64~65※			
健康科学部	保 健 看 護 学 科	31	74			
	リハビリテーション学科					
	作 業 療 法 学 専 攻	31	74			
	理 学 療 法 学 専 攻	31	70			
	医 療 経 営 管 理 学 科	24	32			

ただし、それぞれの超過した単位も卒業単位に加算する。

※履修コースにより異なる。

(3) 各種課程

指定された学部では、各種資格の科目も卒業単位科目（関連科目）として履修ができる。

(4) 実習科目

各種実習科目の履修条件及び方法に関しては、各学科が別に定める実習規程による。

(5) 地域貢献関連資格科目

総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科では、初級障がい者スポーツ指導員資格に関する必修科目及び中級障がい者スポーツ指導員資格に関する必修科目、総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科では、レクリエーション・インストラクター資格に関する必修科目、健康科学部医療経営管理学科では健康運動実践指導者に関する必修科目を卒業単位（関連科目）として履修ができる。

(6) 開放科目

学部等が開講する専門教育科目のうち、他学部の学生の受講が可能であり、かつ、有意義であると認めたものを指定して開放する科目を卒業単位として履修できる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

- 3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学・転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(単位互換派遣学生)

- 第33条 本学の学生で仙台圏単位互換協定を締結した他の大学及び短期大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は本学の専門教育科目(関連科目)として認定する。但し、放送大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は、本学で修得したものとみなすことができる。
- 2 本学の学生で国内留学に関する単位互換協定又は学生交流協定を締結した他の大学及び短期大学の授業科目を履修し単位を修得した場合は、本学で修得したものとみなすことができる。
 - 3 単位互換派遣学生の履修規程については、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

- 第34条 教育職員の普通免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要資格を取得しなければならない。
- 2 本学の学部・学科等において当該所要資格を修得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

学 部	学 科	教育職員免許状の種類(教科)
総合福祉学部	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状(福祉)
	福祉心理学科	養護教諭一種免許状
教育学部	初等教育専攻	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状
	中等教育専攻	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状

- 3 総合福祉学部社会福祉学科の学生で、高等学校教諭一種免許状(福祉)を得ようとする者は、別表19の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 4 総合福祉学部福祉心理学科の学生で、養護教諭一種免許状を得ようとする者は、別表20の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 5 教育学部教育学科(初等教育専攻)の学生で、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状を得ようとする者は、それぞれ別表21及び別表22の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 6 教育学部教育学科(中等教育専攻)の学生で、中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(地理歴史)、高等学校教諭一種免許状(公民)、中学校教諭一種免許状(英語)及び高等学校教諭一種免許状(英語)を得ようとする者は、それぞれ別表23、別表24、別表25、別表26、別表27の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 7 教育学部教育学科(初等教育専攻・中等教育専攻)の学生で、特別支援学校教諭一種免許状を得ようとする者は、別表28の教育課程における科目を修めて卒業しなければならない。
- 8 司書教諭の資格を得ようとする者は、教育職員免許法による小学校、中学校または高等学校の教諭の普通免許状を取得し、学校図書館法第5条第4項並びに文部科学省令により本学が定める司書教諭に関する科目及び単位(別表29)を取得しなければならない。

(各種資格の取得)

- 第35条 総合福祉学部の学生で社会福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士の指定科目(別表11)を修めて卒業しなければならない。なお、社会福祉士を養成するための定員は別に定める。

- 2 総合福祉学部で社会福祉士の短期養成施設に入所する者は、社会福祉士の基礎科目（別表12）を修めて卒業しなければならない。
- 3 総合福祉学部で精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士の指定科目（別表13）を修めて卒業しなければならない。なお、精神保健福祉士を養成するための定員は別に定める。
- 4 総合福祉学部で精神保健福祉士の短期養成施設に入所する者は、精神保健福祉士の基礎科目（別表14）を修めて卒業しなければならない。
- 5 保育士の資格（総合福祉学部社会福祉学科、教育学部教育学科初等教育専攻）を得ようとする者は、本学が定める保育士資格に関する専門科目及び単位（社会福祉学科は別表15、教育学科は別表16）を取得しなければならない。
なお、社会福祉学科社会及び教育学科初等教育専攻で保育士を養成するための定員はそれぞれ別に定める。
- 6 介護福祉士の国家試験受験資格（社会福祉学科）を得ようとする者は、別表17に定める科目及び単位数を修め卒業しなければならない。なお、介護福祉士を養成するための定員は別に定める。
- 7 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で介護職員初任者研修修了の資格を得ようとする者は、本学が定める介護職員初任者研修の課程に関する科目及び単位（別表37）を3年次までに取得しなければならない。
- 8 第一種衛生管理者の資格（総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科）を得ようとする者は、本学が定める第一種衛生管理者に関する科目及び単位（別表18）を取得しなければならない。
- 9 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科の学生で司書の資格を得ようとする者は、図書館法第5条第1項第1号により本学が定める司書資格に関する科目及び単位（別表30）を取得しなければならない。
- 10 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部教育学科中等教育専攻・健康科学部医療経営管理学科の学生で学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法第5条第1項第1号により本学が定める学芸員資格に関する科目及び単位（別表31）を取得しなければならない。
- 11 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で社会福祉主事の任用資格を得ようとする者は、社会福祉主事任用資格に関する科目（別表32）に定める科目を修めて卒業しなければならない。
- 12 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で身体障害者福祉司の任用資格を得ようとする者は、身体障害者福祉司任用資格に関する科目（別表33）に定める科目を修めて卒業しなければならない。
- 13 公認心理師の国家試験受験資格（福祉心理学科）を得ようとする者は、本学が定める公認心理師資格に関する科目及び単位（別表34）を取得し卒業後、養成課程のある大学院等を修了しなければならない。
- 14 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で（公財）日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格「初級障がい者スポーツ指導員」の資格を得ようとする者は、（別表35）に定める科目を修めて卒業しなければならない。ただし、卒業までに2年以上の指導経験を有する（中級障がい者スポーツ指導員の資格取得条件の取得のため）については、必要な科目の履修修了後に所定の手続きをすることによって、初級障がい者スポーツ指導員資格を取得できる。
- 15 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で（公財）日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格「中級障がい者スポーツ指導員」の資格を得ようとする者は、1年次に初級障がい者スポーツ指導員資格を取得し、2年次以降で（別表36）に定める科目を修め、卒業までに3年間、計120時間（15日）以上の指導経験を積み卒業しなければならない。
- 16 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科の学生でレクリエーション・インストラクターの資格を取得するためには、レクリエーション・インストラクター資格取得に関する認定専門科目（別表38）により本学の3年次又は4年次のうち、1年間で指定科目を取得しなければならない。
- 17 健康科学部保健看護学科の学生で、看護師の国家試験受験資格を取得するためには別表8に定める科目及び単位を取得し卒業しなければならない。また、保健師及び助産師の国家試験受験資格を取得するためには別表8の欄外に定める所定の選択科目及び単位を取得しなければならない。
- 18 健康科学部リハビリテーション学科の学生で、作業療法士の国家試験受験資格を取得するためには別表9—①、理学療法士の国家試験受験資格を取得するためには別表9—②に定めるそれぞれの科目及び単位を履修方法にしたがって取得し卒業しなければならない。
- 19 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、福祉用具専門相談員の資格を取得するためには、福祉用具専門相談員資格に関する科目（別表39）に定める科目及び単位を取得しなければならない。

- 20 総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で臨床美術課程を履修する者は、臨床美術課程に関する科目（別表40）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 21 総合福祉学部・総合マネジメント学部の学生で社会貢献活動支援士課程を履修する者は、社会貢献活動支援士課程に関する科目（別表41）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 22 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科の学生で、デジタルコンテンツアセッサの資格を得ようとする者は、「デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目」（別表42）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 23 健康科学部医療経営管理学科の学生で、救急救命士の国家試験受験資格を得ようとする者は、「救急救命士課程に関する科目」（別表43）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 24 総合福祉学部社会福祉学科の学生で、「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程」を履修しようとする者は、「スクールソーシャルワーク教育課程に関する科目」（別表44）に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 25 健康科学部医療経営管理学科の学生で、健康運動実践指導者の資格を得ようとする者は、「健康運動実践者に関する科目」（別表45）に定める科目及び単位を取得しなければならない。

（単位数の算定基準）

- 第 36 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を、4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
- （1）講義及び演習については、1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - （2）実験、実習及び実技については、3 0 時間から 4 5 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - （3）第 1 号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の授与及び学内単位互換）

- 第 37 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 授業科目の履修ならびに試験に関する規程は別に定める。
 - 3 通学課程において修得した単位と通信教育課程において修得した単位は相互に転換することができる。
 - 4 前項の学内単位互換に関する規程は別に定める。

（成績）

- 第 38 条 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の 5 種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

第 4 節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍

（休学）

- 第 39 条 疾病その他特別の理由により、3 カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

（休学期間）

- 第 40 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は 1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は通算して 4 年を越えることはできない。
 - 3 休学期間は第 1 8 条の在学年限には算入しない。

(復学)

- 第 41 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。
- 2 休学者が休学期間を過ぎても、復学・退学・休学の延長願を提出せず、許可を得なかった場合、学長は復学とみなし第 62 条に定める学費を徴収することができる。

(転学)

- 第 42 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

- 第 43 条 外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は第 18 条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

- 第 44 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第 45 条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 正当な理由がなく授業科目の履修を怠った者
 - (2) 所定の期日以降 3 カ月授業料の納付を怠った者
 - (3) 第 18 条に定める在学年限を越えた者
 - (4) 第 40 条第 2 項に定める休学期間を越えて、なお修学できない者

第 5 節 卒業及び学士学位

(卒業)

- 第 46 条 本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 第 3 学年次修了時の卒業判定時までに卒業に必要な単位を修得し、別に定める基準に基づいて、特に優秀な成績を修めたと認定された者については、第 3 学年次修了時に卒業を認めることができる。なお、早期卒業に関する規程は別に定める。
- 3 卒業時の通算 G P A が 1.50 未満の場合は、卒業認定試験を受け、合格しなければならない。G P A については、別に定める。
- 4 学長は卒業を認定した者に対して学位記・卒業証書を授与する。

(学士学位)

- 第 47 条 卒業した者には、次の区分に従い、学士学位を授与する。

学 部	学 科	学 位 名 称
総 合 福 祉 学 部	社 会 福 祉 学 科	学士 (社会福祉学)
	福 祉 心 理 学 科	学士 (福祉心理学)
	福 祉 行 政 学 科	学士 (福祉行政学)
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	学士 (産業福祉学)
	情報福祉マネジメント学科	学士 (情報福祉学)
教 育 学 部	教 育 学 科	学士 (教育学)
健 康 科 学 部	保 健 看 護 学 科	学士 (看護学)
	リハビリテーション学科	学士 (リハビリテーション学)
	医 療 経 営 管 理 学 科	学士 (医療経営管理学)

第6節 賞 罰

(表彰)

第48条 学生及び本学学生を構成とする団体が表彰に値する行為があったものは、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(特待生)

第49条 全学の成績上位3%以内の学生のうち学術優秀、品行方正の者を選考の上、特待生とし授業料の全部又は一部を免除することができる。

(懲戒)

第50条 学生で本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒を行う。

- 2 懲戒の種類は退学・停学・譴責とする。
- 3 前二項の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第7節 厚生補導

(厚生補導)

第51条 大学は学生の厚生補導に関して助言指導を行う。
2 前項の厚生補導の運営等に関する規程は別に定める。

(厚生施設及び保健)

第52条 本学に厚生施設を置く。
2 前項の厚生施設の運営等に関する規程は別に定める。
3 毎学年定期的に学生及び教職員の健康診断を行う。

第8節 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・ 単位互換学生及び外国人留学生等

(委託生)

第53条 官公庁・法人・外国政府及び他の大学等から委託された学生は委託生とする。
2 委託生に関する規程は別に定める。

(研究生)

第54条 本学に研究生を受け入れることができる。
2 研究生は本学の卒業生又は同等以上の資格を有する者で、指導教員の申請によって学長が教授会の議を経て入学の可否を決める。
3 研究生に関する規程は別に定める。

(聴講生)

第55条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。
2 聴講生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第56条 学所定の授業科目中、総合福祉学部、総合マネジメント学部及び教育学部の特定の科目について履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。
2 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。
3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別科目等履修生)

第56条の2 本学通信教育部の正科生で通学課程の授業の履修を許可された者を特別科目等履修生とする。
2 特別科目等履修生に関する規程は別に定める。

(単位互換学生)

- 第 57 条 仙台圏単位互換協定を締結した他の大学及び短期大学並びに高等専門学校で本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、単位互換学生として履修を許可することができる。
- 2 国内留学に関する単位互換協定又は学生交流協定を締結した他の大学及び短期大学並びに高等専門学校で本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、国内留学単位互換学生として履修を許可する。
- 3 単位互換学生の履修規程については、別に定める。

(外国人留学生・交換留学生)

- 第 58 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生の入学に関する規程は別に定める。
- 3 交換留学生については、本学と外国の大学又はそれに相当する高等教育機関との学生の留学に関する交流協定に基づき、学生を交換留学生として双方で受入ないしは派遣することがある。
- 4 交換留学生に関する規程は別に定める。

(準用規程)

- 第 59 条 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・単位互換学生・外国人留学生及び交換留学生には、別段の規定がない限り学生に関する規程を準用する。

第 9 節 学 費**(学費)**

- 第 60 条 入学検定料・入学金・授業料・施設設備資金・教育環境整備費・厚生費等は、別添 2 の通りとする。

(課程履修費、任意の実験実習費等)

- 第 61 条 前条の他、資格取得のための課程履修費及び 実験実習費等を別途徴収する。

(復学等の場合の学費)

- 第 62 条 復学を許可された学生の学費は、その者の入学年次に定められた学費をスライドさせた金額とする。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

- 第 63 条 卒業年次以降の学年途中で卒業する見込の者は、当該期間の学費を納付するものとする。

(退学及び停学等の場合の学費)

- 第 64 条 学年の途中で退学し、又は除籍された者の当該期間の学費は徴収する。
- 2 停学期間中の学費は徴収する。

(休学の場合の学費)

- 第 65 条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学期間中は在籍料を納付しなければならない。ただし、学期の途中で休学する場合は、その期の所定の学費は納入しなければならない。
- 2 在籍料は別に定める。

(委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・外国人留学生等の学費)

- 第 66 条 委託生・研究生・聴講生・科目等履修生・特別科目等履修生・外国人留学生・交換留学生の入学検定料及び学費等については別に定める。

(納付した学費等)

- 第 67 条 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及び関係法規に基づき処理する。

第10節 公 開 講 座**(公開講座)**

- 第 68 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

第11節 雑 則

(細 則)

第 69 条 この学則に必要な細則は別に定める。

附 則

1. この学則は昭和 37 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則は昭和 40 年 4 月 1 日より施行する。
3. この学則は昭和 45 年 4 月 1 日より施行する。
4. この学則は昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。
5. この学則は昭和 47 年 4 月 1 日より施行する。
6. この学則は昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。
7. この学則は昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
8. この学則は昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。
9. この学則は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
10. この学則は昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。
11. この学則は昭和 53 年 10 月 1 日より施行する。
12. この学則は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。
13. この学則は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。
14. この学則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
15. この学則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。
16. この学則は昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
17. この学則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。
18. この学則は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。
19. この学則は平成元年 4 月 1 日より施行する。
20. この学則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
21. この学則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
22. この学則は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
23. この学則は平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
24. この学則は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
25. この学則は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
26. この学則は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
27. この学則は平成 12 年 4 月 1 日より、①社会福祉学部の名称を総合福祉学部に変更するため、②社会福祉学科および福祉心理学科の収容定員を変更するため、③情報福祉学科の設置にともない、施行する。なお、平成 11 年度までに入学した学生は従前によるものとする。
28. この学則は平成 13 年 4 月 1 日より、①社会福祉学科に教育職員免許状「福祉」、情報福祉学科に教育職員免許状「情報」を設置にともない、②学都仙台単位互換ネットワークを設置にともない、施行する。なお、平成 12 年度までに入学した学生も平成 13 年 4 月開設の「福祉」・「情報」の教育職員免許状の科目履修を認める。
29. この学則は平成 14 年 4 月 1 日より、①学則第 3 条総合福祉学部に通信教育部社会福祉学科、社会教育学科、福祉心理学科を設置、②学則第 26 条（編入学・転入学）に（5）を設けて、専修学校の専門課程からの編入学を可能にした。③社会福祉学科の保育士課程が「児童福祉法施行規則第 39 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成 13 年厚生労働省告示第 198 号）により平成 14 年 4 月から適用されることにより、第 30 条(授業科目)2、（9）保育士資格に関する科目（別表 18）を改正して平成 14 年度入学者から適用して施行する。④第 30 条（授業科目）2、（9）(助)日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指

導者資格（イ）初級障がい者スポーツ指導員資格に関する科目（別表３９）を改正する。ただし、平成１３年度までの入学者については、従前の例によることとする。

30. この学則は平成１５年４月１日より、①総合福祉学部社会福祉学科に介護福祉士課程を設置するにともない、②学則第３０条（授業科目）－２、（２）外国語科目（別表２）に「ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」「中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」を新設するにともない、③学則第３０条（授業科目）－２、（９）保育士資格に関する科目（別表１８）に「ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」「中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」を新設するにともない、④学則第３０条（授業科目）－２、（１２）（イ）教職に関する科目の教育職員免許法施行規則第６６条の５に定める科目（別表２１）に「ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」「中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）～Ⅵ」を新設するにともない、⑤第３０条（授業科目）の２（２０）訪問介護員養成２級課程修了に関する指定専門科目（別表４１）を新設するにともない、改正施行する。ただし、平成１４年度までの入学者については、従前の例によることとする。
31. この学則は平成１６年４月１日より、①第２０条（入学資格）の変更にともない、②第３０条（授業科目）（２２）レクリエーション・インストラクター資格取得に関する科目の設置、③（２３）臨床美術士資格取得に関する科目の設置、④（２４）感性デザイン課程に関する科目の設置および第５６条の２に特別科目等履修生制度を設置することにより改正し、全学年に施行する。
32. この学則は平成１７年４月１日より、①福祉心理学科に教育職員免許状「養護教諭１種普通免許状」を設置することにより、②第３０条（授業科目）の２、（１２）（リ）養護教諭１種普通免許状の養護に関する科目の設置、③第３４条（教員免許状授与の所要資格取得）の２を変更し、施行する。なお、平成１６年度までに入学した学生も、平成１７年度４月開設の「養護教諭１種普通免許状」の教育職員免許状の科目履修を認める。
さらに、④第３０条（授業科目）の２、（３３）臨床美術士資格取得に関する科目（別表４３）の削除、⑤第３０条（授業科目）の２、（２５）福祉観光課程に関する科目の設置、⑥第３０条（授業科目）の２、（２６）スポーツマネジメント課程に関する科目の設置、⑦第３０条（授業科目）の２、（２７）臨床美術課程に関する科目の設置、⑧第３０条（授業科目）の２、（２８）異文化コミュニケーション課程に関する科目の設置、⑨福祉観光課程・スポーツマネジメント課程・臨床美術課程・異文化コミュニケーション課程の設置に伴い第３５条（各種資格の取得）に（２２）～（２５）を追加変更し、施行する。なお、④～⑨については、平成１７年度入学生から適用し、平成１６年度までに入学した学生は従前によるものとする。
33. この学則は平成１８年４月１日より、新学部創設にともない、①第１条（目的、使命）を修正し、②学内組織の見直し（第５条、第９条、第１０条、第１３条）等をはかった。さらに、③第３条（学部）子ども科学部子ども教育学科、健康科学部保健看護学科の設置、④第３０条（授業科目）の２、（１）基礎教養（別表１）、及び（２）外国語科目（別表２）の科目と履修方法の変更、⑤第３０条の２、（４）－② 子ども科学部の専門教育科目（別表１７）の設置、⑥第３０条（授業科目）の２、（４）－③健康科学部の専門教育科目（別表１８）の設置、⑦第３０条（授業科目）の２、（９）－②子ども科学部子ども教育学科に保育士資格に関する科目を設置、⑧第３０条（授業科目）の２、（１２）－①子ども科学部に教職に関する科目（別表３７－①）（別表３７－②）の設置、⑨第３０条（授業科目）の２、幼稚園教諭１種普通免許状に関する科目・教科又は教職に関する科目（別表３８－①、２種は別表３８－②）及び小学校教諭１種普通免許状に関する科目・教科又は教職に関する科目（別表３９－①、２種は別表３９－②）を設置する。⑩第３１条（履修方法）、（４）－②子ども科学部子ども教育学科及び（４）－③健康科学部保健看護学科の履修方法を規定する。⑪第３４条（教員免許状授与の所要資格の取得）の２、子ども科学部に教育職員免許状「幼稚園教諭１種普通免許状」、「幼稚園教諭２種普通免許状」、「小学校教諭１種免許状」、「小学校教諭２種免許状」の設置、⑫第３５条（各種資格の取得）の５、保育士資格に子ども科学部子ども教育学科を追加し、保育士資格の取得を可能とする。⑬さらに、第３５条（各種資格の取得）の２０、健康科学部保健看護学科において、看護師及び保健師の国家試験受験資格の取得を可能とする。⑭そのための授業科目を第３０条（授業科目）２、に設置する。⑮第４７条、学士学位の授与に子ども科学部子ども教育学科に「学士」（教育学）、健康科学部保健看護学科に「学士」（看護学）を追加する。⑯第６０条（学費）、子ども科学部と健康科学部の入学検定料・入学金・授業料・施設設備資金・厚生費・後援会等を新たに設定する。ただし、平成１７年度までに入学した学生は従前によるものとする。
34. この学則は平成１９年４月１日より、大学の教員組織の変更にともない、①第９条（教職員）において従来の「助教授」を「准教授」に名称を変更し、「助教」を新設して施行する。また、特殊教育教員免許課程が、特別支援学校教員免許課程に移行するにともない、②第３４条（教員免許状授与の所要資格の取得）の２及び６において、社会福祉学科に設置されている「養護学校教諭１種普通

免許状の教科に関する科目」を「特別支援学校教諭１種免許状の教科に関する科目」へ再編成して施行する（別表２８）。③従来の「基礎教養科目」「外国語科目」「健康とスポーツ科目」を再編し、「総合基礎科目」（別表１－①）を導入するとともに、各学科の科目を再編・再構成する（第３１条、第３２条）。ただし、健康科学部は従前の通りとする。④総合福祉学部情報福祉学科に２コース（情報応用コース、総合情報コース）を設置する（第３０条（授業科目）２の（２）５）の（イ）、（ロ））。⑤総合福祉学部の副専攻に「減災・予防福祉課程」を追加する。

35. この学則は、平成２０年４月１日より、①総合福祉学部産業福祉学科及び情報福祉学科を、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科及び情報福祉マネジメント学科に独立・改組し、②健康科学部に新たにリハビリテーション学科（作業療法学専攻、理学療法学専攻）と医療経営管理学科を設置するとともに、③それにとまう収容定員の見直しを行い施行する（第３条）。なお、④第３０条（授業科目）２の（１）、総合基礎科目（別表１）を全学部共通科目として配置するとともに、（２）専門教育科目に新学部新学科の授業科目と第３１条（履修方法）に履修方法をそれぞれ追加する。さらに、健康科学部保健看護学科の関連科目に授業科目を追加する（別表８）。また、⑤第３４条（教員免許状授与の所要資格の取得）について、従来の「産業福祉学科」に設置されていた中学校教諭一種普通免許状（社会）、高等学校教諭一種普通免許状（公民）及び「情報福祉学科」に設置されていた高等学校教諭一種普通免許状（情報）の教員免許状を取り下げる。⑥産業福祉学科食品衛生コースに設置されていた食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を取り下げる。⑦附属研究所・センター等に「キャリア推進センター」「次世代育成センター」「ＰＣサポートセンター」を増設する（第５条）。⑧大学設置基準等の一部を改正する省令に伴い学部学科の教育研究上の目的を明確にした（第３条の４）。
36. この学則は平成２１年４月より、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の変更にとまない、①保健看護学科のカリキュラム・履修方法の一部変更および卒業単位の変更（いずれも学則第３１条、学則別表８）を行い施行する。また、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２５号）」により、①資格取得のための履修科目を見直し、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士養成の新しい教育課程を編成する（別表１１）（別表１２）（別表１３）（別表１４）（別表１７）。②それらにとまなって、社会福祉学科の教育課程も再編成する（別表２）。③社会福祉士及び介護福祉士、精神保健福祉士養成課程において定員を設ける（第３５条）。さらに、「福祉科一種普通免許状」の「教科又は教職に関する科目」の内容を変更する。なお、本学に付属病院としてせんだんホスピタルを置く（学則第７条、第９条）。学則本文（学則第６０条）中の学費明細表を、別添２として本中から分離する。
37. この学則は、平成２２年４月より①組織改組し、「社会貢献センター」を置く（第５条）。②教育職員免許法の一部改正にとまない、教職に関する科目である「総合演習」を「教職実践演習」に変更（別表１９）（別表２６－①）（別表２６－②）して施行する。また、③「異文化コミュニケーション課程」、「減災・予防福祉課程」の廃止と「社会貢献支援士課程」の設置にとまない、第３０条（授業科目）２（２８）、第３１条（履修方法）（３）、第３５条（各種資格の取得）２６を追加変更する。さらに、④「総合基礎科目」を再編（別表１）するとともに、総合福祉学部の各学科と子ども科学部子ども教育学科の教育課程を見直し（別表２）（別表３）（別表４）（別表７）、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科に専門科目を追加（別表５）する。⑤保育士資格に関する科目（別表１５）（別表１６）を再編し、特別支援学校教諭一種免許状の教科に関する科目（別表２１）、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の教職に関する科目（別表２６－①）（別表２６－②）、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状に関する科目（別表２７－①）（別表２７－②）（別表２８－①）（別表２８－②）をそれぞれ見直し施行する。
38. この学則は、平成２３年４月より①専門基幹科目にリエゾン群（Ｌ群）を新設する（健康科学部を除く）ことにとまない、「総合基礎科目」（別表１－①、別表２－②）及び各学科の教育課程（別表２、別表３、別表４、別表５、別表６、別表７）を変更し施行する。また、②「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正により、「保育士資格に関する科目」（別表１５及び別表１６）を変更する。それにとまない、③教員免許状取得のための科目を一部変更する（別表２６－①、別表２６－②、別表２７－①、別表２７－②、別表２８－①、別表２８－②）。④総合福祉学部社会福祉学科社会福祉コース（保育士課程履修）の学生の幼稚園教諭一種普通免許状の取得を可能とする（第３４条９）。⑤教育職員免許法施行規則の一部改正にとまない、「福祉」の教科に関する科目・単位数及び履修方法（別表２０）を変更して施行する。⑥総合福祉学部社会福祉学科と福祉心理学科において、福祉用具専門相談員の資格取得を可能とし、第３５条（各種資格の取得）に（２０）として追加する（別表４１）。さらに、⑦休学の場合（第６５条）の学費を変更して施行する。
39. この学則は、平成２４年４月より、①総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科及び情報福祉マネジメント学科のカリキュラムの一部を変更する（学則別表５、６）。②全学部学科へのリエゾン系科目の導入に伴い、健康科学部における総合基礎科目及び履修方法を変更する（別表１）と

ともに、健康科学部保健看護学科、リハビリテーション学科、医療経営管理学科のカリキュラム・履修方法の一部を変更する（別表8、9-①、9-②、学則第31条）。③また、保健看護学科において、保健師受験資格を選択制とし（学則第35条の18）、卒業単位を変更する（学則第31条）。④精神保健福祉士法施行規則等の改正により、精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目及び精神保健福祉士受験資格に関する基礎科目を見直し（別表13、14）、社会福祉士受験資格に関する指定専門科目の一部を見直す（別表11）とともに、社会福祉学科並びに福祉心理学科のカリキュラムを一部変更する（別表2、4）。⑤さらに第一種衛生管理者免許に関する科目（別表18）の一部を変更し、図書館司書養成科目及び学芸員養成科目の改正により、図書館司書資格に関する専門科目（別表30）及び博物館学芸員資格に関する専門科目（別表31）を見直すとともに、社会福祉学科、社会教育学科、福祉心理学科のカリキュラムを一部変更する（別表2、3、4）。⑥介護福祉士の資格取得の変更により、「資格」から「受験資格」と変更（学則第35条6）及び科目を追加し（別表17）、⑦学生表彰の対象に学生団体を追加する（学則第48条）変更、⑦学則第31条に（4）を追加し、施行する。

40. この学則は、平成25年4月より、①入学前の既修得単位等の認定において、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」及び「大学以外の教育施設等における学修」を明文化（学則第32条）、②防災・減災に関連する科目を移動・配置（学則別表1-1、2、3、4、5、6、7）、③精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目の履修年次及び単位数の一部変更（別表2、4、14）、④総合福祉学部社会福祉学科及び子ども科学部子ども教育学科の専門教育科目（専門基幹科目L群）（別表2、7）並びに保育士資格に関する科目（別表15、16）の一部変更、⑤教育実習の単位変更（別表2、3、19）⑥訪問介護員2級に関する科目の廃止及び介護職員初任者研修に関する科目の設置（別表39）、それに伴う福祉科の教科又は教職に関する科目の一部変更（別表20）、⑦社会貢献活動支援士に関する科目の一部変更（別表48）をし、施行する。
41. この学則は、平成26年4月より、①第1条の目的、使命を一部変更（学則第1条）し、総合基礎科目を全学共通（学則別表1）とするとともに、全学科に地域共創関連科目を専門基幹科目に配置する（学則別表2～8、9-①、9-②、10）。同時に、健康科学部保健看護学科、リハビリテーション学科及び医療経営管理学科に防災・減災関連科目を配置する（学則別表8、9-①、9-②、10）。履修方法に地域貢献関連資格科目を位置づける（学則第31条（5））。また、保育士資格に関する科目の一部を追加し（学則別表15及び16）、さらに特別支援学校教諭一種免許状の教科に関する科目の一部変更（別表21）、及び副専攻に「デジタルコンテンツアセッサ課程」を設置し（学則第31条（3））、授業科目（学則別表49）及び各種資格の取得（学則第35条26）にそれぞれ追加変更する。さらに学内単位互換の規程を追加して実施する（学則第37条第4項）。②第5条（付属研究所・センター等）の地域連携を充実させるため社会貢献センターを社会貢献・地域連携センターに改組するとともに、経営情報・教育情報の調査分析等を行うIRセンターを新たに設置する。③GPA制度を導入するにあたり、第38条（成績）を4種の評語（優・良・可・不可）から5種の評語（秀・優・良・可・不可）に変更し施行する。④第46条（卒業）の条件を授業科目及び単位数取得から、授業科目及び単位数、GPA制度も導入して認定するに変更し施行する。⑤第41条では、休学期間完了後の学費について、事項を追加するとともに、第45条（除籍）においては、除籍の条件を追加し、一部を削除する。⑥第65条（休学の場合の学費）学期途中での学費に関する事項を追加し、変更施行する。なお、平成25年度まで入学した学生は従前によるものとする。
42. この学則は、平成27年4月より、①学部・学科再編に伴い、総合福祉学部社会教育学科を廃止し、福祉行政学科を設置。子ども科学部子ども教育学科を廃止し、教育学部教育学科初等教育専攻・教育学科中等教育専攻を設置。さらに、総合福祉学部社会福祉学科の入学定員を300名から400名に変更、新たに2学科の設置のため入学定員を1,100名から1,300名にするとともに、収容定員も4,400名から5,200名に変更施行する。また、産業福祉学科を廃止する（学則第3条）。②教職員職階の学長補佐を廃止し、副学長を置く（学則第9条）。③教授会組織及び審議事項の内容を変更する（学則第11条及び第13条）。④長期履修学生の規定（学則第17条の2）を追加する。⑤総合基礎教育科目を変更するとともに、地域共創科目を全学科の教育課程に置く（学則別表1及び2～10）。保育士資格に関する科目（学則別表15、16）および教育職員免許状に関する科目（学則別表19～26）を再編成する。⑥副専攻としてデジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目を変更する（学則別表46）とともに、救急救命士課程に関する科目を置き（学則別表47）、社会福祉学科にスクールソーシャルワーカーに関する科目を配置する（学則別表48）。それに伴い、これらの資格を各種資格に追加する（学則第35条）。⑦教育課程の変更により、履修方法を変更する（学則第31条）。⑧各学部学科での教員免許状授与の所要資格取得を変更する（学則第34条）。⑨学部学科改組により、学士学位の名称を変更する（学則第47条）。⑩懲戒規程を変更する（学則第50条）。なお、平成26年度まで入学した学生は従前によるものとする。

43. 募集を停止していた情報福祉学科を廃止する。また、平成28年4月より教育学部教育学科中等教育専攻に特別支援学校一種普通免許取得に関する教育課程を設置する。なお、この学則は、平成27年度入学生より適用する。
44. この学則は、平成28年4月より、学則第33条の単位互換派遣学生及び学則第57条の単位互換学生の履修に対して規定を追加する。また、総合基礎教育課程を変更する（学則別表1-①、1-②）とともに、学科の専門教育課程を一部変更（学則別表2、3、4、5、6、7、10）し、履修方法も変更する（学則第31条）。それに伴い各種資格取得のための科目も変更する（学則別表17、19、20、28、31、33、36、46）。なお、平成27年度まで入学した学生は従前によるものとする。
45. この学則は、平成29年4月より、①通信教育部社会教育学科廃止に伴い学則第3条第1項第5号の一部変更、②総合基礎教育課程の一部を変更（学則第30条（1）、学則別表1-①、1-②）するとともに、履修方法も変更する（学則第31条）。また、③卒業試験の名称を変更する（学則第46条）。④各学科の専門教育課程を一部変更する（学則別表2、3、4、5、6、10）⑤精神保健福祉士受験資格に関する指定専門科目（学則別表13）、レクリエーション・インストラクター資格に関する科目（学則別表37）、社会貢献活動支援士課程に関する科目（学則別表45）、デジタルコンテンツアセッサ課程に関する科目（学則別表46）、スクールソーシャルワーカーに関する科目（学則別表48）単位数及び履修年次の一部をそれぞれ変更する。さらに⑥総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科に「健康運動実践指導者に関する科目」を配置する（学則別表49及び学則第35条29）するため、学則の一部を変更し施行する。なお、平成28年度まで入学した学生は従前によるものとする。
46. この学則は、平成30年4月より、①健康科学部保健看護学科の入学定員を70名から80名に増員（学則第3条）し、②助産師国家試験受験資格を取得できる教育課程へと改編する（学則第35条18及び学則別表8）。また、③総合福祉学部福祉心理学科に公認心理師受験資格を取得できる教育課程へと改編する（学則本文第35条14及び学則別表4並びに学則別表33）。④総合基礎教育課程の科目を変更（学則別表1-①、学則別表1-②、学則別表1-③）し、社会福祉学科（学則別表2）、福祉行政学科（別表3）、産業福祉マネジメント学科（別表5）、情報福祉マネジメント学科（学則別表6）、医療経営管理学科（学則別表10）の教育課程をそれぞれ一部改正する。⑤資格に関する科目としては、第一種衛生管理者免許に関する専門科目（学則別表18）、高校福祉科一種普通免許状に関する教育課程（学則別表19）、養護教諭一種普通免許状に関する教育課程（学則別表20）、身体障害者福祉司任用資格に関する科目（別表31）、公認心理師国家試験受験資格に関する科目（学則別表33）、レクリエーション・インストラクター資格に関する科目（学則別表37）、スポーツマネジメント課程に関する科目（学則別表43）、臨床美術課程に関する科目（学則別表44）の科目を一部変更する。⑥キャリアと実践活動に関する科目を追加する（学則別表50）。さらに、特待生に関する基準を追加し（学則本文第49条）、交換留学生の規定（学則本文第58条の3及び4）を追加する。なお、平成29年度に入学した学生は従前によるものとする。
47. 平成31年4月より、①「早期卒業」の規定を追加（学則本文第17条の2、第46条2）するとともに、「懲戒」規定の一部を変更する（学則本文第50条）。②「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」に基づき、学則本文第30条（授業科目）における「保育士資格に関する科目」（学則別表15、16）及び学則別表2、7、7-①、7-②の一部を変更。③「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針についての一部改正」に基づき、「介護福祉士受験資格に関する科目」（学則別表17）の一部を変更。④教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、「教育職員免許状に関する科目」を一部変更（学則別表19～26）。⑤総合基礎科目及び各学科の教育課程を一部変更し（学則別表1-①、1-②、2、3、4、5、6、7-①、7-②、10）、教育学科の履修方法を一部変更する（学則本文31条（2））。⑥「開放科目」を新設（学則別表46）。⑦副専攻の変更（学則本文31条（3））に伴い、副専攻教育課程学則別表39～43及び「各種資格の取得」から該当事項を削除するとともに、別表番号、項目番号を変更する。なお、平成31年度以前に入学した学生は従前によるものとする。
48. この学則は、令和2年4月より、総合基礎教育科目を基盤教育科目として改編する（学則別表1-①）。また、平成30年5月付「文部科学省 厚生労働省令第四号理学療法士及び作業療法士法第14条の規定に基づき、『理学療法士作業療法士養成施設指定規則』の一部改正」が行われたことにより、健康科学部リハビリテーション学科カリキュラム・履修方法の一部変更を行う（学則別表9-①、9-②）。それに伴いリハビリテーション学科における基盤教育科目および専門教育科目の履修方法を一部変更する（学則本文第31条）。なお、平成31年度（令和元年度）以前に入学した学生は従前によるものとする。

49. この学則は、募集を停止していた子ども科学部子ども教育学科を廃止し、令和2年1月より一部を改正し施行する。
50. この学則は、令和2年4月より、総合基礎教育科目を基盤教育科目として改編する（学則別表1 - ①、健康科学部保健看護学科は従前のため別表1-②）とともに、各学科の履修方法を変更する（学則本文第31条（1））。また、平成31年4月5日付文部科学省の事務連絡に基づき、社会教育主事の養成課程の一部変更する（学則別表32）。これらの変更に伴い、各学科の専門教育課程（学則別表2～10）及び各種資格取得のための教育課程（学則別表15～17、19～25、28～32、40、41）並びに履修方法を一部変更する（学則本文第31条（2））。さらに、各種資格の取得に関して、救急救命士受験資格取得対象学科から福祉行政学科を削除する（学則本文第35条24）。なお、平成31年度（令和元年度）以前に入学した学生は従前によるものとする。
51. この学則は、募集を停止していた総合福祉学部社会教育学科を廃止（学則本文3条）し、令和2年6月より一部改正施行する。
52. この学則は、令和3年4月より①教育学部教育学科中等教育専攻への中学校一種免許状（英語）及び高等学校一種免許状（英語）課程の設置（学則本文第34条、学則別表26、27）に伴い、教育課程（学則別表7、7-①、7-②）及び履修方法（学則別表31）を一部変更する。さらに、新たな免許課程の設置とともに社会教育主事任用資格の廃止に伴い、別表番号を変更する。②「社会福祉に関する科目を定める省令」及び「精神障害者者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」に基づき、社会福祉士及び精神保健福祉士養成に係る開講科目を変更する（学則別表11～14）。それに従い、各学科の教育課程を見直す（学則別表2～4）とともに、「保育士資格に関する科目」（学則別表15、16）及び「介護福祉士受験資格に関する科目」（学則別表17）を一部変更する。③学則本文中の齟齬を修正する（学則本文第24条、第31条（3））。④学則本文中の各条文の見出しの位置を変更する（全条）。⑤学科の掲載順を「学校法人梅檀学園寄附行為」と統一する（第3、31、47条）。⑥免許状・資格・学科等の名称・字句を統一する（第30、31、34、35条）。⑦その他、字句・表現の統一をはかり明確になるように修正する（第2～8、10、12、13、17、20、31、36、40、51～54、56、58、59、61、66条）。なお、令和3年度以前に入学した学生は従前によるものとする。

【学部・学科の教育研究上の目的】

建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成を目的として、以下の学部、学科を設置する。

I. 総合福祉学部

多角的視野から教育・研究に取り組み、知識、技術、社会的実践力を錬磨し、福祉社会の実現に資する人材の育成を目的とする。

①社会福祉学科

人間理解のための深い教養と福祉の専門知識を修得し、福祉領域における問題解決能力を有する人材を育成する。

②福祉心理学科

人間理解の基礎となる心理学的視点や理論・方法を学び、人々の抱える心理的問題を分析・解決できる人材を育成する。

③福祉行政学科

「福祉」の視点を土台として、地域社会及び住民の福祉の向上に貢献する高い志と強い責任感・倫理観をもち、地域の諸問題に主体的に対応できる幅広い基礎能力を有する人材を育成する。

II. 総合マネジメント学部

人間活動におけるマネジメントの知識と能力をもち、リーダーシップを発揮しうる人材を育成することを目的とする。

①産業福祉マネジメント学科

主として産業界にあって、経済的な効率経営に加えて、福祉的経営の視点も考慮することにより健全な経営を実現できる人材を育成する。

②情報福祉マネジメント学科

豊かで活力ある福祉社会を実現させるため、経営に資するマネジメント能力や情報科学の活用力を兼ね備えた人材を育成する。

III. 教育学部

豊かな教養と人間性を基礎に据え、保育・教育への熱意、高度な専門性、研修意欲等を備え、乳幼児・児童・生徒の保育・教育に柔軟に対応できる人材を育成する。

①教育学科

乳幼児・児童・生徒の発達の特性を活かした教育を研究するとともに、自らの実践を省察する能力を有する人材育成を目的とする。

IV. 健康科学部

ヒューマニティやノーマライゼーションを基本に、人間を全人的に捉え、「生命の尊重」「人としての尊厳」を基盤にもつ人材を育成することを目的とする。

①保健看護学科

すべての人を対象として、ヒューマンケアの思想を、保健・看護の現場で実践できる能力を有する人材を育成する。

②リハビリテーション学科

専門職となる医療現場に加え、「保健・福祉現場における地域リハビリテーション」を視野に入れた、健康増進・障害予防に関わるヘルスケアなど「理論と実践の融合」による調和のとれた人材を育成する。

③医療経営管理学科

保健・医療・福祉の経営に役立つ管理的知識と医学的知識を有し、医療情報を活用しうる専門的な人材を育成する。

別添2

【東北福祉大学 学費】

項 目	学 部 (学 科)	
	総合福祉・教育・総合マネジメント・健康科学部（医療経営管理）	健康科学部（保健看護・リハビリテーション）
入 学 金（入学時）	100,000円	100,000円
授 業 料（年 額）	733,000円	1,000,000円
施設設備資金（年 額）	241,000円	300,000円
教育環境整備費（年 額）	50,000円	50,000円
厚 生 費（年 額）	20,000円	20,000円
実験施設維持費 （福祉心理学科、保健看護学科、 リハビリテーション学科のみ年額）	35,000円	250,000円
実 習 費（1年次）		100,000円
後 援 会 費	24,200円	24,200円

- 1 2年次以降の学費はスライド制の適用により改訂する。
スライド制を適用するときの変動率（対前年度アップ率）は原則として次のものを基準とする。
 (1) 授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分を加算したものによる。
 (2) 施設設備資金については消費者物価指数（総務省統計局調査）の対前年度アップ率による。
- 2 前項の学費納付の細則は別に定める。
- 3 2年度以降の実習費については別に定める。
- 4 学則第65条（休学の場合の学費）に基づく在籍料は、原則として、半期60,000円とする。厚生費等は別途徴収する。

休学・退学・復学等に関する申請期間及び学費の取扱いについて

I. 休学・復学制度について

疾病その他特別の理由により、3ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。休学期間は通算して4年を超えることはできない。休学期間は在学年限に算入しない。

休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

1. 休学・復学についての申請期間

休学・復学について、下記のように申請期間等を設定する。

①休学申請期間	通年休学：前年度の2月4日～5月31日 ^{※1} 前期休学：前年度の2月4日～5月31日 ^{※1} 後期休学：8月1日～10月31日 ^{※1}
②復学手続	(1) 休学期間満了の場合は自動的に復学となるため手続は不要 (2) 休学理由が消滅し、休学期間満了前に復学する場合は、原則として復学手続が必要
③復学の時期	通年で休学した場合：4月1日 前期に休学した場合：後期授業開講日 後期に休学した場合：4月1日
④復学時の年次	通年で休学した場合：原年次 前期に休学した場合：進級 後期に休学した場合：進級
⑤休学制度 利用上限	学部学生：4年 修士課程：2年 博士課程：3年

※1 この申請期間を過ぎて提出した場合は、学則第65条（休学の場合の学費）は適用されません。

II. 学費の取扱いについて

休学者及び退学者の学費の取扱いは以下の通りです。

1. 休学者の学費について

休学願を提出し、休学を許可された者の学費については、当該休学期間の在籍料・厚生費・後援会費を除く学費（授業料、施設設備資金、教育環境整備、実験施設維持費、実習費）を免除します。

(1) 在籍料について

在籍料は、当該学生の在籍保証、在籍管理事務費として、所属に係わらず一律に徴収します。

在籍料の徴収額は、年間120,000円（半期60,000円）とし、休学学期（半期）ごとに徴収します。

(2) 休学時の学費等の取扱い

休学申請期間	在籍状況		学費等請求		
	前期	後期	前期	後期	年間計
通年休学：前年度の 2月4日～5月31日	休学	休学	在籍料 1/2額 (60,000円) 厚生費 (20,000円)	在籍料 1/2額 (60,000円)	在籍料 (120,000円) 厚生費 (20,000円) 合計 140,000円
前期休学：前年度の 2月4日～5月31日	休学	在学	在籍料 1/2額 (60,000円) 厚生費 (20,000円)	学費 1/2額 後援会費 (12,100円)	在籍料 1/2額 + 学費 1/2額 + 厚生費 + 後援会費
後期休学： 8月1日～10月31日	在学	休学	学費 1/2額 厚生費 (20,000円) 後援会費 (12,100円)	在籍料 1/2額 (60,000円)	在籍料 1/2額 + 学費 1/2額 + 厚生費 + 後援会費

注1) 学費 1/2額（在籍料含む）：1年間に支払う学費の1/2額を意味します。

注2) 上記の額は、それぞれの休学申請期間内に休学願を提出し許可された者に適用します。休学申請期間外に提出した場合は、適用されませんのでご注意ください。

2. 退学者の学費について

退学願を提出し退学を許可された者は、当該学期に必要な学費を納入することとします。

ただし、在籍2年目以上の学生が締め切り期日までに退学願を提出した場合は、当該学期の学費を免除します。

なお、退学時の学費等の取扱いについては、以下の通りとなります。

(1) 退学時の学費等の取扱い

退学願提出期間	学費請求		
	前期	後期	年間計
4月1日～5月31日	免除	免除	免除
6月1日～8月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
9月1日～10月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
11月1日～3月31日	学費納入	学費納入	免除なし

※学費未納で退学願を提出した場合は、当該学期学費納入後退学願を受理するものとする。

学費等納付細則

- (1) この細則は学則第60条、第61条に定める学費・課程履修費・任意の実験実習費等の納付手続きについて定めたものです。
- (2) 学費等は、毎年度始めに全額を納入することが原則です。ただし、都合によっては授業料を前期・後期の二期に分割して納入することができます。（納付期限が銀行休業日の場合は翌営業日を期限とします。）

分割納入の場合の 納入期限	前期分	： 5月10日
	後期分	： 10月10日

- (3) 入学後の学費等の納入方法は、本学指定の振込用紙を使用して銀行振込により納入してください。
- (4) 各期の学費を滞納した場合には、定期試験の受験ができません。
- (5) 課程履修費・任意の実験実習費等は、担当部署の指示に従って授業料と同様に納入期限を厳守してください。

■ 総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部（医療経営管理学科）

I) 課程履修に関わる費用（原則として履修初年度）

介護職員初任者研修課程	3年次納入	25,000円
保育士課程	2年次納入	30,000円
教職課程（幼・小・中・高・養教）	2年次納入	20,000円
教職課程（特別支援学校）	3年次納入	10,000円
司書教諭課程	4年次納入	10,000円
学芸員課程	1年次納入	20,000円
司書課程	1年次納入	20,000円
障がい者スポーツ指導員課程		10,000円
レクリエーション・インストラクター養成課程		10,000円
臨床美術論Ⅰ・Ⅱ履修費		10,000円
臨床美術論Ⅲ・Ⅳ履修費		10,000円

II) 任意の実習・演習等に関わる費用

社会福祉士課程	社会福祉士（ソーシャルワーク）実習費（2年生）	2年次納入	2,000円
	社会福祉士（ソーシャルワーク）実習費（3年生）	3年次納入	28,000円
	社会福祉士（ソーシャルワーク）実習費（4年生）	4年次納入	66,500円
精神保健福祉士課程	精神保健福祉士実習費（2年生）	2年次納入	2,000円
	精神保健福祉士実習費（3年生）	3年次納入	58,000円
	精神保健福祉士実習費（4年生）	4年次納入	64,000円
介護福祉士課程	介護福祉士学内実習費（1年生）	1年次納入	24,000円
	介護福祉士学内・学外実習費（2年生）	2年次納入	69,000円
	介護福祉士学内・学外実習費（3年生）	3年次納入	138,000円
	介護福祉士学内実習費（4年生）	4年次納入	22,000円

II) 任意の実習・演習等に関わる費用（つづき）

スクール ソーシャル ワーク課程	スクールソーシャルワーク実習費(4年生)	4年次納入	50,000円
保育士課程	保育実習Ⅰ・Ⅱ	3年次納入	55,000円
教職課程	幼稚園教育実習（4週間）		45,000円
	小学校教育実習（4週間）	実習登録金5,000円を含む	41,000円
	中学校教育実習（3週間）	実習登録金5,000円を含む	37,000円
	高等学校教育実習（3週間）	実習登録金5,000円を含む	37,000円
	養護実習（3週間）	実習登録金5,000円を含む	37,000円
	特別支援教育実習（2週間）	実習登録金5,000円を含む	29,000円
	介護実習（高校福祉科）	実習登録金5,000円を含む	30,000円
	看護学臨床実習（養護教諭）	実習登録金5,000円を含む	60,000円
その他	労働衛生実習		40,000円
	公認心理師 心理演習		10,000円
	公認心理師 心理実習		50,000円
	博物館実習		13,000円
	図書館実習		5,000円
	TOEIC IP受験料	1年次納入	4,400円
		2年次納入	3,130円

III) 免許・資格申請に関わる費用

教育職員免許状一括申請料（1免許状につき）	5,000円
保育士資格登録手数料	4,200円
レクリエーション・インストラクター登録料	17,600円

■ 健康科学部（保健看護学科・リハビリテーション学科）

I) 保健看護学科臨地実習科目

地域包括ケア実習	基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅰ
成人看護学実習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅱ	小児看護学実習
母性看護学実習	精神看護学実習	在宅看護学実習	看護学統合実習

II) 保健看護学科臨地実習納入金額

1年次	100,000円	2年次	200,000円	3年次	200,000円	4年次	200,000円
-----	----------	-----	----------	-----	----------	-----	----------

※保健師選択者の「公衆衛生看護学実習Ⅰ」、「公衆衛生看護学実習Ⅱ」、「公衆衛生看護学実習Ⅲ」の実習費は50,000円となります。

※助産師選択者の「助産学実習Ⅰ」、「助産学実習Ⅱ」、「助産学実習Ⅲ」、「助産学実習Ⅳ」、「助産学実習Ⅴ」の実習費は500,000円程度となります。

Ⅲ) リハビリテーション学科実習科目

作業療法学専攻	早期体験実習	作業療法体験実習	作業療法評価実習
	作業療法実践実習Ⅰ	作業療法実践実習Ⅰ	地域生活支援実習
理学療法学専攻	見学実習	理学療法評価実習	理学療法実践実習Ⅰ
	理学療法実践実習Ⅱ	地域理学療法実習	

Ⅳ) リハビリテーション学科 臨床実習等納入金額

1年次	100,000円	2年次	300,000円	3年次	300,000円	4年次	300,000円
-----	----------	-----	----------	-----	----------	-----	----------

※実習期間により、金額が異なる場合があります。

費用は令和3年3月1日現在の金額です。

卒業延期制度に関する特則

(趣旨)

第1条 この特則は、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度（以下「卒業延期制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 卒業延期制度の対象となる学生は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 東北福祉大学学則（以下「学則」という。）第31条及び第46条に定める卒業要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することによって、在学年限が学則第18条に定める年数を超えないこと。
- (3) 学費等の納付金を滞納していないこと。

(在学の延長)

第3条 卒業延期制度の適用を希望するときは、在学の延長を許可することができる。

- 2 前項の在学を延長することができる期間は、1年とする。ただし、卒業延期制度の適用を受けた者が引き続き当該制度の適用を希望する場合は、1回を限度に、再度、在学の延長を許可することができる。

(手続き)

第4条 卒業延期制度の適用を希望する者は、所定の卒業延期願を、本来卒業すべき年度の所定の期日までに教務部を経由して学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、所属学科の審査及び教授会の議を経て卒業延期制度の適用の可否を決定する。
- 3 卒業時期を延期し、在学の延長を許可された者（以下「卒業延期者」という。）に対しては、卒業延期許可書を交付する。
- 4 卒業延期者が、事情変更により本来卒業すべき年度の終了日の卒業を希望するときは、所定の期日までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、当該終了日での卒業を認めるものとする。
- 5 卒業延期者が、延長期間に係る納付金を所定の期限までに納付しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業すべき年度の終了日の卒業とする。

(授業科目の履修)

第5条 卒業延期者は、授業科目を履修することができない。

(卒業時期)

第6条 卒業延期者の卒業の時期は、半年の在学延長者は前期の終了日、1年の在学延長者は当該年度の

卒業生の卒業の日とする。ただし、9 月末に卒業する予定の者が卒業延期する場合の卒業の時期は、半年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日、1 年の在学延長者は前期の終了日とする。

- 2 前項にかかわらず、1 年の在学延長者が半年での卒業を希望するときは、所定の手続によりこれを認めることができる。

(休学の取り扱い)

第 7 条 卒業延期期間中は、休学を認めない。

(納付金)

第 8 条 卒業延期者に係る在籍料は、半年間 6 万円、1 年間 12 万円及び厚生費（2 万円）とし、指定された期日までに納付しなければならない。

- 2 既納の在籍料は、返付しない。ただし、第 4 条第 4 項により、卒業延期許可取消願を提出し、卒業が認められた場合は既納の全額を、第 6 条第 2 項により、半年での卒業が認められた場合は既納の半年間分 6 万円を返付する。

- 3 卒業延期者については、施設設備資金、教育環境整備費及び後援会費は徴収しない。

(その他)

第 9 条 このほか、卒業延期制度に関する必要な事項は、学長が決定する。

附 則

1. この特則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

履修規程

(目的)

第1条 この履修規程（以下「規程」という）は、東北福祉大学（以下「本学」という。）学則第37条第2項に基づき、本学の授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものである。

(開講時期による授業科目)

第2条 授業科目のうち、1年間にわたり継続するものを通年科目といい、前期に開講し完結するものを前期科目、後期に開講し完結するものを後期科目という。

(授業時間)

第3条 授業時間は、以下のとおりとする。

1時限目	8:40～10:10	3時限目	12:35～14:05	5時限目	16:05～17:35
2時限目	10:25～11:55	4時限目	14:20～15:50	6時限目	17:50～19:20

(単年度の履修単位)

第4条 単年度の登録単位数は、原則として46単位以内とする。

2 次の基準に該当する場合は、46単位を超えて最大54単位まで履修することができる。

年次	1年	2年	3年	4年
卒業所要登録単位数	46単位	46単位	46単位	46単位
GPA2.5以上(※1)		50単位	50単位	50単位
資格取得(※2)		54単位	54単位	54単位

※1 前年度のGPAが2.5以上の場合、50単位を上限とする。

なお、GPA値については、前年度末日時点とする。

(保健看護学科・リハビリテーション学科は対象外)

※2 以下の資格取得希望者および教育学科一部コースにおいては、54単位を上限とする。

社会福祉士＋保育士
社会福祉士＋精神保健福祉士
社会福祉士＋介護福祉士
教育学科初等教育専攻小幼コース
教育学科中等教育社会科コース

※資格取得を放棄した場合は、登録単位数を46単位を上限とする場合がある。

3 1年間に履修しなければならない科目数は4年次を除き10科目以上とし、原則として1年間の修得単位数が33単位以上となるように努力するものとする。

4 4年次で、やむをえない事由がある場合、適切な指導を受けた上で、本条に定める単位数を越えて履修登録することを認めることがある。

5 編入生、転学部生、転学科生及び再入学生で、やむをえない事由がある場合、適切な指導を受けた上で、本条に定める単位数を越えて履修登録することを認めることがある。

6 総修得単位数又は通算GPAが通年及び後期終了科目成績発表時に次の基準に該当する場合、原則として、次の学年の前期及び後期に、リエゾンゼミの担当教員の個別面談を受けなければならない。

学年	総修得単位数	通算GPA
1年生	24単位未満	1.20未満
2年生	48単位未満	
3年生	78単位未満	
4年生	124単位未満	

7 前項に該当しない場合でも、通算 GPA が1.50未満及び前期終了科目成績発表時点で総修得単位数又は通算 GPA が前項の基準に該当することが見込まれる場合は、前項に準じてリエゾンゼミの担当教員の個別面談を受けることが望まれる。

8 学則第49条の規定による特待生は54単位まで登録を認める。

9 リエゾンゼミの履修登録をしていない場合は、原則として学科長又は学科長が依頼した教員の今年度のリエゾンゼミに履修登録をするものとし、学科長の依頼により教務課が履修登録を代行できるものとする。

(履修登録)

第5条 履修登録は、Web 履修登録の方法により、学年暦の定める期間内にしなければならない。

2 履修登録の所定の期間後は、本規程第6条に定める履修取消・追加を除いて、原則として登録、追加、訂正及び変更することができない。

3 後期に復学する場合は、本条第1項にかかわらず、復学等の願い出を行う際に、後期科目の履修登録を認める。

4 その他、病気等のやむを得ない事由により所定の期間に履修登録ができない場合は、教務課に相談するものとする。

(履修取消・追加)

第6条 履修取消・追加は学年暦の定める期間にしなければならない。

2 履修取消ができる科目は当該年度に履修登録した科目とする。

3 前期科目を後期に取り消すことはできないものとする。

4 リエゾンゼミは、原則として取り消すことができないものとする。

5 学部学科等が指定した取除外科目は、原則として取消すことができないものとする。

6 履修取消・追加を希望する学生は、教務課に「履修取消願・履修追加願」を提出するものとする。

7 休学する場合は、本条第1項にかかわらず、休学等の願い出を行う際に、履修取消を認める。

8 その他、病気等のやむを得ない事由により履修取消・追加を希望する場合は、教務課に相談するものとする。

(複数開講の授業科目の履修)

第7条 同じ授業科目が複数開講されている場合は、その中の一つの授業科目を選んで履修するものとする。ただし、同じ授業科目であっても、履修条件を設けている場合は、この限りではない。

(履修の制限)

第8条 授業科目により、履修条件を設けて履修者の制限をすることがある。

2 同じ時限に複数の科目を同時に履修することはできない。

(再履修)

第9条 不合格科目、無資格科目、放棄科目、すでに単位を修得した授業科目と同じ科目（以下「既単位修得科目」という。）を再び履修することができる。ただし、既単位修得科目の再履修は、単位を修得した年度の次年度に開講する科目の場合に限る。

- 2 既単位修得科目を再履修する場合は、単位を修得した年度の3月末までに教務課に「単位修得取消・再履修願」を提出するものとする。
- 3 既単位修得科目の再履修を願い出た年度に当該授業科目が開講されなかった場合は、当該授業科目の単位修得取消を行わないものとする。
- 4 再履修した場合、その科目の成績評価は再履修後のものとする。

(特別単位認定制度)

第10条 外国語の語学能力検定試験(外部テスト)で、一定のレベルに達している学生については、所定の手続きを経て、必修の外国語科目又は選択の外国語科目の履修を免除し、単位を認定することができる。さらに、情報関連の資格試験に合格した学生についても、所定の手続きを経て、開設されている情報関連科目の履修を免除し、単位を認定することができる。単位認定の基準となる各検定及び資格試験の成績及び単位認定される科目については履修規程第10条別表1(P.88)、2(P.44)のとおりとする。

- 2 所定の手続きは、別に定める。

(本学体育会スポーツA・B特別履修制度)

第11条 体育会に加盟する各部に所属する部員については、所定の手続きを経て、課外活動をもって「スポーツA・B」の単位を認定することができる。

- 2 所定の手続きは、別に定める。

(メディア授業)

第12条 東北福祉大学学則第30条第2項の規定に定める「多様なメディアを高度に利用して行う授業」(以下「メディア授業」という。)については、以下の要件をすべて満たす場合に、1回分の授業として認める。ただし、単位互換によるメディア授業については、受入大学等の要件に従うものとする。

- (1) インターネットや学習管理システム(LMS: Learning Management System)上に掲載されたeラーニングコンテンツ(文字、音声、静止画、動画等の多様な情報から構成)がある。
 - (2) 課題又は確認テスト若しくは小テストがある。
 - (3) 担当教員から課題又は確認テスト若しくは小テストに対してフィードバックがある。
 - (4) 担当教員に質問をする機会が確保されている。
 - (5) 受講者同士の意見の交換又はディスカッションを行う機会が確保されている。
- 2 学生が対面授業に代わるメディア授業を希望する場合は、次のいずれかに該当する場合で、授業担当教員が適切な理由として認め、メディア授業に応じる場合とする。
 - (1) 学外実習、インターンシップ、留学、ボランティア活動、就職活動、スポーツ等の大会・遠征等のため対面授業に出席できない場合
 - (2) 社会人学生又は科目等履修生で遠隔地に住むため対面授業に出席できない場合
 - (3) その他やむを得ない事情により対面授業に出席できない場合

- 3 前項の理由によりメディア授業を希望する学生は、担当教員に事前に申し出て、相談するものとする。

- 4 メディア授業が全開講授業の半数を超える科目(以下「メディア授業科目」という。)で非同期型オンデマンド授業については、すべての非同期型オンデマンド授業を受講しなければならない。

- 5 メディア授業科目で修得できる単位数は、学外及び学内の単位互換によるメディア授業を含め、60単

位までとする。

(編入学生の履修)

第13条 編入学生の履修は、編入年次が適用されるものとする。

(転学部生、転学科生及び再入学生の履修)

第14条 転学部生、転学科生及び再入学生の履修は、該当年次が適用されるものとする。

(規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、教務部委員会の議を経て、学長が行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。なお、平成25年度まで入学した学生は従前によるものとする。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。なお、第3条、第4条第3項、第4条第7項及び第10条については、全学年に適用するものとする。第4条第2項については、平成27年度入学生から適用する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から一部改正施行する。なお、第4条第7項、第4条第8項及び第12条については、全学年に適用するものとする。第6条の履修追加については平成26年度入学生から適用する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から一部改正施行する。なお、全学年に適用する。
- 5 この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。なお、第4条第2項については、平成29年度以前の入学生では該当する特講科目について適用するものとする。第4条第7項、第4条第8項及び第4条第10項については全学年に適用する。第4条第9項については、平成30年度入学生から適用する。
- 6 この規程は、令和3年4月1日から一部改正施行し、全学年に適用する。なお、第4条2項については、保健看護学科・リハビリテーション学科は除く。

(履修規程第10条 別表2)

資 格 試 験			単位認定される科目
IT パスポート試験			情報処理論 I 情報処理資格対策 I
基本情報技術者試験			情報処理論 I・II 情報処理資格対策 II
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS)	Word	Excel	MOS 対策 I
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS)	Excel		
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS)	PowerPoint	Access	MOS 対策 II
マイクロソフト オフィス スペシャリスト (MOS)	Access		

緊急時における授業等の取扱い

東北福祉大学緊急時授業等取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、東北福祉大学において緊急事態が発生し授業又は試験（以下「授業等」という。）の実施に支障があると予想される場合の処置について定めるものとする。

(緊急時の対応)

第2条 台風、地震、交通ストライキ又はその他不測の事態により、通学が困難と認められる場合、授業等を中止することができる。

(特別警報・暴風雨警報・暴風雪警報の発令)

第3条 仙台市東部（東部仙台）に特別警報・暴風警報・大雨警報・暴風雪警報・気象特別警報（以下「気象警報」という。）が発令された場合、別表1に定める措置をとるものとする。

2 東部仙台以外の地域に気象警報が発令された場合、当該地域に現住所がある学生は、別表1の区分に対応して、授業等への出席を要しないこととする。この場合当該学生は、別表2の緊急時授業欠席届に記入し、国見キャンパスにおいては教務課、ステーションキャンパスにおいてはステーションキャンパス事務室、ウェルコム21（国見ヶ丘第1キャンパス）においてはウェルコム21（国見ヶ丘第1キャンパス）教務課において手続きの上、授業担当者に届出ること。

3 あらかじめ気象警報の発令が予想される場合、教務部長の判断により、警報発令前に授業等を中止決定することができる。この決定の学生への周知は、学内ポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）で速やかに周知する。

(地震・災害等に関連する情報の発表)

第4条 地震・災害等に関連する情報の発表された情報に基づき教務部長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

(交通機関運休)

第5条 JR・地下鉄・市バス・宮城交通バスのいずれかが、自然災害又はストライキ等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、教務部長の判断により、別表1に定める措置を準用する。

2 前項以外の交通機関を利用して通学する学生が、当該交通機関が自然災害又はストライキ等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、第3条第2項の規程を準用する。この場合当該学生は、別表2の緊急時授業欠席届に記入し、乗車する交通機関において運休の証明書を受け、国見キャンパスにおいては教務課、ステーションキャンパスにおいてはステーションキャンパス事務室、ウェルコム21（国見ヶ丘第1キャンパス）においてはウェルコム21（国見ヶ丘第1キャンパス）教務課において手続きの上、授業担当者に届出ること。

(その他の緊急事態の発生)

第6条 前5条以外の不測の事態が発生し、通学困難又は授業等に支障が生じるおそれがある場合、教務部長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

2 全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急情報が伝達された場合は、各自において情報内容を確認し安全な場所に避難することとする。

(授業開始後の中止)

第7条 授業開始後に前6条に定める事態が発生した場合、教務部長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

(学外における授業の取扱い)

第8条 学外における課外教育活動(各種実習・インターンシップ・ボランティア活動等)については、実習先、インターンシップ先、ボランティア活動先等の指示に従うものとする。

(授業の補講)

第9条 休講になった授業について、後日補講を行うものとする。

(事務取扱)

第10条 この内規に関する事務は、教務部教務課が取扱う。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、教務部委員会及び部科長会議の議を経て、学長の承認を得る。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 東部仙台での気象警報発令

区 分	授 業	試 験	備 考
午前7時前解除	通常通り授業を実施	通常通り試験を実施	
午前7時以降 午前10時前に解除	1時限・2時限の授業休講 3時限以降の授業実施	全ての試験を中止し、別の日に延期	
午前10時以降でも 気象警報発令中	全日休講		
授業中(試験中)に 気象警報発令	速やかに休講とし、以降の授業休講	当日残りの試験を中止し、別の日に延期	

別表 2 緊急時授業欠席届

緊急時授業欠席届

令和 年 月 日

東北福祉大学
教 務 部 長 殿

学部 学科 年

学籍番号

氏 名

下記の通り、授業を欠席しましたので、お届けします。

事 由 該当する方へ「○」を付けてください。
気 象 警 報 発 令 ・ 交 通 機 関 運 休

期 間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

月	日	授業科目名	担当教員名	授業科目名	担当教員名

●交通機関運休の場合は、最寄の駅等から証明書の発行を受け、この欠席届と一緒に提出してください。証明書等が無い場合は、欠席届は受理しません。

受付印

試験規程

第1章 目的

第1条（目的） この規程は東北福祉大学学則第37条2項に基づき、定期試験および追試験の実施に必要な事項を定めるものである。

＜注＞ 試験は、修学中でもっとも重要な事柄に属するものであり、この規程に定める手続き、あるいは掲示には十分に注意すること。

第2章 定期試験

第2条（定期試験の時期） 定期試験は年2回とし、前期試験を7月～8月に、後期試験を1月～2月に行う。ただし、科目によっては年1回とすることがある。

2 講義、各種の演習、実験・実習および実技の科目については、出席時間・レポート提出または授業時間中の試験により定期試験に代えることがある。

第3条（試験時間） 試験時間は原則として、全科目50分とし、その試験時刻は次のとおりとする。ただし、土曜日は原則として第3時限で終了するものとする。

時 限	時 間	時 限	時 間
第1時限	8：50～9：40	第5時限	14：10～15：00
第2時限	10：00～10：50	第6時限	15：20～16：10
第3時限	11：10～12：00	第7時限	16：30～17：20
第4時限	13：00～13：50	第8時限	17：40～18：30

2 レポート試験は、次のとおりとする。

1) 手書きの場合

用紙・表紙 表紙は特別の指示がない限り本学所定用紙を使用すること。

記述方法 鉛筆・シャープペンシルでの作成は避けること。

2) PC作成

用紙・表紙 担当教員の指示に従い、作成すること。

※担当教員からの指示がない限り、「表紙」を添えて提出すること。

(2) 提出方法

提出方法は、次のとおりとする。

1) 専任教員（学内に研究室がある教員）：担当教員へ直接提出のこと。

非常勤講師（学内に研究室がない教員）：教務部への提出指示のある科目は、指示期間内に教務部カウンターの「レポートボックス」へ提出のこと。

窓口受付時間 平日9：00～17：00（※土日祝の受付はしない）

2) UNIVERSAL PASSPORTの課題管理にて提出すること。

第4条（試験の日時および試験場） 試験の日時および試験場は、試験開始の1週間前に UNIVERSAL PASSPORT に掲示する。ただし、後期追試験については3日前に掲示する。

2 科目によっては、入学年度別または学科別もしくは学籍番号別に、それぞれの試験場に分けて実施することがある。

第5条（試験本部） 試験期間中は教務部に試験本部を置く。

2 試験本部は、試験に関する一般業務のほか試験の重複者の処理等も行う。

第6条（無資格者の掲示） 次に該当する者は、定期試験を受けることができない。

- (1) その授業科目につき、開講実回数の $\frac{1}{3}$ 以上を欠席した者
- (2) 履修届を提出しなかった者
- (3) 学費未納者

2 上記該当者は掲示で発表する。

第7条（受験資格の証明） 受験にあたっては、学生証を持参し、着席した机上通路側に顔写真が見えるように置くこと。

- 2 万一学生証を忘れた場合は、一号館教務部前の販売機で300円の証紙を購入のうえ、学生生活支援課より仮学生証の交付を受けること。ただし、「仮学生証」の発行は試験期間中一回限りとし、発行当日のみ有効とする。

第8条（遅刻および退室） 試験開始後20分以上遅刻した者は入室できない。

- 2 開始後25分を経過し、かつ試験監督者が許可したときは退室することができる。ただし、一旦退室した者は再入室できない。

第9条（着席） 試験場では、前方から空席を作らず、縦は一列、横は一列置きに着席すること。

- 2 試験監督者が座席の移動を指示したときは、それに従うこと。
- 3 出席用紙が配布されたときは、ただちに学年・学籍番号および氏名を記入のうえ、試験監督者の指示に従うこと。

第10条（持参物およびその貸借） 当該試験において使用を許可されたもの以外は、机の上に置いてはならない。

- 2 持込物の貸借は認めない。また下敷きの使用も認めない。
- 3 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等は電源を切り、カバン等に入れて机の下等に置く事。
- 4 計算機能および翻訳記憶機能付の時計等の使用および着用は認めない。

第11条（答案の作成） 答案作成が許可されたときは、ただちに答案用紙の所定の欄に学籍番号および氏名を万年筆またはボールペンで記入すること。

第12条（答案の提出） 試験に出席したものは、すべて答案を提出すること。ただし、受験を放棄する場合は答案用紙に「棄権」と記して提出すること。

第13条（成績および評価） 試験科目の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 試験の評価は、秀（90点～100点）・優（80点～89点）・良（70点～79点）・可（60点～69点）を合格とする。
- 3 前項において、合格点に達していないが、一定の条件を満たしている者は、補習等を課し、再評価することができるものとする。ただし、補習による合格者の評価は65点を限度とし、特別再試験の採点入力期間と同じ期間に変更届を教務課に提出するものとする。

第3章 追 試 験

第14条（追試験の受験資格および受験手続） 追試験は、当該学期の受験資格のある者が次項に該当する場合に限り、当該科目について行う。

- 2 定期試験実施当日に次の事由のひとつに該当し、かつ当日を含めて前期試験の場合は6日以内、後期試験の場合は指定した期日以内に、所定の追試験願書に必要書類を添え、教務部を通じて学長に提出し、その理由が正当と認められた者。

区 分	事 由	必 要 書 類
1	4年生で就職試験のために欠席した者	就職試験の受験証明書
2	天災地変のため欠席した者	被災証明書
3	交通事故のため欠席した者	交通事故証明書
4	急病で受験不可能となって当日教務部へ連絡した者	医師の診断書
5	その他止むを得ない事情で受験不可能となった者	受験不可能を証する書類

- 3 例えば、次のような場合は正当な欠席事由として認めない。

- (1) 明らかに自己の不注意による場合（朝寝坊、試験時間割の見間違い等）
- (2) 交通渋滞による場合
- (3) 稼業またはアルバイトの都合による場合

第15条（追試験の実施） 追試験の実施は、定期試験の例にならって行う。ただし、試験場では学生証のほかに追試験許可書を提示しなければならない。

第16条（追試験の成績および評価） 追試験の成績および評価は第13条に準ずる。

第4章 不 正 行 為

第17条（不正行為） 各試験にあたり不正行為があった場合は、即時処分として一部または全科目を無効とし、その他の処分は教授会で決定しこれを発表する。

第18条（懲戒の手続） 不正行為者に対する懲戒は、学則によるが、まず教務部委員会において原案を審議作成し、教授会の審議を経て、学長が決定しこれを発表する。

第19条（懲戒の種類） 不正行為者に対する懲戒の種類は学則第50条に準ずる。

第20条（記録および通知） 不正行為者の懲戒は、学籍簿に記録し、これを保護者に通知する。

第21条（事務処理） 不正行為に関わる事務処理は教務部で行う。

附 則

1. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成3年4月1日から一部改正施行する。
3. この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。
4. この規程は、平成22年4月1日から一部改正施行する。
5. この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。
6. この規程は、令和3年4月1日から一部改正施行する。

4 年次特別再試験規則

1. (実施科目) 当該年度かつ卒業要件科目で担当教員が特別再試験を実施すると発表した科目。
2. (受験資格) 定期試験を受験し不合格になった者。
3. (受験手続) 特別再試験を希望する学生は、2月下旬に当年度履修科目の成績表を受領し、各自確認の上、所定用紙に受験料分の証紙を添付し、指定期日までに教務部で手続きすること。
4. (受験料) 特別再試験の受験料（レポート科目も含む）は、1科目につき3,000円とする。
5. (試験の評価) 特別再試験の合格者の評価は65点を限度とする。
6. (試験の実施) 特別再試験の実施は、定期試験の例にならって実施する。ただし、試験場では学生証の外に特別再試験受験許可書を提示すること。
7. (附 則) この規則は平成7年4月1日より施行する。
この規則は平成11年1月1日より改正施行する。

注意 特別再試験は例外措置であることを充分認識して合格するよう努力すること。

特別再試験の受験者が不合格となった場合、これ以上の措置は行わない。

通学の課程における学内単位互換に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学則第37条第3項に基づき、通学の課程の学生が通信教育部において、通信教育部の授業科目を履修し単位を修得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(出 願)

第2条 通信教育部の授業科目を履修し単位の修得を希望する通学の課程の学生は、通信教育部に「学内単位互換による授業科目履修願」を所定の期日まで提出するものとする。また、教務部に「学内単位互換願」を所定の期日まで提出するものとする。

2 前項の所定の期日は、通信教育部における4月生又は10月生の出願の受付期間とする。

(履修登録)

第3条 履修登録は、通信教育部の科目等履修生に準じるものとする。

(履修単位数)

第4条 単年度内の履修単位数は、10単位までとする。ただし、学外の地域で3ヶ月以上の長期滞在の地域貢献及び地域共創学修を行う者（以下「長期地域学修学生」という。）、3ヶ月以上の海外留学及び交換留学を行う者（以下「長期留学学生」という。）、3ヶ月以上のインターンシップを行う者（以下「長期インターンシップ学生」という。）については、単年度内の履修単位数は32単位までとする。また、長期滞在地域学修学生のうち、被災地に居住して復興支援に取り組む学生については単年度内の履修単位数は、本学履修規程第4条に定める上限までとする。

2 学内単位互換の履修単位数は、学則に定める登録単位数の上限に含めることとする。

3 学内単位互換で修得できる単位数は58単位までとする。ただし、他大学の単位互換を利用する場合は、他大学で修得した単位を含めて58単位とする。

(履修が可能な科目)

第5条 履修が可能な科目は、科目等履修生の履修可能科目とする。ただし、「レクリエーション事業」以外の実習・演習科目を除く。

(履修の制限)

第6条 授業科目により、履修の制限をすることがある。

2 通学の課程と通信教育部で同じ授業科目（転換可能な科目を含む）が開講されており、通学の課程で履修が可能な場合は、通信教育部の科目を履修することはできない。ただし、レクリエーション・インストラクター資格に関する科目は除く。

3 長期滞在地域学修学生、長期留学学生及び長期インターンシップ学生は、前項にかかわらず、通信教育部の科目を履修することができるものとする。

4 すでに通学の課程で単位を修得した授業科目を通信教育部で履修することはできない。

(履修期間)

第7条 履修期間は、通信教育部の科目等履修生の履修期間に準じるものとする。

(科目履修及び単位修得の方法)

第8条 科目履修の方法は、通信教育部の定めにより行われる授業を受講するものとする。

(成績の評価及び通知)

第9条 通信教育部部長は、通信教育部の定める科目修了試験その他の方法で履修科目の認定をした者について、「学内単位互換学生成績通知書」により科目名、単位数及び成績評価等を所定の期日までに教務部部長に通知するものとする。

2 前項の所定の期日は、履修科目の認定後、2週間以内とする。

(通信教育部で修得した単位の認定)

第10条 学生が通信教育部において修得した単位の認定については、通信教育部からの通知に基づき、教務部が行うものとする。

2 名称及び単位数が、通学の課程の総合基礎科目、各学部学科の専門教育科目又は資格科目に該当及び充当する場合は、通学の課程の同じ科目として認定する。

3 前項以外の科目は、専門教育科目（関連科目）として認定する。

(授業料等)

第11条 通信教育部においては授業料等を徴収しない。ただし、実験実習及び実技等に係る費用については、必要に応じて実費を徴収する。

2 通信教育部の授業科目の履修を認められた者は、当該期間中においても、通学の課程における所定の授業料等を納入しなければならない。

(学則の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、学年、学期、休業日、休学、復学、退学、除籍、単位履修及び算定基準、学習の評価、賞罰等については、学則並びに通信教育部学則を準用する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。なお、平成26年度入学者から適用し、平成25年度までに入学した学生は、長期滞在地域学修学生の履修又はレクリエーション・インストラクター資格に関する科目の履修に限り、認める。

2 この規程は、平成26年5月1日から一部改正施行し、平成26年度入学生に遡及して実施する。

3 この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。なお、長期留学学生及び長期インターンシップ学生の履修は、全学年に適用するものとする。

学生の海外留学に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、東北福祉大学（以下「本学」という。）学則第43条に基づく本学学生の海外留学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(留学の種類)

第2条 本学における海外留学（以下「留学」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定留学 本学と外国の大学、又はそれに相当する高等教育機関との留学に関する相互交流の協定に基づくものをいう。
- (2) 認定留学 外国の大学、又はそれに相当する高等教育機関若しくは研究機関で正規の授業を受けるか研究に従事するものをいう。

(留学の対象機関)

第3条 留学の対象機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学と協定を結んでいる大学
- (2) 学士号及び学位の授与権を持つ大学であって、本学学長が認定した大学
- (3) 高等教育機関又は研究機関であって、本学学長が認定した機関

(留学の志願)

第4条 留学を志願する者は、所定の留学願に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 留学計画書（留学先大学、学部学科、留学目的、留学期間、滞在予定住所等）
- (2) 受け入れ機関の入学許可証
- (3) その他語学能力を示す書類及び健康診断

(留学の審査及び許可)

第5条 前条により志願した者の留学の許可は、本学国際交流センター（以下「センター」という。）又は学内関係機関が行う書類審査、必要に応じ、筆記又は面接に基づいて審査し、教授会の議を経て学長が行う。

(留学の期間)

第6条 留学の期間は、1年以内とする。ただし、センター委員会が発議し、部長学科長会議又は研究科委員会、及び教授会の議を経て学長が認めた場合は、この限りではない。

2 留学期間は、1年以内に限って修業年限及び在学期間に算入することができる。ただし、センター委員会が発議し、部長学科長会議又は研究科委員会、及び教授会の議を経て学長が認めた場合は、この限りではない。

(留学中の報告)

第7条 留学中の学生は、留学中の学習、生活、所要経費等について、本学が指定した期間ごとに、センターに報告するものとする。

(留学報告書)

第8条 留学した学生は、留学期間終了後、1ヵ月以内に所定の留学報告書をセンターを経て、学長に提

出しなければならない。

(修得単位の認定)

第9条 留学期間中に留学先大学で修得した単位は、次に掲げる書類を留学報告書に添えて提出した者に限り、所定の手続により、学部にあつては30単位、大学院にあつては10単位を限度として卒業又は課程修了に必要な単位に振替し、又は換算して認定することができる。

- (1) 所定の単位認定願
- (2) 留学先で発行した履修科目の成績証明書
- (3) 履修科目の時間数、単位数及び学習内容を証明する文書
- (4) その他必要と認められるもの

(履修科目の登録等)

第10条 履修科目の登録は、原則として通常の手続による。ただし、留学中は代理人による登録を認めるものとする。

2 学年暦の差異によって生じる通年科目の履修手続上の取扱いは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 第1学期終了後に留学する場合は、当該年度の第1学期に通年科目も履修し、留学終了後の第2学期にこれを継続して履修することができる。
- (2) 5月末までに留学報告書を提出できる者は、通年科目を履修することができる。

(留学許可の取消し)

第11条 学長は、次の各号の一に該当する留学生については、センターが本学関係機関との密接な協力のもとに事務手続を行い、留学の許可を取消すことができる。

- (1) 修学の実が上がらないと認められた者
- (2) この規程の定める義務を怠った者
- (3) 学生証が取り消された者
- (4) その他、学生としての本分に反した者

(留学中の学生納付金)

第12条 この規程に基づいて留学する学生は、本学学則に定める学生納付金を納めなければならない。

(留学生奨学金)

第13条 この規程に基づいて留学する学生に対しては、留学生奨学金を給付することができる。

2 前項による留学生奨学金に関する規程は、別に定める。

(事務)

第14条 学生の海外留学に関する事務は、本学関係機関との緊密な協力のもとにセンターが行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学生の海外留学について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月1日から一部改正施行する。

学都仙台単位互換ネットワーク

～本学学生のための履修から単位修得までの流れ～

〈学都仙台単位互換ネットワークとは〉

仙台圏の国公立の大学、短期大学及び高等専門学校21校が、大学間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実をめざし、意欲ある学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として設立された単位互換協定です。（本学学則第33条及び第57条）

単位互換とは、協定締結大学で提供される授業科目を履修し修得した単位が、本学の単位として認定される制度です。所属大学（本学）を派遣大学、聴講先大学を受入大学といいます。

＊ ＊協定締結大学＊ ＊

大学…石巻専修大学、尚絅学院大学、仙台大学、仙台白百合女子大学、東北大学、
東北学院大学、東北芸術工科大学、東北工業大学、東北生活文化大学、東北福祉大学、
東北文化学園大学、東北医科薬科大学、宮城大学、宮城学院女子大学、宮城教育大学
短大…聖和学園短期大学、東北生活文化大学短期大学部、宮城誠真短期大学、
仙台青葉学院短期大学
高専…仙台高等専門学校、放送大学宮城学習センター（有料）

〈出願手続〉

1. 受入大学等の「出願要項」及び「授業概要」等から、提供科目の学習内容や時間割を確認してください。受入大学等の要項は3月中旬に本学に送付されます。教務部カウンターで公開します。授業料等は無料（ただし実験や実習等で実費を徴収する場合があります）です。
2. 本学での履修科目の時間割や通学時間等を考慮し、履修科目を決定してください。
 - (ア) 単年度内の履修単位数は、10単位程度までとします。
 - (イ) 1年生は、後期開講の科目から履修できます。
 - (ウ) 4年生は、本学の卒業要件を満たすとき提供科目の認否に関わる履修はできません。
3. 「単位互換学生（特別聴講学生）願書」を本学教務部に提出してください。願書は教務部にあります。（教務部では学長の推薦を得て、受入大学に受入依頼書等を一括送付します。）
4. 出願期間は、前期が4月中旬、後期が9月中旬となります。（年1回の大学もあります。）
5. 受入大学の選考の結果、入学が許可されると、前期は4月下旬、後期は9月下旬までに「受入決定通知」が教務部に届きます。

〈授業の聴講〉

1. 受入大学のスケジュールにより授業を聴講してください。担当教員のシラバス等に従い教科書等入手してください。
2. 受入大学の担当部局より単位互換学生証が発行されます。

〈定期試験〉

1. 定期試験は、受入大学の試験日程に従い受験してください。
2. 止むを得ない理由で受験できなかった場合、受入大学にて追試験を受験することができます。

〈追試験〉

1. 以下の理由で定期試験を受験できなかった場合、本学教務部を経由の上、受入大学に「理由書」を提出し、受入大学で許可を得ることで、追試験を受験することができます。
- (ア) 本学と受入大学の定期試験日程が重複した場合
- (イ) 本学が追試験の対象として認めている理由の場合（提出書類等あり）（第3－第3章 追試験参照）

〈成績の評価〉

1. 成績の評価は、受入大学の定めるところにより行われます。
2. 90～100点までを「秀」、80～89点までを「優」、70～79点までを「良」、60～69点までを「可」、60点未満を「不可」とし、「可」以上を合格点とします。

〈単位の認定・成績の通知〉

1. 受入大学から送付される「成績通知書」に基づいて、教授会の議を経て、本学の授業科目として履修により修得したものと見なします。
2. 修得単位は、本学における「関連科目」として認定されます。
3. 成績の通知は、本学の成績表の配布時期とします。

〈単位互換学生（特別聴講学生）に関する履修規程〉

- 第1条（趣旨）この規程は、本学学則第33条及び第57条の規定に基づく、単位互換学生（特別聴講学生）について必要な事項について定める。
- 第2条（受入又は派遣）単位互換協定に基づき、他の大学等に在学する学生が本学の授業科目の履修及び単位修得を希望するとき、又は本学に在学する学生が他の大学等の授業科目の履修及び単位修得を希望するときは、当該他の大学等の学長と協議の上、単位互換学生（特別聴講学生）として受入又は派遣することができる。
- 第3条（入学の時期）入学の時期は、受入及び派遣とも、学年又は学期の始めとする。
- 第4条（入学志願）単位互換学生（特別聴講学生）として入学を志願する者は、所定の期日までに、願書に必要書類を添えて、入学を志願する者が在学する学長に願い出なければならない。
- 第5条（入学又は派遣の許可）他の大学等の学長が推薦する学生で、本学の選考に合格した者、又は本学の学生で学内選考並びに他の大学等における選考に合格した者について、入学又は派遣を許可する。
- 第6条（履修期間）履修期間は、半年又は1年とする。但し、1年次については後期からの履修とする。
- 第7条（履修単位）履修単位は、単年度内で10単位程度を限度とする。
- 第8条（授業料等）授業料等は徴収しない。但し、実験実習及び実技等に係る費用については、必要に応じて実費を徴収する。
- 2 納付した費用は、原則として返還しない。
- 第9条（科目履修の方法）科目履修の方法は、単位互換協定による当該他の大学等の定めにより行われる授業を聴講するものとする。
- 第10条（単位修得の方法）単位修得の方法は、単位互換協定による当該他の大学等の定める試験等によるものとする。
- 第11条（成績の評価及び通知）単位互換協定による当該他の大学等の定める試験等で履修科目の単位を認定した者については、「成績通知書」により科目名、単位数、成績評価等について、所定の期日までに当該他の大学等の学長に通知するものとする。
- 第12条（学則の準用）この規程に定めるもののほかは、本学並びに他の大学等の学則を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則第56条に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学時期)

第2条 科目履修生の入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 大学を卒業した者、および卒業見込みの者。
2. 短期大学を卒業した者、および卒業見込みの者。
3. 高等専門学校を卒業した者、および卒業見込みの者。
4. 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、および卒業見込みの者。
5. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、および修了見込みの者。
6. 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
 - 1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
 - 2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外施設の当該課程を修了した者。
 - 3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。
 - 4) 文部科学大臣の指定した者。
 - 5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者）。
 - 6) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。
 - 7) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者で18歳に達した者。

(入学の出願)

第4条 科目等履修生を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要な書類を提出するとともに、入学諸納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第7条 在学期間は、1年以内とする。

(諸納付金)

第8条 入学検定料、入学金、授業料、厚生費（学生保険）等は、別に定める（別表1）。

(実習費等)

第9条 前条のほか実験実習費等を徴収することがある（別表2）。

(諸納付金の返付)

第10条 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

(保証人)

第11条 入学に際しては、保証人を定め届け出るものとする。

2 保証人は、学生について責任を負うことのできるもので、独立生計者とする。

3 保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができなくなったときは、新たに保証人を定め、保証書を提出しなければならない。

(改姓等)

第12条 学生または保証人が改姓、改名、転籍、転居したときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届けなければならない。

(試験および単位の授与等)

第13条 履修した授業科目については、試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した科目については、単位を与え、単位修得証明書を与えることができる。

(学則の準用)

第14条 この規程に定めるもののほかは、学則等を準用する。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成10年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成18年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成21年4月1日より施行する。
5. この規程は、平成23年4月1日より施行する。

(別表1)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
入 学 検 定 料	20,000	
入 学 金	30,000	
授 業 料	15,000	1 単位
厚 生 費	20,000	

(別表2)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
教育実習費（幼稚園）	45,000	4 週間
教育実習費（小学校）※1	41,000	4 週間
教育実習費（中・高）	37,000	3 週間
教育実習費（特別支援学校）	29,000	2 週間
介 護 等 体 験 費 ※3	10,800	
介護実習費（教職高校福祉科）	30,000	2 週間
博 物 館 実 習 費	13,000	
社会福祉士 （ソーシャルワーク）実習費 ※4	94,500	

※1 小学校教諭の免許状は一種を取得条件としています。

※2 養護教諭一種免許状に関する「養護実習」「看護学臨床実習」は諸条件があるので要相談。

※3 介護等体験費は別途テキスト代が必要となります。

※4 社会福祉士（ソーシャルワーク）実習費は、実習時間によって異なります。

聴講生規程

第1条 学則第55条の規程に基づく聴講生の入学の時期、その他必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(入学志願)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、大学・短期大学・高等専門学校卒業生で次に掲げる書類に検定料3,000円を添えて願い出なければならない。

- 1 本学所定の入学願書
- 2 履 歴 書
- 3 健康診断書（本学所定）
- 4 最終学校の卒業証明書
- 5 勤務先を有する者は、その所属長の承諾書

(入学の許可)

第4条 選考に合格した者で、所定の日まで入学金5,000円を納付し、誓約書およびその他の指定書類を提出した者について入学を許可する。

- 2 入学許可は教授会の議を経て、学長が行う。

(聴講期間)

第5条 聴講期間は1年以内とする。ただし、講義を継続したいときは許可を得て、1年以内の期間を延長することができる。

(授業料)

第6条 授業料は1単位5,000円とし、当該学期の始めの月の末日までに、当該分の授業料を納付しなければならない。

(授業料の返付)

第7条 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

(聴講証明書の授与)

第8条 授業科目を聴講した者については、聴講証明書を与えることができる。

(学則の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、学期、休業日、休学、復学、退学、除籍、教育課程、履修方法等については、学則を準用する。

附 則

1. この規程は、昭和37年4月1日より施行する。
2. この規程は、昭和56年12月1日より施行する。
3. この規程は、平成2年12月1日より施行する。
4. この規程は、平成6年4月1日より施行する。
5. この規程は、平成8年4月1日より施行する。
6. この規程は、平成9年4月1日より施行する。
7. この規程は、平成10年4月1日より施行する。
8. この規程は、平成18年4月1日より施行する。

聴講生修学上の注意事項

聴講生を志願するにあたっては「聴講生規程」の定めるところによるほか、下記の事項に留意のうえ、手続をしてください。

1 聴講科目および単位

聴講科目は講義科目を原則とします。なお、聴講科目の単位の合計は、1年につき20単位を超えることができません。

2 聴講期間

授業は原則として学年または学期単位ですので、通常4月入学の場合は9月または翌年3月まで、9月入学の場合は翌年3月までとなります（具体的には、「授業時間表」によって承知してください）。なお、聴講期間満了後、引続き特定の科目を聴講しようとする場合、または聴講期間満了前に退学しようとする場合には、それぞれ所定の手続を経て許可を受けてください。

3 入学願書の提出期限

前期入学の場合 3月下旬

後期入学の場合 6月下旬

聴講を継続しようとする場合に提出する「聴講継続願い」の提出期限は、聴講期間が満了する20日前です。

4 入学手続

選考に合格すると、次の書類・学納金が必要ですので、あらかじめ準備しておいてください。

- (1) 写真（カラー、4 cm × 3 cm 2 枚）
- (2) 誓約書・在学保証書（本学所定のもの）
- (3) 入学金（5,000円）
- (4) 授業料

入学手続等についてわからない場合には、教務部にお問い合わせください。

5 その他

(1) 授業料

授業料の納付については、「聴講生規程」に定めますが、納付期限は厳守してください。なお、授業料は財務部に納付してください。

(2) 諸連絡

授業、その他に関して聴講生に連絡すべき事項は、通常掲示をもってお知らせします（掲示の場合は一般学生と共通）。

(3) 入学後の身上変更

履歴事項、住所、本籍、保証人、そのほかの身分上に関して変更が生じた場合には、すみやかに学生生活支援課に届け出てください。

研 究 生 規 程

第1条 学則第54条第2項に基づき、研究生に関する規程を次のとおりとする。

第2条 研究生の定員は各学科に若干名とする。

第3条 研究生の入学の時期は学年または学期の始めとする。

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ指導教員の承諾を得て、次の書類を添えて願い出なければならない。

- (1) 願 書 (4) 卒業証明書 (7) 勤務先を有する者はその所属長の承諾書
- (2) 履 歴 書 (5) 成績証明書 (8) 誓 約 書
- (3) 健康診断書 (6) 写真（カラー、4 cm×3 cm）2 枚 (9) その他本学が必要とする書類

第5条 研究生の入学許可は、選考の上教授会の議を経て学長が行う。

第6条 研究生の在学期間は原則として1年以内とする。ただし、継続したいときは許可を得て1年以内の期間を延長することができる。

第7条 研究生は専任教員の指導の下で研究を行わなければならない。

必要がある場合は指導教員を経て、関連科目担当教員の承諾を得て授業を聴くことができる。

第8条 研究生の学費は次のとおりとする。

区 分	検 定 料	研 究 料 (月 額)	入 学 金
本学卒業生	3,000円	10,000円	5,000円
一 般	3,000円	15,000円	5,000円

- (1) 諸納金は前納とする。納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

- (2) 実験、実習費は別に徴収する。

第9条 研究生には、研究期間在籍証明書を発行することができる。

第10条 研究生には、本規則のほか一般学生に関する規程を準用する。

附 則

- この規程は昭和53年10月1日から施行する。
- この規程は平成2年12月1日から施行する。
- この規程は平成10年4月1日から施行する。
- この規程は平成18年4月1日から施行する。

東北福祉大学私費外国人留学生学費等減免規程

（目 的）

第1条 この規程は、本学の私費外国人留学生（以下「留学生」という）の学費を減免することによって、留学生の経済的負担を軽減し、本学における教育の国際化に寄与することを目的とする。

（減免の対象者）

第2条 減免の対象者は、本学の学部もしくは大学院の正規課程に入学し又は在籍する留学生で経済的理由により学業の継続が困難な状況にある者とする。ただし、次に該当する者は除く。

(1) 成業の見込みがないと認められる者

(2) 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。

（減免の復活）

第3条 前条第2号の留年により減免の対象者から除外された者が、その後進級した場合、及び休学した者が復学した場合には、再度減免の対象者としてすることができる。

（減免の期間）

第4条 減免の期間は1年とし、通算した期間が学部においては4年、大学院においては修士課程2年、博士課程3年をこえないものとする。

（減免の額）

第5条 減免の額は、原則として、学部又は大学院の学費の5割以内とする。

（減免の申請）

第6条 減免の申請をする者は、経済状況等を詳細に記載した所定の申請書等を提出しなければならない。

（面接の実施）

第7条 減免選考にあたっては、面接を実施する。

（減免の選考）

第8条 減免の選考は、提出された申請書、添付書類及び面接の結果等を総合的に斟酌して行う。

（減免対象者および減免額の決定）

第9条 減免対象者の数と減免額は、申請者数や事業執行年度の予算との相関、内外諸状況勘案し、その都度決定するものとする。

2 前項の決定は、部長学科長会議の議を経て学長が行う。

（細則）

第10条 この規程の実施に必要な事項は別に定める。

（規程の改正）

第11条 この規程の改正は、部長学科長会議の議を経て学長が行う。

附 則

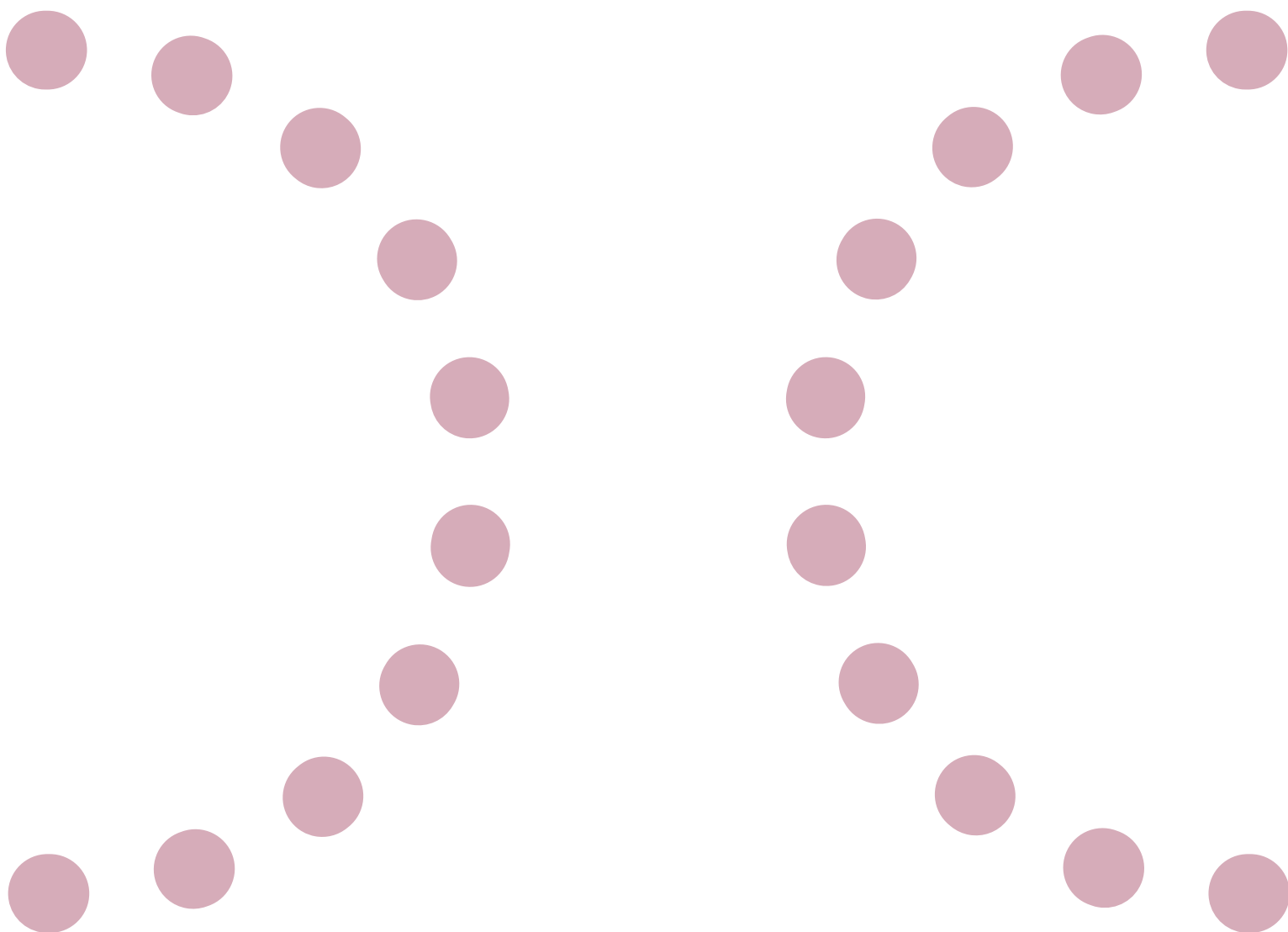
1. この規程は、平成14年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成16年4月1日より一部改正施行する。
3. この規程は、平成25年4月1日より一部改正施行する。

留年学生に対する取扱い

- (1) 本学に4年以上在学した者で卒業に必要な単位が不足しているために留年する学生の取扱いは、この内規の定めるところによります。
- (2) 留年した学生の卒業時期は不足科目の単位充足時とし、原則として9月末および3月末の年2回とします。
- (3) 留年した学生が不足単位を履修する方法は当該学部学科の履修方法によるものとします。
- (4) 留年した学生が卒業のための不足単位を履修する場合の学費は次のとおりです。
 - 1) 卒業に必要な単位数が30以下の学生の学費は次のようになります。
 - ①授業料は1単位につき15,000円とします。
 - ②施設設備資金・教育環境整備費はそれぞれ半額としますが、厚生費・後援会費は減額されません。
 - ③実験施設維持費・実習費については別途算出されます。
 - 2) 卒業に必要な単位数が31以上の学生の学費は次のようになります。
 - ①卒業に必要な不足単位が前期のみで習得できる場合の授業料は前期分とします。
 - ②卒業に必要な不足単位の修得に1年を要する場合の授業料は1年分とします。
 - ③施設設備資金・教育環境整備費はそれぞれ半額としますが、厚生費・後援会費は減額されません。
 - ④実験施設維持費・実習費については別途算出されます。

Ⅱ

修 学



1 授 業

(1) 開講学期・期間・回数

本学の授業は、前期と後期の二学期に分かれています。
前期は4月1日から9月中旬まで、後期は9月中旬から翌年の3月31日までです。
授業によっては、以下のように開講期間が異なります。

開講学期 開講パターン	開講期間	授業回数 (※講義科目の場合)	備考
前期	4月1日～9月中旬	15回	前期開講科目
後期	9月中旬～翌年3月31日	15回	後期開講科目
通年	4月1日～翌年3月31日	30回	通年科目 (前期・後期を通して 授業を行う)
前期Ⅰ期／後期Ⅰ期	授業回数の1回目～8回目	8回(試験を含む)	※一部学科のみ (詳細はシラバス参照)
前期Ⅱ期／後期Ⅱ期	授業回数の9回目～ 15回目(試験除く)	8回(試験を含む)	※一部学科のみ (詳細はシラバス参照)
集中講義	前期Ⅰ期 前期Ⅱ期 後期	15回	短期集中型 (3日間で実施) ※一部科目のみ

(2) 学年暦・授業日程

UNIVERSAL PASSPORT (通称：UNIPA^{ユニバ}) で確認してください。(P.77参照)
授業日数を確保するため、土・祝祭日にも授業を行う場合があります。毎年3月に、UNIPA
で新年度の学年暦・授業日程が確認できるようになります。

(3) 単位・授業回数

単位の設定は、その種類に応じ、次に掲げる基準によって定められています。
授業時間数は同じであっても、その授業形態によって単位の計算は異なります。
本学では、1授業時間を90分とし、1授業あたり2時間分として計算しています。

授 業 形 態	単 位 数	授 業 回 数
講義(半期/通年)	2単位/4単位	15回/30回
演習・外国語・実技	2単位	30回
実験・実習	1単位	15回

授業時間と授業時間外学修を合わせて1単位45時間の学修内容が標準と定められています。

(4) 授業科目

本学の教育課程は大きく2つから編成されています。1つは全学に共通し提供される**基盤教育科目**、もう1つは専門についての基礎・発展について学修する**専門教育科目**です。

基盤教育科目

広い意味での「教養」を涵養する枠組みであり、学びが生活の中でどのように活用できるかなど、総合的・多角的な見方と、生涯にわたり学び続ける姿勢と能力を身につけることを目的としています。

専門教育科目

学科の特徴を踏まえ専門教育を修得するために体系的に学修できる科目です。

- ①**専門基礎科目**：学科の専門基礎となる分野・領域について学ぶ科目
- ②**専門基幹科目**：専門基礎科目の学びをもとに、専門的な理論と技術について学ぶ科目
- ③**専門発展科目**：各自の専門性についてさらに広く、且つ深く学ぶことができる科目
- ④**関連科目**：学科に属さない各種資格取得や多様な学びに応える科目

(5) 科目の種類

1. 必修科目
学部・学科の学びの目標を実現するために、必ず履修しなければならない科目
2. 選択必修科目
指定された複数の科目（枠組みの中）から指定の単位数を選択し、必ず履修しなければならない科目
3. 選択科目
自由に選択することができる科目

(6) 履修登録数の上限（年間）

学士取得（卒業）のためには、本学に4年以上（学則第18条）在学し、諸条件を満たした上で卒業所要単位数124単位（保健看護学科は125単位）を修得しなければなりません。各学年1年間に履修登録し、単位修得ができる単位数には上限があります。それを超えて履修することはできません。これは、無理のない履修計画を立て、学修成果を高めるためです。

年間登録数の上限	1 年	2 年	3 年	4 年
卒業所要登録単位数	46単位	46単位	46単位	46単位
GPA2.5以上 ^(※1)		50単位	50単位	50単位
資格取得 ^(※2)		54単位	54単位	54単位

※1 前年度のGPAが2.5以上の場合、定められた単位数に加えて4単位まで履修することができます。

GPA値は、前年度末日時点とします。（保健看護学科・リハビリテーション学科は対象外）

※2 以下の資格取得希望者および教育学科一部コースにおいては、54単位を上限とします。

社会福祉士＋保育士
社会福祉士＋精神保健福祉士
社会福祉士＋介護福祉士
教育学科初等教育専攻小幼コース
教育学科中等教育社会科コース

※資格取得を放棄した場合は、46単位を上限とする場合があります。

【留意事項】

1年間に履修しなければならない科目数は、4年次を除き10科目以上です。

原則として1年間の修得単位数が33単位以上修得するように努力してください。

※修得単位数と履修登録数（年間46単位履修可能）を間違えないようにしてください。

また、次の基準に該当する場合は、実情に応じて、リエゾンゼミ担当教員や関係教職員の学修面談を受けることになります。

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年
総修得単位数	24単位未満	48単位未満	78単位未満	124単位未満

(7) 授業時間

本学の1授業時間は90分で行われます。

時 限	1 時 限	2 時 限	3 時 限	4 時 限	5 時 限	6 時 限
授業時間	8:40～10:10	10:25～11:55	12:35～14:05	14:20～15:50	16:05～17:35	17:50～19:20

(8) 教室の表示方法

時間割表上の教室表示は、次のとおりです。 ※S：ステーションキャンパス

例) 321教室…3号館2階1番教室 建物名 階数	例) S501教室…ステーションキャンパス5階1番教室 建物名 階数
------------------------------	---------------------------------------

(9) 教室の変更

履修登録期間が終了し、履修登録が確定するまでは、教室を変更する場合があります。

第2回目の授業時までには、必ずUNIPAの「学生時間割表」にて教室変更の有無を確認してから、移動してください。その他、急遽変更になった場合、UNIPAにてお知らせします。

(10) 休講・補講について**【休講】**

担当教員の出張、その他やむを得ない事由で授業を休講することがあります。

また、気象警報や自然災害での交通機関の運休（※）、大学が被害を受けた際には休講の措置をとる場合もあります。

※P.45【緊急時における授業等の取り扱い】を参照してください。

【補講】

休講により、授業時間数が満たない場合、学年暦で定められた補講日に実施します。履修者は、通常の授業同様に出席しなければなりません。補講の時限や教室は、通常の授業時間とは異なる場合がありますので注意してください。

なお、休講・補講に関する情報は原則、UNIPAでお知らせします。

ただし、緊急時は当日の判断になることもあるため、UNIPAおよびホームページにて確認してください。

(11) 授業の欠席

授業を欠席する際は、学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症（QR参照）に罹患した場合以外は、原則、大学への電話連絡は不要です。

その他、授業の欠席に関する取扱いについては、科目担当教員の指示に従ってください。詳細についてはQRで確認してください。

<https://www.tfu.ac.jp/students/s9n3gg000000bwxz.html>

**(12) 授業受講上の留意事項**

・授業中の私語、飲食は禁止です。また、他の受講学生の迷惑になるような行動や授業に支障が出るような行為は慎んでください。

・授業中のスマートフォン等での録音や写真・動画撮影は、教員の許可なく行ってはいけません。必ず担当教員に撮影の可否を確認してください。

授業中、体調不良または気分が悪くなり離席する必要がある場合は、担当教員に相談してください。

(13) 授業に関する質問

本学では、専任教員が学生からの質問や相談に応じる時間を設けています。（オフィスアワー）
UNIPAトップ画面→履修授業→教員氏名→教員スケジュールに「オフィスアワー」と記載されている時間帯は教員が研究室に在室しています。シラバスの備考欄に、研究室の場所が載っていますので確認の上、訪問してください。事前にUNIPAのQ&Aで連絡をしてから訪問をすることをお勧めします。

非常勤講師については、授業開始前・終了後の時間を活用もしくは、UNIPAのQ&Aにて質問してください。

(14) 履修相談・学修相談について

履修や学修についての相談は、リエゾンゼミ・演習の担当教員または教務課窓口で対応します。

(15) 履修科目の取消・追加について

履修登録にて申請した科目のうち、やむを得ず履修を取りやめたい場合は、取り消し期間に限り申請ができます。

ただし、取消申請をして、年間の修得単位数が33単位を下回らないように注意してください。

- ① 前期・後期の指定期間に当該年度の履修科目の取消・追加を行うことができます。申請期間についてのお知らせはUNIPAから行われます。
- ② 前期科目を後期の指定の期間に取り消すことはできません。
- ③ リエゾンゼミⅠ～Ⅳは取り消すことができません。
- ④ 学部学科等により、取消除外科目を指定している場合があります。その場合は、UNIPAにて別途お知らせします。
- ⑤ 事由によっては、取消が認められないこともあります。そのため、履修計画を立て、学修に真摯に取り組んでください。
- ⑥ 抽選科目やクラス指定等がある科目などは、追加登録不可となります。
- ⑦ 履修科目の取消・追加を希望する場合は、教務課より「履修取消願」「履修追加願」の用紙を受け取り、必要事項を記入して、指定の期間内に教務課に提出して下さい。期間外は一切認められません。
- ⑧ 休学する場合は、休学等の願い出を行う際、教務課で履修科目の取消の手続きをして下さい。
- ⑨ その他、病気等のやむを得ない事由により履修科目の取消を希望する場合は、教務課に相談してください。
- ⑩ 履修取消をせずに履修放棄をすると、GPAが低くなります。

2 シラバス

シラバスでは、教員が授業科目に関する情報（何のために何をどのように学び、何ができるようになるのか）を明確にしています。履修科目を選択する際には、UNIPAの「シラバス照会」を確認し、授業内容について把握した上で、学修の準備をしてください。

シラバス照会

英語で表示 (In English) 印刷

授業科目名	英語	授業形態	講義	演習	前期	後期	単位数	2.0
ディプロマポリシーとの関連		履修上の前提条件						
担当教員名								
授業のテーマ								
授業の目的								
到達目標（学習成果）								
授業の概要								
授業の進め方と方法								
成績評価の方法と基準								
試験・課題へのフィードバック								
テキスト【必須購入】								
参考書・参考文献・参考URL等								
受講する時の留意点（注意事項）								

※欄外右上に「添付資料確認」ボタンが表示されている場合は、「授業実施計画（予定）（オンライン授業で実施する場合の授業計画（予定）も含む）の詳細」「授業時間外学修の詳細」「ルーブリック評価表」のいずれかの資料が添付されています。ボタンをクリックしてそれぞれをダウンロードをして参照してください。

授業計画

第1回 テーマ 内容

シラバスには以下の内容が記載されています

- ・ 授業のテーマや目的
- ・ 到達目標や授業概要
- ・ 授業の進め方と方法
- ・ 成績評価の方法と基準
- ・ 試験・課題へのフィードバック
- ・ テキストや参考書
- ・ 受講する時の留意点（注意事項）
- ・ 各回の授業内容と授業時間外学修
- ・ 授業に関連する実務経験
- ・ 教員への質問・相談

《留意点》

「受講する時の留意点」に欠格条件（試験が受験できない条件、単位が修得できない条件）について明記していない場合であっても、試験規程第6条により、その授業科目につき、1/3以上欠席した者は、欠格条件に該当します。

- ・ 「授業計画」の16回目（定期試験）は授業時間には含みません。
- ・ 「備考」で、ルーブリック評価の活用について明記がない場合でも、グループディスカッション、問題解決学習、プレゼンテーション、レポート等の学習にルーブリックを活用することが望まれます。

詳しくは、本学ホームページ>在学生>ルーブリックをご覧ください。
<https://www.tfu.ac.jp/students/rubric.html>



3 試 験

試験に関する詳細は、P.48からの「試験規程」を必ず一読してください。

定期試験は、年2回実施します。前期試験は7月下旬、後期試験は1月下旬の講義終了後に設定されている、定期試験期間に実施します。通年科目によっては年1回とすることもあります。

また、授業科目によっては、授業時間内にて実施される場合もあります。

(1) 試験時間

定期試験は、通常授業時間とは異なり、以下の試験時間にて実施します。(50分)

時 限	時 間	時 限	時 間
第 1 時 限	8:50~9:40	第 5 時 限	14:10~15:00
第 2 時 限	10:00~10:50	第 6 時 限	15:20~16:10
第 3 時 限	11:10~12:00	第 7 時 限	16:30~17:20
第 4 時 限	13:00~13:50	第 8 時 限	17:40~18:30

・定期試験では、通常授業で使用教室と異なることがありますので注意してください。

また、学籍番号や学科指定などにより教室が異なりますので、試験時間割表にて教室の確認をしてください。

(2) 試験方法

試験の方法は、筆記試験・実技試験・レポート試験に区分され、授業科目によって試験内容は異なります。詳しくは、各授業のシラバス「成績評価の方法と基準」を確認してください。

【筆記試験・実技試験】担当教員の指示のもと、試験を受けてください。

【レポート試験】レポート試験を提出する際は、担当教員からの指定がない限り、右記のように「表紙」を添えて提出をしてください。

- ①「授業科目名」
- ②「担当教員名」
- ③「レポートの表題」
- ④「学部・学科・学年」
- ⑤「学籍番号」
- ⑥「氏名」
- ⑦「提出期日」

左上を
ホチキスで
とじる。

表紙の例

①「〇〇〇〇〇」
② 〇〇〇〇 先生
③「〇〇〇〇〇〇〇」
④学部学科学年
⑤学籍番号
⑥氏名
⑦〇年〇月〇日

また、UNIVERSAL PASSPORTの課題管理で提出する場合は、**提出履歴**
(提出完了画面のスクリーンショット等)と提出した課題レポートデータ
を保存してください。

(3) 試験の受験資格

定期試験では、受講している全学生が受けられるわけではありません。

以下に該当する場合は無資格者の対象となり、試験を受けることができません。

・開講実回数の1/3以上を欠席した者 ・Web履修登録をしていない者 ・学費未納者

(4) 定期試験に関する留意事項

- ・試験時には、必ず学生証を持参し試験開始前には、机の上に置いてください。
- ・学生証を忘失した場合は、教務課にて仮学生証(300円)の発行手続きを行ってください。
- ・携帯電話、スマートフォンやウェアラブル端末は電源を切り、カバン等に入れて机の下に置いてください。
- ・試験開始後20分以上、遅刻した者は入室ができません。

(5) 不正行為

不正行為があった場合、即時処分として一部または全科目を無効とし、その他の処分は教授会で決定されます。

また、机上に指定物以外を置くなど、不正行為と見受けられる行動は慎んでください。

(6) 追試験

本学の追試験は、P.50の「第3章 追試験」の対象となる事由に該当する場合に限り受験が可能です。追試験を受験する場合は、追試申込期間に事由を証明する書類を添えて教務課で手続きをしてください。

4 成 績

(1) 成績評価基準

履修した科目の成績評価は、各科目で指定された成績評価の方法を基準に以下のように評価され、60点以上で所定の単位が与えられます。

秀 (90点～100点) ・ 優 (80点～89点) ・ 良 (70点～79点) ・ 可 (60点～69点) ・ 不可 (59点以下)

(2) GPA制度

GPAは、世界的に用いられている成績評価です。

本学は、学生の皆さんが主体的に学ぶことを支援するとともに、教育の質を保証するために、GPA (Grade Point Average) を導入しています。GPAは、成績評価基準に基づく評定をGP (Grade Point) に換算し、所定の計算式を用いて算出した1単位あたりのGP平均値のことをいいます。

GPAは、自らの学修状況 (学修の到達目標の達成レベルやその推移等) をふり返し、自己管理して学んでいくために役立ててください。

成績の評定、点数、評価基準、およびGPの関係は以下のとおりです。

評 定	点 数 (100点満点)	評 価 基 準			G P (科目の評点)
		到 達 目 標	成 績	判 定	
秀	90点～100点	ほぼ完全に達成	きわめて優秀	合格	4
優	80点～89点	十分に達成	優秀		3
良	70点～79点	十分に達成	良好		2
可	60点～69点	十分に達成	最低の合格可		1
不可	59点以下	十分に達成	合格不可	不合格	0

※「無資格」「放棄」の科目はGP=0とする。

1) GPA の適用除外科目

GPAの適用除外科目は以下になります。

- ① 認定科目 (「認定・不認定」等で評価する科目)
- ② 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- ③ 本学入学前に修得した単位認定科目
- ④ 留学により修得した単位認定科目
- ⑤ 外国語特別単位認定制度により修得した単位認定科目
- ⑥ 「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」により他大学で修得した科目
- ⑦ 履修取消期間中に履修取消願の手続きをし、取消を認められた科目
- ⑧ 成績提出期限までに成績の評価をすることができない科目
- ⑨ 学部学科等が指定した科目 (UNIPA・ホームページにて別途お知らせします)

2) GPAの計算式について

$$GPA = \frac{[\text{秀}] \text{の単位数} \times 4 + [\text{優}] \text{の単位数} \times 3 + [\text{良}] \text{の単位数} \times 2 + [\text{可}] \text{の単位数} \times 1 + [\text{不可}] \text{の単位数} \times 0}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (「不可」「無資格」「放棄」を含む)}}$$

3) GPAの種類

GPAには、在学中の全期間を通算して算出する通算のGPAと各年度の各学期で算出する学期のGPAがあります。前期のGPAは当該年度の前期履修科目を用いて算出され、後期のGPAは当該年度の後期履修科目及び通年履修科目を用いて算出されます。

4) 履修登録上の注意

履修放棄をした科目も、GP=0ポイントとしてGPA算出の対象となります。したがって、安易に履修放棄をしないように、シラバスや時間割等を踏まえて履修計画を立てた上で、履修登録をしてください。

5) 履修取消について

履修放棄によりGPAが低くならないようにするために、指定の履修取消期間中に当該年度の履修を取り消すことができます。

6) GPAの確認方法

自身のGPAは、UNIPAの「成績照会」で確認することができます。

【通常表示】通算のGPAが表示されます。

【年度学期別表示】学期（前期・後期）のGPAが表示されます。

本学は、通年制ですので、学期のGPAは参考として活用してください。

7) 再履修について

GPAを高めるよう、すでに単位を修得した授業科目を単位修得した年度の次年度に開講する科目の場合に限り、再び履修することができます。ただし、その科目の成績評価は再履修後のものとなりますので、慎重に考えた上で再履修してください。

再履修する場合は、単位を修得した年度の3月末までに教務課に「単位修得取消・再履修願」を提出してください。

8) GPAを活用した学修面談・卒業認定試験

通算GPAが1.20未満の場合は、リエゾンゼミ担当教員や関係教職員の学修面談を受けることが必要です。

本学を卒業するためには、所定の授業科目および単位数の修得と卒業時の通算GPAが1.50以上であることが必要です。

通算GPAが1.50未満の場合は、学部学科で行う卒業認定試験を受け、合格することが必要です。

(3) 成績に関する質疑について

成績に関して質疑がある場合、以下のようにしてください。

ただし、成績評価の再確認をお願いするものであり、教員に対して成績の再考を求めるものではありません。

【専任教員】各自、研究室を訪ねてください。

【非常勤講師】UNIPAでお知らせした指定期間内に申請することができます。

教務課で「成績質疑用紙」を受け取り、指定期間内に提出をしてください。

5 その他

(1) 科目ナンバリング

授業科目の番号と分類により、学修の段階や順序等が分かるようになっています。なお、難易度レベルは必ずしも履修学年と同じではありませんのでご注意ください。

詳しくは、本学ホームページ>在学生>履修支援>科目ナンバリングをご覧ください。
https://www.tfu.ac.jp/students/completion_support.html



(2) 学内単位互換について

本学では、通信教育部を活用した学内単位互換が可能です。詳しくは、P.52「通学の課程における学内単位互換に関する規程」をご覧ください。

(3) 学都仙台単位互換ネットワーク

協定締結大学で提供される授業科目を履修し、修得した単位は、本学の単位として認定されます。詳しくは、P.56「学都仙台単位互換ネットワーク」をご覧ください。

(4) 留学期間中の修得単位の認定について

留学期間中に留学先の大学で修得した単位は、所定の単位数まで本学の単位として認定されます。詳しくは、P.54「学生の海外留学に関する規程」をご覧ください。

なお、協定校との間で交わされている交換留学制度については、国際交流センター（管理棟2階）にお問い合わせください。

(5) 長期履修学生の制度について

職業を有している等の事情により、標準就業年限を超えた一定の期間について履修計画を立て、修学し卒業することを希望する場合にそれを認める制度です。

詳しくは、本学ホームページ>在校生>長期履修学生制度をご覧ください。
https://www.tfu.ac.jp/students/register_extending.html



(6) 特色ある科目について

本学の3つの特色（グローバルな視点、地域貢献、感性を育む大学環境）を踏まえた「国際・グローバル化」「地域」「感性・感性福祉」+「防災・減災・復興支援」「認知症」「実学臨床教育」に関する科目が特色ある科目として数多く開講されており、広く深く学ぶことができます。また、これらについて資格等も取得できます。

学内ポータルシステム UNIVERSAL PASSPORT (通称：UNIPA)^{ユニバ}

UNIVERSAL PASSPORT (通称：UNIPA^{ユニバ}) は、本学から提供される情報（休講・補講や授業のお知らせ等）の掲示や成績の確認、履修登録など様々な学務にプラスし、オンラインでの授業配信やテストなどの教育支援を行う統合学生支援システムです。スマートフォン用アプリもあり、お知らせ等をプッシュ通知機能で受け取ることも可能です。

本学から学生の皆様への連絡はUNIVERSAL PASSPORTを介して掲示され、掲示した事項はすべて周知したものと扱います。重要なお知らせは学生に貸与された本学のメールアドレスと、インストールしたアプリに対し通知が届くものもありますが、掲示を見逃したために生じる不都合・不利益は本人の責任となります。必ず毎日、自発的にUNIVERSAL PASSPORTへアクセスし、掲示内容を確認する習慣を身につけてください。

詳細は「学内システムスタートアップガイド」にてご確認ください。



機能の一覧

- ・ポータル機能（掲示確認、スケジュール管理、アンケート回答、学籍情報の変更等）
- ・学務機能（履修登録、学生時間割表、成績照会、シラバス照会、授業評価回答等）
- ・授業機能（授業動画閲覧、課題提出、授業資料、テスト、出欠状況確認等）
- ・学修ポートフォリオ機能・就職関連機能（求人検索、進路希望調査、就職活動報告等）

【公式アプリ】



App Store

<https://itunes.apple.com/jp/app/unipa/id1259602811?mt=8>

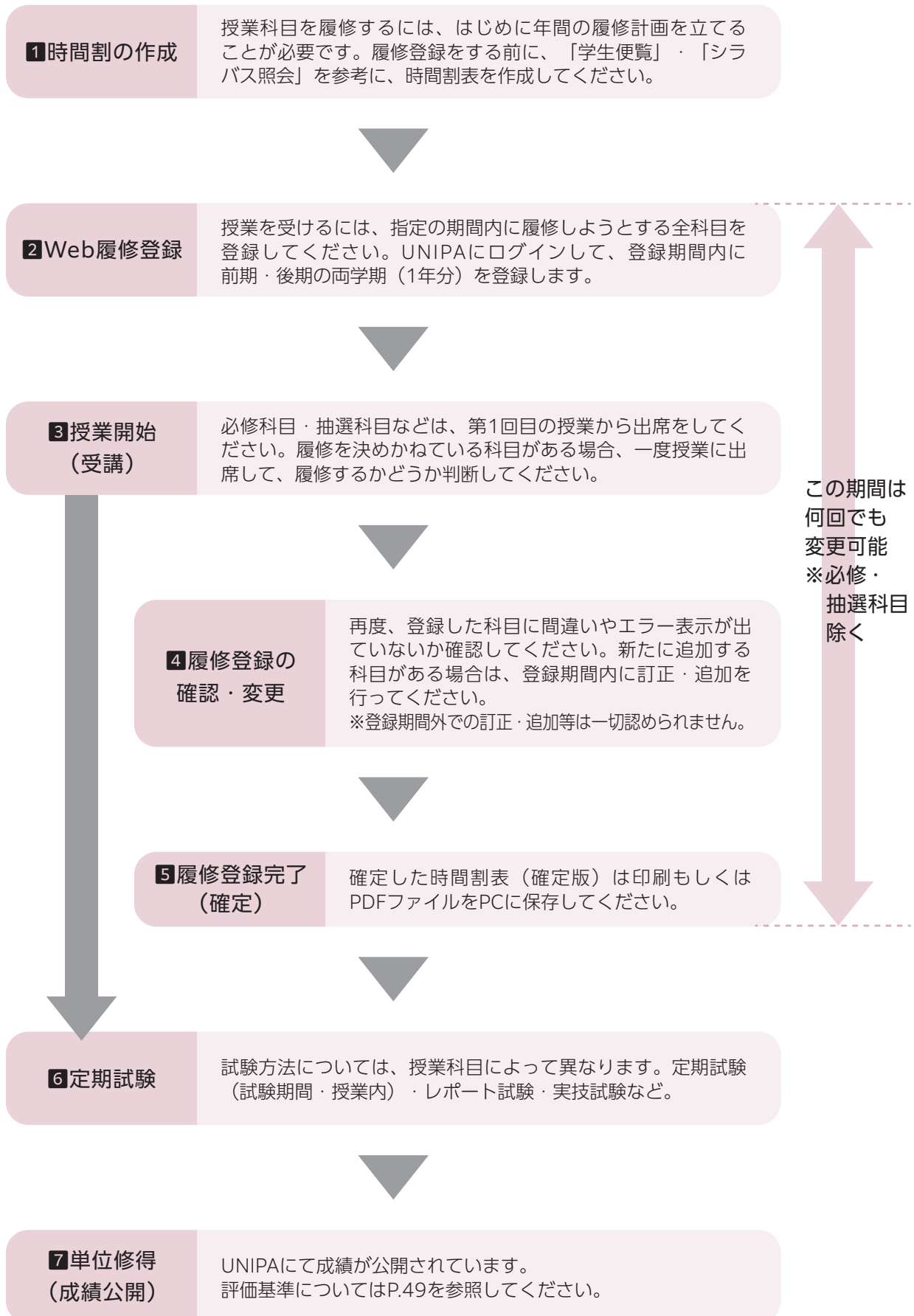


Google Play

<https://play.google.com/store/apps/details?id=com.jast.gakuen.up.sm.unipa&hl=ja>



履修登録から単位修得までの流れ



1 時間割の作成（履修計画）

履修登録時の留意事項

履修科目の単位を修得するためには、年度始めに行う学科・学年別ガイダンスを受け、その年度の履修科目をシラバス照会、各学科の諸条件にそって選択し、UNIPA上で登録します。

1年間に何の授業科目をどのように履修するのか、以下の点について考慮して履修計画を立ててください。

- ① 「Ⅲ教育課程」の各学科の科目一覧表で**履修年次**を確認の上、各科目の**シラバス**を参照し、履修したい科目を検討する。
- ② 必修科目は優先して履修する。
- ③ 選択必修科目、選択科目についてはシラバスを参考に履修する。
- ④ 資格取得の学生は、資格必修科目の履修未登録がないように気をつける。**（Ⅳ資格等を参照）**
※年次進行で所定の科目を履修しなければならないこともあるため、履修未登録に注意する。
科目によっては履修前提条件が付けられている資格もあるため、十分に確認する。
- ⑤ 上級学年に進んでから単位不足にならないよう卒業要件を考慮し、1年間の**修得単位数は最低33単位以上（※）**となるように計画する。
※1年間の**修得単位数**であるため、**履修単位数**はこれを超えて登録をするように努めてください。

- ⑥ 履修登録をする際には、以下の点に注意して履修登録を行ってください。

授 業 形 態	注 意 事 項
同一科目	同一年度で同一科目は、1科目しか履修できません (例) 前期履修した科目を後期は履修不可
同一時限重複	同一曜日時限内では1科目しか履修できません ※時限に重複した科目・時限を誤って登録した科目については、その登録が無効となります。(履修登録時にエラー表示) (★保健看護学科・リハビリテーション学科除く)
上級年次開講科目	上級年次に配当されている科目は履修することができません (例) 1年の場合・・・履修年次が2年の科目は履修できません
授業区分	授業科目によっては、少人数で行われる授業もあります。 履修する区分（クラス）が指定されている場合、それを変更することはできません

2 Web履修登録

その年度の履修科目をシラバスで、各学科の履修上の注意事項などを確認の上、履修方法にそって選択し、Web（UNIPA）上で登録します。

・登録方法についての詳細は、「学内システムスタートアップガイド（履修登録）」およびUNIPAでのお知らせを参照してください。

・履修登録の際、自らが希望する資格がある場合は、**「希望資格登録」で必ず☑チェックを入れてください。**

※チェックを入れた資格によっては、課程履修費および実験実習費等の支払いが生じます。

(P.36「学費等納付細則」参照)

【WEB履修登録時の注意事項】

登録時間 平日 9:00~19:00、土曜日、日曜日 9:00~17:00

- ★登録期間・時間は、UNIVERSAL PASSPORT で確認し、指示に従ってください。
- ★期間内であれば何度でも登録変更（追加・削除）は可能です。
ただし、学科必修科目・抽選科目、資格必修科目等は変更することはできません。
- ★期間を過ぎると、登録・訂正・変更は一切できません。
指定の期間までに履修登録をしなかった場合、その年度の履修は認められません。
- ★必ず前期・後期の両学期の履修登録を完了させてください。

3 授業開始（受講）

- ①履修登録を終えたら、指定された教室で講義を受講してください。
- ②必修科目・抽選科目などは、第1回目の授業から出席をしてください。
- ③履修を決めかねている科目がある場合、一度授業に出席して、履修するかどうか判断してください。

4 履修登録の確認・変更

学生便覧のⅢ教育課程「基盤教育科目」、学科別「専門教育科目」一覧の配当年次を確認し、履修漏れがないかどうか確認をしてください。

登録した科目の訂正や追加がある場合は、必ず履修登録期間内に行ってください。

※学科必修・抽選科目、各種資格取得必修等に変更不可

◆チェック項目◆

- ①履修登録に間違い・不足科目がないか確認してください。
 - ②履修方法（条件）にそって履修しているか確認してください。
 - ③今年度中に、履修もしくは単位修得しなければならない科目は履修しているか確認してください。（※各種資格の前提条件等）
 - ④学科の必修科目や各種資格の必修科目が未登録となっていないか確認してください。
 - ⑤指定されているクラス（曜日時限）があるにもかかわらず、授業科目名だけで判断して登録していないか確認してください。
- 例）科目名（○○学科指定、○○学科対象外、前期実習学生対象、○○課程限定など）

5 履修登録の完了（確定）

UNIPAで履修登録の最終確認を行い、確定した最終版の時間割表を必ずプリントアウトもしくはPDFファイルで保存してください。

※万が一、システムエラー等により履修登録に不具合が生じた場合の証明となります。

6 定期試験

定期試験に関する詳細については、P.48試験規程を参照してください。

7 単位修得（成績公開）

成績評価については主に5段階で評価されます。

秀（90点～100点）・優（80点～89点）・良（70点～79点）・可（60点～69点）を合格とし、不可（59点以下）は不合格となります。不合格の再試はありません。

本学ではGPA制度を導入しており、評定によってポイントが加算されます。GPAに関する詳細はP.74を参照してください。

III

教育課程

1 卒業所要単位

卒業に必要な最低の修得単位は次に示すとおりです。

(1) 卒業に必要な単位数（最低数）

基盤教育科目 + 専門教育科目 = 124 単位以上

(例) 社会福祉学科

基盤教育科目 (23単位) + 専門教育科目 (101単位) = 124単位

(例) 福祉心理学科

基盤教育科目 (23単位) + 専門教育科目 (101単位) = 124単位

(例) 福祉行政学科

基盤教育科目 (23単位) + 専門教育科目 (101単位) = 124単位

(2) 詳しい単位数の内訳（最低数）

① 基盤教育科目

〔社会福祉学科・福祉心理学科〕

		教養知識・スポーツ・健康系													キャリア アップ科目		TFU ステップ アップ科目	計	備考	
基盤教育科目	導入 教育	教養教育			ICT 教育	外国語教育			国際教養理解			スポーツ・ 健康教育								
	3	人文 分野	自然 分野	社会 分野	地域・防災教育分野	ICT 教育	英語	ドイツ 語	ハンブル 語	中国語	日本語	英語PBL	留学事前事後指導	諸外国理解	実技	スポーツ科学	健康科学	キャリア系	自立学習系	実践活動系
																		キャリア形成支援	英語	その他の資格
		2	2	2	2	1カ国語3科目6単位選択			2	1科目2単位選択										
		その他1科目単位選択履修				1カ国語3科目6単位選択							2	1科目2単位選択						
計	3	10				6							4							

〔福祉行政学科〕

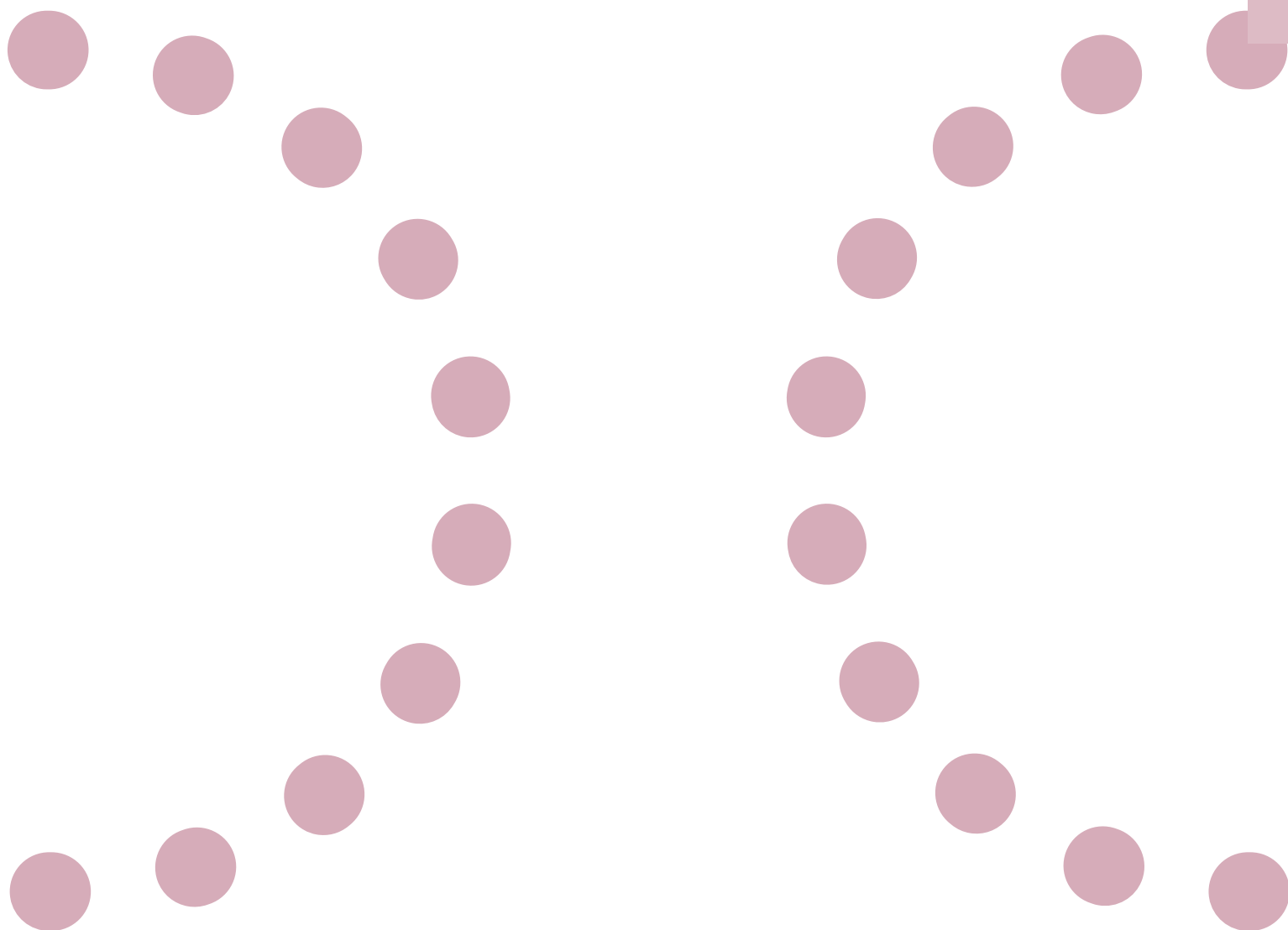
		教養知識・スポーツ・健康系													キャリア アップ科目		TFU ステップ アップ科目	計	備考			
基盤教育科目	導入 教育	教養教育				ICT 教育	外国語教育			国際教養理解			スポーツ・ 健康教育									
	3	人文 分野	自然 分野	社会 分野	地域・ 防災教育 分野	ICT 教育	英語	ドイツ 語	ハン グル 語	中国 語	日本 語	英語 PBL	留学 事前 事後 指導	諸外国 理解	実技	スポ ーツ 科学	健康 科学	キャリア 系	自立 学習系	実践 活動系	23	23単位を 超過した 単位は卒 業単位に 加算する
																		キャリア 形成支援	英語	その他 の資格		
		2	2	4	2		6								2	1科目2単位 選択						
計	3	10					6							4								

② 専門教育科目

専門教育科目区分	専門基礎科目	専門基幹科目	専門発展科目	関連科目	計	卒業所要 総合計単位
社会福祉学科	28以上	32以上	6以上		101	124
福祉心理学科	22以上	26以上	16以上		101	124
福祉行政学科	22以上	32以上			101	124

* 上記の各科目の条件を満たし、総合計124単位以上修得のこと。

基盤教育科目



2 基盤教育科目

本学の授業科目は、全学共通の「基盤教育科目(※)」、学科ごとの「専門教育科目」に大別されます。

※保健看護学科は「総合基礎教育科目」となります。

【基盤教育科目】

基盤教育科目は、全学共通科目となっており、同一の科目一覧から学科ごとに所定の単位数を修得しなければなりません。

以下の要件を満たす必要があります。

学 科	総単位数
社会福祉学科・福祉行政学科・福祉心理学科 産業福祉マネジメント学科・情報福祉マネジメント学科	23単位
教育学科	25単位
保健看護学科	20単位
リハビリテーション学科	16単位
医療経営管理学科	23単位

※なお、各学科の単位数を超過した単位は、卒業要件の単位数に加算されます。

【履修上の留意点】

1. 導入教育

①「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」

②「禅のこころ（建学の精神・理念を含む）」※保健看護学科は「禅のこころ」

上記の2科目は、学籍番号によりクラスが指定され、履修登録時には自動登録されます。

UNIPAの時間割で授業内容や使用教室について確認してください。

また、②の授業日程については、UNIPAでお知らせしますので各自確認してください。

2. 外国語教育 ※「外国語Ⅰ～Ⅲ」※学科により外国語の指定あり

英語、ドイツ語、ハングル講座、中国語の4ヵ国語から1ヵ国語を選択し、Ⅰ～Ⅲまで必須となります。

(※保健看護学科は、実用英語も必修)

外国語科目は、履修人数を適正化するため、1・2年次の学年別ガイダンス時に「外国語履修ガイダンス」もしくは「動画によるオンデマンド型配信」により、履修調整を行いますので必ず参加してください。

各外国語Ⅰ・Ⅱ（各2単位）は、週2回授業を行いますので時間割に注意してください。

なお、外国語に関して、語学能力検定試験を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合があります。

3. スポーツA・スポーツB（教育学科初等教育専攻）・スポーツⅠ（保健看護学科）

「スポーツA」・「スポーツB」は1年次のガイダンス日に、講義内容の関係から受講者数を各授業ともに30名程度に限定する必要があるため、「スポーツAまたはB（※保健看護学科はスポーツⅠとなります。）クラス編成ガイダンス」もしくは「動画オンデマンド型配信」により、履修調整を行いますので必ず参加してください。

※保健看護学科、リハビリテーション学科は指定クラスのため、ガイダンスは行いません。

本校地以外で行われる種目は、スクールバスが運行されます（北山キャンパスは除く）

なお、「スポーツAまたはB（保健看護学科はスポーツⅠ）」を見学授業とする学生は、医師の診断書を担当教員へ提出してください。

【履修上の特例措置】

1. 外国語特別単位認定制度(外国語教育)

外国語の語学能力検定試験(外部テスト)で、一定のレベルに達している学生は、本人の申請により、所定の手続きを経て、必修の外国語科目の履修を免除される場合があります。

次表に示す各検定試験による単位認定に該当する学生は、1、2年次のガイダンス日の外国語クラス編成の際に申し出るとともに、検定試験の認定書または得点証明書(原本)を提出してください。その後、外国語教育連絡会教員の面接と審議を経て、当該外国語の所定の単位を履修したものと見なされた場合、単位が認定されます。

単位認定の基準となる各検定試験の成績は以下の通りです。

(履修規程第10条 別表1)

科 目	語 学 能 力 検 定 試 験	点数/等級	単位認定される科目
英 語	TOEIC	550点以上	英語I・II
	TOEFL iBT (The Internet-based TOEFL)	52点以上	英語I・II
	TOEFL PBT (The Paper-based TOEFL)	470点以上	英語I・II
	実用英語技能検定 (英検)	適用なし	英語I・II
	国際バカロレア資格 English B HL	4 以上	英語I・II
	国際バカロレア資格 English B SL	5 以上	英語I・II
	TOEIC	600点以上	英語III又は実用英語
	TOEFL iBT (The Internet-based TOEFL)	57点以上	英語III又は実用英語
	TOEFL PBT (The Paper-based TOEFL)	487点以上	英語III又は実用英語
	実用英語技能検定 (英検)	準 1 級以上	英語III又は実用英語
	国際バカロレア資格 English B HL	5 以上	英語III又は実用英語
ド イ ツ 語	ドイツ語技能検定 (独検)	3級	ドイツ語I・II
	ドイツ語技能検定 (独検)	2級	ドイツ語III
中 国 語	実用中国語技能検定	4級	中国語I・II
	漢語水平考試 (HSK)	初中等 3 級	中国語I・II
	中国語コミュニケーション能力検定 (TECC)	360点以上	中国語I・II
	実用中国語技能検定	3級	中国語III
	漢語水平考試 (HSK)	初中等 4 級	中国語III
	中国語コミュニケーション能力検定 (TECC)	440点以上	中国語III
ハングル講座	韓国語能力試験	2級	ハングル講座I・II
	「ハングル」能力検定試験 (ハングル検定)	4級	ハングル講座I・II
	韓国語能力試験	3級	ハングル講座III
	「ハングル」能力検定試験 (ハングル検定)	3級	ハングル講座III

2. 東北福祉大学体育会スポーツ特別履修制度

- (1) 体育会加盟の所属部員は、課外活動をもって「スポーツA」「スポーツB」(教育学科初等教育専攻)「スポーツⅠ」(保健看護学科)の単位を下記の条件で取得することができます。
※以下、「スポーツA」「スポーツB」「スポーツⅠ」は「スポーツ」とする。
- (2) これらの単位認定のために、単位認定委員会を設置します。その構成員は「スポーツ」担当専任教員とします。
- (3) 委員会は、学生生活支援課より提出された各部の資料に基づいて評価認定を行います。認定単位は、「スポーツ」(2単位)とします。
- (4) 評価の対象となる学生は、履修を申請した年度の1年間、各部に継続して在籍活動した部員とします。(途中入部・退部者は対象とはなりません。「スポーツ」は単位未修得の場合は次年度に履修してください。)
- (5) 各部部長は、単位認定のために下記の資料を所定の場所に提出することになります。
 - ・ 履修部員名簿
 - ・ 特別履修申請書
 - ・ 活動日誌
 - ・ 部活動年間出欠表
 - ・ 特別活動の記録(講習会・講演会・合宿等)
 - ・ 単位認定申請書
- (6) 各部部長は提出する全ての資料を、点検・確認のうえ押印し所定の場所に提出してください。
- (7) 虚偽の資料を提出した部は、当該年度単位を取り消し、次年度この制度を利用できません。
- (8) この制度の利用は、対象各部・各学生の任意とします。
- (9) この制度は平成26年4月1日より一部改正施行します。

【基盤教育科目の履修方法】以下の履修方法にそって履修してください。

社会福祉学科

年次	科目区分	分野	授業科目名	単位数		履修方法	備考
				必修	選択		
1年次	導入教育		リエゾンゼミⅠ(基礎演習)	2		学籍番号により クラス指定(自動登録)	
			禅のこころ(建学の精神・理念を含む)	1			
	教養教育	① 人文分野			2	1科目2単位選択履修	
		② 自然分野			2	1科目2単位選択履修	
		③ 社会分野	現代社会と福祉	2		※学科必修 学籍番号によりクラス指定	
		④ 地域・防災教育分野			2	1科目2単位選択履修	
		⑤ ①～④の4分野			2	1科目2単位選択履修	欄外の注意事項を 読むこと
	外国語教育		外国語Ⅰ	2		抽選(クラス指定)	週2回 授業を行う
			外国語Ⅱ	2			
	スポーツ・健康教育	実技	スポーツA	2		抽選(クラス指定)	
		スポーツ科学			2	計7科目から1科目 2単位選択履修	
		健康科学					
2年次	外国語教育		外国語Ⅲ		2	抽選(クラス指定)	週1回(通年)

【注意】⑤については、①～④の各分野から履修する必要はありません。いずれか1分野を選択履修してください。

計23単位 ※23単位を超過した単位は卒業単位数に加算される

福祉心理学科

年次	科目区分	分野	授業科目名	単位数		履修方法	備考
				必修	選択		
1年次	導入教育		リエゾンゼミⅠ(基礎演習)	2		学籍番号により クラス指定(自動登録)	
			禅のこころ(建学の精神・理念を含む)	1			
	教養教育	① 人文分野			2	1科目2単位選択履修	
		② 自然分野			2	1科目2単位選択履修	
		③ 社会分野	統計情報を見る眼	2			学科必修
		④ 地域・防災教育分野			2	1科目2単位選択履修	
		⑤ ①～④の4分野			2	1科目2単位選択履修	欄外の注意事項を 読むこと
	外国語教育		外国語Ⅰ	2		抽選(クラス指定)	週2回 授業を行う
			外国語Ⅱ	2			
	スポーツ・健康教育	実技	スポーツA	2		抽選(クラス指定)	
		スポーツ科学			2	計7科目から1科目 2単位選択履修	
		健康科学					
2年次	外国語教育		外国語Ⅲ	2		抽選(クラス指定)	週1回(通年)

【注意】⑤については、①～④の各分野から履修する必要はありません。いずれか1分野を選択履修してください。

計23単位 ※23単位を超過した単位は卒業単位数に加算される

福祉行政学科

年 次	科 目 区 分	分 野	授 業 科 目 名	単位数		履 修 方 法	備 考	
				必修	選択			
1 年 次	導入教育		リエゾンゼミⅠ(基礎演習)	2		学籍番号により クラス指定（自動登録）		
			禅のこころ(建学の精神・理念を含む)	1				
	教養教育	① 人文分野				2	1科目2単位選択履修	
		② 自然分野				2	1科目2単位選択履修	
		③ 社会分野	現代社会と経済	2			学籍番号によりクラス指定	学科必修
			現代社会と福祉	2				
		④ 地域・防災教育分野			2	1科目2単位選択履修		
	外国語教育	英語	英語Ⅰ	2		抽選（クラス指定）	週2回 授業を行う	
			英語Ⅱ	2				
	スポーツ・健康教育	実技	スポーツA	2		抽選（クラス指定）		
スポーツ科学				2	計7科目から1科目 2単位選択履修			
健康科学								
2 年 次	外国語教育	英語	英語Ⅲ	2		抽選（クラス指定）	週1回（通年）	

計23単位 ※23単位を超過した単位は卒業単位数に加算される

科目一覧表の見方

科目区分		授業科目名	指示事項	必修	選択	履修年次	履修方法
科目区分	指導育入	リエゾンゼミⅠ(基礎演習)	必修	2		1年以上	導入教育は必修3単位
		禅のこころ(建学の精神・理念を含む)	必修	1		1年以上	
科目区分	人文分野	哲学			2	1年以上	[教養教育]の4つの分野からそれぞれ1科目2単位以上、学科必修科目を含め、合計5科目10単位以上を修得すること。 健康科学部リハビリテーションの履修方法は欄外の指示に従うこと。
		仏教入門			2	1年以上	
		歴史の見方・考え方			2	1年以上	
		近現代史			2	1年以上	
		日本の宗教			2	1年以上	
		日本の文学			2	1年以上	
		日本の芸術・文化			2	1年以上	
		ことばと表現			2	1年以上	
	自然分野	科学の成果と未来(物理)			2	1年以上	
		科学の成果と未来(化学)			2	1年以上	
		科学の成果と未来(地理)			2	1年以上	
		科学の成果と未来(地学)			2	1年以上	
		生命の科学と倫理			2	1年以上	
		環境の科学(SDGsを含む)			2	1年以上	
科目区分	教養教育	生活の中の数学	医療経営管理学科必修		2	1年以上	
		統計情報を見る眼	福祉心理学科・医療経営管理学科必修		2	1年以上	
		現代社会を見る眼			2	1年以上	
		現代社会と経済	福祉行政学科必修		2	1年以上	

【指示事項】

- 〇〇課程限定▶その課程の学生のみ履修ができる
- 〇〇課程必修▶その課程の学生は必修、それ以外の学生も履修できる
- 〇〇(授業科目名)履修前提・履修済▶その科目を履修するには、事前に履修していなければ履修ができない
- 〇〇(授業科目名)単位修得済▶その科目を履修する前に、すでに単位修得していなければ履修ができない

【必修】

- ▶卒業までに必ず単位修得しなければならない科目
- ※この科目を単位修得していないと卒業はできません。

【選択】

- ▶自由に選択することができる科目
- ※選択必修科目のように枠組みの中から選択しなければならない科目もあるので注意してください。

【履修年次】

授業を受講できる学年

- 例) 1年以上▶1年次から履修ができる
- 2年▶2年次限定で履修ができる
- 2年以上▶2年次から履修ができる

【履修方法】

- ▶履修方法とは、履修する上での条件のことを言います。
- ここに記載されている条件を満たした上で、卒業要件の124単位(最低単位数)を修得しなければなりません。(※保健看護学科は125単位)
- 毎年度、不足している科目区分がないか確認をした上で履修計画を立ててください。

基盤教育科目一覧

(総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部(リハビリテーション学科、医療経営管理学科))

科目区分		授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法	
教養知識・スポーツ・健康系	教 導 育 入	リエゾンゼミⅠ(基礎演習)	必修	2		1年以上	「導入教育」は必修3単位	
		禅のこころ(建学の精神・理念を含む)	必修	1		1年以上		
		哲学			2	1年以上		「教養教育」の4つの分野からそれぞれ1科目2単位以上、学科必修科目を含め、合計5科目10単位以上を修得すること。 健康科学部リハビリテーションの履修方法は欄外の指示に従うこと。
	仏教入門			2	1年以上			
	歴史の見方・考え方			2	1年以上			
	近現代史			2	1年以上			
	日本の宗教			2	1年以上			
	日本の文学			2	1年以上			
	日本の芸術・文化			2	1年以上			
	ことばと表現			2	1年以上			
	自然分野	科学の成果と未来(物理)			2	1年以上		
		科学の成果と未来(化学)			2	1年以上		
		科学の成果と未来(地理)			2	1年以上		
		科学の成果と未来(地学)			2	1年以上		
		生命の科学と倫理			2	1年以上		
		環境の科学(SDGsを含む)			2	1年以上		
		生活の中の数学	医療経営管理学科必修		2	1年以上		
	社会分野	統計情報を見る眼	福祉心理学科、医療経営管理学科必修		2	1年以上		
		現代社会を見る眼			2	1年以上		
		現代社会と経済	福祉行政学科必修		2	1年以上		
		現代社会と法			2	1年以上		
		現代社会と人権			2	1年以上		
		現代社会と福祉	社会福祉学科、福祉行政学科必修		2	1年以上		
		現代社会と政治			2	1年以上		
		日本の教育	教育学科・リハビリテーション学科必修		2	1年以上		
		情報の科学			2	1年以上		
		こころの科学			2	1年以上		
		現代社会とボランティア			2	1年以上		
	地域・防災教育分野	災害と社会			2	1年以上		
		災害伝承学・次世代塾講座			2	1年以上		
		実践的防災学			2	1年以上		
		リスクと社会			2	1年以上		
		地域活性化マネジメント論(入門編)			2	1年以上		
		地域活性化マネジメント論(実践編)			2	1年以上		
		東北の地域課題			2	1年以上		
		東北学			2	1年以上		
	I C T 教育	AIの基礎			2	1年以上	「ICT教育」は指定学科以外は任意履修。 ※情報福祉マネジメント学科・医療経営管理学科は、情報処理論、情報処理実習、情報処理応用実習は履修不可。	
		情報処理論			2	1年以上		
		情報処理実習	教育学科必修		2	1年以上		
		情報処理応用実習			2	1年以上		
		情報と社会(知的財産を含む)			2	1年以上		
	外国語教育	英語	英語Ⅰ(コミュニケーションを含む)			2	1年以上	「外国語教育」は必修6単位 ※総合福祉学部福祉行政学科、教育学部教育学科、リハビリテーション学科は英語Ⅰ～Ⅲまでの6単位必修。 ※総合福祉学部(社会福祉学科、福祉心理学科)、総合マネジメント学部(産業福祉マネジメント学科、情報福祉マネジメント学科)、健康科学部(リハビリテーション学科、医療経営管理学科)は1外国語を任意選択し、Ⅰ～Ⅲまでの6単位必修。
			英語Ⅱ			2	1年以上	
			英語Ⅲ			2	2年以上	
			実用英語A			1	2年以上	
			実用英語B			1	2年以上	
			実用英語C			1	2年以上	
			実用英語D			1	2年以上	
			実用英語E			1	2年以上	
		実用英語F			1	2年以上		
		ドイツ語	ドイツ語Ⅰ(コミュニケーションを含む)			2	1年以上	
			ドイツ語Ⅱ			2	1年以上	
			ドイツ語Ⅲ			2	2年以上	

科目区分		授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法	
教養知識・スポーツ・健康系	外国語教育	ドイツ語	実用ドイツ語A		2	2年以上	日本語は留学生のみが履修できる。	
			実用ドイツ語B		2	2年以上		
		ハングル語	ハングル講座Ⅰ(コミュニケーションを含む)		2	1年以上		
			ハングル講座Ⅱ		2	1年以上		
			ハングル講座Ⅲ		2	2年以上		
			実用ハングル講座A		2	2年以上		
			実用ハングル講座B		2	2年以上		
		中国語	中国語Ⅰ(コミュニケーションを含む)		2	1年以上		
			中国語Ⅱ		2	1年以上		
			中国語Ⅲ		2	2年以上		
			実用中国語A		2	2年以上		
			実用中国語B		2	2年以上		
		日本語	日本語Ⅰ	留学生必修	2	1年以上		
			日本語Ⅱ	留学生必修	2	1年以上		
			日本語Ⅲ	留学生必修	2	2年以上		
			実用日本語A	留学生必修	2	2年以上		
			実用日本語B	留学生必修	2	2年以上		
	国際教養理解	英語PBL	English ProjectⅠ		2	2年以上	「国際教養理解」は任意履修。	
			English ProjectⅡ		2	3年以上		
			English ProjectⅢ		2	4年		
		留学事前事後指導	Study Abroad A(アジア)		1	1年以上		
			Study Abroad B(北米)		1	1年以上		
			Study Abroad C(オセアニア)		1	1年以上		
			Study Abroad D(ヨーロッパ)		1	1年以上		
			Study Abroad E(その他の地域)		1	1年以上		
		諸外国理解	グローバルコミュニケーションⅠ		2	1年以上		
			グローバルコミュニケーションⅡ		2	2年以上		
			異文化コミュニケーション		2	2年以上		
	アジア共同体に向けて			2	1年以上			
	スポーツ・健康教育	実技	スポーツ A	全学部(教育学科初等教育専攻を除く)必修	2		1年以上	「実技」の必修2単位を含めて「スポーツ・健康教育」は4単位以上修得のこと。 教育学科初等教育専攻は健康科学が必修。中等教育専攻及び他の学科は「スポーツ科学」4科目及び「健康科学」3科目より1科目2単位以上選択必修。
			スポーツ B	教育学科初等教育専攻必修	2		1年以上	
		スポーツ科学	生涯スポーツ論			2	1年以上	
			レクリエーション論			2	1年以上	
			スポーツ医学			2	2年以上	
			スポーツの心理学			2	2年以上	
		健康科学	健康科学(心と身体)	教育学科初等教育専攻は いずれかを選択必修		2	1年以上	
			健康科学(人間関係と社会生活)			2	1年以上	
			食と生活			2	1年以上	
キャリアアップ科目								
キャリア系	キャリア形成支援	キャリア支援活動Ⅰ			2	1年以上	「キャリアアップ科目」「TFUステップアップ科目」は任意履修。 キャリアアップ科目及びTFUステップアップ科目は、合計で36単位まで認められる。 自由選択(Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳと連続して履修することを推奨) 同一活動を「福祉ボランティア活動」「文化・教育・社会貢献支援実践活動」「プロジェクト実践活動」「リエゾンゼミ」に重複して用いることはできない。 自立学習系については、4年次後期に条件が満たされたことを申請し、単位が認定される。	
		キャリア支援活動Ⅱ			2	2年以上		
		キャリア支援活動Ⅲ			2	3年以上		
		キャリア支援活動Ⅳ			2	4年		
		キャリアデザイン・インターンシップⅠ			2	1年以上		
		キャリアデザイン・インターンシップⅡ-A			2	2年以上		
		キャリアデザイン・インターンシップⅡ-B			2	2年以上		
		キャリアデザイン・インターンシップⅢ			2	3年以上		
		キャリアデザイン・インターンシップⅣ			2	4年		
自立学習系	英語	Independent StudyⅠ			2	1年以上		
		Independent StudyⅡ			2	1年以上		
		Independent StudyⅢ			2	1年以上		
	その他の資格	Independent StudyⅣ			2	1年以上		
		Independent StudyⅤ			2	1年以上		
		Independent StudyⅥ			2	1年以上		

科目区分	授 業 科 目 名	指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
TFUステップアップ科目						
実践活動系	社会参加・実践活動	福祉ボランティア活動Ⅰ(スポーツ・地域を含む)		2	1年以上	プロジェクト(社会参画)実践活動は大学指定のプロジェクトあるいは学科指定の学科プロジェクトを対象とする。
		福祉ボランティア活動Ⅱ(スポーツ・地域を含む)		2	2年以上	
		福祉ボランティア活動Ⅲ(スポーツ・地域を含む)		2	3年以上	
		福祉ボランティア活動Ⅳ(スポーツ・地域を含む)		2	4年	
		プロジェクト実践活動ⅠA		2	1年以上	
		プロジェクト実践活動ⅠB		4	1年以上	
		プロジェクト実践活動ⅡA		2	2年以上	
		プロジェクト実践活動ⅡB		4	2年以上	
		プロジェクト実践活動ⅢA		2	3年以上	
		プロジェクト実践活動ⅢB		4	3年以上	
		プロジェクト実践活動ⅣA		2	4年	
		プロジェクト実践活動ⅣB		4	4年	
		文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅠA		2	1年以上	文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動は、単位認定の希望があり、かつ大学が認めた大学指定団体・文化会団体・サークル・アシスタント活動を対象とする。活動時間により、AとBのいずれかを選択履修のこと。
		文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅠB		4	1年以上	
		文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅡA		2	2年以上	
		文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅡB		4	2年以上	
		文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅢA		2	3年以上	
		文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅢB		4	3年以上	
		文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅣA		2	4年	
		文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動ⅣB		4	4年	
		スポーツ実践活動ⅠA		4	1年以上	スポーツ実践活動は、単位認定の希望があり、かつ大学が認めた体育団体を対象とする。活動時間により、AとBのいずれかを選択履修のこと。
		スポーツ実践活動ⅠB		8	1年以上	
		スポーツ実践活動ⅡA		4	2年以上	
		スポーツ実践活動ⅡB		8	2年以上	
		スポーツ実践活動ⅢA		4	3年以上	
		スポーツ実践活動ⅢB		8	3年以上	
		スポーツ実践活動ⅣA		4	4年	
		スポーツ実践活動ⅣB		8	4年	

※健康科学部リハビリテーション学科は、「導入教育」2科目3単位必修、「英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」3科目6単位必修、「教養教育・社会分野」1科目2単位必修、「スポーツ・健康教育」2科目4単位必修の15単位を含めて、「教養知識・スポーツ・健康系」及び「キャリアアップ科目(キャリア系・自立学習系)」、「TFUステップアップ科目(実践活動系)」から1単位以上選択履修し、合計16単位以上を単位修得すること。

※各学科が定める修得単位数を超過して修得した単位に関しては、関連科目として充当される。

※外国語に関して、語学能力検定試験(TOEFL, TOEIC, 英検, 独検など)を受けている学生は、その点数によって当該外国語の単位を認定する場合がある。また、体育会に加盟する各部に所属する部員については、所定の手続きを経て、課外活動をもって「スポーツA」「スポーツB」「スポーツⅠ」の単位を認定することができる。(P.88「履修上の特例措置」参照)

專門教育科目

3 専門教育科目

●専門教育科目

- (1) 専門教育科目は、学科ごとに「専門基礎科目・専門基幹科目・専門発展科目・関連科目」に分類されています。(学科によって「専門発展科目」の区分がない場合があります。)
- (2) 科目によって、履修する学年が定められている場合もあります。その際、下級学年の科目は履修できませんが、上級学年の科目は履修できません。
- (3) 卒業に必要な専門教育科目の単位数も学科によって異なります。学科ごとに定められた単位数を修得してください。

【社会福祉学科】 ※社会福祉学科は、「社会福祉コース」 「総合福祉コース」ともにP.105の 教育科目一覧から履修をします。	【福祉心理学科】	【福祉行政学科】
専門基礎科目 必修20単位を含め 28単位以上選択履修のこと	専門基礎科目 必修12単位を含め 22単位以上選択履修のこと	専門基礎科目 必修10単位を含め 22単位以上選択履修のこと
専門基幹科目 必修8単位を含め 32単位以上選択履修のこと	専門基幹科目 必修12単位を含め 26単位以上選択履修のこと	専門基幹科目 必修12単位を含め 32単位以上選択履修のこと
専門発展科目 6単位選択履修のこと	専門発展科目 16単位選択履修のこと	関連科目 任意選択
関連科目 任意選択	関連科目 任意選択	

◆各学科のカリキュラムに関する詳細はHPにて確認してください

○カリキュラム一覧

○カリキュラムマップ

各授業がディプロマ・ポリシーに掲げている養成目標とどの様に関連しているかを示した表のことです。

○履修モデル

カリキュラム・ポリシーを具現化するために作られた、学びの歩みを描いた道順のことです。

それぞれ進むべきコースを見定め、この履修モデルを一つの手掛かりとして、自分自身の学びに適した履修をしていきましょう

○履修系統図

身につける知識・能力と授業科目の対応関係、科目区分間、授業科目間の関係性や履修順序（配当年次）等を示した図です。

<https://www.tfu.ac.jp/education/curriculum.html>



4 リエゾンゼミⅠ～Ⅳ（演習科目）

演習とは、担当教員の指導のもとに、ある特定のテーマについて、文献等を講読したり、あるいは調査を行うなどして、これを発表し、討議しあう訓練を積むことによって、学生の自主的な研究態度を養成し、研究方法を体得することを目的にしています。

演習は、4年次卒業論文のテーマ選択の具体的な手がかりを得る機会ともなります。

なお、学科ごとの履修科目名は下記のとおりです。

学 科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
社会福祉学科	リエゾンゼミⅠ （基礎演習）	リエゾンゼミⅡ （専門基礎演習） リエゾンゼミⅡ （福祉実践演習） ※保育士課程 リエゾンゼミⅡ （介護基礎演習） ※介護福祉士課程	リエゾンゼミⅢ （専門演習Ⅰ）	リエゾンゼミⅣ （専門演習Ⅱ）
福祉心理学科		リエゾンゼミⅡ （心理学基礎演習） 又は リエゾンゼミⅡ （専門基礎演習）	リエゾンゼミⅢ （心理学演習Ⅰ） 又は リエゾンゼミⅢ （専門演習Ⅰ）	リエゾンゼミⅣ （心理学演習Ⅱ） 又は リエゾンゼミⅣ （専門演習Ⅱ）
福祉行政学科		リエゾンゼミⅡ （専門基礎演習）	リエゾンゼミⅢ （専門演習Ⅰ）	リエゾンゼミⅣ （専門演習Ⅱ）
各種資格の演習 ※各種資格取得希望する場合、リエゾンゼミⅡ～Ⅳ以外に右記の演習を履修する必要があります。		社会福祉士課程 《ソーシャルワーク演習Ⅰ》 《ソーシャルワーク演習Ⅱ》 精神保健福祉士課程 《ソーシャルワーク演習Ⅰ》 《精神保健福祉演習Ⅰ・Ⅱ》 介護福祉士課程 《介護総合演習Ⅰ・Ⅱ》	社会福祉士課程 《ソーシャルワーク演習Ⅱ》 《ソーシャルワーク演習Ⅲ》 介護福祉士課程 《介護総合演習Ⅲ・Ⅳ》 保育士課程 《保育実践演習》 公認心理師課程 《心理演習》	社会福祉士課程 《ソーシャルワーク演習Ⅳ》 精神保健福祉士課程 《精神保健福祉演習Ⅲ》 教職課程 《教職実践演習》

※保育士資格を取得する場合はリエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）を履修のこと。

※介護福祉士資格を取得する場合はリエゾンゼミⅡ（介護基礎演習）を履修のこと。

※その他、各種資格の演習は、「Ⅳ資格」にて演習名を確認し、別途履修のこと。

◆リエゾンゼミⅠ（基礎演習）

1年次に履修する「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」は、初年次教育（大学生になることを支援するプログラム）として、すべての学部・学科に共通した内容で展開します。大学生活に適応し、大学における学習方法や学習スキルを習得し、自分や社会についての理解を深め、人生やキャリアについて学びます。

◆リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）・リエゾンゼミⅡ（心理学基礎演習）

2年次に履修する「リエゾンゼミⅡ（専門基礎演習）」「リエゾンゼミⅡ（心理学基礎演習）」は、「リエゾンゼミⅠ（基礎演習）」での入門的な学びを踏まえつつ、担当教員のもと皆さんが所属する学科に即した専門分野の基礎的な知識の習得、プレゼンテーションや議論の方法、レジュメやレポートの書き方、資料の調べ方など、大学での学習や専門的研究を進める際の不可欠な技法を身につけます。なお、2年次以降の「リエゾンゼミ」は学生自らの選択となります。

【登録方法】

ゼミの選定・登録方法については、学科単位で実施する場合があります。
毎年1～2月にUNIPAにてお知らせしますので確認をしてください。

◆リエゾンゼミⅡ（介護基礎演習）※介護福祉士課程2年次必修

介護福祉士の資格を習得するための必修科目で、2年次に履修することが必要です。本演習は、対人援助に必要な人間関係の理解、コミュニケーションの基礎的な知識、介護の質を高めるために必要なチームマネジメントの基礎的な知識などを、講義やグループワークを通じて学びます。

【登録方法】

登録は、福祉実習支援室が次年度実習施設の配属状況を踏まえて調整し、3月を目途に決定します。

◆リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）※保育士課程2年次必修

保育士を目指す学生が、相談援助の概要を理解し、相談援助の方法・技術やその具体的展開について学ぶものです。演習の方法としては、文献研究や情報収集、インタビューやリサーチ、発表など課題によって異なります。これらの学びを通して、保育ソーシャルワークの素養を培い、加えて保育者における同僚性と協調性の素地を身に付けることを目標としています。

【登録方法】

教職課程支援室が一括して毎年2月に説明会を行い、実習配属県等を考慮して担当教員が決定されます。「リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）登録カード」を指定期日までに提出してください。

◆リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）・リエゾンゼミⅢ（心理学演習Ⅰ）

3年次に履修する「リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）」「リエゾンゼミⅢ（心理学演習Ⅰ）」は、「リエゾンゼミⅡ」での基礎的な学びを踏まえつつ、担当教員のもと特定の専門的なテーマに沿って行う少人数授業です。学生の発表に対する質問や議論のやりとり、グループワークなどによって進行し、教員と学生さらに学生同士が積極的に参加しながら学んでいく、専門性の高い授業といえます。

【登録方法】

ゼミの選定・登録方法については、学科単位で実施する場合があります。
毎年1～2月にUNIPAにてお知らせしますので確認してください。

◆リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）・リエゾンゼミⅣ（心理学演習Ⅱ）

4年次に履修する「リエゾンゼミⅣ（専門演習Ⅱ）」「リエゾンゼミⅣ（心理学演習Ⅱ）」は、「リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）」「リエゾンゼミⅢ（心理学演習Ⅰ）」での専門的な学びを踏まえつつ、担当教員のもとより一層専門性を深化させ、これまでの大学での学びの集大成を目指す場といえます。その際、各自で研究テーマを設定し研究を深める場合と、ゼミの仲間と共同研究をする場合など、その方法はゼミにより異なります。

【登録方法】

ゼミの選定・登録方法については、学科単位で実施する場合があります。
毎年1～2月にUNIPAにてお知らせしますので確認してください。

5 卒業論文

(1) 卒業論文

卒業論文は、学生各自が在学中における修学、研究の成果を各自の選択した論題のもとに、担当教員の指導を受けつつ、研究、論述するものです。卒業論文を選択しようとする学生は、その研究の基盤ともなる演習の選択を含めて長期的展望にたって、担当教員の指導を十分に受けてください。

特に、大学院への進学を希望する学生は、修士論文の作成を念頭において、提出してください。

(2) 卒業論文の履修・提出

- 1) 履修(提出)当該年度の4年次学生で、現に履修中の科目および単位数を当該年度に取得することによって卒業に要する最低単位数を充足できる場合に限られます。
- 2) 学生各自の予定するテーマに基づいて、担当教員(専任教員に限る)を自由に選択できますが、指導を受ける学生数が多数の場合は、担当教員の判断によって制約されます。その場合は、他の専任教員を選択してください。
- 3) 卒業論文を履修、提出しようとする学生は、前年度2月中旬までに「卒業論文論題届」を担当教員に提出してください。なお、教員の指導(専門)分野は、『シラバス(授業概要)』を参照してください。

(3) 卒業論文作成上の留意事項

- 1) 卒業論文は、担当教員の指示に基づき作成し、製本(和綴または洋綴)のうえ、正本一部を担当教員へ提出してください。なお、定型の製本がなされていれば、印字したもの(パソコン使用など)でも受理されます。
- 2) 字数は20,000字以上を原則とします。
- 3) 卒業論文は、PCで作成、ペン書きの場合は黒色または青色の万年筆で記述してください。
- 4) 卒業論文を提出する際、表紙裏に「卒業論文指導審査票」※を貼付してください。指導審査票には、卒業論文作成にあたって指導を受けた担当教員の検印を3回以上受けてください。
- 5) 当該年度12月の指定された日時までに提出してください。提出日を過ぎた場合、一切受理されませんので、計画的に研究・執筆を進めてください。
- 6) 卒業論文は、主査(担当教員)のほか、副査(関連分野を専門とする教員複数名)による口述試問によって審査されます。副査および口述試問の日程は、当該年度の1月中旬に発表されます。
- 7) 提出された卒業論文は返却されません。製本のコピーや作成データ等を、各自で保管するようにしてください。
- 8) 各学科の「卒業論文の評価基準と手続き」については、本学ホームページの大学について > 大学の理念 > 教育方針 > 学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)に掲載されています。

※ 「卒業論文論題届」「卒業論文指導審査票」は教務課窓口にて配付いたします。

(4) 卒業論文表紙の記載事項

横書用(例)	たて書き用(例)																								
<table border="1"><tr><td>令和 指導教員</td><td>年度卒業論文 先生</td></tr><tr><td colspan="2">論題</td></tr><tr><td>総合福祉学部</td><td>学科</td></tr><tr><td>学籍番号</td><td>氏名</td></tr></table>	令和 指導教員	年度卒業論文 先生	論題		総合福祉学部	学科	学籍番号	氏名	<table border="1"><tr><td>学籍番号</td><td>総合福祉学部</td><td>学科</td><td>氏名</td></tr><tr><td colspan="4">令和 指導教員</td></tr><tr><td colspan="4">年度卒業論文 先生</td></tr><tr><td colspan="4">論題</td></tr></table>	学籍番号	総合福祉学部	学科	氏名	令和 指導教員				年度卒業論文 先生				論題			
令和 指導教員	年度卒業論文 先生																								
論題																									
総合福祉学部	学科																								
学籍番号	氏名																								
学籍番号	総合福祉学部	学科	氏名																						
令和 指導教員																									
年度卒業論文 先生																									
論題																									

6 卒業論文指導要領(社会福祉学科)

「卒業論文」作成にあたって

(1) 卒業論文

卒業論文は、選択科目で個別指導と演習によって行われる通年8単位科目です。

(2) 授業の目的

自らの研究課題について、学術論文の作法に基づいて卒業論文の完成を通して科学的認識を深めることを目的としています。

(3) 授業の到達目標

①自らの研究テーマと研究課題の吟味と設定に基づき、習得した知識・技術を総合し研究活動の基本的実践ができる。②研究倫理の意味を理解するとともに、基礎的な研究方法や課題解決の方法を学習し、将来にわたる研究活動の基盤を学ぶ。③資料の解釈またはデータの処理方法や統計的手法の基礎を理解できる。④研究過程の基本を理解し得られた知見を論文としてまとめ口頭発表できる。⑤卒業論文は、20,000字以上を原則とします。

(4) 授業概要

指導教員のもとで①研究テーマに関連する文献検索と収集、②各自の研究テーマ決定、③文献リスト作成、④研究計画及び研究方法の検討と指導(研究背景と研究目的の明確化、研究計画および研究方法の検討、研究計画の立案、研究計画にそっての資料またはデータ収集、資料の解釈またはデータの収集と整理)、⑤結果の分析、⑥考察、⑦論文作成、⑧論文要旨作成、⑨中間発表、⑩卒業論文口頭発表、⑪口述試問、⑫卒業論文の振り返り。

(5) 授業時間外学習(予習・復習)

①日々の生活において、自らの研究課題を意識し、②研究テーマと課題にそって定期的にレポートをまとめ、③必要に応じて担当教員が指導します。

(6) 評価の方法・基準

論文審査は、主査及び副査(複数名)で行います。評価基準は、次のとおりです。①大学における学修成果をいかし、自らの問題意識が反映されたテーマ設定に基づき、独自性および論理性、客観性の基準を十分に満たしている論文、②卒業論文発表会での質疑応答、③口述試問において質疑に適切に応答することができたことに対して、指導教員によって単位を認定します。

(7) 履修上の注意事項等

主体的に意欲的に取り組まれてください。

(8) 教科書・テキスト

指導教員より案内しますが、以下のような文献があげられます。

小笠原喜康『最新版 大学生のためのレポート・論文術』講談社現代新書2018年

斉藤孝／西岡達裕『学術論文の技法』(新訂版)日本エディタースクール出版部2005年

参考書・参考資料・参考URL等：指導教員より、適宜案内します。

(9) 参考書・参考資料・参考URL等

指導教員より、適宜案内します。

(10) 卒業論文への取り組み

卒業論文は、入学後の既習の知識や技術を踏まえながら、執筆報告・構想発表会、卒業論文発表会、口述試問に取り組みます(次頁図参照)。その過程を通して、卒業後の社会人としての課題発見力・計画力・創造力などの考え抜く力、研究活動の基盤形成、大学院進学に際しての研究基礎力を身につけることができます。

(11) 授業計画

卒業論文は、概ね120回ほどの指導をへて計画的に取り組む完成させます。その過程の全体像は次頁の通りですが、その詳細の具体的説明は4年次に行います。

3年次までに卒業論文の履修の検討や研究テーマまたは研究課題について意識しながら問題意識をもって学生生活を送ることをお勧めいたします。

【卒業論文完成までの流れ】

卒業論文 概要の説明・ 構想

- 概要説明／卒業論文構想／課題設定：指導教員との相談のなかで進めます。
- 先行研究の収集／資料・調査データの収集：情報収集とその整理の仕方について学びます。

卒業論文 作成

- 論文草稿作成／執筆報告・構想発表会／論文推敲：実際に書き進めます。
- 中間発表：発表を通して自らの卒業論文(序論・本論・結論)を振り返ります。
- 卒業論文加筆修正／脚注作成・図表作成・引用参考文献作成

卒業論文 製本

- 製本手順確認：製本するにあたりその手順を確認します。
- 印刷及び製本：卒業論文を印刷し、点検し、製本に取り組みます。
- 個別添削指導：製本状態の確認作業と個別添削指導を受けます。

卒業論文 発表会

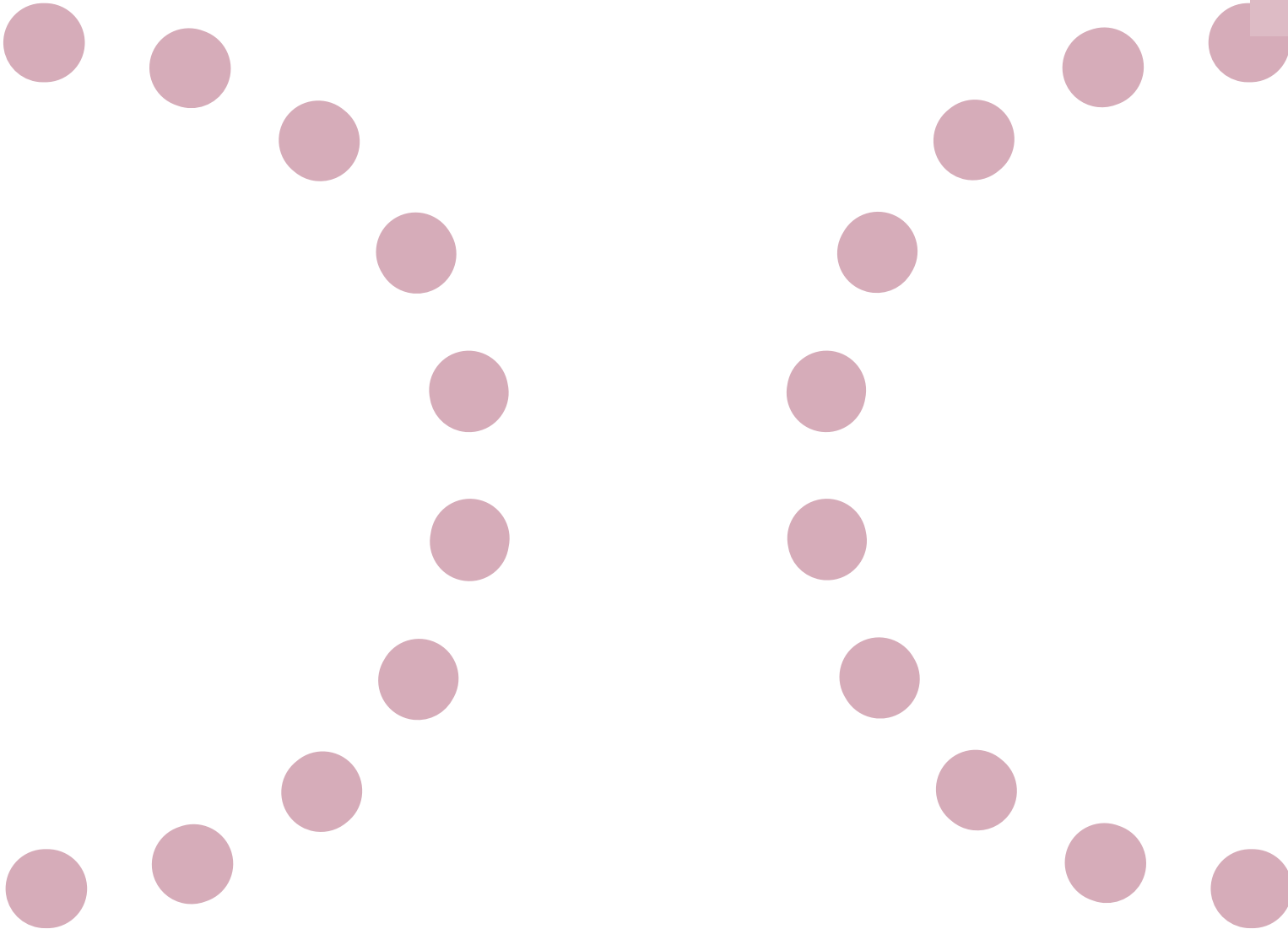
- 卒業論文要旨（レジュメ）作成：序論・本論・結論の概要をまとめます。
- 卒業論文発表会：卒業論文発表会を開催し、質疑応答を行います。

口述試問

- 口述試問準備：卒業論文発表会の質疑応答を踏まえて、口述試問を受ける準備を行います。
- 口述試問実施：主査と副査による口述試問を受け、質疑応答を行います。

社会福祉学科

Ⅲ
教育課程



専門教育科目一覧（社会福祉学科）

社会福祉学科

(別表2)

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専 門 基 礎 科 目	児童・家庭福祉		2		1年以上	必修20単位 を含め28単 位以上を選 択修得のこと
	高齢者福祉		2		1年以上	
	障害者福祉		2		1年以上	
	権利擁護を支える法制度		2		1年以上	
	社会福祉原論A		2		2年以上	
	社会福祉原論B		2		2年以上	
	福祉心理学		2		1年以上	
	社会学と社会システム		2		1年以上	
	医学概論		2		2年以上	
	社会保障論Ⅰ		2		3年以上	
	社会保障論Ⅱ			2	3年以上	
	地域福祉と包括的支援体制A			2	2年以上	
	ジェンダー論			2	1年以上	
	国際福祉論			2	2年以上	
	保健医療と福祉			2	3年以上	
	実学臨床教育Ⅰ			2	1年	

以下の専門基幹科目から必修8単位を含め32単位以上選択修得のこと

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
科 目 群 専 門 基 幹	リエゾンゼミⅡ(専門基礎演習)		2		2年以上	いずれか 選択履修 のこと リエゾン関連 科目必修 6単位
	リエゾンゼミⅡ(福祉実践演習)		2		2年以上	
	リエゾンゼミⅡ(介護基礎演習)		2		2年以上	
	リエゾンゼミⅢ(専門演習Ⅰ)		2		3年以上	
	リエゾンゼミⅣ(専門演習Ⅱ)		2		4年	
	卒業論文			8	4年	
専 門 基 幹 科 目 A 群	社会福祉史A			2	2年以上	総合福祉 教育科目
	社会福祉史B			2	2年以上	
	社会政策論Ⅰ			2	2年以上	
	社会政策論Ⅱ			2	2年以上	
	社会学原論Ⅰ			2	2年以上	
	社会学原論Ⅱ			2	2年以上	
	政治学原論(国際政治を含む)Ⅰ			2	2年以上	
	政治学原論(国際政治を含む)Ⅱ			2	2年以上	
	経済原論(国際経済を含む)Ⅰ			2	2年以上	
	経済原論(国際経済を含む)Ⅱ			2	2年以上	
	日本国憲法			2	1年以上	
	社会福祉法制論			2	3年以上	
	家族社会学			2	2年以上	
	公衆衛生学			2	2年以上	
	実学臨床教育Ⅱ(福祉フィールドワークを含む)			2	2年	
	実学臨床教育Ⅲa			2	3年	
	実学臨床教育Ⅲb(福祉フィールドワーク)			2	3年	
	実学臨床教育Ⅳa			3	4年	
	実学臨床教育Ⅳb(福祉フィールドワーク)			1	4年	
	ユニバーサルデザイン論			2	2年以上	
	非営利組織論			2	2年以上	
	マーケティング論			2	3年以上	
	中小企業・ベンチャー論			2	3年以上	
	公的扶助論			2	3年以上	
	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ			2	2年以上	

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
科 目 A 群	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ			2	2年以上	
	社会福祉調査の基礎			2	2年以上	
	刑事司法と福祉			2	1年以上	
	福祉サービスの組織と経営			2	3年以上	
	地域福祉と包括的支援体制B			2	2年以上	
専 門 基 幹 科 目 B 群	ソーシャルワークの基盤と専門職		2		1年以上	ソーシャル ワーク教育 科目
	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)			2	1年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通		2	2年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通		2	2年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ			2	3年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ			2	3年以上	
	ソーシャルワーク演習	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通及び限定		1	2年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	社会福祉士課程限定		1	2年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	社会福祉士課程限定		1	3年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	社会福祉士課程限定		1	3年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	社会福祉士課程限定		1	4年	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	社会福祉士課程限定		1	2年	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	社会福祉士課程限定		1	3年	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	社会福祉士課程限定		1	4年	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	社会福祉士課程限定		2	3年	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	社会福祉士課程限定		4	4年	
専 門 基 幹 科 目 C 群	精神医学と精神医療Ⅰ			2	3年以上	精神保健 福祉教育 課程科目
	精神医学と精神医療Ⅱ			2	3年以上	
	精神保健福祉の原理Ⅰ			2	2年以上	
	精神保健福祉の原理Ⅱ			2	2年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ			2	3年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ			2	3年以上	
	精神障害リハビリテーション論			2	2年以上	
	精神保健福祉制度論			2	2年以上	
	精神保健福祉演習Ⅰ	精神保健福祉士課程限定		1	2年	
	精神保健福祉演習Ⅱ	精神保健福祉士課程限定		1	2年	
	精神保健福祉演習Ⅲ	精神保健福祉士課程限定		1	4年	
	精神保健福祉実習指導Ⅰ	精神保健福祉士課程限定		1	3年	
	精神保健福祉実習指導Ⅱ	精神保健福祉士課程限定		1	3年	
	精神保健福祉実習指導Ⅲ	精神保健福祉士課程限定		1	4年	
	精神保健福祉実習Ⅰ	精神保健福祉士課程限定		2	3年	
	精神保健福祉実習Ⅱ	精神保健福祉士課程限定		3	4年	
専 門 基 幹 科 目 D 群	介護概論Ⅰ(ケアワーク基礎)			2	2年以上	介護福祉 教育課程 科目
	介護概論Ⅱ(ケアワーク実践)			2	2年以上	
	介護福祉論Ⅰ			2	1年以上	
	介護福祉論Ⅱ			2	2年以上	
	介護福祉論Ⅲ			2	2年以上	
	リハビリテーション論			2	1年以上	
	コミュニケーション技術A	介護福祉士課程限定		1	2年以上	
	コミュニケーション技術B	介護福祉士課程限定		1	2年以上	
	生活支援技術Ⅰ	介護福祉士課程限定		1	2年	
	生活支援技術Ⅱ	介護福祉士課程限定		1	2年	
	生活支援技術Ⅲ	介護福祉士課程限定		1	3年	
	生活支援技術Ⅳ	介護福祉士課程限定		1	3年	
	生活支援技術Ⅴ	介護福祉士課程限定		1	4年	
	家政学概論Ⅰ	介護福祉士課程限定		2	2年	
	家政学概論Ⅱ	介護福祉士課程限定		2	2年	
	家政学演習	介護福祉士課程限定		3	3年	

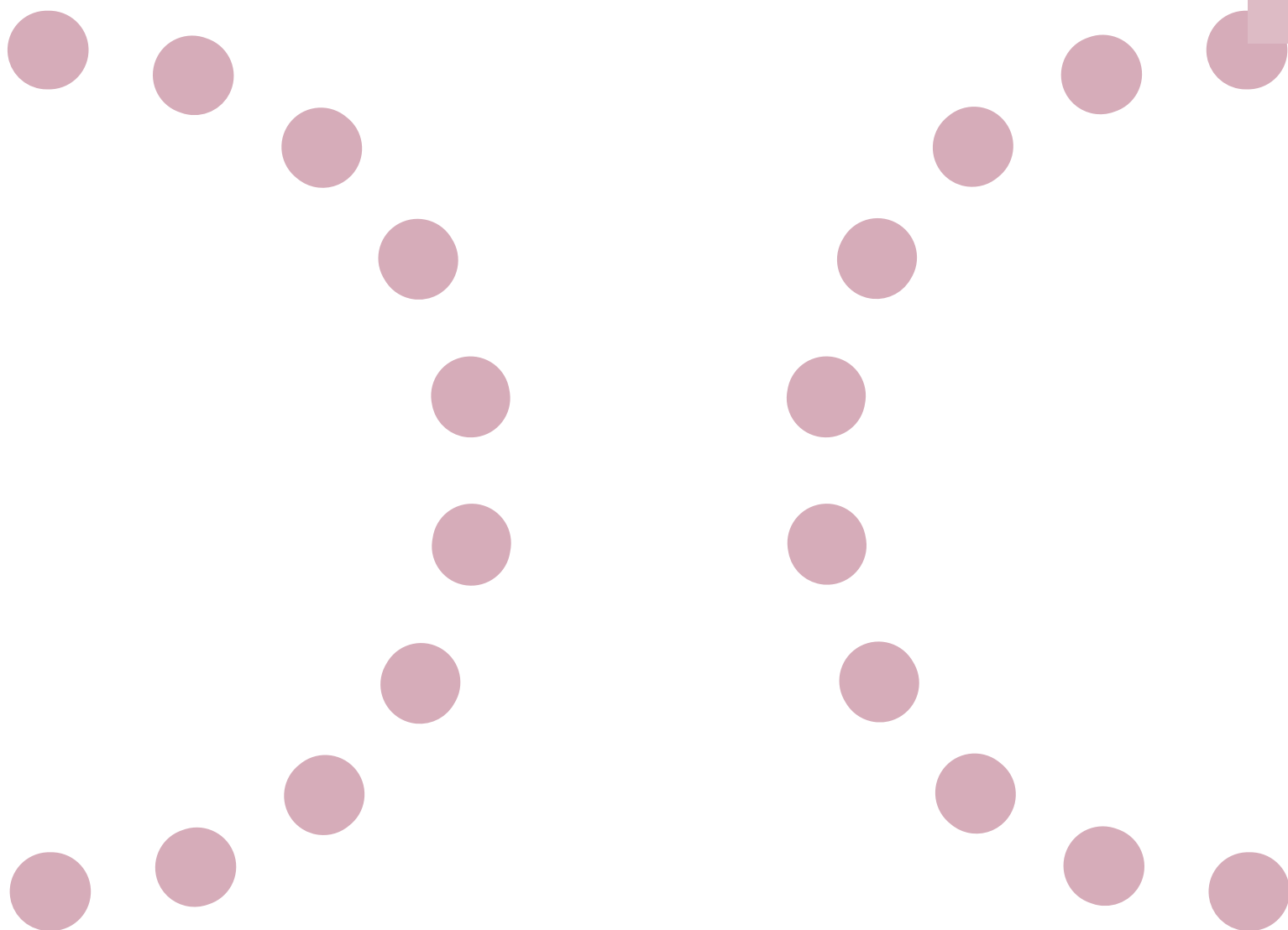
授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専 門 基 幹 科 目 D 群	介護過程論			2	2年以上	
	介護過程Ⅰ	介護福祉士課程限定		1	2年以上	
	介護過程Ⅱ	介護福祉士課程限定		1	2年以上	
	介護過程Ⅲ	介護福祉士課程限定		1	3年以上	
	介護過程Ⅳ	介護福祉士課程限定		1	3年以上	
	介護総合演習Ⅰ	介護福祉士課程限定		1	2年	
	介護総合演習Ⅱ	介護福祉士課程限定		1	2年	
	介護総合演習Ⅲ	介護福祉士課程限定		1	3年	
	介護総合演習Ⅳ	介護福祉士課程限定		1	3年	
	介護実習Ⅰ	介護福祉士課程限定		2	2年	
	介護実習Ⅱ	介護福祉士課程限定		8	3年	
	認知症の理解と支援Ⅰ			2	3年以上	
	認知症の理解と支援Ⅱ			2	3年以上	
	老年心理学Ⅰ			2	3年以上	
	老年心理学Ⅱ			2	3年以上	
	障害者の心理			2	1年以上	
	障害の基礎医学			2	3年以上	
	こころとからだのしくみA	介護福祉士課程・教職必修		2	2年以上	
	こころとからだのしくみB	介護福祉士課程限定		2	3年以上	
	医療的ケアⅠ	介護福祉士課程限定		2	3年	
	医療的ケアⅡ	介護福祉士課程限定		2	3年	
	医療的ケア演習A(喀痰吸引)	介護福祉士課程限定		1	4年	
	医療的ケア演習B(経管栄養)	介護福祉士課程限定		1	4年	
専 門 基 幹 科 目 E 群	保育原理			2	1年以上	保育教育 課程科目
	保育者論			2	1年以上	
	教育学概論A			2	1年以上	
	社会的養護Ⅰ			2	2年以上	
	社会的養護Ⅱ	保育士課程限定		1	3年以上	
	保育の心理学			2	2年以上	
	子ども家庭支援の心理学			2	2年以上	
	子どもの保健	保育士課程限定		2	1年以上	
	子どもの食と栄養	保育士課程限定		2	1年以上	
	子ども家庭支援論			2	2年以上	
	保育内容総論	保育士課程限定		1	2年以上	
	子どもと健康	保育士課程限定		1	2年以上	
	子どもと環境	保育士課程限定		1	2年以上	
	子どもと人間関係	保育士課程限定		1	2年以上	
	子どもと言葉	保育士課程限定		1	2年以上	
	子どもと表現(運動あそび)	保育士課程限定		1	2年以上	
	子どもと表現(音楽)	保育士課程限定		1	2年以上	
	子どもと表現(美術)	保育士課程限定		1	2年以上	
	保育内容(健康)の理論と方法	保育士課程限定		1	2年以上	
	保育内容(環境)の理論と方法	保育士課程限定		1	2年以上	
	保育内容(人間関係)の理論と方法	保育士課程限定		1	2年以上	
	保育内容(言葉)の理論と方法	保育士課程限定		1	2年以上	
	保育内容(表現・運動あそび)の理論と方法	保育士課程限定		1	2年以上	
	保育内容(表現・音楽)の理論と方法	保育士課程限定		1	2年以上	
	保育内容(表現・美術)の理論と方法	保育士課程限定		1	2年以上	
	保育の計画と評価			2	3年以上	
	子どもの理解と援助	保育士課程限定		1	2年以上	
	子どもの健康と安全	保育士課程限定		1	1年以上	
	教育方法論(情報機器及び教材の活用を含む)A	保育士課程限定		2	2年以上	
	表現技術Ⅰ(音楽)	保育士課程限定		2	1年以上	

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専 門 基 幹 科 目 E 群	表現技術Ⅱ(音楽)	保育士課程限定		2	2年以上	
	表現技術Ⅲ(美術)	保育士課程限定		1	2年以上	
	表現技術Ⅳ(体育実技)	保育士課程限定		1	2年以上	
	音楽教育			2	3年以上	
	乳児保育Ⅰ			2	2年以上	
	乳児保育Ⅱ	保育士課程限定		1	2年以上	
	障害児保育	保育士課程限定		2	2年以上	
	特別支援教育の基礎			2	2年以上	
	児童美術論			2	3年以上	
	乳幼児心理学			2	2年以上	
	保育実習指導Ⅰ	保育士課程限定		2	2年以上	
	保育実習指導Ⅱ	保育士課程限定		1	3年以上	
	保育実習Ⅰ	保育士課程限定		4	3年以上	
	保育実習Ⅱ	保育士課程限定		2	3年以上	
	保育実践演習	保育士課程限定		2	3年	
科 目 F 群	スクールソーシャルワーク論			2	3年以上	スクール ソーシャル ワーク教育 課程科目
	スクールソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク教育課程限定		1	3年以上	
	スクールソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク教育課程限定		1	4年	
	スクールソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク教育課程限定		2	4年	
専 門 基 幹 科 目 G 群	教職論B			2	1年以上	教職課程 (福祉科)
	教育学概論B			2	1年以上	
	教育社会学概論B			2	2年以上	
	教育社会学各論			2	2年以上	
	心理学概論			2	1年以上	
	教育相談の理論と方法B			2	3年以上	
	教育心理学概論B			2	2年以上	
	教育心理学各論			2	2年以上	
	特別支援教育の理解B			2	3年以上	
	発達心理学			2	2年以上	
	発達心理学各論			2	2年以上	
	教育法規の研究	教職課程限定		2	2年以上	
	教育史			4	2年以上	
	教育方法論(情報機器及び教材の活用を含む)B	教職課程限定		2	2年以上	
	生徒指導・進路指導論B			2	3年以上	
	総合的な学習の時間の指導法B	教職課程限定		2	2年以上	
	特別活動の指導法B	教職課程限定		2	2年以上	
	中等教育課程の意義と編成	教職課程限定		2	2年以上	
	福祉科の指導法	教職課程限定		4	2年以上	
	基礎介護技術			2	2年以上	
	教職実践演習(中・高)	教職課程限定		2	4年	
	教育実習(中・高)の事前指導	教職課程限定		1	2年以上	
	教育実習(中・高)の事前事後指導	教職課程限定		1	3年以上	
	教育実習(中・高)	教職課程限定		4	3年以上	
	介護実習の事前事後指導	教職課程限定		1	3年以上	
	介護実習(教職課程)	教職課程限定		2	3年以上	
専 門 発 展 科 目	生命倫理学			2	3年以上	6単位選択 履修のこと
	医療ソーシャルワーク論			2	2年以上	
	災害ソーシャルワーク論			2	2年以上	
	ケアマネジメント論			2	3年以上	
	臨床心理学概論			2	2年以上	
	人間関係論			2	2年以上	
	社会・集団・家族心理学(社会・集団心理学)			2	2年以上	
	社会・集団・家族心理学(家族心理学)			2	2年以上	

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専 門 発 展 科 目	知的障害者福祉論			2	2年以上	
	肢体不自由者の心理・生理・病理			2	3年以上	
	聴覚障害者の心理			2	3年以上	
	福祉支援工学			2	2年以上	
	救急処置法			2	2年以上	
	社会調査法(社会調査統計を含む)Ⅰ			2	2年以上	
	社会調査法(社会調査統計を含む)Ⅱ			2	2年以上	
	社会調査実習			2	3年以上	
科 関 目 連	特講			4	1年以上	任意選択 修得のこと
	特講			2	2年以上	

福祉心理学科

Ⅲ
教育課程



専門教育科目一覧（福祉心理学科）

福祉心理学科

(別表3)

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専門基礎科目	心理学実験		2		2年	必修12単位を含め、22単位以上選択修得のこと
	心理学研究法		4		2年	
	心理検査法実習		2		3年	
	心理学概論		2		1年以上	
	福祉心理学		2		1年以上	
	発達心理学			2	2年以上	
	臨床心理学概論			2	2年以上	
	社会・集団・家族心理学(社会・集団心理学)			2	2年以上	
	感情・人格心理学			2	2年以上	
	教育心理学概論B			2	2年以上	
	知覚・認知心理学			2	1年以上	
	学習・言語心理学			2	2年以上	
	心理統計学の基礎			2	2年以上	
	心理実践活動論			2	1年以上	
専門基幹科目Ⅰ群	リエゾンゼミⅡ(心理学基礎演習)			2	2年以上	} 必修6単位 いずれか選択履修すること
	リエゾンゼミⅡ(専門基礎演習)			2	2年以上	
	リエゾンゼミⅢ(心理学演習Ⅰ)			2	3年以上	} いずれか選択履修すること
	リエゾンゼミⅢ(専門演習Ⅰ)			2	3年以上	
	リエゾンゼミⅣ(心理学演習Ⅱ)			2	4年	} いずれか選択履修すること
	リエゾンゼミⅣ(専門演習Ⅱ)			2	4年	
	卒業論文			4	4年	
専門基幹科目A群	健康・医療心理学			2	2年以上	専門基幹科目のうち、A群から選択必修6単位を含めて、A群・B群・C群合わせて26単位以上選択修得のこと
	健康教育概論			2	2年以上	
	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ			2	2年以上	
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ			2	2年以上	
	心理学統計法			2	2年以上	
	社会・集団・家族心理学(家族心理学)			2	2年以上	
	応用認知心理学			2	2年以上	
	乳幼児心理学			2	2年以上	
	児童青年心理学			2	2年以上	
	老年心理学Ⅰ			2	2年以上	
	司法・犯罪心理学			2	2年以上	
	産業・組織心理学			2	2年以上	
	心理的アセスメントⅠ	公認心理師課程限定		2	2年以上	
	心理的アセスメントⅡ	公認心理師課程限定		2	3年以上	
	公認心理師の職責			2	2年以上	
	神経・生理心理学			2	2年以上	
	障害者・障害児心理学			2	2年以上	
	教育・学校心理学			2	2年以上	
	心理調査概論			2	2年以上	
	人間関係論			2	2年以上	
専門基幹科目B群	疾病予防及び看護学			2	1年以上	
	学校保健			2	1年以上	
	養護概説			2	1年以上	
	養護活動論			2	2年以上	
	栄養学(食品学を含む)			2	2年以上	
	解剖生理学			2	2年以上	
	微生物学			4	2年以上	
	看護学			4	2年以上	
	医学概論			2	2年以上	
	公衆衛生学			2	2年以上	

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専 門 基 幹 科 目 C 群	社会学と社会システム			2	1年以上	
	児童・家庭福祉			2	1年以上	
	高齢者福祉			2	1年以上	
	障害者福祉			2	1年以上	
	権利擁護を支える法制度			2	1年以上	
	刑事司法と福祉			2	1年以上	
	ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通		2	1年以上	
	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)			2	1年以上	
	社会福祉原論A			2	2年以上	
	社会福祉原論B			2	2年以上	
	社会福祉調査の基礎			2	2年以上	
	社会保障論Ⅰ			2	3年以上	
	社会保障論Ⅱ			2	3年以上	
	公的扶助論			2	3年以上	
	保健医療と福祉			2	3年以上	
専 門 発 展 科 目 A 群	認知・社会心理学特講			2	2年以上	専 門 発 展 科 目 の うち、A 群 から 選 択 必修6を含めて、A群・B群・C群合わせて16単位以上選択修得のこと
	発達・教育心理学特講			2	2年以上	
	臨床心理学特講			2	2年以上	
	心理学実践研究実習			2	3年以上	
	精神医学と精神医療Ⅰ			2	3年以上	
	精神医学と精神医療Ⅱ			2	3年以上	
	司法・犯罪心理学各論			2	3年以上	
	社会・集団心理学各論			2	2年以上	
	発達心理学各論			2	2年以上	
	教育心理学各論			2	2年以上	
	臨床心理学各論			2	2年以上	
	災害・防災心理学			2	2年以上	
	健康心理アセスメント概論			2	3年以上	
	健康心理カウンセリング概論			2	3年以上	
	健康心理カウンセリング実習			2	3年以上	
	精神疾患とその治療			2	3年以上	
	心理学的支援法Ⅰ			2	3年以上	
	心理学的支援法Ⅱ	公認心理師課程限定		2	3年以上	
	心理演習	公認心理師課程限定		2	3年以上	
	心理実習	公認心理師課程限定		2	4年	
	人体の構造と機能及び疾病			2	2年以上	
	関係行政論			2	2年以上	
専 門 発 展 科 目 B 群	健康相談活動(理論及び方法)			2	3年以上	
	健康相談			2	3年以上	
	救急処置及び看護法			2	3年以上	
	看護学臨床実習の事前事後指導			1	3年以上	
	看護学臨床実習			2	3年以上	
	教職実践演習(養護教諭)			2	4年	
	養護実習の事前指導			1	3年以上	
	養護実習の事前事後指導			1	4年	
	養護実習			4	4年	
専 門 発 展 科 目 C 群	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通		2	2年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通		2	2年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ			2	3年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ			2	3年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ			2	3年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ			2	3年以上	
	地域福祉と包括的支援体制A			2	2年以上	
	地域福祉と包括的支援体制B			2	2年以上	

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専門発展科目C群	福祉サービスの組織と経営			2	3年以上	
	精神保健福祉の原理Ⅰ			2	2年以上	
	精神保健福祉の原理Ⅱ			2	2年以上	
	精神障害リハビリテーション論			2	2年以上	
	精神保健福祉制度論			2	2年以上	
関連科目	日本国憲法			2	1年以上	
	教育学概論B			2	1年以上	
	教職論B			2	1年以上	
	教育社会学概論B			2	2年以上	
	特別支援教育の理解B			2	3年以上	
	教育課程の意義と編成			2	2年以上	
	道徳の指導法B			2	2年以上	
	総合的な学習の時間の指導法B			2	2年以上	
	特別活動の指導法B			2	2年以上	
	教育方法論(情報機器及び教材の活用を含む)B	教職課程限定		2	2年以上	
	生徒指導・進路指導論B			2	3年以上	
	教育相談の理論と方法B			2	3年以上	
	ソーシャルワーク演習	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通及び限定		1	2年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	社会福祉士課程限定		1	2年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	社会福祉士課程限定		1	3年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	社会福祉士課程限定		1	3年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	社会福祉士課程限定		1	4年	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	社会福祉士課程限定		1	2年	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	社会福祉士課程限定		1	3年	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	社会福祉士課程限定		1	4年	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	社会福祉士課程限定		2	3年	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	社会福祉士課程限定		4	4年	
	精神保健福祉演習Ⅰ	精神保健福祉士課程限定		1	2年	
	精神保健福祉演習Ⅱ	精神保健福祉士課程限定		1	2年	
	精神保健福祉演習Ⅲ	精神保健福祉士課程限定		1	4年	
	精神保健福祉実習指導Ⅰ	精神保健福祉士課程限定		1	3年	
	精神保健福祉実習指導Ⅱ	精神保健福祉士課程限定		1	3年	
	精神保健福祉実習指導Ⅲ	精神保健福祉士課程限定		1	4年	
	精神保健福祉実習Ⅰ	精神保健福祉士課程限定		2	3年	
	精神保健福祉実習Ⅱ	精神保健福祉士課程限定		3	4年	
	ジェンダー論			2	1年以上	
	家族社会学			2	2年以上	
	子ども家庭支援論			2	2年以上	
	リハビリテーション論			2	1年以上	
	ケアマネジメント論			2	3年以上	
	災害概論			2	2年以上	
	災害復興支援論			2	2年以上	
	生命倫理学			2	3年以上	
	国際福祉論			2	2年以上	
	教育社会学各論			2	2年以上	
	実学臨床教育Ⅰ			2	1年	
	実学臨床教育Ⅱ(福祉フィールドワークを含む)			2	2年	
	実学臨床教育Ⅲa			2	3年	
	実学臨床教育Ⅲb(福祉フィールドワーク)			2	3年	
	実学臨床教育Ⅳa			3	4年	
	実学臨床教育Ⅳb(福祉フィールドワーク)			1	4年	
	特講			4	1年以上	
	特講			2	2年以上	

福祉心理学科 専門科目の履修の基本（認知・社会心理学履修コース）

表中太字の科目は必修

		1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
基盤教育 科目		こころの科学	2						
		統計情報を見る眼	2						
		リエゾンゼミⅠ	2						
専門基礎 科目	特にコース に関連する 科目	心理学概論	2	心理学実験	2	心理検査法実習	2		
		福祉心理学	2	心理学研究法	4				
		心理実践活動論	2	社会・集団・家族心理学(社会・集団心理学)	2				
		知覚・認知心理学	2	感情・人格心理学	2				
				心理統計学の基礎	2				
				発達心理学	2				
				臨床心理学概論	2				
				教育心理学概論 B	2				
専門基幹 科目 L 群				リエゾンゼミⅡ	2	リエゾンゼミⅢ	2	リエゾンゼミⅣ	2
								卒業論文	4
専門基幹 科目 A 群	特にコース に関連する 科目			社会・集団心理学各論	2				
				社会・集団・家族心理学(家族心理学)	2				
				産業・組織心理学	2				
				人間関係論	2				
				心理的アセスメントⅠ	2	心理的アセスメントⅡ	2		
				心理学統計法	2				
				心理調査概論	2				
				発達心理学各論	2				
				教育心理学各論	2				
				健康・医療心理学	2				
				司法・犯罪心理学	2				
				健康教育概論	2				
				乳幼児心理学	2				
				児童青年心理学	2				
				老年心理学Ⅰ	2				
				応用認知心理学	2				
				臨床心理学各論	2				
				公認心理師の職責	2				
				神経・生理心理学	2				
				障害者・障害児心理学	2				
				教育・学校心理学	2				
専門基幹 科目 B 群		疾病予防及び看護学	2	養護活動論	2				
		学校保健	2	栄養学（食品学を含む）	2				
		養護概説	2	解剖生理学	2				
				生理学	2				
				衛生学	2				
				微生物学	4				
				看護学	4				
専門発展 科目 A 群				関係行政論	2	福祉心理学特講	2	心理実習	2
				人体の構造機能及び疾病	2	心理学実践研究実習	2		
						精神医学と精神医療Ⅰ	2		
						精神医学と精神医療Ⅱ	2		
						精神疾患とその治療	2		
						健康心理アセスメント概論	2		
						健康心理カウンセリング概論	2		
						健康心理カウンセリング実習	2		
						心理学的支援法Ⅰ	2		
						心理学的支援法Ⅱ	2		
専門発展 科目 B 群						心理演習	2		
						健康相談活動（理論及び方法）	2	養護実習の事前事後指導	1
						健康相談	2	養護実習	4
						救急処置及び看護法	2	教職実践演習（養護教諭）	2
						看護学臨床実習の事前事後指導	1		
						看護学臨床実習	2		
						養護実習の事前指導	1		

福祉心理学科 専門科目の履修の基本（発達・教育心理学履修コース）

表中太字の科目は必修

		1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
基盤教育 科目		こころの科学	2						
		統計情報を見る眼	2						
		リエゾンゼミⅠ	2						
専門基礎 科目	特にコース に関連する 科目	心理学概論	2	心理学実験	2	心理検査法実習	2		
		福祉心理学	2	心理学研究法	4				
		心理実践活動論	2	発達心理学	2				
				教育心理学概論 B	2				
		知覚・認知心理学	2	臨床心理学概論	2				
				心理統計学の基礎	2				
				社会・集団家族心理学 (社会・集団心理学)	2				
				感情・人格心理学	2				
専門基幹 科目 L 群				リエゾンゼミⅡ	2	リエゾンゼミⅢ	2	リエゾンゼミⅣ	2
								卒業論文	4
専門基幹 科目 A 群	特にコース に関連する 科目			発達心理学各論	2				
				教育心理学各論	2				
				乳幼児心理学	2				
				児童青年心理学	2				
				老年心理学Ⅰ	2				
				心理的アセスメントⅠ	2	心理的アセスメントⅡ	2		
				心理学統計法	2				
				臨床心理学各論	2				
				社会・集団心理学各論	2				
				社会・集団・家族心理学 (家族心理学)	2				
				司法・犯罪心理学	2				
				健康・医療心理学	2				
				健康教育概論	2				
				産業・組織心理学	2				
				応用認知心理学	2				
				心理調査概論	2				
				人間関係論	2				
				公認心理師の職責	2				
				神経・生理心理学	2				
				障害者・障害児心理学	2				
				教育・学校心理学	2				
専門基幹 科目 B 群		疾病予防及び看護学	2	養護活動論	2				
		学校保健	2	栄養学 (食品学を含む)	2				
		養護概説	2	解剖生理学	2				
				生理学	2				
				衛生学	2				
				微生物学	4				
				看護学	4				
専門発展 科目 A 群				関係行政論	2	心理学実践研究実習	2	心理実習	2
				人体の構造機能及び疾病	2	精神疾患とその治療	2		
						福祉心理学特講	2		
						精神医学と精神医療Ⅰ	2		
						精神医学と精神医療Ⅱ	2		
						健康心理アセスメント概論	2		
						健康心理カウンセリング概論	2		
						健康心理カウンセリング実習	2		
						心理学的支援法Ⅰ	2		
						心理学的支援法Ⅱ	2		
専門発展 科目 B 群						心理演習	2		
						健康相談活動 (理論及び方法)	2	養護実習の事前事後指導	1
						健康相談	2	養護実習	4
						救急処置及び看護法	2	教職実践演習 (養護教諭)	2
						看護学臨床実習の事前事後指導	1		
						看護学臨床実習	2		
						養護実習の事前指導	1		

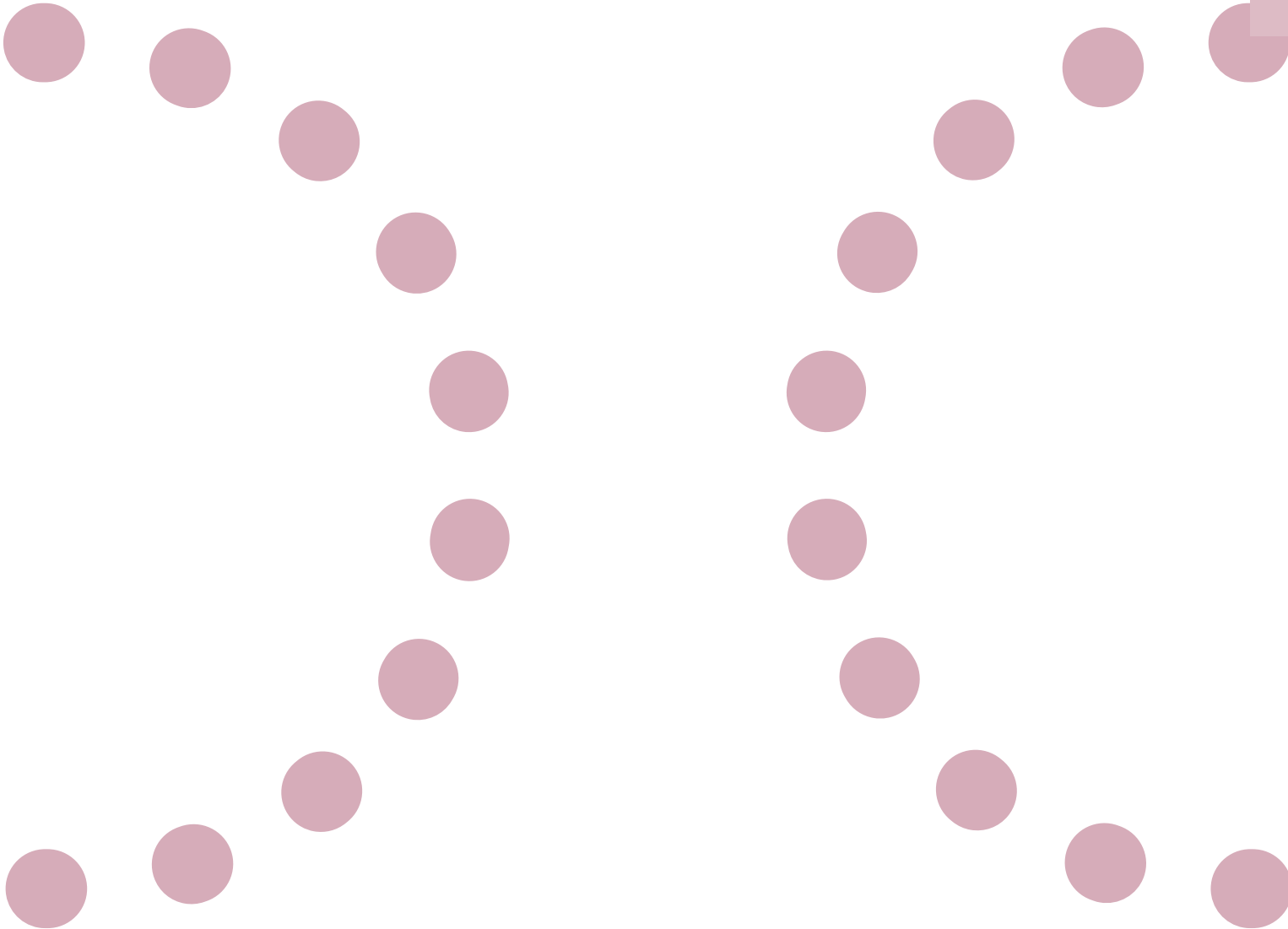
福祉心理学科 専門科目の履修の基本モデル（臨床心理学履修コース）

表中太字の科目は必修

		1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
基盤教育 科目		こころの科学	2						
		統計情報を見る眼	2						
		リエゾンゼミⅠ	2						
専門基礎 科目	特にコース に関連する 科目	心理学概論	2	心理学実験	2	心理検査法実習	2		
		福祉心理学	2	心理学研究法	4				
		心理実践活動論	2	臨床心理学概論	2				
				感情・人格心理学	2				
		知覚・認知心理学	2	社会・集団心理学(社会・集団心理)	2				
				心理統計学の基礎	2				
				発達心理学	2				
専門基幹 科目Ⅰ群				教育心理学概論 B	2				
				学習・言語心理学	2				
				リエゾンゼミⅡ	2	リエゾンゼミⅢ	2	リエゾンゼミⅣ	2
専門基幹 科目 A 群	特にコース に関連する科目							卒業論文	4
				心理的アセスメントⅠ	2	心理的アセスメントⅡ	2		
				臨床心理学各論	2				
				心理学統計法	2				
				社会・集団心理学各論	2				
				社会・集団・家族心理学(家族心理学)	2				
				発達心理学各論	2				
				教育心理学各論	2				
				健康・医療心理学	2				
				乳幼児心理学	2				
				児童青年心理学	2				
				老年心理学Ⅰ	2				
				産業・組織心理学	2				
				応用認知心理学	2				
				司法・犯罪心理学	2				
				健康教育概論	2				
				心理調査概論	2				
				人間関係論	2				
				公認心理師の職責	2				
				神経・生理心理学	2				
				障害者・障害児心理学	2				
				教育・学校心理学	2				
専門基幹 科目 B 群		疾病予防及び看護学	2	養護活動論	2				
		学校保健	2	栄養学（食品学を含む）	2				
		養護概説	2	解剖生理学	2				
				生理学	2				
				衛生学	2				
				微生物学	4				
				看護学	4				
専門発展 科目 A 群	特にコース に関連する 科目					精神医学と精神医療Ⅰ	2		
						精神医学と精神医療Ⅱ	2		
						心理学的支援法Ⅰ	2		
						心理学的支援法Ⅱ	2		
				関係行政論	2	心理学実践研究実習	2	心理実習	2
				人体の構造機能及び疾病	2	福祉心理学特講	2		
						心理学的支援法Ⅰ	2		
						心理学的支援法Ⅱ	2		
						心理演習	2		
						精神疾患とその治療	2		
専門発展 科目 B 群						健康心理的アセスメント概論	2		
						健康心理カウンセリング概論	2		
						健康心理カウンセリング実習	2		
						健康相談活動（理論及び方法）	2	養護実習の事前事後指導	1
						健康相談	2	養護実習	4
						救急処置及び看護法	2	教職実践演習（養護教諭）	2
						看護学臨床実習の事前事後指導	1		
						看護学臨床実習	2		
						養護実習の事前指導	1		

福祉行政学科

Ⅲ
教育課程



専門教育科目一覧（福祉行政学科）

福祉行政学科

(別表4)

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専 門 基 礎 科 目	福祉行政入門		2		1年以上	必修10単位 を含め、22単 位以上を選 択修得のこと
	社会福祉原論A		2		2年以上	
	社会福祉原論B		2		2年以上	
	権利擁護を支える法制度			2	1年以上	
	刑事司法と福祉			2	1年以上	
	高齢者福祉			2	1年以上	
	児童・家庭福祉			2	1年以上	
	障害者福祉			2	1年以上	
	社会福祉調査の基礎			2	2年以上	
	国際福祉論			2	2年以上	
	日本国憲法		2		1年以上	
	行政学		2		2年以上	
	公共マネジメント論			2	2年以上	
	政治学原論(国際政治を含む)Ⅰ			2	2年以上	
	政治学原論(国際政治を含む)Ⅱ			2	2年以上	
	経済原論(国際経済を含む)Ⅰ			2	2年以上	
	経済原論(国際経済を含む)Ⅱ			2	2年以上	
	社会学原論Ⅰ			2	2年以上	
	社会学原論Ⅱ			2	2年以上	
	基礎数学Ⅰ			2	2年以上	
	基礎数学Ⅱ			2	2年以上	
	応用数学Ⅰ			2	3年以上	
	応用数学Ⅱ			2	3年以上	

専門基幹科目から、必修12単位を含め32単位以上を選択修得のこと

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専 門 基 幹 科 目	専門基幹科目Ⅰ群					必修12単位 を含め32単 位以上を選 択修得のこと
	リエゾンゼミⅡ(専門基礎演習)		2		2年以上	
	リエゾンゼミⅢ(専門演習Ⅰ)		2		3年以上	
	リエゾンゼミⅣ(専門演習Ⅱ)		2		4年	
	卒業論文			4	4年	
	専門基幹科目Ⅱ群					
	福祉行政総論Ⅰ		2		2年以上	
	福祉行政総論Ⅱ		2		2年以上	
	福祉行政各論		2		3年以上	
	社会政策論Ⅰ			2	2年以上	
	社会政策論Ⅱ			2	2年以上	
	行政法Ⅰ			2	2年以上	
	行政法Ⅱ			2	2年以上	
	社会福祉の政策過程論			2	3年以上	
	地方自治法			2	3年以上	
	地方自治(地域財政を含む)			2	2年以上	
	財政学Ⅰ			2	3年以上	
	財政学Ⅱ			2	3年以上	
	社会保障論Ⅰ			2	3年以上	
	社会保障論Ⅱ			2	3年以上	
	地域福祉と包括的支援体制A			2	2年以上	
	地域福祉と包括的支援体制B			2	2年以上	
	社会保険論			2	3年以上	
	公衆衛生学			2	2年以上	
	公的扶助論			2	3年以上	

授 業 科 目 名			指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
専 門 基 幹 科 目	専 門 基 幹 科 目 B 群	政治学原書講読Ⅰ			2	2年以上	
		政治学原書講読Ⅱ			2	2年以上	
		国際協力論			2	3年以上	
		国際政治論			2	3年以上	
		マクロ経済学Ⅰ			2	3年以上	
		マクロ経済学Ⅱ			2	3年以上	
		ミクロ経済学Ⅰ			2	3年以上	
		ミクロ経済学Ⅱ			2	3年以上	
		会計学			2	2年以上	
		民法総則Ⅰ			2	1年以上	
		民法総則Ⅱ			2	1年以上	
		労働法(労働組合法を含む)Ⅰ			2	2年以上	
		労働法(労働組合法を含む)Ⅱ			2	2年以上	
		家族法Ⅰ			2	2年以上	
		家族法Ⅱ			2	2年以上	
		物権法Ⅰ			2	2年以上	
		物権法Ⅱ			2	2年以上	
		債権法Ⅰ			2	2年以上	
		債権法Ⅱ			2	2年以上	
		商法			2	3年以上	
		更生保護制度(刑法を含む)			2	3年以上	
	専 門 基 幹 科 目 C 群	社会貢献論			2	2年以上	
		災害概論			2	2年以上	
		災害・防災心理学			2	2年以上	
		紛争解決の心理学			2	2年以上	
		原子力災害論			2	2年以上	
		災害ソーシャルワーク論			2	2年以上	
		災害復興支援論			2	2年以上	
		救急処置法			2	2年以上	
	専 門 基 幹 科 目 D 群	福祉心理学			2	1年以上	
		社会学と社会システム			2	1年以上	
		医学概論			2	2年以上	
		保健医療と福祉			2	3年以上	
		福祉サービスの組織と経営			2	3年以上	
		ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通		2	1年以上	
		ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)			2	1年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通		2	2年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通		2	2年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ			2	3年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ			2	3年以上	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ			2	2年以上	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ			2	2年以上	
		精神医学と精神医療Ⅰ			2	3年以上	
		精神医学と精神医療Ⅱ			2	3年以上	
		精神保健福祉の原理Ⅰ			2	2年以上	
		精神保健福祉の原理Ⅱ			2	2年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ			2	3年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ			2	3年以上	
		精神障害リハビリテーション論			2	2年以上	
		精神保健福祉制度論			2	2年以上	
関 連 科 目		社会調査法(社会調査統計を含む)Ⅰ			2	2年以上	
		社会調査法(社会調査統計を含む)Ⅱ			2	2年以上	
		リーダーシップ論			2	2年以上	

授 業 科 目 名		指 示 事 項	必修	選択	履 修 年 次	履 修 方 法
関 連 科 目	心理学概論			2	1年以上	
	ソーシャルワーク演習	社会福祉士・精神保健福祉士課程共通及び限定		1	2年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	社会福祉士課程限定		1	2年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	社会福祉士課程限定		1	3年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	社会福祉士課程限定		1	3年	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	社会福祉士課程限定		1	4年	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	社会福祉士課程限定		1	2年	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	社会福祉士課程限定		1	3年	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	社会福祉士課程限定		1	4年	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	社会福祉士課程限定		2	3年	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	社会福祉士課程限定		4	4年	
	精神保健福祉演習Ⅰ	精神保健福祉士課程限定		1	2年	
	精神保健福祉演習Ⅱ	精神保健福祉士課程限定		1	3年	
	精神保健福祉演習Ⅲ	精神保健福祉士課程限定		1	4年	
	精神保健福祉実習指導Ⅰ	精神保健福祉士課程限定		1	3年	
	精神保健福祉実習指導Ⅱ	精神保健福祉士課程限定		1	3年	
	精神保健福祉実習指導Ⅲ	精神保健福祉士課程限定		1	4年	
	精神保健福祉実習Ⅰ	精神保健福祉士課程限定		2	3年	
	精神保健福祉実習Ⅱ	精神保健福祉士課程限定		3	4年	
	実学臨床教育Ⅰ			2	1年	
	実学臨床教育Ⅱ(福祉フィールドワークを含む)			2	2年	
	実学臨床教育Ⅲa			2	3年	
	実学臨床教育Ⅲb(福祉フィールドワーク)			2	3年	
	実学臨床教育Ⅳa			3	4年	
	実学臨床教育Ⅳb(福祉フィールドワーク)			1	4年	
	特講			4	1年以上	
	特講			2	2年以上	

IV

資格等

IV
資格等

社会福祉関連資格等

1. 社会福祉士国家試験受験資格

(1) 社会福祉士とは

「社会福祉士及び介護福祉士法（1987年）」による、わが国はじめての国家資格の社会福祉専門職です。超高齢社会をむかえて、国民の社会福祉に対するニーズは今後ますます多様化し、専門性をもった相談援助を必要としています。

「社会福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（同法47条において「福祉サービス関係者等」という）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（同法7条及び47条の2において「相談援助」という）を業とする者」と定められています（最新改定平成19年法律125）。この資格をもつ者は、ソーシャルワーカーとして位置づけられ、今後の活躍が期待されています。

社会福祉士登録者数は2021年1月末日現在 250,307人で、日本社会福祉士会を組織し、障害者支援施設、高齢者施設、児童福祉施設、社会福祉協議会、介護老人保健施設、福祉事務所等さまざまな社会福祉の分野で働いています。また、在宅介護や福祉機器・介護用品を扱う民間企業等、シルバーサービス産業でも幅広く活躍しています。

(2) 履修定員

総合福祉学部の社会福祉士受験資格の履修定員は、各学年220名（総定員880名）とする。

※履修希望の学生は、1年次後期に実施する選抜試験を受験し、合格しなければなりません。詳細は1年次後期に実施する説明会で伝えます。

(3) 履修方法

この資格は国家試験に合格しなければ得られません。また、受験するには、国家試験受験資格を得ることが必要です。在学中に受験資格を取得する方法は下記のとおりです。

- 1) 社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な法令指定科目（P.129）をすべて修得しなければなりません。原則として「履修の基本モデル（P.130）」に準じて単位登録、修得を進めてください。
- 2) 2年次にソーシャルワーク演習・ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ・ソーシャルワーク実習指導Ⅰを履修するためには、1年次（選抜試験実施年度）において、以下の9科目合計18単位を履修中であることが必要です。
 - ①児童・家庭福祉 ②高齢者福祉 ③障害者福祉 ④権利擁護を支える法制度 ⑤福祉心理学
 - ⑥社会学と社会システム ⑦刑事司法と福祉 ⑧ソーシャルワークの基盤と専門職
 - ⑨ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
- 3) 3年次にソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ・Ⅲ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ、ソーシャルワーク実習Ⅰを履修するためには、前年度にソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ、ソーシャルワーク実習指導Ⅰの単位を修得してください。
- 4) 4年次にソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ、ソーシャルワーク実習指導Ⅲ、ソーシャルワーク実習Ⅱを履修するためには、前年度にソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ・Ⅲ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ、ソーシャルワーク実習Ⅰの単位を修得してください。

- 5) ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ、ソーシャルワーク実習指導Ⅰは2年次、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ・Ⅲ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ、ソーシャルワーク実習Ⅰは3年次、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ、ソーシャルワーク実習指導Ⅲ、ソーシャルワーク実習Ⅱは4年次にそれぞれ履修し、単位を修得してください。

なお、社会福祉士の受験資格と保育士、介護福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーのいずれかの資格を同時に取得する場合の履修方法は、別途実施するガイダンス時に提示します。

- 6) ソーシャルワーク実習Ⅱを履修するためには、卒業見込証明書発行に必要な単位数（90単位以上）を取得しなければなりません。また、卒業見込証明書がなければ、国家試験の受験資格は得られません。
- 7) (1)～(6)の要件を満たし、受験資格を取得可能な学生は、「社会福祉士国家試験」受験出願の手続きをし、翌年1～2月に行われる試験に臨むことになります。合格発表は年度内に行われます。

（４）ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ～Ⅳについて

ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰは、社会福祉各分野に共通して必要となる援助技術、倫理、自己理解等について、少人数で具体的に、かつ学生の自主性を活かして行うものです。社会福祉士の国家試験受験資格取得希望者は、履修することが必要です。通常は2年次の履修となり、登録は教務部福祉実習支援室が一括して説明会を実施し、担当教員の面接等により決定します。履修登録するためには、必ず1年次後期に行われる説明会に出席し、後に実施する「社会福祉士課程選抜試験」に合格する必要があります。

ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ・Ⅲは、ソーシャルワーク実習Ⅰをより充実したものにするため、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰの内容をより深めるために行うものです。通常は3年次の履修となり、担当教員は面接等により決定します。

ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳは、これまでの演習で習得した知識・技術を、より実践的なものへ成長させるために行うものです。4年次の履修となり、担当教員は面接等により決定します。

（５）ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよびソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱについて

ソーシャルワーク実習指導Ⅰは、ソーシャルワーク実習Ⅰ登録を前提として、実習前年度の4月に履修登録を行います。通常は2年次の履修となり、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰと同年度に履修します。

ソーシャルワーク実習指導Ⅱは、ソーシャルワーク実習Ⅱ登録を前提として、実習前年度の4月に履修登録を行います。通常は3年次の履修となり、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ・Ⅲと同年度に履修します。この実習指導Ⅱは、ソーシャルワーク実習指導Ⅰの単位取得が前提となります。

ソーシャルワーク実習指導Ⅲは、ソーシャルワーク実習Ⅱ登録を前提として、実習実施年度の4月に履修を行います。4年次の履修となり、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳと同年度に履修します。この実習指導Ⅲは、ソーシャルワーク実習指導Ⅱの単位取得が前提となります。

ソーシャルワーク実習Ⅰは通常は3年次の履修となり、学外の施設にて60時間の実習を行います。

またソーシャルワーク実習Ⅱは4年次の履修となり、学外の施設にて180時間の実習を行います。両実習ともに、実習前年度の9月に「実習希望届」を指定された期日までに教務部福祉実習支援室に提出する必要があります。

(6) 社会福祉士国家試験受験資格に関する指定科目

(別表11)

指 定 科 目 名	開 講 科 目 名	単位数	履修年次
医学概論	医学概論	2	2年以上
心理学と心理的支援	福祉心理学	2	1年以上
社会学と社会システム	社会学と社会システム	2	1年以上
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論A	2	2年以上
	社会福祉原論B	2	2年以上
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	2年以上
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1年以上
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	1年以上
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2年以上
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2年以上
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2	3年以上
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2	3年以上
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制A	2	2年以上
	地域福祉と包括的支援体制B	2	2年以上
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2	3年以上
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	3年以上
	社会保障論Ⅱ	2	3年以上
高齢者福祉	高齢者福祉	2	1年以上
障害者福祉	障害者福祉	2	1年以上
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	2	1年以上
貧困に対する支援	公的扶助論	2	3年以上
保健医療と福祉	保健医療と福祉	2	3年以上
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	1年以上
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	1年以上
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	1	2年
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	1	2年
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	1	3年
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	1	3年
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	1	4年
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	2年
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	3年
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	4年
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	3年
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4	4年

※社会福祉士国家試験受験資格の定員

総合福祉学部における社会福祉士国家試験受験資格の履修定員は、各学年220名（総定員880名）とする。

(7) 履修の基本モデル

	1年次	2年次	3年次	4年次
社会福祉士 国家試験受 験資格に関 する基礎・ 指定科目	児童・家庭福祉	社会福祉原論A・B	社会保障論Ⅰ・Ⅱ	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ
	高齢者福祉	医学概論	保健医療と福祉	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ
	障害者福祉	地域福祉と包括的支援体制A・B	公的扶助論	ソーシャルワーク実習Ⅱ
	権利擁護を支える法制度	社会福祉調査の基礎	福祉サービスの組織と経営	
	福祉心理学	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ・Ⅳ	
	社会学と社会システム	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ・Ⅲ	
	刑事司法と福祉	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	
	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	ソーシャルワーク実習Ⅰ	
	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)			

(8) 社会福祉士国家試験受験資格取得に関する基礎科目

本学を卒業後、社会福祉士短期養成施設等(6ヶ月以上)に入学し、社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する場合は、基礎科目の取得が入学要件となります(別表12参照)。在学中に基礎科目の取得を希望する場合には履修登録の際に「社会福祉士基礎科目」へのチェックを行ってください。

なお、一般養成施設等の場合、入学要件が異なりますので、資格取得ルートとあわせて公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ等を確認してください。

社会福祉士国家試験受験資格に関する基礎科目

(別表12)

指定科目名	開講科目名	単位数	履修年次
医学概論	医学概論	2	2年以上
心理学と心理的支援	福祉心理学	2	1年以上
社会学と社会システム	社会学と社会システム	2	1年以上
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	3年以上
	社会保障論Ⅱ	2	3年以上
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	1年以上
高齢者福祉	高齢者福祉	2	1年以上
障害者福祉	障害者福祉	2	1年以上
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	2	1年以上
貧困に対する支援	公的扶助論	2	3年以上
保健医療と福祉	保健医療と福祉	2	3年以上
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	1年以上
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1年以上
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2	1年以上
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	2年以上
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2	3年以上
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	1	2年

2. 精神保健福祉士国家試験受験資格

(1) 精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、「精神保健福祉士法」(平成9年法律第131号)の規定に基づいて制度化された精神保健福祉領域のソーシャルワーカーです。

「精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健および福祉に関する専門的知識および技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う」ことを業務とする相談援助の専門家です。

精神保健福祉士登録者数は2021年1月末現在90,808人となっています。この資格は、現在のところ「名称独占」として精神保健福祉士の名称を用いることができるというものであり、この資格がなければ、医療福祉の専門的職業に就けないというものではありません。しかし、今後の国民生活の変化のなかで福祉ニーズも多様化・高度化していくことが予想され、それにつれて精神保健福祉士のもつ役割、専門的機能が今後一層求められることが期待されています。

精神保健福祉士の活動が期待される領域および業務内容

1. 精神科病院
2. 病院または診療所
3. 保健所・市町村保健センター
4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)で規定されている精神障害者が利用する施設
5. 精神障害者地域生活支援事業を行う施設等
6. 福祉行政機関(地方公務員としての活動)
7. 司法施設(保護観察所・矯正施設等)(国家公務員としての活動)
8. 教育機関(学校・教育委員会等)

(2) 履修定員

総合福祉学部精神保健福祉士受験資格の履修定員は、各学年60名です。履修希望の学生は、1年次後期に実施する選抜試験を受験し、合格しなければなりません。詳細は1年次後期に実施する説明会でお伝えします。

(3) 精神保健福祉士国家試験受験資格取得方法

精神保健福祉士の資格は、国家試験に合格し「精神保健福祉士登録簿」に登録してはじめて認められるものです。そのためには、まず受験資格を取得しなければなりません。

受験資格の取得は、大学で開講されている厚生労働省が指定した精神保健福祉士受験資格に必要な科目をすべて履修し、単位を取得しなければなりません。

以下、受験資格を修得する方法について説明します。

- 1) 精神保健福祉士国家試験受験資格に必要な法令指定科目(P.133)を卒業するまでに、すべて単位を修得しなければなりません。
- 2) 2年次にソーシャルワーク演習(2年前期)・精神保健福祉演習Ⅰ(2年前期)・精神保健福祉演習Ⅱ(2年後期)を履修するためには、1年次において、以下の科目を履修済みであることが必要です。

- ①福祉心理学 ②社会学と社会システム ③障害者福祉 ④権利擁護を支える法制度
⑤刑事司法と福祉 ⑥ソーシャルワークの基盤と専門職
- 3) 3年次に精神保健福祉実習指導Ⅰ（3年前期）・精神保健福祉実習指導Ⅱ（3年後期）・精神保健福祉実習Ⅰ（90時間）を履修するためには、2年次において、以下の科目を履修済みであることが必要です。
- ①精神保健福祉の原理Ⅰ ②精神保健福祉の原理Ⅱ ③精神障害リハビリテーション論
④精神保健福祉制度論 ⑤ソーシャルワーク演習 ⑥精神保健福祉演習Ⅰ ⑦精神保健福祉演習Ⅱ
また、以下の科目を2年次に単位を修得すること。
- ①精神保健福祉の原理Ⅰ ②精神障害リハビリテーション論 ③ソーシャルワーク演習
④精神保健福祉演習Ⅰ
- 4) 4年次に精神保健福祉実習指導Ⅲ（4年前期）・精神保健福祉演習Ⅲ（4年後期）・精神保健福祉実習Ⅱ（120時間）を履修するためには、以下の科目を3年次までに履修済みであること。
- ①医学概論 ②社会福祉原論A ③社会福祉原論B ④地域福祉と包括的支援体制A
⑤地域福祉と包括的支援体制B ⑥社会保障論Ⅰ ⑦社会保障論Ⅱ ⑧社会福祉調査の基礎
⑨ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ ⑩ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ ⑪精神医学と精神医療Ⅰ
⑫精神医学と精神医療Ⅱ ⑬現代の精神保健の課題と支援Ⅰ ⑭現代の精神保健の課題と支援Ⅱ
⑮ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ ⑯ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅱ
⑰精神保健福祉実習指導Ⅰ ⑱精神保健福祉実習指導Ⅱ
⑲精神保健福祉実習Ⅰ
また、以下の科目を3年次に単位を修得すること。
- ①精神保健福祉実習指導Ⅰ ②精神保健福祉実習指導Ⅱ ③精神保健福祉実習Ⅰ
- 5) 精神保健福祉援助実習Ⅱ（120時間）を履修するためには、卒業見込証明書発行に必要な単位数90単位以上を修得していなければなりません。また、卒業見込証明書がなければ、国家試験の受験資格は得られません。
- 6) 受験資格を取得可能な学生は、「精神保健福祉士国家試験」受験出願の手続きをし、4年次の1月末～2月初めに行われる試験に臨むことになります。合格発表は年度内に行われます。
- 7) 精神保健福祉士資格取得希望者は課程履修費、実習費が別途徴収されます。（P.36「学費等納入細則」参照）

（4）ソーシャルワーク演習、精神保健福祉演習Ⅰ～Ⅲについて

ソーシャルワーク演習、精神保健福祉演習ⅠおよびⅡは、精神保健福祉分野に共通して必要となる援助技術、倫理、自己理解等について、少人数で具体的に、かつ学生の自主性を活かして行うものです。精神保健福祉士の国家試験受験資格取得希望者は、履修することが必要です。

精神保健福祉演習Ⅲは、精神保健福祉実習Ⅱをより充実したものにするため、これまでの演習で習得した知識・技術を、より実践的なものへ成長させるために行うものです。

（5）精神保健福祉実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよび精神保健福祉実習Ⅰ・Ⅱについて

精神保健福祉実習Ⅰは、医療機関にて90時間の実習を行います。また、精神保健福祉実習Ⅱは、社会福祉施設等にて120時間の実習を行います。

なお、精神保健福祉援助実習を行う場合、教育実習、保育実習、博物館実習との同年次履修はできません。

(6) 精神保健福祉士国家試験受験資格に関する指定科目

(別表13)

指定科目名	開講科目名	単位数	履修年次
医学概論	医学概論	2	2年以上
心理学と心理的支援	福祉心理学	2	1年以上
社会学と社会システム	社会学と社会システム	2	1年以上
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論A	2	2年以上
	社会福祉原論B	2	2年以上
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制A	2	2年以上
	地域福祉と包括的支援体制B	2	2年以上
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	3年以上
	社会保障論Ⅱ	2	3年以上
障害者福祉	障害者福祉	2	1年以上
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	1年以上
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	1年以上
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	2年以上
精神医学と精神医療	精神医学と精神医療Ⅰ	2	3年以上
	精神医学と精神医療Ⅱ	2	3年以上
現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	3年以上
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	3年以上
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1年以上
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	2年以上
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	2年以上
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2年以上
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2年以上
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2	3年以上
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	2	3年以上
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	2年以上
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	2年以上
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	1	2年
ソーシャルワーク演習（専門）	精神保健福祉演習Ⅰ	1	2年
	精神保健福祉演習Ⅱ	1	2年
	精神保健福祉演習Ⅲ	1	4年
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉実習指導Ⅰ	1	3年
	精神保健福祉実習指導Ⅱ	1	3年
	精神保健福祉実習指導Ⅲ	1	4年
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉実習Ⅰ	2	3年
	精神保健福祉実習Ⅱ	3	4年

※精神保健福祉士国家試験受験資格の定員

総合福祉学部における精神保健福祉士国家試験受験資格の履修定員は、各学年60名（総定員240名）とする。

(7) 履修の基本モデル

	1年次	2年次	3年次	4年次
精神保健福祉士国家試験受験資格に関する基礎・指定科目	福祉心理学	ソーシャルワーク演習	精神保健福祉実習指導Ⅰ・Ⅱ	精神保健福祉演習Ⅲ
	社会学と社会システム	精神保健福祉演習Ⅰ・Ⅱ	精神保健福祉実習Ⅰ	精神保健福祉実習指導Ⅲ
	障害者福祉	医学概論	社会保障論Ⅰ・Ⅱ	精神保健福祉実習Ⅱ
	権利擁護を支える法制度	社会福祉原論A・B	精神医学と精神医療Ⅰ・Ⅱ	
	刑事司法と福祉	地域福祉と包括的支援体制A・B	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ・Ⅱ	
	ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉調査の基礎	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ・Ⅱ	
		精神保健福祉の原理Ⅰ・Ⅱ		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ		
		精神障害リハビリテーション論		
		精神保健福祉制度論		

(8) 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する基礎科目

本学を卒業後、精神保健福祉士短期養成施設等（6ヶ月以上）に入学し、精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する場合は、基礎科目の取得が入学要件となります（別表14参照）。在学中に基礎科目の取得を希望する場合には履修登録の際に「精神保健福祉士基礎科目」への履修登録時に希望資格登録で必ずチェックを行ってください。

なお、一般養成施設等の場合、入学要件が異なりますので、資格取得ルートとあわせて公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ等を確認してください。

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する基礎科目

(別表14)

指定科目名	開講科目名	単位数	履修年次
医学概論	医学概論	2	2年以上
心理学と心理的支援	福祉心理学	2	1年以上
社会学と社会システム	社会学と社会システム	2	1年以上
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論A	2	2年以上
	社会福祉原論B	2	2年以上
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制A	2	2年以上
	地域福祉と包括的支援体制B	2	2年以上
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	3年以上
	社会保障論Ⅱ	2	3年以上
障害者福祉	障害者福祉	2	1年以上
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	1年以上
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	1年以上
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	2年以上
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1年以上
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	1	2年

3. スクールソーシャルワーク教育課程修了認定（社会福祉学科限定）

（1）スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

学校現場で起きる児童生徒の様々な問題行動を理解するためには、心理的な問題だけでなく、家庭、地域など児童生徒のおかれている環境への視点が欠かせません。そして、それらの問題を解決していくためには学校の枠を超えて、関連する多くの機関などとの連携が必要とされます。ソーシャルワーカーの専門性は、まさにそのような問題を抱えた児童生徒のおかれている環境への働きかけ、校内や関連する機関などとのネットワークの構築、連携・調整にあります。このようなことから、学校における児童生徒の問題に対して、ソーシャルワークの専門性を用いて、教師や関連諸機関の職員とともにその解決を図るためのコーディネーターの役割を担うスクールソーシャルワーカーが求められています。

（2）スクールソーシャルワーク教育課程について

平成 20 年文部科学省による「スクールソーシャルワーカー活用事業」以降、学校現場におけるスクールソーシャルワーカーの数は増えてきています。専任の職員として学校に配置される例はまだ少ないながらも、今後その必要性は増していくと考えられることから、本学ではスクールソーシャルワークに特化した専門職の養成を行っています。

本学では一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業を実施しております。本学において、社会福祉士または精神保健福祉士養成カリキュラムを履修し修了することを前提に、スクールソーシャルワーク専門科目（4 科目必修）、教育関連科目（6 科目必修・選択）の課程を修了し（下記「（4）履修方法」参照）、国家資格（社会福祉士・精神保健福祉士のどちらか一方）を取得後（卒業後 5 月頃）、本課程の認証機関である一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に本学を通じて教育課程修了証を申請し認証を受ける必要があります。

（3）履修定員

スクールソーシャルワーク教育課程の履修定員は各学年30名です。履修希望の学生は、2年次後期に実施するガイダンスに出席する必要があります。また、定員を超えての希望者があった場合には、選抜試験を受験し合格する必要があります。詳細は2年次後期にあるガイダンスで伝えられます。

（4）履修方法

スクールソーシャルワーク教育課程修了証の取得のためには下記の要件を満たす必要があります（次ページ「（7）スクールソーシャルワークに関する科目（P.136）」「（8）履修の基本モデル」）。

- 1) 社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格（どちらか一方）を取得すること。
- 2) 「教育社会学概論 B」を3年次までに単位修得すること。
- 3) 「教育相談の理論と方法B」「生徒指導・進路指導論B」のうち 1 科目以上を3年次において単位修得すること。
- 4) 「教育心理学概論 B」を3年次までに単位修得すること。
- 5) 社会福祉士国家資格受験資格取得希望者は「現代の精神保健の課題と支援 I」を3年次までに単位修得、精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者は「児童・家庭福祉」を2年次までに単位修得すること。
- 6) 「スクールソーシャルワーク論」「スクールソーシャルワーク演習」を3年次において単位取得すること。
- 7) 「スクールソーシャルワーク実習指導」「スクールソーシャルワーク実習」を4年次に単位修得すること。なお、スクールソーシャルワーク教育課程修了証取得希望者には、実習費が別途徴収されます。

（5）スクールソーシャルワーク演習について

スクールソーシャルワーク演習は、「スクールソーシャルワーク論」の授業内容を踏まえ、様々な問題や悩みを抱える児童・生徒を取り巻く学校や家庭などの環境へ働きかける実践的な方法・技術を学ぶことを目的に行います。少人数で具体的に、かつ学生の主体性を活かして行います。通常は3年次の履修となり、履修するためには、2 年次の後期に行われるスクールソーシャルワーク課程登録のガイダンスに出席し、課程履修仮登録カードを提出する必要があります。

(6) スクールソーシャルワーク実習指導及びスクールソーシャルワーク実習について

スクールソーシャルワーク実習指導は、4年次の履修となります。実習指導は、教育現場におけるソーシャルワークに係る実習を行う上での実践的な知識と技術を修得し、実習後の振り返りを行うことを目的とします。

スクールソーシャルワーク実習は、4年次の履修となり、学外の教育機関や福祉施設にて約10日間の実習を行います。実習では、宮城県内の小中学校や高等学校、市町村の教育委員会等の教育機関を中心に、スクールソーシャルワークの対象である児童生徒が利用している地域の施設、公的機関等での実習を通して、スクールソーシャルワーカーとして必要な知識や技術・倫理の理解を深め、支援を必要とする児童・生徒を取り巻く様々な関係機関に対する支援について必要な資質・能力・技術を図ることを目的としています。

(7) スクールソーシャルワークに関する科目

(別表44)

指定科目名	開講科目名	単位	履修年次	履修方法
スクールソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク論	2	3年以上	必修6単位
スクールソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習	1	3年以上	
スクールソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導	1	4年	
スクールソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習	2	4年	
教育の基礎的理解に関する科目のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む)」と「教育に関する社会的、制度的または経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)」科目の教育内容(1科目以上)	教育社会学概論B	2	2年以上	必修2単位
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。.)の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む科目の教育内容(1科目以上)	教育相談の理論と方法B	2	3年以上	1科目2単位以上選択して修得のこと
	生徒指導・進路指導論B	2	3年以上	
	教育心理学概論B	2	2年以上	必修2単位
精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援 I	2	2年以上	基礎資格に応じ* いずれか2単位 選択必修
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉	2	1年以上	

※社会福祉士国家試験受験資格取得希望者は「現代の精神保健の課題と支援 I」、精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者は「児童・家庭福祉」の単位取得が必要。

(8) 履修の基本モデル

	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
※	児童・家庭福祉	現代の精神保健の課題と支援 I 教育社会学概論B 教育心理学概論B	スクールソーシャルワーク論 スクールソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク実習指導 スクールソーシャルワーク実習

4. 介護福祉士国家試験受験資格

(1) 介護福祉士とは

「社会福祉士及び介護福祉士法(1987年)による、わが国はじめての国家資格の介護福祉士専門職です。人口の高齢化の進行や国民福祉のニーズの多様化にともない、1989年から高齢者の介護対策を重視した高齢者保健十年戦略(ゴールドプラン)およびその後の新ゴールドプランやゴールドプラン 21などが実施され、介護支援の中心的役割を担う専門職を急務に必要としています。また、近年の介護・福祉のニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められ、2007年12月に社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正が行われました。

「介護福祉士」とは、国家試験に合格し、厚生労働大臣の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする専門職で、有資格者のケアワーカーといえます。

介護福祉士登録者数は、2021年1月末日現在 1,753,080人で、市町村、福祉公社、社会福祉事業団、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、社会福祉協議会、介護老人保健施設、訪問介護事業所などさまざまな介護福祉の分野で働いています。

(2) 履修定員

履修定員は各学年 40 名です。(総合福祉学部社会福祉学科対象)

※希望者が定員を超過した場合は、選抜試験を実施します。

(3) 履修方法

この資格は国家試験に合格しなければ得られません。そのためには、国家試験受験資格を得ることが必要です。本学学生が在学中に受験資格を取得する方法は以下のとおりです。

- 1) 介護福祉士国家試験受験資格に必要な法令指定科目(P.138)をすべて修得しなければなりません。
- 2) 2年次にリエゾンゼミⅡ(介護基礎演習)、介護実習Ⅰおよび介護総合演習Ⅰ・Ⅱを履修するためには、原則として1年次に介護福祉論Ⅰを履修することが必要です。
- 3) 3年次に介護実習Ⅱ及び介護総合演習Ⅲ・Ⅳを履修するためには、2年次にリエゾンゼミⅡ(介護基礎演習)、介護実習Ⅰおよび介護総合演習Ⅰ・Ⅱ単位を修得することが必要です。
- 4) 各科目の出席時間数が、2/3(介護実習については4/5)に満たない場合については当該科目の単位を認定しません。

(4) 介護総合演習Ⅰ～Ⅳおよび介護実習Ⅰ～Ⅱについて

「介護総合演習Ⅰ・Ⅱ」は、介護福祉士国家試験受験資格取得希望者が2年次に履修します。施設実習を効果的に意義あるものにするための演習です。事前指導としては、介護実習の重要性を理解し、実習目的を把握し、各自の自己目標を立て、目的意識を明確にします。介護実習Ⅰ終了後は、学内で学んだ知識、技術が実習で応用し体得できたかを検討、討議し、学生間の体験の共有化をはかるとともに、専門職としての介護福祉士の自覚と総合的な応用能力を深めていきます。

「介護総合演習Ⅲ・Ⅳ」は、介護福祉士国家試験受験資格取得希望者が3年次に履修します。介護福祉士指定科目の基礎理論を踏まえ、介護実習Ⅱ(Ⅱ-1・Ⅱ-2)を効果的に実習展開するための演習で、介護実習Ⅱを包括した科目です。実習の意義・目的を理解し、生活障害に応じた介護過程、生活支援技術等を習得します。事後指導においては、自己の実践した実習分析を行い専門職としてのあり方を再検討し、演習を通して社会に求められる介護福祉士像を構築していきます。

「介護実習Ⅰ」は2年次に、「介護実習Ⅱ(Ⅱ-1・Ⅱ-2)」は3年次に履修します。介護実習Ⅰは学外で15日間の実習を行い、利用者との人間的な関わりを通じて、利用者の需要と介護の機能について学びます。介護実習Ⅱは学外にて42日間の実習を行い、障害レベルに応じて求められる介護、施設サービス全般について理解すると同時に、個別の介護過程の展開を学びます。

※3年次は、「介護総合演習Ⅲ・Ⅳ」の他に、リエゾンゼミⅢ(専門演習Ⅰ)を履修する必要があります。

(5) 介護福祉士国家試験受験資格に関する指定科目

(別表17)

教育内容		開講科目名	種別	必修	選択	履修年次	履修方法
人間と社会	人間の尊厳と自立	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	2		1年以上	必修2単位
	人間関係とコミュニケーション	リエゾンゼミⅡ(介護基礎演習)	演習	2		2年	必修2単位
	社会の理解	社会学と社会システム	講義	2		1年以上	必修10単位
		高齢者福祉	講義	2		1年以上	
		障害者福祉	講義	2		1年以上	
		社会保障論Ⅰ	講義	2		3年以上	
		社会保障論Ⅱ	講義	2		3年以上	
	人間と社会に関する選択科目	現代社会と福祉	講義	2		1年以上	必修6単位
		社会福祉原論A	講義	2		2年以上	
		社会福祉原論B	講義	2		2年以上	
介護	介護の基本	介護福祉論Ⅰ	講義	2		1年以上	必修12単位
		介護福祉論Ⅱ	講義	2		2年以上	
		介護福祉論Ⅲ	講義	2		2年以上	
		介護概論Ⅰ(ケアワークの基礎)	講義	2		2年以上	
		介護概論Ⅱ(ケアワークの実践)	講義	2		2年以上	
		リハビリテーション論	講義	2		1年以上	
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術A	演習	1		2年	必修2単位
		コミュニケーション技術B	演習	1		2年	
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	演習	1		2年	必修12単位
		生活支援技術Ⅱ	演習	1		2年	
		生活支援技術Ⅲ	演習	1		3年	
		生活支援技術Ⅳ	演習	1		3年	
		生活支援技術Ⅴ	演習	1		4年	
		家政学概論Ⅰ	講義	2		2年以上	
		家政学概論Ⅱ	講義	2		2年以上	
		家政学演習	演習	3		3年	
	介護過程	介護過程論	講義	2		2年以上	必修6単位
		介護過程Ⅰ	演習	1		2年	
		介護過程Ⅱ	演習	1		2年	
		介護過程Ⅲ	演習	1		3年	
		介護過程Ⅳ	演習	1		3年	
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	演習	1		2年	必修4単位
		介護総合演習Ⅱ	演習	1		2年	
		介護総合演習Ⅲ	演習	1		3年	
		介護総合演習Ⅳ	演習	1		3年	
	介護実習	介護実習Ⅰ	実習	2		2年	必修10単位
		介護実習Ⅱ	実習	8		3年	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	老年心理学Ⅰ	講義	2		3年以上	必修4単位
		老年心理学Ⅱ	講義	2		3年以上	
	認知症の理解	認知症の理解と支援Ⅰ	講義	2		3年以上	必修4単位
		認知症の理解と支援Ⅱ	講義	2		3年以上	
	障害の理解	障害者の心理	講義	2		1年以上	必修4単位
		障害の基礎医学	講義	2		3年以上	
	こころとからだのしくみ	医学概論	講義	2		2年以上	必修8単位
		こころとからだのしくみA	講義	2		2年以上	
		こころとからだのしくみB	講義	2		3年以上	
		福祉心理学	講義	2		1年以上	
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	講義	2		3年以上	必修6単位
		医療的ケアⅡ	講義	2		3年以上	
		医療的ケア演習A(喀痰吸引)	演習	1		4年	
		医療的ケア演習B(経管栄養)	演習	1		4年	

※介護福祉士国家試験受験資格の定員

総合福祉学部社会福祉学科における介護福祉士国家試験受験資格の履修定員は、各学年 40 名（総定員 160 名）とする。

(6) 履修の基本モデル

	1年次	2年次	3年次	4年次
基盤教育科目	現代社会と福祉			
専門基礎科目	児童・家庭福祉	社会福祉原論A・B	社会保障論I・II	
	高齢者福祉	医学概論		
	障害者福祉			
	権利擁護を支える法制度			
	福祉心理学			
	社会学と社会システム			
専門基幹科目	ソーシャルワークの基盤と専門職	リゾナゼミII(介護基礎演習)	生活支援技術III・IV	生活支援技術V
	介護福祉論 I	介護概論 I・II	家政学演習	医療的ケア演習A・B
	リハビリテーション論	介護福祉論II・III	介護過程III・IV	
	障害者の心理	コミュニケーション技術A・B	介護総合演習III・IV	
		生活支援技術 I・II	認知症の理解と支援I・II	
		家政学概論 I・II	老年心理学I・II	
		介護過程論	障害の基礎医学	
		介護過程 I・II	こころとからだのしくみB	
		介護総合演習 I・II	医療的ケアI・II	
		こころとからだのしくみA	介護実習II	
		介護実習I		

保育士・任用資格等

1. 保育士

(1) 保育士とは

保育士は、児童福祉法で「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」と規定され、①保育所保育士、②施設保育士に大別されます。①は公立保育所および私立保育所に分かれますが、公立保育所の保育士として勤務するためには、公務員試験を受験して採用されることが必要ですので、その対策が求められます。

②の職種としては、乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設等において従事することとなります。

(2) 保育実践演習 ※保育士課程 3年次 必修

保育実践演習は、保育士の資格を取得するための必修科目で、3年次に履修することが必要です。保育実践演習では、保育士を目指す学生が、児童の保育や児童の保護者に対する保育の指導を行う際に出会うさまざまな課題のなかから、テーマを設定し、その課題を理解するための情報を収集し、状況分析を行いながら検討を加え、その課題について児童や保護者に援助するための技術や方法を学ぶものです。この演習では、問題や課題を自ら発見し、解決内容についても多角的に再検討する方法を学ぶと同時に、その課題解決を追求していくプロセスを創造していくことも学びます。

演習の方法としては、文献研究、実地調査やインタビュー、質問紙調査、対話（ダイアログ）、発表など課題によって異なります。自ら考え、解決方法を見つけながら議論を積み重ねていくなかで、将来保育士として現場に立ったときに役立つ、自らの発達観や保育観を身に付けて欲しいと思います。

【登録方法】

教職課程支援室が一括して行い、実習配属先等を考慮し、担当教員が決定されます。「保育実践演習登録カード」を指定期日までに提出してください。

※3年次は、保育実践演習の他に、リエゾンゼミⅢ（専門演習Ⅰ）を履修する必要があります。

(3) 保育実習

① 保育実習指導Ⅰ（2単位）

保育実習の意義・目的・内容、計画、実践、観察、記録、評価の方法や内容について具体的に理解し、自らの課題を明確にする。また、実習施設における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。

② 保育実習指導Ⅱ（1単位）

保育実習の意義と目的について理解を深め、保育について総合的に学ぶ。また、保育の観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について学び、保育士の専門性と職業倫理について理解する。そして、実習事後に実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする。

③ 保育実習Ⅰ（4単位）

保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解するとともに、観察や子どもとのかかわりを通して子どもへの理解を深め、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ。また、保育の計画、観察、記録及び自己評価、保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ。

④ 保育実習Ⅱ（2単位）

保育実習Ⅰの経験を踏まえ保育に関する理解を深め、子どもの保育及び保護者支援について総合的に学ぶ。また、保育の計画、実践、観察、記録及び自己評価等について実際に取り組むとともに、保育士の専門性や職業倫理について具体的に理解したうえで、自己の課題を明確化する。

(4) 保育士の登録手続き

保育士として業務に就く前に登録手続きを行う必要があります。4年次11月ごろ登録手続きのガイダンスを行うため、必ず出席してください。

(5) 保育士資格に関する科目（社会福祉学科）

(別表15)

系列	開 講 科 目 名	必修	選択	種別	履修年次	履 修 方 法
目的に 関する科目 ・ 保育の本質	社会福祉原論 A	2		講義	2年以上	必修62単位 の他、6単位以上 選択必修
	ソーシャルワーク演習		1	演習	2年以上	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ		1	演習	2年以上	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ		1	演習	3年以上	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ		1	演習	3年以上	
	児童・家庭福祉	2		講義	1年以上	
	保育原理	2		講義	1年以上	
	保育者論	2		講義	1年以上	
	子ども家庭支援論	2		講義	2年以上	
	社会的養護Ⅰ	2		講義	2年以上	
	教育学概論A	2		講義	1年以上	
保育の 対象の理解に 関する科目	保育の心理学	2		講義	2年以上	
	子ども家庭支援の心理学	2		講義	2年以上	
	子どもの理解と援助	1		演習	2年以上	
	子どもの保健	2		講義	1年以上	
	臨床心理学概論		2	講義	2年以上	
	特別支援教育の基礎		2	講義	2年以上	
	社会・集団・家族心理学（家族心理学）		2	講義	2年以上	
	乳幼児心理学		2	講義	2年以上	
	子どもの食と栄養	2		演習	1年以上	
保育の 内容・方法に 関する科目	保育内容総論	1		演習	2年以上	
	子どもと健康	1		演習	2年以上	
	子どもと人間関係	1		演習	2年以上	
	子どもと環境	1		演習	2年以上	
	子どもと言葉	1		演習	2年以上	
	子どもと表現（美術）	1		演習	2年以上	
	子どもと表現（音楽）	1		演習	2年以上	
	子どもと表現（運動あそび）	1		演習	2年以上	
	保育内容（健康）の理論と方法	1		演習	2年以上	
	保育内容（人間関係）の理論と方法	1		演習	2年以上	
	保育内容（環境）の理論と方法	1		演習	2年以上	
	保育内容（言葉）の理論と方法	1		演習	2年以上	
	保育内容（表現・美術）の理論と方法	1		演習	2年以上	
	保育内容（表現・音楽）の理論と方法	1		演習	2年以上	
	保育内容（表現・運動あそび）の理論と方法	1		演習	2年以上	

系列	開 講 科 目 名	必修	選択	種別	履修年次	履 修 方 法
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2		講義	3年以上	
	子どもの健康と安全	1		演習	1年以上	
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）A		2	講義	2年以上	
	社会的養護Ⅱ	1		演習	3年以上	
	障害児保育	2		演習	2年以上	
	リエゾンゼミⅡ（福祉実践演習）	2		演習	2年以上	
	乳児保育Ⅰ	2		講義	2年以上	
	乳児保育Ⅱ	1		演習	2年以上	
	表現技術Ⅰ（音楽）	2		演習	1年以上	
	表現技術Ⅱ（音楽）		2	演習	2年以上	
	表現技術Ⅲ（美術）		1	演習	2年以上	
	表現技術Ⅳ（体育実技）		1	演習	2年以上	
	音楽教育		2	講義	3年以上	
	児童美術論		2	講義	3年以上	
保育実習	保育実習指導Ⅰ	2		演習	2年以上	
	保育実習指導Ⅱ	1		演習	3年以上	
	保育実習Ⅰ	4		実習	3年以上	
	保育実習Ⅱ	2		実習	3年以上	
総合演習	保育実践演習	2		演習	3年以上	
基盤教育科目	禅のこころ（建学の精神・理念を含む）	1		実技	1年以上	必修7単位
	リエゾンゼミⅠ（基礎演習）	2		演習	1年以上	
	日本の教育	2		講義	1年以上	
	現代社会と福祉	2		講義	1年以上	
	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）		2	演習	1年以上	いずれか2単位 選択必修
	ドイツ語Ⅰ（コミュニケーションを含む）		2	演習	1年以上	
	ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）		2	演習	1年以上	
	中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）		2	演習	1年以上	
	スポーツA	2		実技	1年以上	必修4単位
	健康科学（心と身体）		2	講義	1年以上	
	健康科学（人間関係と社会生活）		2	講義	1年以上	

※社会福祉学科における保育士資格の履修定員は、各学年50名とする。

2. 社会福祉主事（任用資格）

（1）社会福祉主事とは

社会福祉主事とは、社会福祉法で定められた「任用資格」と呼ばれる資格で、仕事内容は、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法の6つの法律をまとめた呼称）に基づいて、各種行政機関で保護・援助を必要とする人のために相談・指導・援助を行います。

（2）社会福祉主事任用資格に関する科目

（別表32）

厚生労働省指定科目	本学開設授業科目名	単位	履修年次	履 修 方 法
社 会 福 祉 概 論	社会福祉原論 A	2	2 年以上	4 科目単位修得で 完成
	社会福祉原論 B	2	2 年以上	
社 会 福 祉 事 業 史	社会福祉史 A	2	2 年以上	
	社会福祉史 B	2	2 年以上	
社 会 福 祉 援 助 技 術 論	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1 年以上	
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	1 年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2 年以上	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2 年以上	
社 会 福 祉 調 査 論	社会福祉調査の基礎	2	2 年以上	厚生労働省指定科目 別に 3 科目以上選択 して修得のこと。 (科目名称にⅠとⅡ 及び A と B がある 場合、両者を修得の こと)
社会福祉施設経営論	福祉サービスの組織と経営	2	3 年以上	
社 会 福 祉 行 政 論	社会福祉法制論	2	3 年以上	
社 会 保 障 論	社会保障論Ⅰ	2	3 年以上	
	社会保障論Ⅱ	2	3 年以上	
公 的 扶 助 論	公的扶助論	2	3 年以上	
児 童 福 祉 論	児童・家庭福祉	2	1 年以上	
家 庭 福 祉 論				
保 育 理 論	保育原理	2	1 年以上	
身体障害者福祉論	障害者福祉	2	1 年以上	
知的障害者福祉論	知的障害者福祉論	2	2 年以上	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 論	精神医学と精神医療Ⅰ	2	3 年以上	
	精神医学と精神医療Ⅱ	2	3 年以上	
	精神疾患とその治療	2	3 年以上	
	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	2 年以上	
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	2 年以上	
老 人 福 祉 論	高齢者福祉	2	1 年以上	
医 療 社 会 事 業 論	医療ソーシャルワーク論	2	2 年以上	
地 域 福 祉 論	地域福祉と包括的支援体制 A	2	2 年以上	
	地域福祉と包括的支援体制 B	2	2 年以上	
法 学	権利擁護を支える法制度	2	1 年以上	

民 法	民法総則Ⅰ	2	1年以上
	民法総則Ⅱ	2	1年以上
行 政 法	行政法Ⅰ	2	2年以上
	行政法Ⅱ	2	2年以上
経 済 学	現代社会と経済	2	1年以上
社 会 政 策	社会政策論Ⅰ	2	2年以上
	社会政策論Ⅱ	2	2年以上
経 済 政 策			
心 理 学	福祉心理学	2	1年以上
	心理学概論	2	1年以上
社 会 学	社会学と社会システム	2	1年以上
教 育 学	教育学概論 B	2	1年以上
倫 理 学	倫理学概論	4	2年以上
公 衆 衛 生 学	公衆衛生学	2	2年以上
医 学 一 般	医学概論	2	2年以上
リハビリテーション論	リハビリテーション論	2	1年以上
看 護 学	看護学	4	2年以上
介 護 概 論	介護概論Ⅰ（ケアワークの基礎）	2	2年以上
栄 養 学	栄養学（食品学を含む）	2	2年以上
家 政 学	家政学概論Ⅰ	2	2年以上
	家政学概論Ⅱ	2	2年以上

3. 身体障害者福祉司（任用資格）

（１）身体障害者福祉司とは

身体障害者福祉司は、福祉事務所が行う身体障害者行政のためにおかれ、身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無およびその種類を判断し、本人に対する指導を職務とします。

資格は①大学で厚生労働大臣指定の福祉関係科目（別表31）を修め卒業した者か、②社会福祉主事の資格をもち身体障害者の更生援護の仕事に2年以上の経験を有する者③社会福祉士となっています。

（２）身体障害者福祉司任用資格に関する科目

（別表33）

群	厚生労働省指定科目	本学開設授業科目名	単位	履修年次	履 修 方 法
I 群	社 会 事 業 概 論	社会福祉原論 A	2	2 年以上	必修 4 単位
		社会福祉原論 B	2	2 年以上	
	社 会 事 業 史	社会福祉史 A	2	2 年以上	必修 4 単位
		社会福祉史 B	2	2 年以上	
	社 会 事 業 施 設 論	福祉サービスの組織と経営	2	3 年以上	必修 2 単位
	社 会 事 業 行 政	社会福祉法制論	2	3 年以上	必修 2 単位
	社 会 事 業 の 方 法	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1 年以上	2科目履修して 1科目と計算する I・IIについては2 科目を履修して1 科目と計算する
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	1 年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法 I	2	2 年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法 II	2	2 年以上	
II 群	社 会 立 法	権利擁護を支える法制度	2	1 年以上	1 科目選択必修 のこと ※ I・II につ いては 2 科目を履 修して 1 科目と 計算する
		民法総則 I	2	1 年以上	
		民法総則 II	2	1 年以上	
		物権法 I	2	2 年以上	
		物権法 II	2	2 年以上	
		債権法 I	2	2 年以上	
		債権法 II	2	2 年以上	
		労働法（労働組合法を含む）I	2	2 年以上	
		労働法（労働組合法を含む）II	2	2 年以上	
		行政法 I	2	2 年以上	
		行政法 II	2	2 年以上	
	社 会 政 策	社会政策論 I	2	2 年以上	1 科目選択必修の こと ※ I・II につ いては 2 科目を履 修して 1 科目と 計算する
		社会政策論 II	2	2 年以上	
		社会保障論 I	2	3 年以上	
		社会保障論 II	2	3 年以上	
	社 会 病 理 又 は 社 会 問 題	社会学と社会システム	2	1 年以上	1 科目選択必修の こと
		社会・集団・家族心理学（社会・集団心理学）	2	2 年以上	
	社 会 調 査 ・ 社 会 統 計	社会福祉調査の基礎	2	2 年以上	1 科目選択必修 のこと
		社会調査法（社会調査統計を含む）I	2	2 年以上	
		社会調査法（社会調査統計を含む）II	2	2 年以上	
		社会調査実習	2	4 年以上	

Ⅱ 群	社 会 衛 生	公衆衛生学	2	2 年以上	必修 2 単位
	精 神 衛 生	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	2 年以上	1科目選択必修のこと ※Ⅰ・Ⅱについては2 科目を履修して1科目 と計算する
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	2 年以上	
		臨床心理学概論	2	2 年以上	
	身体障害者の心理	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	3 年以上	必修 4 単位
		聴覚障害者の心理	2	3 年以上	
	職 業 指 導・ 補 装 具 知 識	障害者福祉	2	1 年以上	1 科目選択必修 のこと
		介護概論Ⅰ（ケアワークの基礎）	2	2 年以上	
		福祉用具と生活支援	2	2 年以上	
		福祉用具活用実習	1	2 年以上	
		福祉支援工学	2	2 年以上	
		リハビリテーション論	2	1 年以上	
	社 会 教 育	生涯学習概論Ⅰ	2	1 年以上	必修 4 単位
		生涯学習概論Ⅱ	2	1 年以上	

*Ⅰ群Ⅱ群すべてにわたって14科目以上履修のこと。

*Ⅰ・Ⅱについては2科目を履修して1科目と計算する。

4. 児童指導員（任用資格）

■児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

（児童指導員の資格）

第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 1 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 2 社会福祉士の資格を有する者
- 3 精神保健福祉士の資格を有する者
- 4 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 5 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- 6 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 7 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 8 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 9 教育職員免許法に規程する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- 10 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

児童指導員任用資格は、総合福祉学部 に在籍し、本学を卒業すれば取得可能です。

5. 知的障害者福祉司（任用資格）

■知的障害者福祉法

（知的障害者福祉司）

第13条 都道府県は、その設置する知的障害者更正相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。

2 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。

3 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更正相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

1 第11条第1項第1号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

2 知的障害者の福祉に関し、第11条第1項第2号ロに掲げる業務を行うこと。

4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

1 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

2 第9条第5項第3号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 市の知的障害者福祉司は、第10条第2項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更正相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。

第14条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

1 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有するもの

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

3 医師

4 社会福祉士

5 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者

6 前各号に準ずる者であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

6. その他

(1) 医療ソーシャルワーカー (MSW)

医療ソーシャルワーカーは、保健医療機関（病院等）の場において、社会福祉の立場から患者・家族の抱える経済的問題、心理的問題、社会的問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る仕事です。

近年、科学技術の進歩により、医療技術も高度化し専門分化してきています。また、高齢者の自立支援を理念としての介護保険制度、成年後見制度、障害者自立支援法なども施行されました。さらに、医療法による病床区分の見直や病院の機能分化も行われています。専門分化する医療の中で、患者・家族の不安や問題を除去するため、社会福祉の視点から相談援助、社会資源の活用、他職種他機関との連携、調整など医療チームの一員としての医療ソーシャルワーカーの果たす役割・期待は、ますます大きくなってきています。

■医療ソーシャルワーカーの活動が期待される領域および業務内容

- ① 病院または診療所
- ② 保健所
- ③ 介護老人保健施設
- ④ 地域包括支援センター

■医療ソーシャルワーカーをめざす学生への要望

- ① 社会福祉士国家試験受験資格取得を目指している学生で、4年次の相談援助実習は保健医療機関（病院）を希望し、将来医療ソーシャルワーカーをめざす学生。
- ② 医療関連科目を履修することが望ましい。

医療ソーシャルワーク論

ケアマネジメント論

(2) 児童福祉司

従来、本学卒業時に付与されてきた「児童福祉司」は、平成16年12月1日の児童福祉法改正により、卒業後に1年以上の実務経験が必要になりましたので、本学卒業のみでは取得できません。この法律は平成16年度の在籍学生から適用になります。

『児童福祉法』平成29年12月8日現在

第四節（旧第三節） 児童福祉司

第十三条（旧第十一条） ①都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

②児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 （省略）

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三～五 （省略）

（3）福祉用具専門相談員

福祉用具専門相談員とは、福祉用具貸与事務所や福祉用具販売事務所で、居宅要介護者や居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を行うものをいいます。介護保険制度のなかで高齢者や障害者、家族に適した福祉用具を導入し、導入後のサポートを行います。

下記の指定科目全ての単位を修得すると、修了証明書（福祉用具専門相談員指定講習）を受けることができます。

介護保険制度では、福祉用具貸与が保険給付の対象となっているため、指定居宅サービスとして福祉用具貸与を行う場合、各事業所に2名以上の専門相談員を配置することが定められています。

（1）履修上の留意事項

修了証明書交付の条件として以下の必修3科目全てを、2～4年次のいずれかの単年度（前期）で単位修得してください。

福祉用具専門相談員資格に関する科目

（別表39）

指定科目名	開講科目名	単位	履修年次	履修方法
老人保健福祉に関する基礎知識	高齢者の保健福祉と	2	2年	必修
関連領域に関する基礎知識	リハビリテーション			
介護と福祉用具に関する理解	福祉用具と生活支援	2	2年	必修
福祉用具の活用に関する実習	福祉用具活用実習	1	2年	必修

※保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、この課程を修了した者が、福祉用具に関する専門知識に基づく助言をし、福祉用具を利用者に提供することが定められています（介護保険法施行令第四条）。

※福祉用具活用実習は実習費（20,000円）が別途必要となります。

※履修登録の前（3月）に実施されるガイダンスに必ず参加してください。

※定員40名（履修証明社会人コースの社会人学生を優先する）

※総合福祉学部全学科、総合マネジメント学部全学科、健康科学部医療経営管理学科の2年次以上の学生のみ対象

※問い合わせ部署：生涯学習支援室（仙台駅東口キャンパス2階） 電話022-766-8834（内線426）

教員資格（教育職員免許状）

教育職員免許状取得の方法

大学卒業後、教育職員（以下教員と略述）を希望するものは、「教育職員免許法」に基づき所定の単位を修得することによって「教育職員免許状」が取得できます。

また、教員として勤務するためには、各都道府県等で実施する教員採用試験に合格し、採用候補者の名簿に登録されなければなりません。各自治体や校種によって多少の違いはありますが、かなり厳しい職種であるため、1年次より十分な履修計画を立てて準備する必要があります。

1. 取得できる免許状の種類と免許教科

免許状の種類	免許教科	取得資格条件	対象学部学科
高等学校教諭 一種免許状	福祉	大学卒業・学士の学位を有すること	総合福祉学部社会福祉学科
養護教諭 一種免許状※		大学卒業・学士の学位を有すること	総合福祉学部福祉心理学科

※履修定員は各学年50名です。

2. 履修定員

各免許状のうち、養護教諭一種免許状については各学年で50名の定員を設けています。養護教諭一種免許状の詳細については「3. 教育職員免許状の取得方法（履修科目・教育実習）（2）養護教諭一種免許状」をご覧ください。

3. 教育職員免許状の取得方法（履修科目・教育実習）

（1）高等学校教諭一種免許状（福祉）

高等学校教諭は、高等学校で生徒の学習面と生活面の指導をします。社会福祉についての豊富な専門知識に加え、公平で適切なアドバイスのできる人材が求められます。

高等学校教諭一種免許状（福祉）に関する教育課程（社会福祉学科）

（別表19）

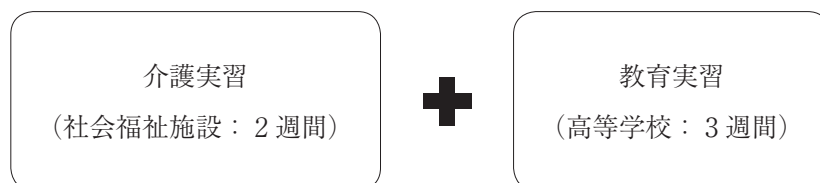
第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	免許法施行規則に定める科目区分	開講科目名	単 位			
					必修	選択	履修年次	履修方法
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解	現代社会と福祉	2		1年以上	必修37単位
				社会福祉原論A	2		2年以上	
				高齢者福祉	2		1年以上	
				児童・家庭福祉	2		1年以上	
				障害者福祉	2		1年以上	
				ソーシャルワークの基盤と専門職	2		1年以上	
				介護概論Ⅰ（ケアワークの基礎）	2		2年以上	
				基礎介護技術	2		2年以上	
				介護実習の事前事後指導	1		3年以上	
				介護実習	2		3年以上	
				医学概論	2		2年以上	
				こころとからだのしくみA	2		2年以上	
				老年心理学Ⅰ	2		3年以上	
				老年心理学Ⅱ	2		3年以上	
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法		福祉科の指導法	4		2年以上	必修12単位
				教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2		1年以上	
				教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2		1年以上	
				教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2		2年以上	
				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2		2年以上	
				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2		3年以上	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		中等教育課程の意義と編成	2		2年以上	必修10単位
				総合的な学習の時間の指導法	2		2年以上	
				特別活動の指導法	2		2年以上	
				教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2		2年以上	
				生徒指導の理論及び方法	2		3年以上	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習		教育実習（中・高）の事前指導	1		3年以上	必修6単位
				教育実習（中・高）の事前事後指導	1		4年	
				教育実習（中・高）	4		4年	
				教職実践演習（中・高）	2		4年	必修2単位
第六欄	大学が独自に設定する科目（※1）							

※1 第六欄「大学が独自に設定する科目」については、第二欄から第五欄までの単位を充当することで満たすことができます。

教育職員免許法66条の6に定める科目					
日本国憲法	日本国憲法	2		1年以上	必修8単位 いずれか 1科目選択 必修
体育	スポーツA	2		1年以上	
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）		2	1年以上	
	ドイツ語Ⅰ（コミュニケーションを含む）		2	1年以上	
	ハンゲル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）		2	1年以上	
	中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）		2	1年以上	
情報機器の操作	情報処理実習	2		1年以上	

1) 福祉科の実習について

高等学校教諭一種免許状（福祉）を取得するためには、社会福祉施設で2週間の「介護実習」、高等学校（福祉）で3週間の「教育実習」と2種類の実習を行わなければなりません。



2) 高等学校教育実習（福祉）

① 教育実習に関連する授業科目

教育実習は、教育職員免許法の「教育実践に関する科目」に規定されています。

本学では、その内容を

- ・教育実習（中・高）の事前指導（1単位：教育実習の前年度履修）
- ・教育実習（中・高）の事前事後指導（1単位：教育実習の当年度履修）
- ・教育実習（中・高）（4単位）

に分け、合計6単位の履修を課しています。

教育実習生は実習中に教育活動の全領域に参加し、実習校の校長および指導教諭の指導のもと、実習生自ら直接教育活動を行うことになります。

ただし、高等学校等には教育実習生を引き受けなければならない法的根拠および義務はなく、将来学校教育を担う後輩の育成という善意で受け入れているのですから、教育実習を希望する学生には十分な事前準備が求められます。

② 実習へ向けての準備

教育実習に関する事務は、教育・教職センター教職課程支援室が担当します。高等学校の教育実習は、出身校または卒業生以外でも受け入れている学校を探し、各自交渉して内諾を得てください。実習校における実習生の受け入れの実態は大変厳しいものになってきています。卒業生であっても受け入れを制限する学校や、教員採用試験の受験を条件とする学校もあります。そのため、実習の前々年度2月に登録ガイダンスを行い、前年度には実習校から内諾を得ることになり

ます。登録ガイダンスは第1回から第2回まで行われます。各回の登録を完了しないと、実習へ行くことができませんので、必ず登録ガイダンスに出席してください。

ガイダンス等の学生に対する連絡は、UNIVERSAL PASSPORTの掲示にて行います。見忘れ、見落とし等がないよう十分注意してください。

教育実習までの流れ

※年度により日程は変動することがあります。詳細はUNIVERSAL PASSPORTでお知らせします。

実施時期		教育実習（福祉）の手続き内容
実習前々年度	1月	教育実習第1回登録（ガイダンス）
	3月	教育実習希望校訪問 （訪問時期は各実習希望先によって異なる）
実習前年度	4月	教育実習第2回登録（ガイダンス） 依頼状・内諾書・その他関係書類配布・登録金納入
	5～9月	教育実習希望校訪問（訪問時期は各実習希望先によって異なる）
	10～12月	教育実習事前指導
	1月	教育実習誓約書・実習生の記録など配布 →記入して提出
実習年度	4月	教育実習事前事後指導（実習日誌配布）
	5月	教育実習費納入
	6月	実習終了後レポート提出
	7～9月	
	10月	
	11月	教育実習事後指導
	12月	教育職員免許状関係書類配布および提出（4年生）

③ 教育実習履修の前提条件（福祉）

教育実習を行う際、教職科目および教科専門科目に関する一定の単位を履修ないし修得できない場合、教育実習を許可しません。

	開講科目名	履修年次	履修前提条件
教科に関する専門的事項	現代社会と福祉	1年以上	単位修得済み
	社会福祉原論A	2年以上	単位修得済み
	高齢者福祉	1年以上	単位修得済み
	児童・家庭福祉	1年以上	単位修得済み
	障害者福祉	1年以上	単位修得済み
	ソーシャルワークの基盤と専門職	1年以上	単位修得済み
	介護概論Ⅰ（ケアワークの基礎）	2年以上	単位修得済み
	基礎介護技術	2年以上	単位修得済み
	介護実習の事前事後指導	3年以上	履修中
	介護実習	3年以上	履修中
	医学概論	2年以上	履修中
	こころとからだのしくみA（教員指定あり）	2年以上	履修中
	老年心理学Ⅰ	3年以上	履修中
	老年心理学Ⅱ	3年以上	履修中
	認知症の理解と支援Ⅰ	3年以上	履修中
	認知症の理解と支援Ⅱ	3年以上	履修中
	障害者の心理	1年以上	単位修得済み
基礎的理解に関する科目等	教職論B	1年以上	単位修得済み
	教育学概論B	1年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	教育心理学概論B	2年以上	
	教育社会学概論B	2年以上	いずれか2科目以上単位修得済み
	中等教育課程の意義と編成	2年以上	
	福祉科の指導法	2年以上	
	総合的な学習の時間の指導法B	2年以上	
	特別活動の指導法B	2年以上	
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）B	2年以上	
	生徒指導・進路指導論B	3年以上	履修中
	教育実習（中・高）の事前指導	3年以上	単位修得済み
	教育実習（中・高）の事前事後指導	4年	履修中
六六条の六	日本国憲法	1年以上	単位修得済み
	スポーツA	1年以上	
	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	いずれか1科目以上単位修得済み
	ドイツ語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	
	ハンゲル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	
	中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	単位修得済み
	情報処理実習	1年以上	

※教育実習履修登録（実習年度の4月）までに上記前提条件を満たす必要があります。

3) 介護実習

① 介護実習の意味

介護実習は、教育職員免許法の「教科に関する専門的事項」中の「社会福祉総合実習」に該当します。本学では、その内容を介護実習の事前・事後指導（1単位）、介護実習（2単位）に分けて行います。

介護実習は、学生が講義で学んだ知識・理論を福祉施設で行う2週間の実習体験を通して検証し、確認することにあります。ただし、施設には実習生を引き受けなければならない法的根拠はありません。ただ、人材の育成という善意のみで受け入れられています。そこには、クライアント（利用者）がおり、一人ひとりの個性・多様性を考慮し、彼らや施設の職員とコミュニケーションを図りつつ理解していかなければなりません。介護実習を希望する学生には十分な事前準備が求められます。

なお、介護実習に関する事務手続きは教育・教職センター教職課程支援室で行います。

② 介護実習の前提条件

介護実習を行うためには、「教科に関する専門的事項」を下記のように履修しておいてください。

	開講科目名	履修年次	履修前提条件
教科に関する専門的事項	現代社会と福祉	1年以上	単位修得済み
	社会福祉原論A	2年以上	単位修得済み
	高齢者福祉	1年以上	単位修得済み
	児童・家庭福祉	1年以上	単位修得済み
	障害者福祉	1年以上	単位修得済み
	ソーシャルワークの基盤と専門職	1年以上	単位修得済み
	介護概論Ⅰ（ケアワークの基礎）	2年以上	単位修得済み
	基礎介護技術	2年以上	単位修得済み
	介護実習の事前事後指導	3年以上	履修中
	介護実習	3年以上	履修中
	医学概論	2年以上	履修中
	こころとからだのしくみA（教員指定あり）	2年以上	履修中
	老年心理学Ⅰ	3年以上	履修中
	老年心理学Ⅱ	3年以上	履修中
	認知症の理解と支援Ⅰ	3年以上	履修中
	認知症の理解と支援Ⅱ	3年以上	履修中
	障害者の心理	1年以上	単位修得済み

介護実習までの流れ

※年度により日程は変動することがあります。詳細はUNIVERSAL PASSPORTでお知らせします。

実施時期		*1介護実習（福祉）
前年度 実習	10月	介護実習第1回登録ガイダンス
	11月	登録金納入
実習年度	4月	介護実習第2回登録ガイダンス（実習先、日程発表） 介護実習の事前指導
	5月	介護実習費納入 実習記録、手引き配布 介護実習開始
	6月	
	7～9月	
	10月	介護実習の事後指導

*1 介護実習（福祉）は、3年以上で行う。

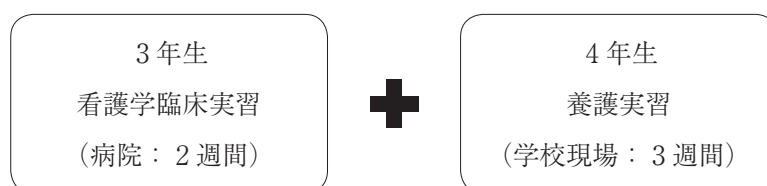
(2) 養護教諭一種免許状

① 養護教諭とは

学校の保健室を中心に、救急処置、健康診断や健康観察、保健指導などの活動を行う教育職のことをいいます。最近では身体健康面だけでなく、心のケアという点も重要視され、健康相談は職務の中で大きなウェイトを占めるようになりました。つまり、児童・生徒の心身の健康に直接関わるきわめて大事な仕事といえます。児童・生徒の命に関わる尊い仕事であることを理解して、免許状取得に向けて努力してください。

② 実習について

養護教諭一種免許状を取得するためには、病院で2週間の「看護学臨床実習」、学校現場で3週間の「養護実習」と2種類の実習を行わなければなりません。



③ 履修定員について

総合福祉学部福祉心理学科の各学年50名（選抜条件あり）

④ 選抜条件について

- (a) 総合福祉学部福祉心理学科に4年間在籍すること
- (b) 1年次に「学校保健」「養護概説」「疾病予防及び看護学」の3科目を必ず履修し、そのうち2科目は単位を修得する（成績評価「可」以上をとる）こと
上記3科目の合計点により上位50名*を選抜する。
*該当者は、今後の指導にいかすための個別面接を受けること
- (c) 指定期間内に、選抜の希望者登録*を完了すること
*詳細は1年次後期に実施するガイダンスで説明します。

養護教諭一種免許状に関する教育課程（福祉心理学科）

（別表20）

第一欄	養護及び教職に関する科目	免許法施行規則に定める科目区分	開講科目名	単 位			
				必修	選択	履修年次	履修方法
第二欄	養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	公衆衛生学	2		2年以上	必修41単位
			医学概論	2		2年以上	
		学校保健	学校保健	2		1年以上	
			養護概説	2		1年以上	
		養護概説	養護活動論	2		2年以上	
			健康相談活動(理論及び方法)	2		3年以上	
		健康相談活動の理論及び方法	健康相談	2		3年以上	
			栄養学(食品学を含む)	2		2年以上	
		解剖学及び生理学	解剖生理学	2		2年以上	
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	微生物学	4		2年以上	
			現代の精神保健の課題と支援I	2		2年以上	
		精神保健	現代の精神保健の課題と支援II	2		2年以上	
			精神医学と精神医療I	2		3年以上	
			精神医学と精神医療II	2		3年以上	
		看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	救急処置及び看護法	2		3年以上	
			看護学	4		2年以上	
			疾病予防及び看護学	2		1年以上	
			看護学臨床実習の事前事後指導	1		3年以上	
			看護学臨床実習	2		3年以上	
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論B	2		1年以上	必修12単位
			教職論B	2		1年以上	
		教育に関する社会的、制度的または経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学概論B	2		2年以上	
			教育心理学概論B	2		2年以上	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別支援教育の理解B	2		3年以上	
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	2		2年以上	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳の指導法B	2		2年以上	必修12単位
			総合的な学習の時間の指導法B	2		2年以上	
			特別活動の指導法B	2		2年以上	
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論(情報機器及び教材の活用を含む)B	2		2年以上	
			生徒指導の理論及び方法	2		3年以上	
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)/の理論及び方法	2		3年以上	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	養護実習の事前指導	1		3年以上	必修6単位
			養護実習の事前事後指導	1		4年	
			養護実習	4		4年	
		教職実践演習	教職実践演習(養護教諭)	2		4年	必修2単位
第六欄	大学が独自に設定する科目(※1)						

※1 第六欄「大学が独自に設定する科目」については、第二欄から第五欄までの単位を充当することで満たすことができます。

教育職員免許法66条の6に定める科目						
日本国憲法	日本国憲法	2		1年以上	必修8単位	
体育	スポーツA	2		1年以上		
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ(コミュニケーションを含む)		2	1年以上	いずれか1科目選択必修	
	ドイツ語Ⅰ(コミュニケーションを含む)		2	1年以上		
	ハングル講座Ⅰ(コミュニケーションを含む)		2	1年以上		
	中国語Ⅰ(コミュニケーションを含む)		2	1年以上		
情報機器の操作	情報処理実習	2		1年以上		

1) 看護学臨床実習

① 看護学臨床実習の意味

看護学臨床実習は、教育職員免許法の「養護に関する科目」中の「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」に該当します。

看護学臨床実習は、学生が講義で学んだ知識・理論を病院で行う2週間の実習を通して検証し、確認することにあります。ただし、病院には実習生を引き受けなければならない法的根拠および義務はなく、人材の育成という善意のみで受け入れてくださいます。そこには、患者がおり、一人ひとりの個性・多様性を考慮し、彼らや病院の職員とのコミュニケーションを図りつつ理解していかなければなりません。看護学臨床実習を希望する学生には十分な事前準備が求められます。

看護学臨床実習までの流れ

※年度により日程は変動することがあります。詳細はUNIVERSAL PASSPORTでお知らせします。

実施時期		*1看護学臨床実習（養護教諭）
実習前年度	6月	看護学臨床実習第1回登録ガイダンス
	7月	登録金納入
	9月	感染症抗体検査および予防接種説明会
	10～6月	感染症抗体検査および予防接種
実習年度	3月	看護学臨床実習第2回登録ガイダンス（実習先、日程発表）
	4月	看護学臨床実習の事前事後指導
	5月	看護学臨床実習費納入 実習記録、手引き配付
	6月	
	7～9月	看護学臨床実習
	10月	看護学臨床実習報告会
	11月	
	12月	

*1 看護学臨床実習は、基本的に3年次以上で行います。

② 看護学臨床実習履修の前提条件

看護学臨床実習を実施するには、「養護に関する科目」を下記のように履修してください。

	開講科目名	履修年次	履修前提条件
養護に関する科目	疾病予防及び看護学	1年以上	単位修得済み
	医学概論	2年以上	
	看護学	2年以上	
	解剖生理学	2年以上	
	栄養学（食品学を含む）	2年以上	単位修得済みもしくは履修中
	微生物学	2年以上	
	救急処置及び看護法	3年以上	
	精神医学と精神医療Ⅰ	3年以上	
	精神医学と精神医療Ⅱ	3年以上	

2) 養護実習

① 養護実習の意味

養護実習は、教育職員免許法の「教育実践に関する科目」として規定されています。

本学では、その内容を

- ・ 養護実習の事前指導（1単位：養護実習の前年度履修）
- ・ 養護実習の事前事後指導（1単位：養護実習の当年度履修）
- ・ 養護実習（4単位）

に分け、合計6単位の履修を課しています。

養護実習生は、実習校の校長および指導教諭の指導のもと、児童・生徒に対し直接養護活動を行うことになります。ただし、実習受け入れ先の学校には実習生を引き受けなければならない法的根拠および義務はなく、将来の学校教育を担う後輩の育成という善意だけで受け入れてくださいますので、養護実習を希望する学生には十分な事前準備が求められます。

② 実習へ向けての準備

養護実習は、小学校、中学校、高等学校のいずれかにて3週間行いますので、出身校または卒業生以外でも受け入れている学校を探し、各自交渉して内諾を得てください。実習校における実習生の受け入れの実態は大変厳しいものになってきています。卒業生であっても受け入れを制限する学校や、教員採用試験の受験を条件とする学校もあります。そのため、実習の前々年度1月に登録ガイダンスを行い、前年度には実習校から内諾を得ることになります。登録ガイダンスは第1回と第2回の全2回行われます。各回の登録を完了しないと、実習へ行くことができなくなりますので、必ず登録ガイダンスに出席してください。

ガイダンス等の学生に対する連絡は、UNIVERSAL PASSPORTにてお知らせします。見忘れ、見落とし等がないよう十分注意してください。

養護実習までの流れ

※年度により日程は変動することがあります。詳細はUNIVERSAL PASSPORTでお知らせします。

実施時期		養護実習の手続き内容
実習前々年度	1月	養護実習第1回登録（ガイダンス）
	4月	養護実習第2回登録（ガイダンス） 依頼状・内諾書・その他関係書類配付・登録金納入
実習前年度	5～9月	養護実習希望校訪問
	10～12月	養護実習事前指導
	1月	養護実習誓約書・実習生の記録など配付→記入して提出
	4月	養護実習事前事後指導
実習年度	5月	養護実習費納入・実習日誌配付
	6月	実習終了後レポート提出
	7～9月	↓
	10月	養護実習事後指導
	11月	↓
	12月	教育職員免許状関係書類配付および提出
		養護実習開始

③ 養護実習履修の前提条件

養護実習を行う際、教職科目及び専門科目に関する一定の単位を履修ないし修得できない場合、養護実習を許可しません。

	開講科目名	履修年次	履修前提条件
教養等科目	禅のころ（建学の精神・理念を含む）	1年以上	単位修得済み
	リエゾンゼミⅠ（基礎演習）	1年以上	
	日本国憲法	1年以上	
	スポーツA	1年以上	
	英語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	いずれか1科目単位修得済み
	ドイツ語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	
	ハングル講座Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	
	中国語Ⅰ（コミュニケーションを含む）	1年以上	単位修得済み
	情報処理実習	1年以上	
教職に関する科目	教職論B	1年以上	単位修得済み
	教育学概論B	1年以上	
	養護実習の事前指導	3年以上	履修中
	養護実習の事前事後指導	4年	
	教育課程の意義と編成	2年以上	単位修得済み ただし、履修中でも可
	道徳の指導法B	2年以上	
	総合的な学習の時間の指導法B	2年以上	
	生徒指導・進路指導論B	3年以上	
	教育心理学概論B	2年以上	
	教育社会学概論B	2年以上	
	教育方法論（情報機器及び教材の活用を含む）B	2年以上	
養護に関する科目	公衆衛生学	2年以上	単位修得済み
	救急処置及び看護法	3年以上	
	看護学臨床実習	3年以上	
	養護概説	1年以上	単位修得済み ただし、履修中でも可
	養護活動論	2年以上	
	健康相談活動（理論及び方法）	3年以上	
	健康相談	3年以上	
	学校保健	1年以上	

(3) 司書教諭の資格に関する科目

司書教諭とは、学校図書館で読書指導、図書や資料などの収集、整理、管理などの専門業務を行います。近年では活字離れが進む子どもたちに、本への興味をわかせる工夫や取り組みが求められています。

学校図書館法および学校図書館司書教諭講習規定に基づき、学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める科目に相当する授業科目を下記の通り設置しています。

司書教諭資格に関する科目

(別表29)

開講科目名	必修	履修年次	履修方法
学校経営と学校図書館	2	3年以上	5科目10単位必修
学校図書館メディアの構成	2	3年以上	
学習指導と学校図書館	2	3年以上	
読書と豊かな人間性	2	3年以上	
情報メディアの活用	2	3年以上	

司書教諭の資格を取得するためには、下記の条件を満たさなければなりません。

1. 小学校、中学校、高等学校または特別支援学校教諭の教育職員免許状を有する者（幼稚園、養護教諭は除く）又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上修得している者（教育職員免許状を有してからその効力が生じる）。
2. 学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める科目に相当する授業科目を修得すること。
3. 所定の学校図書館司書教諭講習修了手続きを行うこと。ただし、司書教諭の資格は、所持する教育職員免許状について効力を生じるため、必ず教育職員免許状を取得してください。

[資格取得について]

修了証書は、卒業してから1年後に文部科学省より授与されます。

授与されるためには卒業後申請手続きを行っていただく必要があります。詳細につきましては4年次の教員免許一括申請ガイダンス時にお知らせいたします。

心理学関連資格

福祉心理学科の場合、学科を卒業することで得られる任用資格（心理判定員、児童心理司）、関連する科目を履修し申請すれば得られる認定資格（認定心理士、福祉心理士、認定健康心理士）、必要な科目を取得すれば得られる受験資格（社会福祉士、精神保健福祉士）、必要な科目を修得すれば得られる資格（養護教諭など）、必要な科目を習得しかつ養成課程のある現場や養成課程のある大学院で所定の要件を満たした後に得られる受験資格（公認心理師）、および大学院修士課程を修了した後に得られる受験資格（臨床心理士など）等があります。

1. 心理判定員・児童心理司（任用資格）

心理判定は、公共の職場や精神科の病院などで、主に心理検査や面接を実施し診断や治療効果測定のための資料を提供する仕事です。具体的には、来談者（クライアント）について、知能検査、人格検査などを行ったり、さらに面接や行動観察を行ったりすることによって、判定会議などへの資料を提供することです。判定会議に出席して意見を述べるだけでなく、時には、医師や児童福祉司、ソーシャルワーカーなどとチームを組んで心理治療に当たることもあります。

このような心理判定をする者（心理判定員）が必要とされる主な職場には、児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、各種福祉施設などがあります。なお、児童相談所では平成17年度以降、従来の心理判定員の呼称を「児童心理司」と変更しています。

本学福祉心理学科を卒業することで、「学校教育法に基づく大学等で心理学を専修する科目を修めて卒業した者」という「心理判定員として任用される資格を備えた者」とみなされます（このことを「任用資格の取得」と一般に表現します）。そして上記施設にて採用されることにより初めて「心理判定員、児童心理司」と呼称して業務に携わることになります。なので、心理判定員任用資格取得を目指すというよりも、心理判定員・児童心理司を必要とする施設等で働くためにはどのような準備をすればいいか、どのような努力をすればいいのかを考えることが必要です。

2. 認定心理士（日本心理学会認定資格） 福祉心理学科 限定

（1）認定心理士

認定心理士は、日本心理学会が、心理学の専門家として仕事をするために必要な最小限度の標準的基礎学力と技能を習得していると認定した人に与える資格です。「福祉心理学科」にて学ぶことが「心理学全般」について基礎的な学習をしているという社会的な認知を得るには有効な資格となります。

認定心理士の資格は、社団法人日本心理学会認定心理士資格認定委員会に申請すれば得られますが、そのためには、決められた科目の単位をとっているという条件を満たさなければなりません（本学では、P.164の条件を満たし、総計36単位以上単位修得）。本学科のカリキュラムには必要単位がすべて含まれていますが、選択科目になっているものや本学の認定単位と認定心理士資格認定委員会の認定単位が異なる場合もあります。特に教育心理学概論Bの単位修得が必要です。「心理学統計法の基礎」は単位の修得を特に勧めます。詳しくは、日本心理学会のホームページを参照してください。また、科目の内容確認のためシラバスの提出を求められることがありますので、シラバスあるいはそのコピーを保管しておいてください。

○申請申込

「認定心理士申請書類」の送付申請書類の申込希望の方は、問い合わせ先のホームページから申請書類をダウンロードするか、郵送によって書類一式を入手し、必要事項を記入の上、審査料とともに認定委員会に送付します。また、webでの電子申請(<https://jpa.members-web.com/applications/>)も可能です。

○費用

審査料：11,000円

認定料：30,000円

○問い合わせ先

公益社団法人 日本心理学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷5-23-13 田中ビル内

TEL：03-3814-3953（代表） TEL：03-3814-3962（※認定心理士に関するお問合せ）

FAX：03-3814-3954

URL： <https://www.psych.or.jp/>

※単位認定基準や申請方法については、上記 URL を確認して下さい

認定心理士資格に関する科目（福祉心理学科のみ）

科目	領域	開講科目名	単位	履修年次	履修方法
基礎科目	A 心理学概論	心理学概論	2	1年以上	4 単位以上
		教育心理学概論B	2	2年以上	
	B 心理学研究法	心理学研究法	4	2年	B・C あわせて8 単位以上、最低 4 単位はC 領域の心理学実験・実習の単位
		心理統計学の基礎	2	2年以上	
		心理学統計法	2	2年以上	
		心理調査概論	2 (1)	2年以上	
	C 心理学実験	心理学実験	2	2年	
		心理検査法実習	2	3年	
選択科目	D 知覚心理学 学習心理学	知覚・認知心理学	2	1年以上	D・E・F・G・H の 5 領域のうち、3 領域で各 4 単位以上で、かつ 5 領域の小計が16単位以上履修修得のこと
		学習・言語心理学	2	2年以上	
		応用認知心理学	2	2年以上	
	E 教育心理学 発達心理学	教育心理学各論	2	2年以上	
		教育・学校心理学	2	2年以上	
		発達心理学	2	2年以上	
		発達心理学各論	2	2年以上	
		乳幼児心理学	2	2年以上	
		児童青年心理学	2	2年以上	
		老年心理学 I	2	2年以上	
	F 比較心理学・生理心理学	神経・生理心理学	2	2年以上	
	G 人格心理学・ 臨床心理学	感情・人格心理学	2	2年以上	
		臨床心理学概論	2	2年以上	
		臨床心理学各論	2	2年以上	
		現代の精神保健の課題と支援 I	2 (1)	2年以上	
		現代の精神保健の課題と支援 II	2 (1)	2年以上	
		精神医学と精神医療 I	2 (1)	3年以上	
		精神医学と精神医療 II	2 (1)	3年以上	
		精神疾患とその治療	2 (1)	3年以上	

選 択 科 目	G 人格心理学・臨床心理学	心理的アセスメントⅠ	2	2年以上	
		心理的アセスメントⅡ	2	3年以上	
		心理学的支援法Ⅰ	2	3年以上	
		心理学的支援法Ⅱ	2	3年以上	
		障害者・障害児心理学	2	2年以上	
		司法・犯罪心理学	2	2年以上	
		健康・医療心理学	2	2年以上	
		健康教育概論	2	2年以上	
		健康心理アセスメント概論	2	3年以上	
		健康心理カウンセリング概論	2	3年以上	
		健康心理カウンセリング実習	2	3年以上	
		福祉心理学	2	1年以上	
	H 社会心理学・産業心理学	社会集団家族心理学(社会集団心理学)	2	2年以上	
		社会集団家族心理学(家族心理学)	2	2年以上	
		社会・集団心理学各論	2	2年以上	
		産業・組織心理学	2	2年以上	
		人間関係論	2	2年以上	
そ の 他	心理学関連の科目 卒業論文	リエゾンゼミⅡ(心理学基礎演習)	2	2年以上	リエゾンゼミⅡ、リエゾンゼミⅢ、リエゾンゼミⅣ、卒業論文は、心理学関連科目を担当する教員の指導による心理学に関連したテーマであること
		リエゾンゼミⅢ(心理学演習Ⅰ)	2	3年以上	
		リエゾンゼミⅣ(心理学演習Ⅱ)	2	4年	
		心理学実践研究実習	2	3年以上	
		卒業論文	4	4年	

- * 「基礎科目」「選択科目」の単位に、「その他の科目」を履修修得の場合は「その他の科目」の単位を加えて総計36単位以上履修修得のこと。
- * 本学の認定単位では、「心理調査概論」「精神疾患とその治療」「現代の精神保健の課題と支援Ⅰ」「現代の精神保健の課題と支援Ⅱ」「精神医学と精神医療Ⅰ」「精神医学と精神医療Ⅱ」は2単位であるが、日本心理学会認定心理士資格認定委員会では副次科目としてそれぞれ1単位として認定する。
- * 「心理学実践研究実習」は、原則としてA～Hの複数領域に関わる心理学関連科目であること。

認定心理士 本学における履修方法

	領域	必要単位数	履修方法
基礎科目	A 心理学概論	4単位以上	「心理学概論」と「教育心理学B」の両方を必ず修得してください
	B 心理学研究法 C 心理学実験		必修である「心理学研究法」「心理学実験」「心理検査法実習」を修得すればOKです
選択科目	D 知覚心理学・学習心理学 E 教育心理学・発達心理学 F 比較心理学・生理心理学 G 人格心理学・臨床心理学 H 社会心理学・産業心理学	D・E・F・G・Hの5領域のうち、3領域で各4単位以上で、かつ5領域の小計が16単位以上履修修得のこと	①D・E・F・G・Hの5領域のうち、どの領域でもいいので3領域でそれぞれ4単位以上修得してください。 ②①での3領域での単位数に、さらに残りの2領域の単位数を加えて、D・E・F・G・Hの5領域でとった単位数が16単位を超えるようにしてください。 * 本学における単位数と資格認定で認められる単位数が異なる科目があるので気を付けてください。
その他	心理学関連の科目、卒業論文		AからHまでの8領域の単位数の合計が36単位を超えている場合は、その他の科目の単位は不要です。 36単位を下回る場合は、その他の科目の単位を足して36単位を超えるようにしてください。

認定心理士資格に関する科目の学年配当：本学での分類に基づいて

	1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
専門基礎科目	心理学概論	2	心理学実験	2	心理検査法実習	2		
	福祉心理学	2	心理学研究法	4				
	知覚・認知心理学	2	心理統計学の基礎	2				
			教育心理学概論 B	2				
			学習・言語心理学	2				
			発達心理学	2				
			感情・人格心理学	2				
			臨床心理学概論	2				
			社会・集団・家族心理学 (社会・集団心理学)	2				
専門基幹科目 L・C群			リエゾンゼミⅡ (心理学基礎演習)	2	リエゾンゼミⅢ (心理学演習Ⅰ)	2	リエゾンゼミⅣ (心理学演習Ⅱ)	2
							卒業論文	4
専門基幹科目 A 群			心理学統計法	2	心理的アセスメントⅡ	2		
			心理調査概論	2(1)				
			心理的アセスメントⅠ	2				
			応用認知心理学	2				
			教育心理学各論	2				
			教育・学校心理学	2				
			発達心理学各論	2				
			乳幼児心理学	2				
			児童青年心理学	2				
			老年心理学Ⅰ	2				
			神経・生理心理学	2				
			臨床心理学各論	2				
			現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2(1)				
			現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2(1)				
			障害者・障害児心理学	2				
			司法・犯罪心理学	2				
			健康・医療心理学	2				
			健康教育概論	2				
			社会・集団・家族心理学 (家族心理学)	2				
			社会・集団心理学各論	2				

			人間関係論	2				
専門発展科目 A群					精神医学と精神医療Ⅰ	2 (1)		
					精神医学と精神医療Ⅱ	2 (1)		
					心理学的支援法Ⅰ	2		
					心理学的支援法Ⅱ	2		
					精神疾患とその治療	2 (1)		
					健康心理アセスメント概論	2		
					健康心理カウンセリング概論	2		
					健康心理カウンセリング実習	2		
					心理学実践研究実習	2		

認定心理士資格に関する科目の学年配当：資格が定める科目枠に基づいて

	領 域	1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
基礎科目	A 心理学概論	心理学概論	2	教育心理学概論 B	2				
	B 心理学研究法			心理学研究法	4				
				心理統計学の基礎	2				
				心理学統計法	2				
				心理調査概論	2(1)				
	C 心理学実験			心理学実験	2	心理検査法実習	2		
選択科目	D 知覚心理学 学習心理学	知覚・認知心理学	2	学習・言語心理学	2				
				応用認知心理学	2				
	E 教育心理学 発達心理学			教育心理学各論	2				
				教育・学校心理学	2				
				発達心理学	2				
				発達心理学各論	2				
				乳幼児心理学	2				
				児童青年心理学	2				
				老年心理学Ⅰ	2				
	F 比較心理学・ 生理心理学			神経・生理心理学	2				
	G 人格心理学 臨床心理学	福祉心理学	2	感情・人格心理学	2	精神医学と精神医療Ⅰ	2 (1)		
				心理的アセスメントⅠ	2	精神医学と精神医療Ⅱ	2 (1)		
				臨床心理学概論	2	心理的アセスメントⅡ	2		
				臨床心理学各論	2	心理学的支援法Ⅰ	2		
				現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2(1)	心理学的支援法Ⅱ	2		
				現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2(1)	精神疾患とその治療	2 (1)		
				障害者・障害児心理学	2	健康心理カウンセリング概論	2		
				司法・犯罪心理学	2	健康心理アセスメント概論	2		
				健康・医療心理学	2	健康心理カウンセリング実習	2		
				健康教育概論	2				
	H 社会心理学 産業心理学			社会・集団・家族心理学 (社会・集団心理学)	2				
				社会・集団・家族心理学 (家族心理学)	2				
				社会・集団心理学各論	2				
				産業・組織心理学	2				
				人間関係論	2				
心理学関連の科目 卒業論文	心理学関連の科目					心理学実践研究実習	2	卒業論文	4
	卒業論文			リエゾンゼミⅡ (心理学基礎演習)	2	リエゾンゼミⅢ (心理学演習Ⅰ)	2	リエゾンゼミⅣ (心理学演習Ⅱ)	2

(2) 認定心理士（心理調査）

認定心理士（心理調査）とは、認定心理士のなかでも、特に心理調査に必要な知識・技能に関する内容を習得していると認定された人に与えられる資格です。実験、アンケート、面接（インタビュー）、観察（フィールドワーク）等の手法を用いて、人の嗜好や態度といった心的な側面について調査を行い、得られた結果を分析、考察できる能力を有していることを認定する資格です。

この資格を取得するためには、「1）認定心理士」の資格取得条件を満たし、さらに、心理調査の「概論」、「統計」、「実践」の3つの領域からなる科目の単位を修得する必要があります（別表 参照）。

○申請申込

webでの電子申請システム（<https://jpa.members-web.com/applications/>）より申請を行います。

○費用

審査料：15,000円

認定料：35,000円

○問い合わせ先

公益社団法人 日本心理学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷5-23-13 田中ビル内

TEL: 03-3814-3953 FAX: 03-3814-3954

URL: <https://www.psych.or.jp/>

※単位認定基準や申請方法については、上記 URL を確認して下さい。

注）本資格は、大学が公益財団法人日本心理学会にカリキュラム認定の申請を行い、認められた場合に、個人での申請が可能になります。

認定心理士（心理調査）資格に関する科目（福祉心理学科のみ）

領域	開講科目名	単位	履修年次	履修方法
Ⅰ 概論	心理調査概論	2	2年以上	2 単位以上
	心理学研究法	4(2)	2年以上	
Ⅱ 統計	心理統計学の基礎	2	2年以上	2 単位以上
	心理学統計法	2	2年以上	
Ⅲ 実践	心理学実践研究実習	2	3年以上	6 単位以上 (卒業研究も 4 単位まで認める)
	卒業論文	4	4年	

認定心理士（心理調査）資格に関する科目の学年配当：本学での分類に基づいて

	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
専門基礎科目	心理統計学の基礎	2				
	心理学研究法	4(2)				
専門基幹科目 L・C 群					卒業論文	4
専門基幹科目 A 群	心理学統計法	2				
	心理調査概論	2				
専門発展科目 A 群			心理学実践研究実習	2		

認定心理士（心理調査）資格に関する科目の学年配当：資格が定める科目枠に基づいて

	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
Ⅰ 概論	心理調査概論	2				
	心理学研究法	4(2)				
Ⅱ 統計	心理学統計法の基礎	2				
	心理学統計法	2				
Ⅲ 実践			心理学実践研究実習	2	卒業論文	4

3. 認定健康心理士（日本健康心理学会認定資格） 福祉心理学科のみ

認定健康心理士は、日本健康心理学会が「健康心理学を通して国民の健康の向上に貢献し、健康心理学の研究と実践の進歩と発展に資するとともに、健康心理学の専門家の養成をはかるため」に、「健康心理学について一定の学識と技能を有する者」に対して認定を行う資格です（「 」内は「認定健康心理士資格認定の手引き」より引用）。

認定健康心理士は主として健常者の健康増進、病者や障害者などの健康の回復と促進を支援するために活動することを主眼としています。健康の維持・増進のために健康心理学の立場から研究を行い、人々の生活習慣や行動の変容と改善をはかるための援助を行います。この資格の上級資格として、専門健康心理士、指導健康心理士があります。

この資格を取得するためには、以下の資格申請条件を満たす必要があります。

条件：4年制大学の卒業生およびそれに準じる者で、以下のいずれかの条件を満たす者であること。

イ. 本学会が健康心理学修得の基準として示している大学学部のカリキュラムを含んだ健康心理学科等を卒業した者は、別に定める資格認定委員会（以下、資格認定委員会）実施の書面による資格審査に合格すること。

ロ. イ. に該当しない心理学関連学科等を卒業した者は、資格認定委員会が認定するカリキュラムを履修したことを証明する書類を提出し、書面による資格審査に合格すること。

本学はイ. に該当します。表に示す科目を条件通りに履修してください。なお資格を取得するためには、このほかに資格審査合格後に「日本認定健康心理士会」への入会も必要となります。

日本健康心理学会認定健康心理士資格に関する科目（福祉心理学科のみ）

	領域	開講科目名	単位	履修年次	履修方法
健康心理学基礎科目	A 領域	心理学概論	2	1年以上	A、B領域は必修とし、C、D、E領域から2領域を選び各1科目合計8単位以上修得すること 本学：必修である「心理学概論」「心理学研究法」に加え、C・D・E領域のうち2つの領域から1科目を必ず修得してください。
	B 領域	心理学研究法	4	2年	
	C 領域	発達心理学	2	2年以上	
		教育心理学概論B	2	2年以上	
	D 領域	学習・言語心理学	2	2年以上	
		臨床心理学概論	2	2年以上	
	E 領域	感情・人格心理学	2	2年以上	
		社会集団家族心理学(社会集団心理学)	2	2年以上	
専門必修科目		産業・組織心理学	2	2年以上	FからJの5領域すべて1科目以上、合計10単位以上を修得すること 本学：表に示された5科目をすべて修得してください。
	F 領域	健康・医療心理学	2	2年以上	
	G 領域	健康教育概論	2	2年以上	
	H 領域	健康心理アセスメント概論	2	3年以上	
	I 領域	健康心理カウンセリング概論	2	3年以上	
関連選択科目	J 領域	健康心理カウンセリング実習	2	3年以上	1科目2単位以上修得のこと 本学：表に示された科目から1科目以上を修得してください。
	健康心理学	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	2年以上	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	2年以上	
		精神医学と精神医療Ⅰ	2	3年以上	
		精神医学と精神医療Ⅱ	2	3年以上	
		精神疾患とその治療	2	3年以上	
		疾病予防及び看護学	2	1年以上	
		解剖生理学	2	2年以上	
		看護学	4	2年以上	
		医学概論	2	2年以上	

健康心理学 関連選択科目	公衆衛生学	2	2年以上
	社会保障論Ⅰ	2	3年以上
	社会保障論Ⅱ	2	3年以上

健康心理士資格に関する科目の学年配当：本学での分類に基づいて

	領域	1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
専門基礎科目	A 群	心理学概論	2	心理学研究法	4				
				臨床心理学概論	2				
				感情・人格心理学	2				
				社会・集団・家族心理学(社会・集団心理学)	2				
				発達心理学	2				
				教育心理学概論B	2				
専門基幹科目	A 群			産業・組織心理学	2				
				健康・医療心理学	2				
				健康教育概論	2				
				現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2				
				現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2				
	B 群	疾病予防及び看護学	2	解剖生理学	2				
				看護学	4				
				医学概論	2				
				公衆衛生学	2				
	C 群					社会保障論Ⅰ	2		
						社会保障論Ⅱ	2		
専門発展科目	A 群					精神医学と精神医療Ⅰ	2		
						精神医学と精神医療Ⅱ	2		
						精神疾患とその治療	2		
						健康心理アセスメント概論	2		
						健康心理カウンセリング概論	2		
						健康心理カウンセリング実習	2		

健康心理士資格に関する科目の学年配当：資格が定める科目枠に基づいて

		1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
健康心理学 基礎科目	A 領域	心理学概論	2						
	B 領域			心理学研究法	4				
	C 領域			発達心理学	2	学習・言語心理学	2		
				教育心理学概論 B	2				
	D 領域			感情・人格心理学	2				
				臨床心理学概論	2				
健康心理学 専門必修 科目	E 領域			社会・集団・家族心理学(社会・集団心理学)	2				
				産業・組織心理学	2				
	F 領域			健康・医療心理学	2				
	G 領域			健康教育概論	2				
	H 領域					健康心理カウンセリング概論	2		
健康心理学 関連選択 科目	I 領域					健康心理アセスメント概論	2		
	J 領域					健康心理カウンセリング実習	2		
		疾病予防及び看護学	2	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	社会保障論Ⅰ	2		
				現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	社会保障論Ⅱ	2		
				解剖生理学	2	精神医学と精神医療Ⅰ	2		
				看護学	4	精神医学と精神医療Ⅱ	2		
				医学概論	2	精神疾患とその治療	2		
				公衆衛生学	2				

4. 福祉心理士（日本福祉心理学会認定資格）

○目的

社会には様々な職業領域があり、そこに心理学の知見と技術が求められることになります。そのひとつに福祉の領域があります。どの領域でも、それぞれの領域に固有の問題が存在し、専門の人材が求められてきたように、福祉の領域でも当然のこととして、心理的な問題を担当する専門家としての人材が求められることになります。わが国の福祉心理学の発展に寄与し、福祉心理の業務に従事するものの専門性の向上に」資するため、「福祉心理士」の資格ができました。詳細については、日本福祉心理学会のホームページを参照ください。

○資格認定

「福祉心理士」資格認定委員会を日本福祉心理学会に置き、認定業務を行っています。

○手続き

審査書類と審査料を添えて、資格認定委員会に提出し、合格し認定料を収めたものを、「福祉心理士」として認定することになります。さらに、「福祉心理士」の認定を受けたものは、認定証の交付を受けてから5年ごとに、資格更新のための審査を受けなければならないことになっています。

○費用

審査料：20,000円

認定料：10,000円

○申請の条件と類型

申請に当たっては、日本福祉心理学会の正会員あるいは学生会員であることが基本条件になります。申請には4つの類型があり、本学で指定科目を履修して申請する場合はA類型になります。

【A類型】

学校教育法に定められた大学、大学院で表に定めた指定科目を履修し、合計32単位以上を修得し、卒業または修了したもの。ただし、指定科目に未履修のものがある場合、大学・大学院等の科目履修生として単位を修得したもの、あるいは日本福祉心理学会が実施する所定の学習を終了して単位を修得したもの。

なお、福祉心理学科等の学部在学者で、3年次以降、定められた指定科目を合計32単位以上を修得しているものは資格申請をすることができます。資格認定の結果、認定されたものは卒業までの期間、仮認定とします。卒業時、卒業証明書が提出されると認定となります。

日本福祉心理学会認定福祉心理士資格に関する科目

領域	指定科目名	開講科目名	単位	履修年次	履修方法
基礎科目	心理学	心理学概論	2	1年以上	2科目について、各2単位以上を修得のこと 福祉心理学科：必修である「心理学概論」と「福祉心理学」を修得してください。
	福祉心理学	福祉心理学	2	1年以上	
	社会福祉学	社会福祉原論A	2	2年以上	
		社会福祉原論B	2	2年以上	
心理学関係科目	臨床心理学	臨床心理学概論	2	2年以上	4科目8単位を含み、合計12単位以上を修得のこと 福祉心理学科：必修である「心理検査法実習」に加えて3科目以上を履修して計12単位以上を修得してください。
		臨床心理学各論	2	2年以上	
	心理査定法	心理検査法実習	2	3年以上	
		心理的アセスメントⅠ	2	2年以上	
	心理療法	心理的アセスメントⅡ	2	3年以上	
		心理学的支援法Ⅰ	2	3年以上	
	発達心理	心理学的支援法Ⅱ	2	3年以上	
		発達心理学	2	2年以上	
	児童心理	発達心理学各論	2	2年以上	
		児童青年心理学	2	2年以上	
	障害者の心理	障害者・障害児心理学	2	2年以上	
	高齢者の心理	老年心理学Ⅰ	2	2年以上	
		老年心理学Ⅱ	2	2年以上	
社会福祉学関係科目		精神保健福祉の原理Ⅰ	2	2年以上	「ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ・Ⅱ」の2科目4単位を含み、合計12単位以上を修得のこと。
		精神保健福祉の原理Ⅱ	2	2年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ	2	3年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ	2	3年以上	
		児童・家庭福祉	2	1年以上	
		高齢者福祉	2	1年以上	
		障害者福祉	2	1年以上	
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	1年以上	
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	1年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2	3年以上	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2	3年以上	
		地域福祉と包括的支援体制A	2	2年以上	
		地域福祉と包括的支援体制B	2	2年以上	
医療・保健関係科目	精神医学	精神医学と精神医療Ⅰ	2	3年以上	本学：基礎科目、心理学関係科目、社会福祉学関係科目、医療保健関係科目のすべての単位数を合計して32単位を超えるようにしてください。
		精神医学と精神医療Ⅱ	2	3年以上	
		精神疾患とその治療	2	3年以上	
	神経内科学				
	リハビリテーション論	リハビリテーション論	2	1年以上	
		精神障害リハビリテーション論	2	2年以上	
	精神保健	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	2年以上	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	2年以上	

*必要合計単位は32単位である。

*心理学関係科目のうち2科目4単位、及び社会福祉関係科目のうち2科目4単位の計4科目8単位については、医療・保健関係科目（精神医学、リハビリテーション学、精神保健）を持って代替できる。

*科目名は大学ごとに異なることがあるので、指定科目及び必修指定科目に内容が該当していると考えられる場合には授業内容を示すシラバスを必ず同封すること。

*社会福祉学関連科目の開設科目は主な科目を挙げている。

福祉心理士資格に関する科目の学年配当：福祉心理学科での分類に基づいて

	領域	1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
専門基礎科目	A 群	心理学概論	2	発達心理学	2	心理検査法実習			
		福祉心理学	2	臨床心理学概論	2		2		
専門基幹科目	A 群			児童青年心理学	2	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2		
				老年心理学Ⅰ	2	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2		
				心理的アセスメントⅠ	2	心理的アセスメントⅡ			
				障害者・障害児心理学	2				
	C 群	児童・家庭福祉	2	社会福祉原論A	2				
		高齢者福祉	2	社会福祉原論B	2				
		障害者福祉	2						
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2						
専門発展科目	A 群	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2						
				発達心理学各論	2	精神医学と精神医療Ⅰ	2		
				臨床心理学各論	2	精神医学と精神医療Ⅱ	2		
						心理学的支援法Ⅰ	2		
						心理学的支援法Ⅱ	2		
						精神疾患とその治療	2		
	C 群			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2		
				ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2		
				地域福祉と包括的支援体制A	2	ソーシャルワークの理論と方法(精神)Ⅰ	2		
				地域福祉と包括的支援体制B	2	ソーシャルワークの理論と方法(精神)Ⅱ	2		
				精神保健福祉の原理Ⅰ	2				
				精神保健福祉の原理Ⅱ	2				
				精神障害リハビリテーション論	2				
関連科目		リハビリテーション論	2	知的障害者福祉論	2				

福祉心理士資格に関する科目の学年配当：資格が定める科目枠に基づいて

	指定科目名	1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
基礎科目	心理学	心理学概論	2						
	福祉心理学	福祉心理学	2						
	社会福祉学			社会福祉原論A	2				
心理学関係科目				社会福祉原論B	2				
	臨床心理学			臨床心理学概論	2				
	心理査定法			心理的アセスメントⅠ	2	心理的アセスメントⅡ	2		
				臨床心理学各論	2	心理検査法実習	2		
	心理療法					心理学的支援法Ⅰ	2		
						心理学的支援法Ⅱ	2		
	発達心理			発達心理学	2				
				発達心理学各論	2				
	児童心理			児童青年心理学	2				
	障害者の心理			障害者・障害児心理学	2				
社会福祉学関係科目	高齢者の心理			老年心理学Ⅰ	2				
	精神保健福祉援助技術	児童・家庭福祉	2	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門Ⅰ)	2		
		高齢者福祉	2	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門Ⅱ)	2		
		障害者福祉	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2				
		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2				
		ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2	地域福祉と包括的支援体制A	2				
医療・保険関係科目	精神医学			地域福祉と包括的支援体制B	2				
				知的障害者福祉論	2				
	精神内科学					精神医学と精神医療Ⅰ	2		
						精神医学と精神医療Ⅱ	2		
	リハビリテーション論	リハビリテーション論	2	精神障害リハビリテーション論	2				
	精神保健			現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2				
				現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2				

5. 公認心理師（国家資格） 福祉心理学科のみ

公認心理師は、保健医療や福祉、教育、産業や司法矯正など、社会の様々な場面で心理学に関する専門知識と専門技能を使い、国民の心の健康の保持増進を図ることを目的として作られた資格です。2015年に公認心理師法が制定されたことにより生まれました。心理的支援を必要としている者に対して、その人の心理状態を捉え分析し、必要な相談、助言、指導といった心理学的援助を本人や関係者に行い、心の健康に関する知識の普及を行うことを使命としています。高い専門性が求められる資格であり、国家試験を受験するまでの過程でも、そして資格を取得した後も、継続的な自己研鑽が求められる資格です。

公認心理師国家試験を受験するためには、学部において開講している「養成に必要な所定の科目」（別表参照）を修めて卒業し、かつ、養成課程のある大学院や養成プログラムを持っている実務機関で、国により定められている所定の研鑽を積む必要があります。学部だけでは公認心理師国家試験を受験することはできません。

養成に必要な所定の科目の中には、この定員に限定して開講される科目と、定員に限らず受講できる科目があります。

【公認心理師に関連する演習や講義】

1) 心理演習 ※3年次履修

心理学的援助に関する総合的な学びを行い、心理実習において有意義な学習を行うための基礎を作ります。

2) 心理的アセスメントⅠ・Ⅱ ※2年次及び3年次に履修

対象者の特性を心理学的な面接や検査などを通して理解し、他者に報告する力を養います。

3) 心理学的支援法Ⅱ ※3年次履修

対象者との関係の構築からはじまり、心理学的援助の方法について、代表的な心理療法やカウンセリングの技法などを、実技も交えつつ学習・体得します。

1) から3) の演習と講義を受講するためには、福祉心理学科に所属し公認心理師養成のための選抜試験を合格する必要があります。

4) 心理実習 ※4年次履修

公認心理師が関わる可能性の大きい種々の現場における心理学的援助の実態や業務の内容を知ることを目的としています。80時間以上の実習経験が求められています。この実習を受講するためには、福祉心理学科に所属し公認心理師養成のための選抜試験を合格し、「心理演習」「心理的アセスメントⅠ・Ⅱ」「心理学的支援法Ⅰ・Ⅱ」、その他次ページの表に示されている各科目を履修済みもしくは履修中である必要があります。

【定員】専門領域に特化した知識や技術を取得する必要性から各学年30名の定員制です。

【選抜試験】1年次後期試験終了後（1～3月予定）に試験を実施します。

※選抜の詳細は所定の時期に開催するガイダンスで説明します。公認心理師国家試験を受験しようとする者はガイダンスには必ず参加してください。

【選抜試験を受ける前提条件】

(a) 総合福祉学部福祉心理学科に所属している

(b) 以下の3科目を「優」以上（80点以上）の成績で修めていること

①「心理学概論」 ②「知覚・認知心理学」 ③「福祉心理学」

(c) ガイダンスに参加している。

【公認心理師国家試験を受験するために学部で必要なこと】

(a) 次ページで示される「公認心理師に関する科目」を全て修めている。

(b) 総合福祉学部福祉心理学科を卒業している。

※国家試験を受験する為には、上記要件に加えて所定の大学院や実務機関での研鑽が必要です。

また、「心理演習」「心理実習」を受講する際は、別途演習・実習費が必要になります。

心理演習 ￥10,000- 心理実習 ￥50,000-

公認心理師に関する科目（福祉心理学科のみ）

（別表34）

領域	科目	開講科目名	単位	履修年次	履修方法
公認心理師となるために必要な法規定科目	1. 公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	2年以上	必修58単位 ※実習80時間以上
	2. 心理学概論	心理学概論	2	1年以上	
	3. 臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	2年以上	
	4. 心理学研究法	心理学研究法	4	2年	
	5. 心理学統計法	心理学統計法	2	2年以上	
	6. 心理学実験	心理学実験	2	2年	
	7. 知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	1年以上	
	8. 学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	2年以上	
	9. 感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	2年以上	
	10. 神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	2年以上	
	11. 社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学（社会・集団心理学）	2	2年以上	
		社会・集団・家族心理学（家族心理学）	2	2年以上	
	12. 発達心理学	発達心理学	2	2年以上	
	13. 障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	2年以上	
	14. 心理的アセスメント	心理的アセスメントⅠ	2	2年以上	
		心理的アセスメントⅡ	2	3年以上	
	15. 心理学的支援法	心理学的支援法Ⅰ	2	3年以上	
		心理学的支援法Ⅱ	2	3年以上	
	16. 健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	2年以上	
	17. 福祉心理学	福祉心理学	2	1年以上	
	18. 教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	2年以上	
	19. 司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	2年以上	
	20. 産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	2年以上	
	21. 人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	2年以上	
	22. 精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	2	3年以上	
	23. 関係行政論	関係行政論	2	2年以上	
	24. 心理演習	心理演習	2	3年以上	
	25. 心理実習	心理実習	2	4年	
本学指定科目		心理学実践研究実習	2	3年以上	必修6単位
		卒業論文	4	4年	

（1）福祉心理学科における公認心理師の養成定員は、各学年30名とする。

（2）養成定員を設定する科目は、心理的アセスメントⅠ及びⅡ、心理学的支援法Ⅱ、心理演習、心理実習の5科目とする。

公認心理師資格に関する科目の学年配当：本学での分類に基づいて

	領域	1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位	4年次	単位
専門基礎科目		心理学概論	2	心理学実験	2				
		福祉心理学	2	心理学研究法	4				
		知覚・認知心理学	2	発達心理学	2				
				臨床心理学概論	2				
				社会・集団・家族心理学（社会・集団心理学）	2				
				感情・人格心理学	2				
				学習・言語心理学	2				
専門基幹科目	L群							卒業論文	4

	領域	1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
専門基幹科目	A 群			健康・医療心理学	2	心理的アセスメントⅡ	2		
				心理学統計法	2				
				社会・集団・家族心理学(家族心理学)	2				
				司法・犯罪心理学	2				
				産業・組織心理学	2				
				心理的アセスメントⅠ	2				
				公認心理師の職責	2				
				神経・生理心理学	2				
				障害者・障害児心理学	2				
				教育・学校心理学	2				
専門発展科目	A 群			人体の構造と機能及び疾病	2	心理学実践研究実習	2	心理実習	2
				関係行政論	2	精神疾患とその治療	2		
						心理学的支援法Ⅰ	2		
						心理学的支援法Ⅱ	2		
						心理演習	2		

公認心理師資格に関する科目の学年配当：資格が定める科目枠に基づいて

領域	科目	1 年次	単位	2 年次	単位	3 年次	単位	4 年次	単位
公認心理師となるために必要な法規定科目	1. 公認心理師の職責			公認心理師の職責	2				
	2. 心理学概論	心理学概論	2						
	3. 臨床心理学概論			臨床心理学概論	2				
	4. 心理学研究法			心理学研究法	4				
	5. 心理学統計法			心理学統計法	2				
	6. 心理学実験			心理学実験	2				
	7. 知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2						
	8. 学習・言語心理学			学習・言語心理学	2				
	9. 感情・人格心理学			感情・人格心理学	2				
	10. 神経・生理心理学			神経・生理心理学	2				
	11. 社会・集団・家族心理学			社会・集団・家族心理学(社会・集団心理学)	2				
				社会・集団・家族心理学(家族心理学)	2				
	12. 発達心理学			発達心理学	2				
	13. 障害者・障害児心理学			障害者・障害児心理学	2				
	14. 心理的アセスメント			心理的アセスメントⅠ	2	心理的アセスメントⅡ	2		
	15. 心理学的支援法					心理学的支援法Ⅰ	2		
						心理学的支援法Ⅱ	2		
	16. 健康・医療心理学			健康・医療心理学	2				
	17. 福祉心理学	福祉心理学	2						
	18. 教育・学校心理学			教育・学校心理学	2				
	19. 司法・犯罪心理学			司法・犯罪心理学	2				
	20. 産業・組織心理学			産業・組織心理学	2				
	21. 人体の構造と機能及び疾病			人体の構造と機能及び疾病	2				
	22. 精神疾患とその治療					精神疾患とその治療	2		
	23. 関係行政論			関係行政論	2				
	24. 心理演習					心理演習	2		
	25. 心理実習							心理実習	2
本学指定科目						心理学実践研究実習	2		
								卒業論文	4

6. 心理学検定 特1級・1級・2級

心理学検定は、大学卒業レベルの心理学の基礎知識・能力の客観的到達度を認定するものです。一般社団法人日本心理学諸学会連合が運営しています。

○目的

「5年間で全10科目のうち何科目合格できたか」という累積で級を認定します。以下に示す条件を満たした時点で級が認定されます。更新の必要はなく、一生の資格として持つことができます。また、履歴書に書くことができます。

特1級 A領域の5科目、B領域の5科目の10科目すべてに合格（申請が必要）

1級 A領域の4科目を含む合計6科目に合格

2級 A領域の2科目を含む合計3科目に合格

※日本心理学会発行の認定心理士を取得された方は、A領域3科目の合格科目をお持ちであれば、心理学検定1級合格証を取得できます（申請料3,000円）。

※受験対策として、科目に該当する本学の授業科目を履修することをお勧めします。

○科目（A領域5科目・B領域5科目）

A領域：原理・研究法・歴史／学習・認知・知覚／発達・教育／社会・感情・性格／臨床・障害

B領域：神経・生理／統計・測定・評価／産業・組織／健康・福祉／犯罪・非行

○試験

申込受付期間は、5月中旬～6月中旬です。WEB申込と郵送申込があります。試験は、8月後半の日曜日に行われます。仙台は受験地です。試験の問題は、すべて4肢選択問題で、各科目から20問が出題されます。試験時間は、1科目あたり20分です。受験希望科目数は、3科目、6科目、8科目の3段階です。

○受検料

受検料は、3科目申込者6,600円（税込）、6科目申込者8,800円（税込）、8科目申込者11,000円（税込）です（2020年3月時点）。

○問い合わせ先

一般社団法人 日本心理学諸学会連合 検定局

〒113-0033 東京都文京区本郷5-26-5 扇屋ビル901号室

FAX: 03-3830-0303 / e-Mail: info@jupaken.jp URL: www.jupaken.jp/preface/index.html

※心理学検定のメリットや勉強法、受験申込等については、上記 URL を確認してください。

心理学検定の科目に該当する本学の授業科目の例

心理学検定の科目	対応する本学の授業科目
原理・研究法・歴史	心理学概論、心理学研究法、心理学実験
学習・認知・知覚	学習・言語心理学、知覚・認知心理学
発達・教育	発達心理学、教育・学校心理学、教育心理学概論 B
社会・感情・性格	社会・集団・家族心理学（社会・集団心理学）、感情・人格心理学
臨床・障害	臨床心理学概論、障害者・障害児心理学、心理学的支援法Ⅰ、カウンセリング
神経・生理	神経・生理心理学
統計・測定・評価	心理統計学の基礎、心理学統計法、心理的アセスメントⅠ、心理検査法実習、心理調査概論
産業・組織	産業・組織心理学
健康・福祉	健康・医療心理学、福祉心理学
犯罪・非行	司法・犯罪心理学

7. その他

社会福祉士（国家資格）

この受験資格の希望者は、P.127～ 社会福祉士国家試験受験資格の項を参照してください。

精神保健福祉士（国家資格）

福祉心理学科の学生には、この受験資格を得ようとする者も少なくありませんが、希望者は、P.131～ 精神保健福祉士国家試験受験資格の項を参照してください。

養護教諭一種免許状

この資格の希望者は、P.157～ 教員資格の項を参照してください。

臨床心理士（協会認定資格）

「臨床心理士」とは、臨床心理学など心理学の知識や諸技法を生かして、心の問題にかかわる「こころの専門家」のことです。仕事の内容には、主に、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助、およびそれらの研究調査等があります。

臨床心理士の資格は、指定大学院修士課程において「臨床心理学」を専攻した後、「臨床心理士資格認定協会」の資格審査に合格すれば得られます。本学大学院修士課程「福祉心理学専攻」中の「臨床心理学分野」は、資格認定協会から指定されたコースですから、この分野を修了すれば受験資格が得られることになります。

福祉心理学科には、将来スクールカウンセラーを目指す学生も多くいます。文部科学省の規定では「臨床心理士」の資格を持っていることが基礎条件になっているので、スクールカウンセラーを目指す学生はまずは指定大学院に進学することが必要です。

また、本学科の卒業生には、進学後、臨床心理士の資格を取って、精神病院や神経科クリニックなどのカウンセラー（サイコセラピスト、臨床心理技術者、心理相談員などの呼び方もある）として活躍している人が数多くいます。病院等のカウンセラーを目指すにも、まずは指定大学院に進学することがますます求められているのが現状です。

臨床発達心理士（学会連合認定資格）

臨床発達心理士は、日本発達心理学会、日本教育心理学会、日本コミュニケーション障害学会の3学会によって運営されている「一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構」を認定団体とした、発達の臨床に携わる幅広い専門家に開かれた資格です。「発達をめぐる問題を査定したうえでの具体的な支援」「子どもから大人まで生涯にわたる支援」「家族・地域への広がりをもった支援」「子育て、気になる子ども、障害、社会適応などの問題への対応」などに専門性を有し、発達心理学の知見をベースにして、人の発達・成長・加齢に寄り添い、必要とされる援助を提供します。有資格者には研修の機会が豊富にあり、学びの場が提供されます。また、5年ごとの資格更新によって、常に高い専門性を保つことができます。

4年制大学を卒業するだけではこの資格を取得することはできません。申請条件には「発達心理学隣接諸科学の大学院修了」「臨床経験3年以上」「公認心理師取得」など様々なタイプがあります。興味のある方は臨床発達心理士HP <https://www.jocdp.jp/> を参照してください。

心理学関係の職種

福祉心理学科は、本来、いろいろな福祉や教育の現場で、心理学を生かした仕事をする人材の育成を目指しています。そういう意味では、職種は数多くあることになりますが、ここでは心理学を直接生かせる職種について、いくつか紹介しておきます。

- * 少年鑑別所職員
- * 少年院の法務教官
- * 家庭裁判所調査官
- * 国家公務員・地方公務員「心理職」
- * スクールカウンセラー
- * 各種病院・施設・企業・相談所のカウンセラー

学科に属さない資格

各資格の科目が所属学科の科目一覧表にない場合でも、卒業要件単位（関連科目）として卒業単位数に加算されます。

1. 司書

（1）司書資格とは

司書は英語で表現すると librarian です。司書は図書館で働く人すべてを意味するのではなく、専門職としての仕事に相応しい知識と訓練を受けた有資格者を指します。この資格を取得するには、図書館・情報学の専門課程を設置してある大学を卒業する方法、夏期講習等を受ける方法、その他があります。本学では司書課程を開設し、在学中に必要修得単位を満たせば取得できます。必要修得単位については、別表30を参照してください。なお、司書資格を取得するには、2～3年間を要します（1年間では無理が生じます）。

図書館への就職率は全国的に低い状況にあります。しかし、地方自治体の司書職の採用試験に合格し、公共図書館に勤務している人や大学図書館に勤めたりしている人もいます。これからの情報化社会において、司書の仕事は実り多いものです。

（2）司書資格に関する専門科目

（別表30）

区 分		開 講 科 目 名	単位	履修年次	履 修 方 法
必修科目	基礎科目	生涯学習概論Ⅰ	2	1年以上	必修22単位
		図書館概論	2	2年以上	
		図書館情報技術論	2	3年以上	
		図書館制度・経営論	2	3年以上	
	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	2年以上	
		情報サービス論	2	2年以上	
		情報サービス演習	2	3年以上	
		児童サービス論	2	2年以上	
	図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	3年以上	
		情報資源組織論	2	2年以上	
		情報資源組織演習	2	3年以上	
選択科目	2科目選択	図書館基礎特論	1	2年以上	2科目2単位以上選択して修得のこと
		図書館サービス特論	1	2年以上	
		図書館情報資源特論	1	3年以上	
		図書・図書館史	1	2年以上	
		図書館施設論	1	2年以上	
		図書館総合演習	1	3年以上	
		図書館実習	1	3年以上	

※図書館実習に関しては、主な実施時期は夏季休業中の8月・9月の4日間を予定しています。実習費は、P.36「学費等納付細則」により各自負担していただきます。なお、実習に関しては登録が必要となりますので、必ず履修登録期間直前の図書館実習ガイダンスに出席してください。

図書館実習履修の前提条件は下記科目のとおりになります。

開 講 科 目 名	履修年次	履 修 状 況
生涯学習概論 I	1 年以上	修得済
図書館概論	2 年以上	修得済
情報サービス論	2 年以上	修得済
児童サービス論	2 年以上	修得済
図書館情報資源概論	3 年以上	修得済もしくは履修中
図書館情報技術論	3 年以上	修得済もしくは履修中
図書館制度・経営論	3 年以上	修得済もしくは履修中

2. 学芸員

(1) 学芸員とは

博物館は、特別な人のための施設ではなく、国民全てのためのものです。「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示」する施設です。すなわち博物館は、歴史、考古博物館だけではなくあります。美術館、自然史博物館、科学博物館、動物園、水族館なども全て博物館です。そして「展示する」だけでなく、「教育」施設でもあり、私達の「教養、調査研究、レクリエーション」などを手助けする施設でもあります。さらに独自でさまざまな学術調査をする研究所でもあるのです。このような展示、教育、研究などの仕事をする専門の職員（研究員）を学芸員とよびます。

最近、日本の各地では、地域の資源を生かしたさまざまな「活性化」のための試みがなされています。その意味で、博物館にはものとしての「資料」を収集展示する場所としてだけではなく、日本の各地にあたり前にあるのだけれど、その素晴らしさや大切さが、身近過ぎてかえって見つけることができない歴史や自然遺産、風景、風習、季節の祭、食べ物などに潜む「地域の宝物」を探し出すという重要な役割があります。そしてそれを、日本ばかりでなく世界に広く発信するという、今後さらに大切な仕事の中心的な役割を担っています。

その主役である学芸員になるために、本学では関連する必要な科目の単位をとって卒業すれば学芸員の資格を取得することができます。なお学芸員課程を取得するのに2～3年間は必要ですので、別表31を参照に計画的に履修しましょう。

公務員として地域に貢献したい人や学校教員として子どもたちに地域を教える人は、かけがえのない「宝物」を見つけだす力を身につけるために、ぜひこの資格を目指してください。

(2) 学芸員資格に関する専門科目

(別表31)

開 講 科 目 名		単 位	履修年次	履 修 方 法
必修科目	生涯学習概論 I	2	1 年以上	必修27単位
	博物館概論	2	2 年以上	
	博物館経営論	2	3 年以上	
	博物館資料論	2	2 年以上	
	博物館資料保存論	2	3 年以上	
	博物館展示論	2	3 年以上	
	博物館教育論	2	3 年以上	
	博物館情報・メディア論	2	3 年以上	
	博物館実習	3	3 年以上	
	文化財概論	2	2 年以上	
	文化財各論（文化財保護法を含む）	2	2 年以上	
	日本文化史	4	2 年以上	
選択科目	A	考古学概論	2	A～D 群より 1 群（6 単位）を選択して単位修得のこと
		考古学各論	2	
		考古学実習 ※考古学概論・各論履修前提	2	
	B	古文書学概論	2	
		古文書学各論 ※古文書学概論履修前提	2	
		古文書学実習 ※古文書学概論・各論履修前提	2	
	C	民俗学概論	2	
		民俗学各論 ※民俗学概論履修前提	2	
		民俗学実習(調査法を含む)※民俗学概論各論履修前提	2	
	D	日本美術史	2	
		西洋美術史	2	
		美術実習	2	
	E	文化人類学	2	1 科目（2 単位以上）を選択して単位修得のこと
		考古学特殊講義	2	
		日本史特殊講義	2	
		民俗学特殊講義	2	
		美術史特殊講義	2	

※課程履修費および実習費は、P.36「学費等納付細則」により各自負担していただきます。

3. 日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格

(1) 障がい者スポーツ指導員とは

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会はわが国における障がい者スポーツ振興と競技力向上にあたる障がい者スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立するため「日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度」を制定しています。

協会が公認する障がい者スポーツ指導者は次に示す種類に分けられ、指導者の適性に応じたスポーツ・レクリエーションを通じて、健康・体力の維持・増進と競技力の向上に寄与することを任務としています。

① 初級障がい者スポーツ指導員

地域で活動する18歳以上の指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者。また、障がいの基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践にあたっては、健康や安全管理を重視した指導ができる者。さらに、地域の大会や行事に参加すると共に、指導員組織の事業にも積極的に参加するなど地域の障がい者スポーツの振興を支える者。

② 中級障がい者スポーツ指導員

地域における障がい者スポーツのリーダーとしての役割を持ち、指導現場では、十分な知識、技術と経験に基づいた指導ができ、指導員の模範となる者。また、地域のスポーツ大会や行事の企画・運営に参加すると共に、全国障がい者スポーツ大会に参加する選手団のコーチとして、選手選考やその強化・育成の役割を担う者。さらに、指導員の組織化や運営にも関わり、地域の障がい者スポーツ振興を進める者。

③ 上級障がい者スポーツ指導員

県レベルのリーダーとして、指導現場では障がい者スポーツの高度な専門的知識を有し、指導技術と豊富な経験に基づいた指導と指導員を取りまとめる指導的立場になる者。また、県レベルのスポーツ大会や行事の企画・運営の中心的役割を持ち、全国障害者スポーツ大会に参加する選手団の監督として、選手選考やその強化・育成の責任を担う者。さらに、指導者の組織運営に積極的にかかわり、地域のスポーツ振興のキーパーソンとなる者。

(2) 資格取得認定校とは

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度に基づき、申請によって資格取得を認定された学校のことをいいます。平成12年度より、修業年限4年以上の大学において、初級および中級障がい者スポーツ指導員の資格取得に必要な講習内容を含む科目を履修し、卒業までに3年間計80時間以上の指導経験を積んだ者については卒業をもって中級障がい者スポーツ指導員の研修を修了したものとみなされるようになりました。

※本学では初級・中級障がい者スポーツ指導員資格のみ取得可能です。

(3) 履修方法

本学在学中に資格を取得するためには、次の科目をすべて履修し、単位を修得しなければなりません。

また、卒業までに中級障がい者スポーツ指導員資格を取得するためには、1年次に初級に必要な科目の単位を修得し、2年次から中級に必要な科目を履修することができますが、2～4年次の3年間で「80時間以上」の実践ボランティア活動が義務づけられているために、その活動を証明するものが必要となります。活動を証明するためには、大学が指定する各障がい者スポーツ大会・講習会・教室等のボランティア活動に参加し、所定の活動実績証明用手帳に主催者より認印を押印してもらうことが必要です。

課程履修費はP.36「学費等納付細則」により各自負担していただきます。

(4) 初級障がい者スポーツ指導員に関する科目

(別表35)

開 講 科 目 名	種別	種別	単位履修	履 修 方 法
障害者スポーツ指導法Ⅰ	講義	2	1年以上	必 修
ユニバーサルスポーツ	実技	2	1年以上	必 修

(5) 中級障がい者スポーツ指導員に関する科目

(別表36)

開 講 科 目 名	種別	種別	単位履修	履 修 方 法
障害者スポーツ指導法Ⅱ	講義	2	2年以上	必 修
障害者スポーツ指導法Ⅲ	講義	1	2年以上	必 修

* 2科目を単位修得する他に2～4年次の3年間で「80時間以上」の実践ボランティア活動が必要です。

(6) 実践ボランティア活動について

中級の資格取得要件として規定されています「卒業までの3年間、計80時間以上の指導経験」のことをいい、次に指定する活動の実績をもってそれに当てます。

- ① 宮城県および仙台市障害者スポーツ協会が実施する各種障がい者スポーツ事業
- ② その他、大学が認定する障がい者関連の各種事業

(7) 資格申請の手続き

- ① 初級・中級ともに「卒業」を要件とします。4年次の年度末にガイダンスを実施し、申請書類に必要事項を記入してもらい、大学がまとめて申請手続きをします。
- ② 中級の申請には、障害者スポーツ指導者手帳による実践ボランティア活動実績証明を添付し、申請することになります。
- ③ 申請には課程履修費とは別に申請費用が掛かります。(認定料・申請料・当該年度登録料)

4. 介護職員初任者研修課程

(1) 介護職員初任者研修とは

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項の規定に基づく介護職員初任者研修（以下「研修」という。）の実施については、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下、「省令」という。）、介護保険法規則第22条の23第2項の規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日付け老振発0328号9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めています。

介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で必要な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるものです。

我が国においては高齢化率の進展と共に、要介護高齢者が増加傾向にあります。介護は要介護高齢者の生活を支えるものであり、人間の尊厳にかかわる大変重要な役割を担っており、高齢期に安心できる社会保障として社会福祉の中心的な課題の1つだと言えます。また、近年の介護・福祉ニーズの多様化・複雑化に対応し、質の高い人材が求められています。介護人材の養成としてキャリアパスが導入され最初のステップとして介護職員初任者研修は位置づけられています。一人ひとりの生活を個別的に捉えるために理論と実践を体系的に学んでいきます。

(2) 履修方法

介護職員初任者研修は、宮城県介護員養成研修事業実施要綱に基づいて実施されます。本学でこの課程を履修できる学生は、総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科原則3年次在籍学生のみとなります。

介護職員初任者研修の課程を修了するためには、宮城県介護員養成研修事業実施要綱により、次頁の表の科目をすべて原則として3年次までに単位修得しなければなりません。介護職員初任者研修の課程を希望するものは、2年次に予備登録をして、原則3年次に本登録の手続きが必要です。また、修了認定においては「おおむね7割以上の理解度を目安」とされていることから、単位修得の成績が要綱に示されている成績に満たない（可：60～69点）科目については、別途レポート等の提出が求められます。

また、指定専門科目の「基礎介護技術」及び「特講（介護実践の理論と実際）」については、出席時間数が実施要綱に定める時間数を満たすことが必要です。履修定員は原則40名とします。

状況により、4年次に本登録を認めることもあります。その場合は福祉実習支援室への事前相談が必要です。

課程履修費および実習費等は、P.36「学費等納付細則」により各自負担していただきます。

(3) 介護職員初任者研修の課程に関する指定科目

(別表37)

開 講 科 目 名	単 位	履 修 年 次	履 修 方 法
介護概論Ⅰ（ケアワークの基礎）	2	2年以上	必修22単位
高齢者福祉	2	1年以上	
障害者福祉	2	1年以上	
老年心理学Ⅰ	2	3年以上	
老年心理学Ⅱ	2	3年以上	
認知症の理解と支援Ⅰ	2	3年以上	
認知症の理解と支援Ⅱ	2	3年以上	
医学概論	2	2年以上	
基礎介護技術	2	2年以上	
介護過程論	2	2年以上	
特講（介護実践の理論と実際）	2	3年以上	

5. レクリエーション・インストラクター資格

(1) レクリエーション・インストラクターとは

公益財団法人日本レクリエーション協会制定の公認指導者資格です。さまざまな遊びのメニューと、技術を持ち、楽しさの体験を多くの人に提供していきます。

人と人との交流促進や、楽しさの体験に主眼をおいた技術指導や継続的に楽しむクラブ・教室・「市民サービス型事業」の企画・運営・実施を具体的に進める指導者です。

本学は（公財）日本レクリエーション協会公認指導者養成課程認定校に指定されています。

活動の場は幼児保育、学校教育の現場や福祉施設、医療機関の専門スタッフ、地域のボランティア活動など多岐にわたり、近年では被災地支援などでも活用され、レクリエーションの果たす役割は今後ますます重要視されるものと思われます。

このような背景から就職していく分野において『楽しい人間関係』の技術は、必ずや役に立つでしょう。

(2) 履修方法

「レクリエーション・インストラクター」の養成課程を履修できる学生は、総合福祉学部・総合マネジメント学部・教育学部・健康科学部医療経営管理学科の2年次以上の在学生です。履修定員は50名とします。

「レクリエーション・インストラクター」養成課程を修了するためには、（別表38）に掲げる専門科目「レクリエーション理論2単位」「レクリエーション実技2単位」「レクリエーション支援技術演習1単位」「大学が認める実習1科目選択」「レクリエーション事業1単位」の合計5科目をすべて4年次までに修得しなければなりません。

○課程履修費 10,000円を別途徴収します（テキスト代は含まれません）。

※徴収時期は、別表38の認定専門科目を履修開始する初年度になります。

○レクリエーション事業の単位認定については、①～③の事業のいずれかに2回（1回8時間程度）参加しなければなりません。

①日本、都道府県、市区町村レクリエーション協会主催事業並びに加盟団体主催事業

②行政や民間等の主催する事業で、レクリエーション協会が共催、後援、受託等で関係している事業

③大学が指定する各種の事業等（レクリエーション・インストラクター養成課程にふさわしいと認める事業）但し、③に該当する事業は、原則として2回のうち1回までとします。

※レクリエーション事業については（通年）で行います。事業内容・参加人数・日程・会場等を含めて主催者等と協議が必要なため教員または福祉実習支援室から随時お知らせします。

(3) 資格登録申請

別表38の認定専門科目（理論・実技・実習（活動）・レクリエーション事業）のすべての単位を2～4年次に修得または修得見込みであることを確認し、（公財）日本レクリエーション協会へ4年次の11月頃に資格登録申請手続きをします。

手続き方法・資格登録料については、4年次にお知らせします。

○資格登録料 17,600円（登録料16,000円＋10％消費税1,600円）

(4) レクリエーション・インストラクター資格取得に関する認定専門科目

(別表38)

系 列	開講科目名	種別	単位	履修年次	履修方法
1 理論科目	レクリエーション理論	講義	2	2年以上	必修2単位
2 実技科目	レクリエーション実技	実技	2	2年以上	必修3単位
	レクリエーション支援技術演習	演習	1	2年以上	
2-1 実習（活動）	ソーシャルワーク実習Ⅰ	実習	2	3年	1科目選択修得のこと
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	実習	4	4年	
	精神保健福祉実習Ⅰ	実習	2	3年	
	精神保健福祉実習Ⅱ	実習	3	4年	
	保育実習Ⅰ	実習	4	3年以上	
	保育実習Ⅱ	実習	2	3年以上	
	教育実習（幼・小・中・高）	実習	4	3年以上	
	福祉ボランティア活動Ⅱ （スポーツ・地域を含む）	実習	2	2年	
	福祉ボランティア活動Ⅲ （スポーツ・地域を含む）	実習	2	3年	
	福祉ボランティア活動Ⅳ （スポーツ・地域を含む）	実習	2	4年	
	実学臨床教育Ⅱ （福祉フィールドワークを含む）	実習	2	2年	
	実学臨床教育Ⅲa	実習	2	3年	
	実学臨床教育Ⅲb （福祉フィールドワーク）	実習	2	3年	
	実学臨床教育Ⅳa	実習	3	4年	
	実学臨床教育Ⅳb （福祉フィールドワーク）	実習	1	4年	
2-2 事業参加	レクリエーション事業	実習	1	2年以上	必修（2回参加することにより単位認定）

6.「臨床美術」課程

(1) 設置の目的

老人性疾患（認知症）の症状を改善する試みとして、臨床美術という技法が注目されています。臨床美術はアートによって脳を刺激して活性化し、認知症予防や認知症の進行抑制に役立てるものです。1996年から臨床に取り入れられている方法で、現在では発達が気になる子どもやメンタルヘルスとして社会人にも実施されるようになってきました。臨床美術は造形美術全般を楽しみながら脳の活性化を促しますが、ただ絵を描いて貰ったりするだけでは効果は得られません。そこで本課程では、造形美術を用いた系統的なカリキュラムに沿って学習・訓練することで、認知症などの人たちの力を引き出す専門的なスキルを養成することを目的としています。そのようなスキルを一層充実させるためには、医学関連の知識や種々の造形の方法の修得、また、美術の持つ心理的効果についても知っておくことが望ましいでしょう。

(2) 教育概要

教育課程の内容は、臨床美術概論、臨床美術入門（制作）、コミュニケーショントレーニング、画材について学ぶ教材研究、ロールプレイを中心とした実践研究など多岐にわたり、臨床美術の基本的な知識と技術を習得することができます。

臨床美術課程は、総合福祉学部・総合マネジメント学部・健康科学部医療経営管理学科の学生が選択できます。臨床美術士はその技能に応じて1級から5級までの資格があり、特定非営利活動法人日本臨床美術協会の試験を受けて認定されます。

本課程を修めた者については、臨床美術士5・4級の資格認定試験の受験資格が与えられます。

各認定級の位置づけは以下のとおりです。

資 格	説 明
臨床美術士 5級	臨床美術の入門的内容を理解している。養成講座のテキスト掲載のアートプログラム、および芸術造形研究所指定のアートプログラム使用に限り、無償で臨床美術を実施することができる。 *臨床美術実施による報酬を受けることはできない。
臨床美術士 4級	臨床美術を実践する基礎知識を修得している。養成講座のテキスト掲載のアートプログラム、および芸術造形研究所指定のアートプログラムを使用する場合に限り、臨床美術を実施することができる。
臨床美術士 3級	臨床美術の運営を理解し、幅広く活動することができる。臨床美術を深く理解することにより、多様な対象者や場面での確に臨床美術を的確に臨床美術を実践する技量がある。
臨床美術士 2級	臨床美術士として多くの実務経験と深い専門性を持つ。講師として後進を育成し、臨床美術の講演や講義を行うだけの技量がある。美術表現の力量が充分にある。
臨床美術士 1級	臨床美術士の代表として、数多くの講演経験を持つ。臨床美術関連の書籍を執筆、編纂するなどして臨床美術を広く社会に紹介、拡大する役割を担えるだけの力量がある。

(3) 臨床美術課程に関する科目

(別表40)

開講科目名	指示事項	単位	履修年次	履修方法
臨床美術論Ⅰ		2	1年以上	必修12単位
臨床美術論Ⅱ	臨床美術論Ⅰ履修前提	2	1年以上	
臨床美術論Ⅲ	臨床美術論Ⅱ履修前提	2	2年以上	
臨床美術論Ⅳ	臨床美術論Ⅲ履修前提	2	2年以上	
陶芸制作Ⅰ		2	2年	
陶芸制作Ⅱ		2	2年	
ケアマネジメント論		2	2年以上	2科目4単位以上選択して 修得のこと
認知症病態論		2	3年以上	
表現技術Ⅲ（美術）		1	2年以上	
陶芸制作Ⅲ		2	3年以上	
精神医学と精神医療Ⅰ		2	3年以上	
精神医学と精神医療Ⅱ		2	3年以上	

臨床美術士資格取得について

○臨床美術士とは

臨床美術士は、1人ひとりの高齢者の状態を把握しながら、脳の活性化のためにどのような美術的アプローチが効果的かを見極め、根気よく指導する専門家です。美術に関する知識だけではなく、高齢者の意欲を引き出す方法や、認知症の方とのコミュニケーションなどについても、専門的トレーニングを積んでいます。臨床美術士はその技能に応じて1級から5級までの資格があり、特定非営利活動法人日本臨床美術協会の試験を受けて認定されています。現在、日本国内には約6,000人の臨床美術を学んだ人がおり、高齢者の認知症予防・進行抑制のほか、子どもの感性教育や社会人のメンタルヘルスケアなど多方面で活躍しています。

東北福祉大学において「臨床美術論Ⅰ、Ⅱ」を修めた者は臨床美術士5級の認定試験受験資格が、「臨床美術論Ⅲ、Ⅳ」を修めた者は、臨床美術士4級の認定試験受験資格が与えられます。

*3級までは仙台において臨床美術士養成講座を受講することで受験資格が得られます。詳しくは特定非営利活動法人日本臨床美術協会事務局（電話050-6865-3701）までお問い合わせ下さい。

○特定非営利活動法人日本臨床美術協会とは

特定非営利活動法人日本臨床美術協会は臨床美術士の育成と社会的地位の確立を目指すとともに臨床美術の専門知識と普及を支援し、健康で豊かな社会を構築することを目的に設立されました。臨床美術士の認定をはじめ、講師の派遣事業を推進し、協会主催の福祉、医療等の多角的な内容の講演会、研修会による社会的認知と水準保持の活動を行っています。

○5級・4級認定をご希望の方は下記の要領でご申請ください。

認定費用一覧

取得級	試験料	入会登録費用	受講時徴収合計	備 考
5 級	22,000円	13,000円 内訳：入会金2,000円、年会費11,000円*	35,000円	以後、継続して協会員であることを資格保持の条件とする。
4 級	49,500円	臨床美術士5級及び日本臨床美術協会員であることが前提。	49,500円	同上

*入会金を除き、必要費用は消費税10%で算出されています。税率の改正が行われた場合は、開講開始日の税率によってお支払いいただきます。予めご了承ください。なお、学校在籍中は、年会費及び認定試験受験料は免除されます。

審査方法：認定試験。筆記と実技の課題提出型。

申請方法 1. 認定申請書に記入の上、日本臨床美術協会事務局にご郵送ください。

2. 下記の郵便振替口座に認定試験料をお振込みください。振替用紙の「通信欄」に「5級認定希望」または「4級認定希望」と明記してください。

口座番号 00150-4-740354

加入者氏名 特定非営利活動法人日本臨床美術協会

*振込手数料は申請者負担となります。

○申請書送付・問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本臨床美術協会 事務局

〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂1-9-3 湘南エミネンス（ShonanEminence）3階

TEL 050-6865-3701（電話受付 月～金 9：30～18：00）/ FAX 050-3737-9007 / Email association@arttherapy.gr.jp

7. 「社会貢献活動支援士」課程

(1) 設置の目的

本課程は、平成21年度の文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に、東北福祉大学（本学）を代表校とし、工学院大学と神戸学院大学との3大学連携プロジェクトとして取り組む「防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開」が選定され、その取組として「社会貢献（防災・減災、ボランティア、社会環境）」のための専門カリキュラムとして3大学共同で開発・実施するものです。

取組・目的については、3大学が連携することにより、それぞれの大学の特色、強みを活かしつつ文系と理系の融合により高度な社会貢献に関する研究・教育を行い社会に貢献することを目的としています。社会貢献活動支援士とは、防災・減災、社会貢献や環境の専門的知識を能力を身につけ、災害やボランティアの現場でリーダーシップを取り活動することができる人材であることを認定する資格です。社会貢献活動支援士課程では、「社会貢献活動支援士」資格取得のため、専門知識のみならず、実習・演習を通じて、即戦力として、社会に貢献するマインドと能力を持ち、また、自らテーマを設定し、プロジェクトを立ち上げ、それを実行していく人間力を持つ人材を育成・輩出することも目指しています。

「社会貢献活動支援士」資格は、カリキュラムに定められた必要単位を修得した者には、社会貢献学会が認定する「社会貢献活動支援士」資格認定試験の受験資格が与えられ、認定試験合格後、社会貢献学会より「社会貢献活動支援士資格認定書」が発行されます。

(2) 教育概要

本課程は、総合福祉学部および総合マネジメント学部の学生が選択可能な課程です。カリキュラムのなかには、これまで本学にない他の2大学のカリキュラムと本学のカリキュラムを組み合わせた共同カリキュラムも開講されており、定められた履修条件をクリアすると、社会貢献活動支援士の受験資格が与えられます。資格試験は条件を満たした学生に対して3年次から受験ができ、この社会貢献活動支援士を取得後、防災や減災、社会貢献、ボランティアなどについて実践力のある学生であることを示す資格となります。

本課程の科目は、東北福祉大学、工学院大学、神戸学院大学が3大学連携に関する協定書に基づき、提供されています。特色ある科目としては、インターネット回線を用いた遠隔システムにより本学に居ながら他大学の講義を3大学同時に受講することができる連携共同科目「社会貢献学入門」と、夏期・冬期休暇を利用して行なわれるスクーリング・集中講義の科目があります。

(3) 履修について

資格を取得するには、必要科目数（別表41）を履修登録し単位修得する必要がある、特に「③その他の科目」の中には、授業開始時間と終了時間が本学の授業時間と異なる科目が含まれています。また、スクーリング科目に関する交通費などの費用は各自負担となります。

(4) 社会貢献活動支援士課程に関する科目 (総合福祉学部・総合マネジメント学部)

(別表41)

開講科目名		単位	履修年次	授業形態	履修方法
基盤教育科目	現代社会を見る眼	2	1年以上	週間授業	20単位以上 (10科目以上) 選択し修得すること
	リスクと社会	2	1年以上	週間授業	
	災害と社会	2	1年以上	週間授業	
	情報と社会 (知的財産を含む)	2	1年以上	週間授業	
	現代社会とボランティア	2	1年以上	週間授業	
	レクリエーション論	2	1年以上	週間授業	
	地域活性化マネジメント論 (入門編)	2	1年以上	週間授業	
	地域活性化マネジメント論 (実践編)	2	1年以上	週間授業	
専門教育科目	児童・家庭福祉	2	1年以上	週間授業	
	高齢者福祉	2	1年以上	週間授業	
	障害者福祉	2	1年以上	週間授業	
	地域福祉と包括的支援体制A	2	2年以上	週間授業	
	地域福祉と包括的支援体制B	2	2年以上	週間授業	
	国際福祉論	2	2年以上	週間授業	
	災害ソーシャルワーク論	2	2年以上	週間授業	
	社会貢献論	2	2年以上	週間授業	
	非営利組織論	2	2年以上	週間授業	
	救急処置法	2	2年以上	週間授業	
	ボランティア活動論	2	2年以上	週間授業	
	人間関係論	2	2年以上	週間授業	
	災害復興支援論	2	2年以上	週間授業	
	原子力災害論	2	2年以上	週間授業	
	福祉支援工学	2	2年以上	週間授業	
	ユニバーサルデザイン論	2	2年以上	週間授業	
	リスクマネジメント論	2	2年以上	週間授業	
	国際協力論	2	3年以上	週間授業	
	人的資源管理論	2	3年以上	週間授業	
	実践的防災学	2	1年以上	集中講義	
	環境ボランティア論	2	2年以上	集中講義	
その他の科目	社会貢献学入門	2	1年以上	遠隔講義 (他大学を含む オムニバス講義) ※1	4単位以上 (2科目以上) 選択し修得すること
	減災学入門	2	1年以上	スクーリング (工学院大学) ※2	
	社会貢献実習Ⅱ	2	2年以上	スクーリング (神戸学院大学) ※3	
	福祉ボランティア活動Ⅰ(スポーツ・地域を含む)	2	1年	実習	
	福祉ボランティア活動Ⅱ(スポーツ・地域を含む)	2	2年	実習	
	福祉ボランティア活動Ⅲ(スポーツ・地域を含む)	2	3年	実習	
	福祉ボランティア活動Ⅳ(スポーツ・地域を含む)	2	4年	実習	
	減災・防災福祉演習Ⅰ	2	2年	週間授業	
	減災・防災福祉演習Ⅱ	2	3年	週間授業	
	減災・防災福祉演習Ⅲ	2	4年	週間授業	

※1…連携大学の「工学院大学」「神戸学院大学」の先生も加わる特殊な講義となっており、授業時間が本学の授業時間と異なります。詳細はガイダンスにて確認してください。

※2…連携大学「工学院大学」の科目となっています。履修するには履修登録前に面談やレポート課題提出が必要であり、スクーリング科目として実際に「工学院大学」に直接行って受けてもらう科目です。かかる費用は全て履修者個人の負担になります。定員制。詳細はガイダンスにて確認してください。

※3…連携大学「神戸学院大学」の科目となっています。履修するには履修登録前に面談が必要であり、スクーリング科目として実際に「神戸学院大学」に直接行って受けてもらう科目です。かかる費用は全て履修者個人の負担になります。定員制。詳細はガイダンスにて確認してください。

8. 「デジタルコンテンツアセッサ」課程

(1) 設置目的

デジタルコンテンツアセッサ課程は、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）の定めるデジタルコンテンツアセッサ（DCA）の2級或いは3級資格取得を目的とします。インターネットやSNSの発達した高度情報社会の現代を生きるには、その利便性や可能性を活かし、同時にそのリスクに備えられる能力が求められます。しかし、近年のSNSやインターネットの炎上事件、ネット依存症やプライバシー侵害、知的所有権のトラブル等を見るに、大学生がその十分な能力を有しているとは言えません。

本課程では、そのために必要な「i コンプライアンス」「インターネット&デジタルコンテンツテクノロジー」「ネットワークリテラシー」の三つの知識領域毎に配置された科目を学び、必要なコンピテンシーを修得します。本資格は、あらゆる分野における社会人としての基礎能力証明であると同時に、企業や公務員、各種医療・福祉施設等で情報発信を担える人材の基礎資格でもあります。DCA 3級は、ユーザーレベルでのこのコンピテンシーを証明するもので、DCA 2級の前提資格です。DCA 2級は、テクノロジー面を中心にコンピテンシーを更に高め、企業や各種施設等で青少年インターネット環境整備法等が定める「特定サーバー管理者」たりうる能力を保証する資格になります。

また、近年の青少年のネットトラブルやネットいじめ等に対応するためには、教員も高度情報社会のツールを把握する必要があります。その意味で本課程は、教員を目指す者にとっても重要な資格となります。

(2) 教育概要

本課程は、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部医療経営管理学科の学生が選択可能です。カリキュラムはDCA 2級、3級取得に必要な3つの知識ドメイン毎に配置された科目から構成され、定められた履修条件を満たすことで**DCA 2級、3級の申請資格**が与えられます。

3級の資格を取得するには、全ての領域からそれぞれ最低1科目を履修することが必要です。申請資格を取得後、情報福祉研究室を通じてI-ROIに所定の登録手数料を添えて申請することで、資格を得られます。

DCA 2級資格を希望する学生は、3級を取得していることが前提となります。3級取得学生は、DCA 課程の2級カリキュラムに定められた3つの知識ドメイン毎定められた履修条件を満たすとDCA 2級の受験資格が与えられます。その後、I-ROIの実施する共通テストに合格し、情報福祉研究室を通じてI-ROIに所定の登録手数料を添えて申請することでDCA 2級資格が授与されます。

(3) デジタルコンテンツアセッサ (DCA) 課程に関する科目

■デジタルコンテンツアセッサ 3 級

(別表42)

領域	開 講 科 目 名	単位	履修年次	履 修 方 法
i コンプライアンス	情報と社会 (知的財産を含む)	2	1 年以上	必修 2 単位
インターネット&デジタル コンテンツテクノロジー	ソーシャルメディア論	2	2 年以上	必修 2 単位
ネットワークリテラシー	情報社会学	2	2 年以上	1 科目2 単位以上選択し て修得のこと
	情報倫理	2	1 年以上	

※各領域より最低 1 科目ずつ、合計 3 科目以上を修得してください。

■デジタルコンテンツアセッサ 2 級

領域	開 講 科 目 名	単位	履修年次	履 修 方 法
i コンプライアンス	情報と社会 (知的財産を含む)	2	1 年以上	必修 2 単位
インターネット&デジタル コンテンツテクノロジー	ソーシャルメディア論	2	2 年以上	必修 2 単位
ネットワークリテラシー	情報社会学	2	2 年以上	1 科目2 単位以上選択し て修得のこと
	情報倫理	2	1 年以上	

(28-①) デジタルコンテンツアセッサ (DCA) 2 級課程に関する科目

領域	開 講 科 目 名	単位	履修年次	履 修 方 法
i コンプライアンス	特講 (i コンプライアンス)	2	2 年以上	必修 2 単位
インターネット&デジタル コンテンツテクノロジー	情報ネットワーク論	2	2 年以上	必修 2 単位
ネットワークリテラシー	情報社会学	2	2 年以上	必修 4 単位
	情報倫理	2	1 年以上	
専門	キャリアデザイン・インターンシップⅡ A	2	2 年以上	1 科目2 単位以上選択し て修得のこと
	ユニバーサルデザイン論	2	2 年以上	
	情報セキュリティ管理論	2	3 年以上	

※ 4 つの領域より、履修方法に応じて修得してください。

仏教専修科規程（曹洞宗二等教師資格）

第1条 曹洞宗教育規程に基づき、東北福祉大学に仏教専修科を置く。

第2条 仏教専修科は、在学中に無試験で二等教師の補任の資格を得させるために本宗子弟・徒弟に対して宗門の教師として必要な事項（①宗乗・余乗の知識の修得。②本宗僧侶としての使命を自覚せしめる。③宗門の行持・威儀・作法）について修得させることを目的とする。

第3条 仏教専修科に入学できる者は次の通りとする。

本学の各学部在学する本宗寺院の子弟・徒弟。

第4条 仏教専修科の履修学科目及び単位数は次の通りとする。

学科目名	種別	単位数	履修方法	学科目名	種別	単位数	履修方法
仏教概論	講義	4	1年生	仏教史	講義	4	1年生
禅学概論	講義	4	2年生	経論講読	講義	4	2年生
中国禅宗史	講義	4	3年生	宗義概説	講義	4	3年生
日本禅宗史	講義	4	4年生	宗典講読	講義	4	4年生
参禅	実技	2	1～4年	法式声明	実技	2	1～4年
布教	実技	2	1～4年	教化	実技	2	1～4年
				計		40	

第5条 仏教専修科在籍者は、東北福祉大学在学中に第4条の学科目及び宗制による特殊安居を3回以上了じなければならない。

第6条 仏教専修科修了者は、東北福祉大学卒業の際に修了証書を授与する。

第7条 仏教専修科に次の職員を置く。

主任（1名）並びに教授、准教授、講師又は助教、助手（必要職位につき若干名）。

(1) 主任は学長の命を受け、仏教専修科を総理する。

(2) 主任、教授、准教授、講師、助教及び助手は講義及び実習を担当する。

第8条 主任並びに教授、准教授、講師、助教及び助手の任免は、梅檀学園教職員の中から学長が行う。

2 仏教専修科専任の教授、准教授及び講師は、東北福祉大学教授会の構成員とはならない。

附 則

- この規程は昭和46年4月1日から施行する。
- この規程は昭和50年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成3年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成11年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成12年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成18年4月1日から一部改正して施行する。
- この規程は平成19年4月1日から一部改正して施行する。

曹洞宗僧侶教師分限規程（参考）

- 無試験による正教師の補任 本学仏教専修科を修了し、本山僧堂等において4年以上安居した者。
- 無試験による1等教師の補任 本学仏教専修科を修了し、本山僧堂等において2年以上安居した者。
- 無試験による2等教師の補任 本学仏教専修科を修了し、在学中に特殊安居を3回以上了じた者又は本山僧堂等において6ヵ月以上安居した者。

V

諸 手 続

願書および証明書

修学上の事項に関する願書および届出等はさまざまにありますが、欠席、休学、退学、復学等をあらかじめ学則に従って学長宛に保証人連署で提出し、許可を受けることになっております。その際の手続および書式については、次のように定められていますので間違いがないよう努めてください。

なお、用紙は取扱いの部課で受領してください。

1 願 書

名 称	取扱の部課	備 考
休 学 願 書	教 務 課	様式 1 -(1)(2) 用紙は交付
退 学 願 書	教 務 課	様式 2 用紙は交付
追 試 験 願 書	教 務 課	用紙は交付
4 年 次 特 別 再 試 験 願 書	教 務 課	用紙は交付

2 届 出

名 称	取扱の部課	備 考
履 修 届	教 務 課	UNIVERSAL PASSPORT にて 登録・確認
欠 席 届	教 務 課	UNIVERSAL PASSPORT より 印刷して使用
身 上 変 更 届 (学生氏名・本籍 地・保証人・保証 人住所等変更時)	学生生活支援課	UNIVERSAL PASSPORT より 印刷して使用

様 式 例

様式 1

(1)

休 学 許 可 願 書

学部
学籍番号

学科
号

年次 (年入学)
氏 名
住 所

下記のとおりに休学いたしました。誓約書を添えて許可申請いたします。

1. 休学期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2. 休学事由 (休学には疾病、その他特別の理由が必要です。復学には休学理由の消滅が必要となりますので、具体的に記載してください。)

3. 休学事由に対する保証人の所見 (保証人自書のこと)

4. 過去に休学・留年があれば記載してください。

休学 留年	年次	事 由	休学 留年	年月日
			自	年 月 日
			自	年 月 日
			自	年 月 日
			自	年 月 日

令和 年 月 日

本人氏名 印

保証人住所

保証人氏名 印

保証人電話

東北福祉大学 学長 殿

(2)

誓 約 書

休学許可のうえは、本人ならびに保証人とも休学事由の早期解消に最善の努力をいたします。また、休学期間中は保証人の責任において指導教育し、指定の現況報告書を提出いたします。

以上、御誓約申し上げます。

本人氏名 印

保証人氏名 印

教務部部長 殿

教 務 部 所 見	教務部受付日	
部長		
教務部委員会	令和 年 月 日 保留承認	
教 授 会	令和 年 月 日 承認	

様式 2

令和 年 月 日

東北福祉大学 学長 殿

本 人 _____ 印

保証人 _____ 印

保証人住所 〒 - _____

TEL () _____

(退・転・復)学 願

私は下記により(退・転・復)学いたしたいので御許可願います。

記

学部 _____

学科 第 _____ 年次 (年入学)

学籍番号 第 _____ 号

氏名 _____

1. 事由

様式 3

様式 1

令和 年 月 日

東北福祉大学 学長 殿

学籍番号 _____ 第 _____ 学年

学生氏名 _____ 印

保証人氏名 _____ 印

身 上 変 更 届

次のとおり変更がありましたのでお届け致します。

記

【変更理由】 _____

【変更事項】 申請書に○をつけて下さい

学生氏名変更 (改姓・改名)	【1】をご記入の上、 <u>戸籍抄本を添付</u> し提出して下さい。
本籍地変更	【2】をご記入の上、 <u>戸籍抄本を添付</u> し提出して下さい。
保証人変更	【3】をご記入の上、 <u>戸籍抄本を添付</u> し提出して下さい。
保証人住所等変更	【4】をご記入下さい。

【1】氏名変更(改姓・改名)

改姓・改名前氏名

カ ナ	_____
氏 名	_____

→

改姓・改名後氏名

カ ナ	_____
氏 名	_____

【2】本籍地変更

旧本籍	都道 _____ 府県 _____
新本籍	都道 _____ 府県 _____

様式 3 (裏面)

【3】保証人変更

旧保証人

氏 名	_____	続 柄	_____	電話番号	_____
住 所	〒 _____				

新保証人

氏 名	_____	続 柄	_____	電話番号	_____
住 所	〒 _____				

【4】保証人住所等変更

旧住所	〒 _____				
変更後住所	〒 _____				
電話番号	自宅 :	携帯 :	_____		
勤 務 先	_____	勤務先電話	_____		

様式 4

(病気の場合は医師の診断書を添付のこと)

欠 席 届

令和 年 月 日

_____ 先生 _____

私事、下記理由により欠席させていただきますので書面をもってお届けいたします。

記

I、理 由

II、欠席する曜日、時限、科目等

曜日	時限	科目名	_____
----	----	-----	-------

III、欠席期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

学部	学科	年	学籍番号	_____
----	----	---	------	-------

本人氏名 _____ 印

住 所 _____

TEL _____

3 各種証明書の交付

各種証明書は、証明書自動発行機による交付と各証明書申請書による交付があります。

証明書自動発行機による発行は、学生証をかざしタッチパネル操作により即時発行されます（1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパス）。

各証明書申請書による発行は、教務部前（1号館1階）の証紙販売機で求めた証紙を「各証明書申込用紙」に貼付し、各証明書発行部署に直接申し込み、交付を受けてください。なお、交付までに時間を要する場合がありますので早めに申し込むようにしてください。

種 別	手数料（円）	申 込 先
在 学	100	証 明 書 自動発行機
単 位 修 得 学 業 成 績	300	
任 用 資 格 取 得 見 込	100	
卒 業 見 込	100	
保 育 士 資 格 取 得 見 込	100	
司 書 資 格 取 得 見 込	100	
司 書 教 諭 取 得 見 込	100	
第 一 種 衛 生 管 理 者 免 許 取 得 見 込	100	
学 芸 員 資 格 取 得 見 込	100	
社 会 福 祉 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
精 神 保 健 福 祉 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
介 護 福 祉 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
身 体 障 害 者 福 祉 司 任 用 資 格 取 得 見 込	100	
看 護 師 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
保 健 師 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
助 産 師 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
理 学 療 法 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
作 業 療 法 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
救 急 救 命 士 受 験 資 格 取 得 見 込	100	
教 員 免 許 状 取 得 見 込	100	
健 康 診 断 書	300	教 務 課
学 割 証	無料	
修 了 見 込	100	
卒 業	200	
指 定 保 育 士 養 成 施 設 卒 業	200	
保 育 士 資 格 取 得	200	
司 書 資 格 取 得	200	
学 芸 員 資 格 取 得	200	
社 会 福 祉 士 指 定 科 目 履 修（国家試験受験用）	500	
社 会 福 祉 士 指 定 科 目 履 修 見 込（国家試験受験用）	300	
社 会 福 祉 士 受 験 資 格 取 得	200	
社 会 福 祉 士 基 礎 科 目 履 修	300	
精 神 保 健 福 祉 士 指 定 科 目 履 修（国家試験受験用）	500	
精 神 保 健 福 祉 士 指 定 科 目 履 修 見 込（国家試験受験用）	300	
精 神 保 健 福 祉 士 受 験 資 格 取 得	200	
精 神 保 健 福 祉 士 基 礎 科 目 履 修	300	
任 用 資 格 取 得	200	

種 別	手数料（円）	申 込 先
身体障害者福祉司任用資格取得	200	教 務 課
認定心理士資格取得見込	100	
臨床美術士 5 級取得見込	100	
臨床美術士 4 級取得見込	100	
レクリエーション・インストラクター取得見込	100	
仏教専修科単位修得成績	300	
学力に関する証明書	600	教職課程支援室
学 生 証 再 発 行	1,000	学生生活 支援センター ※科目等履修生・聴 講生・研究生の JR 通学証明書は不可
仮 学 生 証	300	
奨 学 生 推 薦 証 書	100	
通 学*	無料	
人 物	100	キ ャ リ ア セ ン タ ー
人 物 （ 卒 業 生 ）	200	
推 薦 証 書	100	
希 望 実 習 依 頼 状	100	

- 注) ① 申し込み後 1 カ月を経過した場合は破棄いたします。
- ② 授業料その他納付金未納者には証明書の発行はいたしません。
- ③ 一旦納入した証明書料等は事由の如何にかかわらず返金いたしません。
- ④ 英字の証明書は1通600円とし、発行は約1週間後になります。

4 学生証（身分証明書）

学生証は、東北福祉大学の学生である身分を証明するもっとも大切なものです。常に学生証を携帯し、学生証記載の注意事項を守り、試験は勿論、各種証明書の申し込み時には必ず提示してください。

学生証の紛失、盗難等の場合はただちに教務部へ届け出、財務部で所定の料金を納入し、再発行の手続きをとってください。学生証は在学期間中使用し、毎年度更新いたします。

5 在学証明書

在学証明書は、健康保険証（遠隔地被扶養者証）の新規作成や継続をする時、あるいは保護者の勤務先の所得税控除等に使用される場合があります。

1 号館 1 階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。

6 成績証明書

成績証明書は就職する場合や、奨学生の申請をする場合に必要になります。

1 号館 1 階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。

7 卒業見込証明書

卒業見込証明書は、3年生修了時点で卒業要件を90単位以上修得済みでなければ発行できません。

1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用し、発行を受けてください。

8 人物証明書

人物証明書は、就職試験を受ける場合等に必要になることがある書類で、原則として直接本人と面接したうえで作成、発行されます。

教務部前（1号館1階）の証紙販売機で求めた証紙を、「各種証明書申込用紙」に貼付し、キャリアセンターキャリア支援課に申し込んでください。

9 通学証明書

通学証明書は、通学に必要なJR、地下鉄、市営バス、民間バスの定期乗車券を購入するために交付される証明書で、学生生活支援センター学生生活支援課で必要な学生に発行します。JR定期券をその年度で初めて購入する際には、『通学定期乗車券発行控』と学生証を持参のうえ、定期券発売所で購入してください。仙台市営バス・宮城交通バス・仙台市営地下鉄を利用する場合、本人が購入する場合に限り、学生証を提示して、定期券発売所で購入してください。

10 実習用通学定期乗車券発売申請書

本学の指定学校等への実習のために、実習用通学定期乗車券を購入する場合は、この申請書が必要になります。

手続きについては、学生生活支援センター学生生活支援課までお問い合わせください。

11 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

① 学割証は、学生の修学上の経済負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。JRを利用し、乗車区間が片道100kmを超えて、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認めた場合に発行されます。

- ・ 休暇、所用による帰省。
- ・ 実験実習等の正課の教育活動。
- ・ 大学から認められた特別教育活動または体育、文化に関する正課外の教育活動。
- ・ 就職または進学のための受験等。
- ・ 大学から認められた見学または行事への参加。
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理。
- ・ 保護者の旅行の随行。

② 学割証は、1号館1階エレベータ前およびステーションキャンパスに設置されている証明書自動発行機を利用してください。

③ 不正使用（他人への譲渡、貸与等）および誤用（有効期限切）等は、本学学生全体に対する信用にかかわり、以後の発行に支障をきたしますので十分注意して利用してください。

また、長期休業前は混雑が予想されますので余裕をもって交付を受けてください。

12 学生団体旅行割引

学生団体旅行割引は、ゼミ、課外活動等の15名以上の団体で、教職員に引率され、合宿または遠征等の場合に利用できます。申し込みには、学長の証明が必要です。駅、旅行センター等の窓口で「団体旅行申請書」用紙の交付を受け、合宿、遠征計画書を添えて学生生活支援課に提出し、証明を受けてください。なお、割引率は普通旅客運賃の50%引き（引率者は30%引き）です。

VI

図書館

図書館の使用方法

開館日および開館時間

■ 本館（国見キャンパス）

【 平 日 】 9：00 ～ 19：15

【 土 日 】 9：00 ～ 17：00

*ただし、授業期間外において学務行事のない日は

【 平 日 】 9：00 ～ 17：00

【土・日・祝日】 休館

■ 分室（welcom 21）

【 平 日 】 11：00 ～ 19：00

*ただし、授業期間外において学務行事のない日は

【 平 日 】 11：00 ～ 17：00

■ 休館・休室日

- ・日・祝日
- ・授業期間外において学務行事のない土
- ・入学式、卒業式
- ・入学試験日
- ・夏季・冬季・春季各休業中の一定日

・図書館のホームページを活用しましょう。
ホームページでは、図書館カレンダーやサービスのほか、臨時休館、
時間変更などの最新情報を確認することができます。

図書館HP



※開館日および開館時間は年度途中に変更することがあります。

入退館（本館）

入退館には学生証が必要です。学生証をカードリーダーにタッチし、バーを押してください。

- ・退館時にアラームが鳴った場合は図書館員までお申し出ください。

資料の探し方

■ OPAC（オーパック）での検索

本学の図書館では多くの資料を所蔵しています。それらの資料を検索するためにOPAC（Online Public Access Catalog）があります。

どのような資料があるか、その資料がどこにあるのかを知ることができます。

OPAC



貸出・返却

■ 貸 出

《貸出冊数と期間》

10冊 14日間（この他にベストセラー5冊を14日間借りられます。）

学生証と借りたい資料をカウンターに提示してください。

- ・返却期限日を過ぎた貸出資料がある場合は貸出できません。
- ・貸出できない資料もあります。

■ 返 却

カウンターまたは返却ポストに資料を返却してください。

- ・その日のうちに他の資料の貸出を希望する場合は、カウンターに返却してください。
- ・返却ポストは、図書館1F入口・1号館1Fおよび分室前にあります。

■ 予 約

利用したい資料が貸出中の場合、その資料を予約し、優先的に利用することができます。

- ・返却期限日を過ぎた貸出資料がある場合は、予約できません。

■ 貸出の延長

貸出の延長を希望する場合は、カウンターへ資料と学生証を持参してください。

- ・予約の入っている資料は、延長できません。
- ・延長できる回数は2回までです。

レファレンス・サービス

3Fカウンターでは、図書館員が本の探し方や、図書館の探し方について相談に応じます。
分からないこと、困ったことがあれば相談してみましょう。

相互利用サービス

本学図書館に所蔵のない資料でも利用することができます。3Fカウンターにご相談ください。

資料をコピーする

図書館内で資料をコピーする場合は「複写申込書（館内）」に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。著作権の範囲内でコピーすることができます。

利用の心得

- マナーを守り、他の利用者の迷惑にならないようにしましょう
- 携帯電話はマナーモードに設定し、通話をご遠慮ください。
- 館内での飲食は禁止です（密閉できる容器での水分補給は可能です）

VII

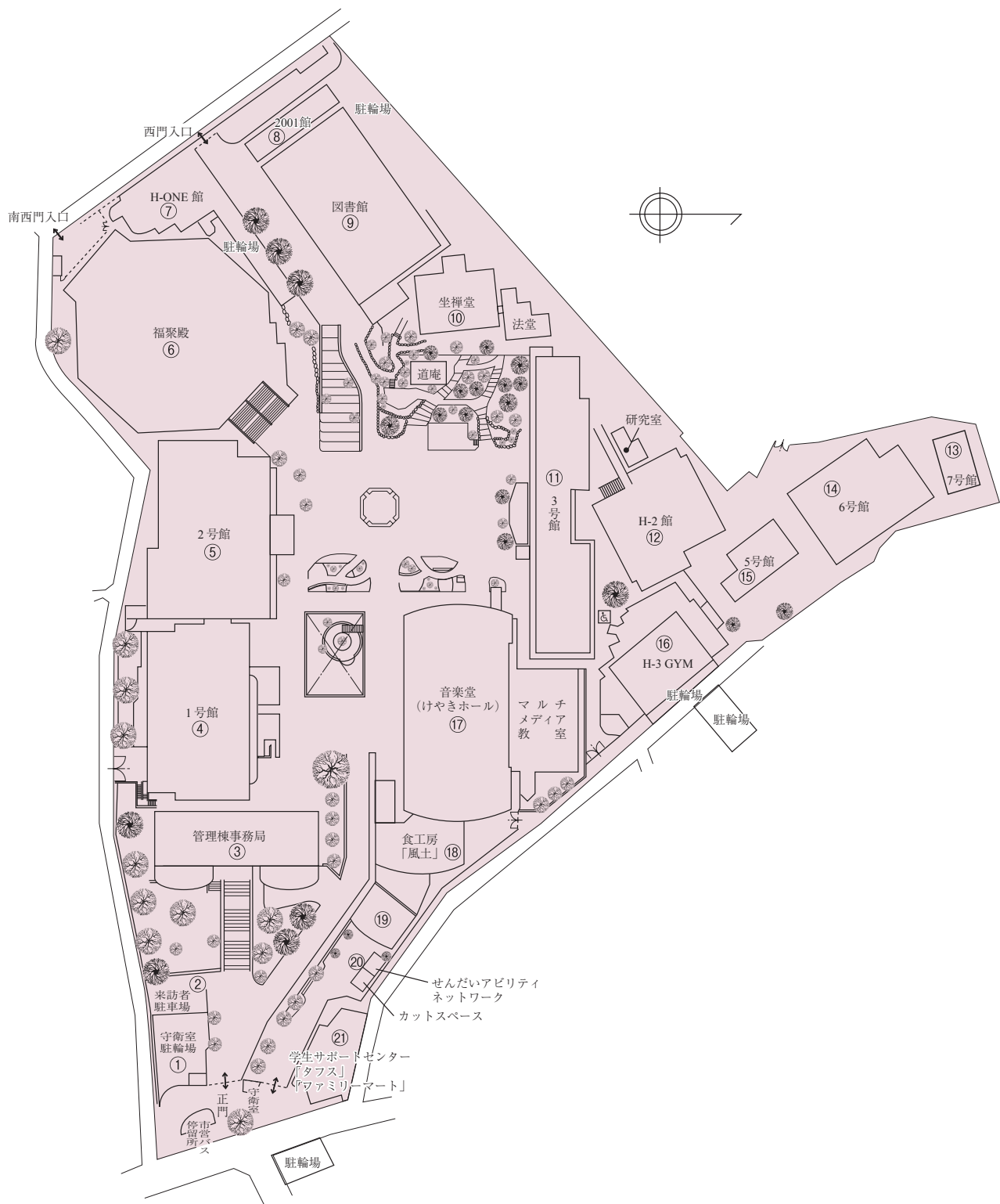
校地・校舎等配置図



令和3年2月現在

東北福祉大学校地・校舎等配置図

1 国見キャンパス(本校地)



①正門守衛室・駐輪場

②来訪者駐車場

③管理棟事務局

- 1階 総務局 総務部（出出勤システム）、
管財部、企画部、IR センター、
入学センター、総務局長室、資料室
- 2階 財務部、資料室、会議室、研究室
国際交流センター、同窓会事務局
- 3階 理事長室、学長室、副学長・教育学部長室、
総合福祉学部長室、秘書室、応接室、
第1・第2会議室、法人室、電話交換室
- 4階 大会議室、中会議室、総合福祉マネジメント
学部長室、ラウンジ、資料室

④1号館

- 地下 ハーモニースクウェア（和の広場）、
学生生活支援センター（学生生活支援課・
ボランティア支援課）、
キャリアセンター（キャリア支援課）、
就職セミナー室、各種資格対策室
- 1階 教務部（教務課・福祉実習支援室・非常勤講
師出出勤）、教育・教職センター
（教職課程支援室）、証明書自動発行機、
証紙販売機
- 2階 120教室、121教室、122教室、
グループ学修室LCSSR、教員研究室
- 3階 130教室、131教室、教員研究室
- 4階 140教室、第1～第4演習室、
教員研究室
- 5階 教員研究室
- 6階 大教室

⑤2号館

- 1階 美術工芸館研究室、収蔵庫、学生休憩室
非常勤講師控室、印刷室、学生相談室、保健室、
ウェルネス支援室、障がい学生支援室、
グループ学修室、スタディエリア
- 2階 220教室、221教室、教員研究室、
第11～第15演習室、観察室1・2、
面接実習室、面接治療室1・2、ビデオ学習室
- 3階 230教室、231教室、232教室、
第16～第22演習室
- 4階 集団実験室1・2、行動実験室、行動観察室、
実験準備室、工作室、情報処理室、実験室1～5、
臨床面接室、ポリグラフ室1、
防音室1・2、印刷室、暗室1、
資料室1～4、機材室、空調室、教員研究室
- 5階 美術工芸館受付、展示室1・2、ロビー、
収蔵庫、館長室、事務室、オープンスペース
- 6階 展示室3・4・5、美術工芸館研究室
収蔵庫、展示コーナー

⑥福聚殿

- 1階 ホール（学生食堂1-8-1ホール・
軽食コーナー）、パウダールーム
学習ホール、ピアノレッスン室、ピアノ室1・2
- 2階 アリーナ、トレーニングルーム、
ミーティングルーム、教員研究室
- 3階 トレーニングルーム、体育教官室兼応接室

⑦H-ONE館

- 1階 ステージ、ホール、小ホール、部室、部庫
- 2階 守衛室、部活動室、部庫、考古学資料室、
教員研究室
- 3階 教員研究室、部活動室、部庫、文化会幹事会、
体育会幹事会
- 4階 教員研究室、部庫

⑧2001館

- 2階 2121教室、2122教室
- 3階 2131教室、2132教室
- 4階 教員研究室

⑨図書館

- 1階 ホール、ブラウジングルーム、書庫、
積層書庫（1階～4階）、書籍売店（国見堂）
- 2階 事務室、閲覧室、AVブースコーナー、
パソコンコーナー
- 3階 閲覧室、貴重書庫

⑩坐禅堂（仏教文化研究所）・法堂（1階/臨床美術実習室）・道庵（茶室）

⑪3号館

- 1階 310教室（入浴実習室・介護実習室）、
311教室、312教室、CALL準備室、
313教室（リトミック室）、
男子・女子更衣室、学生自習室、
ロッカー室、学習ホール、パウダールーム
- 2階 320教室（コンピュータ実習室Ⅰ）、
321教室、322教室（小児保健実習室）、
323教室
- 3階 330教室（コンピュータ実習室Ⅱ）、
331教室、332教室、333教室
- 4階 340教室（図画・工作室）、341教室、
342教室（美術室）

⑫H-2館

- 1階 家政実習教室（調理・被服教室）、
看護多目的実習室2・3
- 2階 ピアノ室3、ピアノレッスン室1～8、
教員研究室、看護技術実習室2、
看護実習準備室
- 3階 教員研究室、看護シミュレーション実習室、
看護多目的実習室1、看護技術実習室1

⑬7号館

- 1階～2階 臨床心理相談室
- 3階 教員研究室

⑭6号館

- 1階 看護資料教材室、教員駐車場
- 2階～3階 教員駐車場
- 4階 641教室、642教室、教員研究室
- 5階 651教室、652教室、教員研究室

⑮5号館

- 1階 理科実験室、実験準備室、第6・第7演習室
- 2階 教員研究室、第8演習室
- 3階 教員研究室、第9演習室

⑯H-3GYM

- 地下 男子更衣室
- 1階 教員研究室、女子更衣室、トレーニングルーム

⑰音楽堂（けやきホール）

- 地下2階 職員駐車場
- 地下1階 学生生活支援センター、
各部・各課揭示場、教員研究室、
けやきホール（事務室・ピアノ室4・5・
楽屋・控室）、実学臨床教育推進室、
防災士研修室、Fショップ、地下広場
- 1階 けやきホール（客席）、マルチメディア
教室1・2、SANB型支援所
- 2階 調光・映像室、音響調整室、倉庫

⑱食工房「風土」

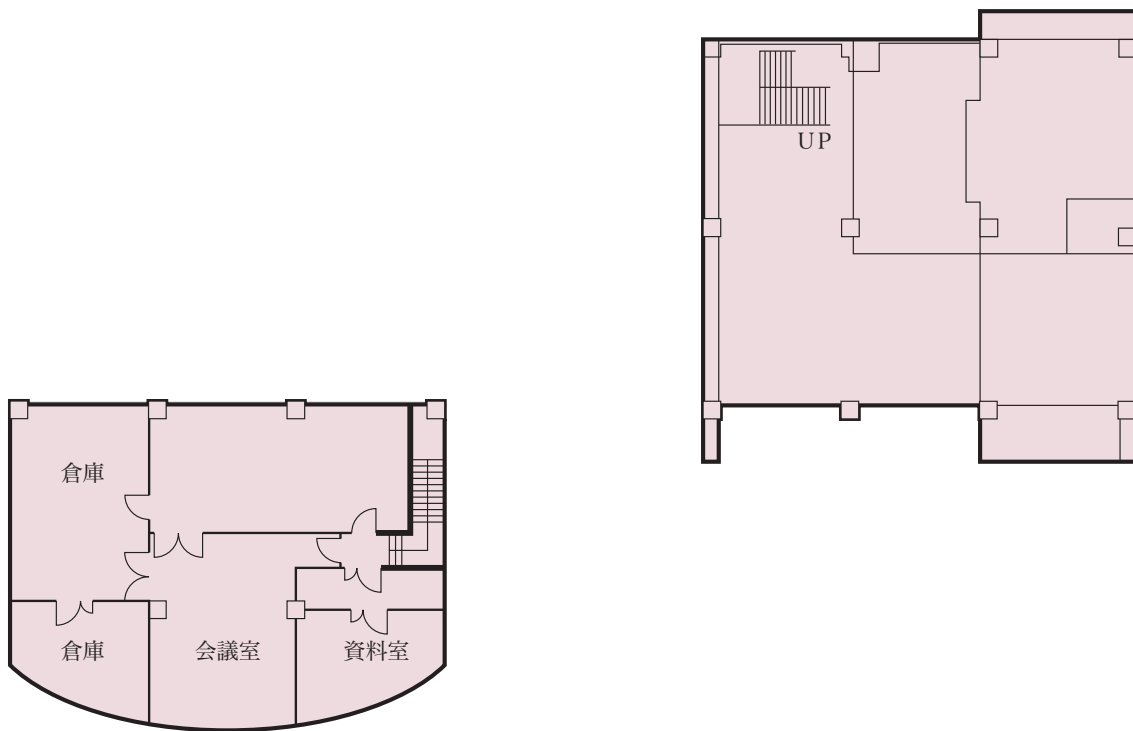
⑲情報センター、PC21支援室

⑳カットスペース、せんだいアビリティネットワーク

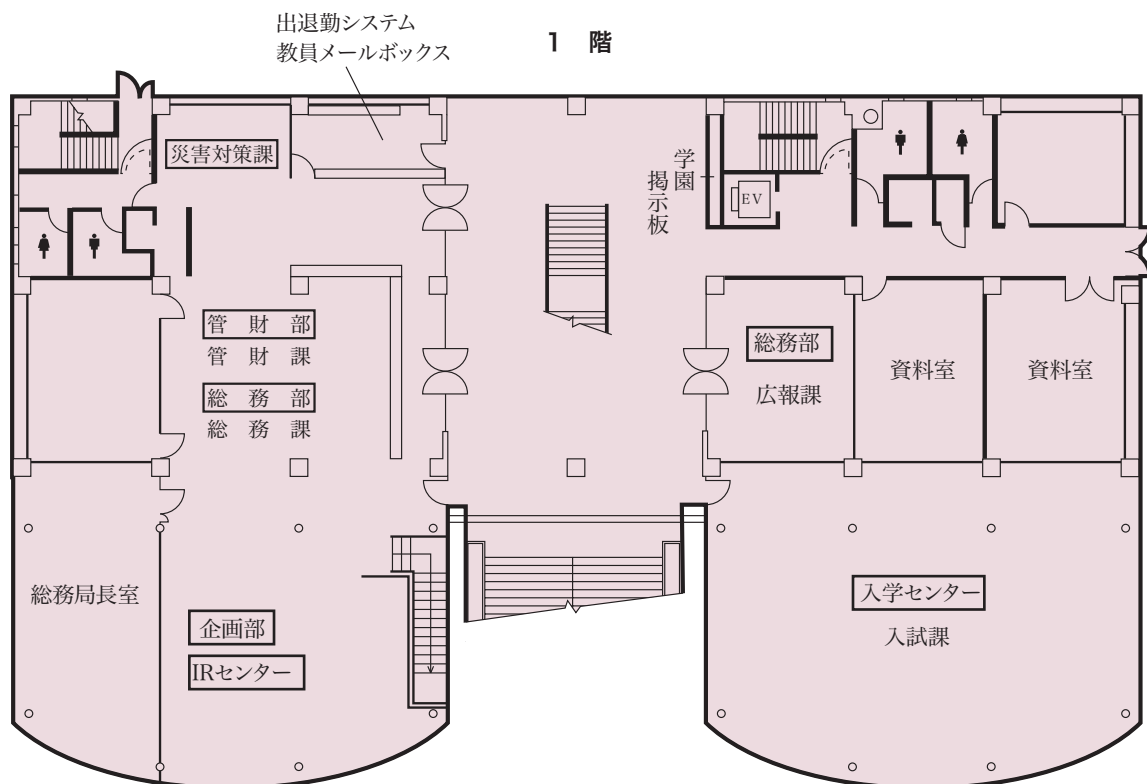
㉑学生サポートセンター
「タフス」「ファミリーマート」

管理棟事務局

地 階



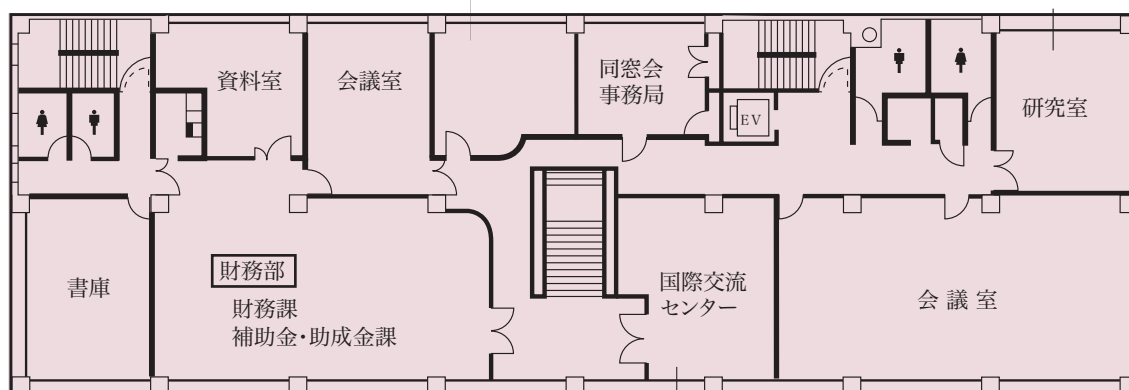
1 階



管理棟事務局

2 階

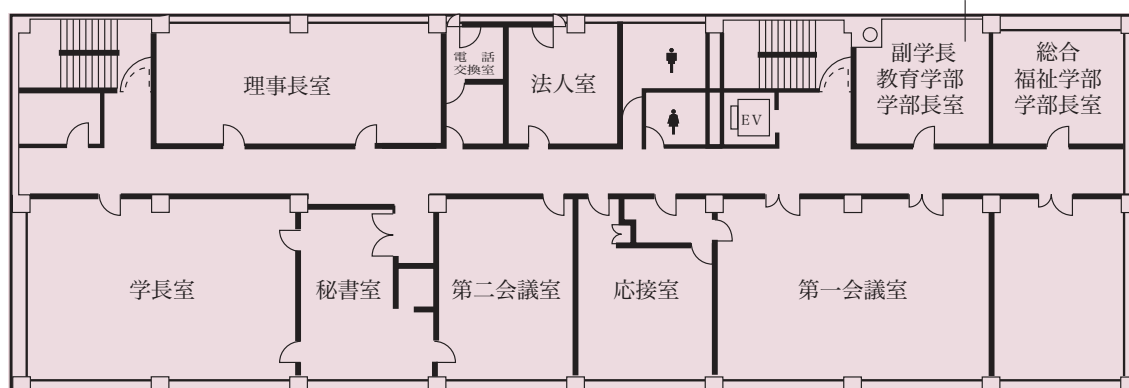
佐藤牧人教授
岩寺良太教授



田鎖楠奈助手

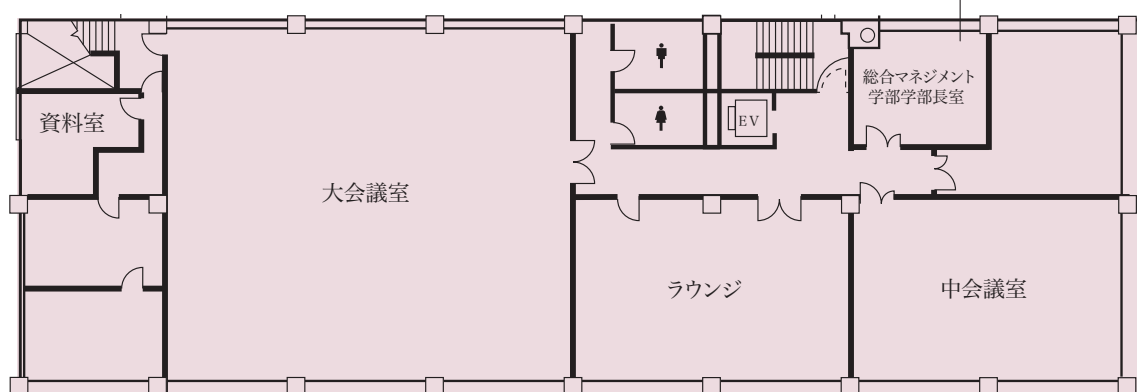
3 階

寺下 明教授



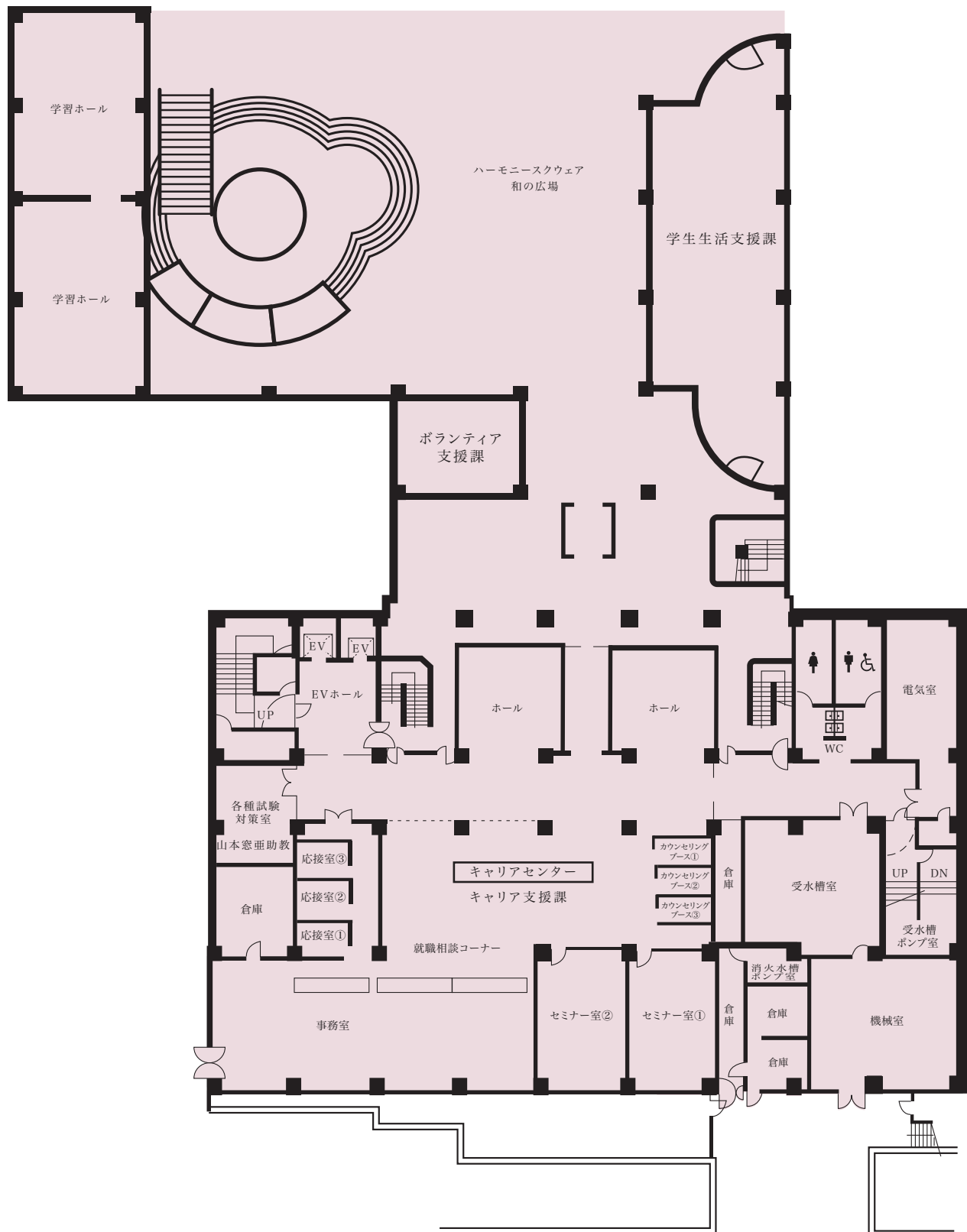
4 階

岡 正彦教授



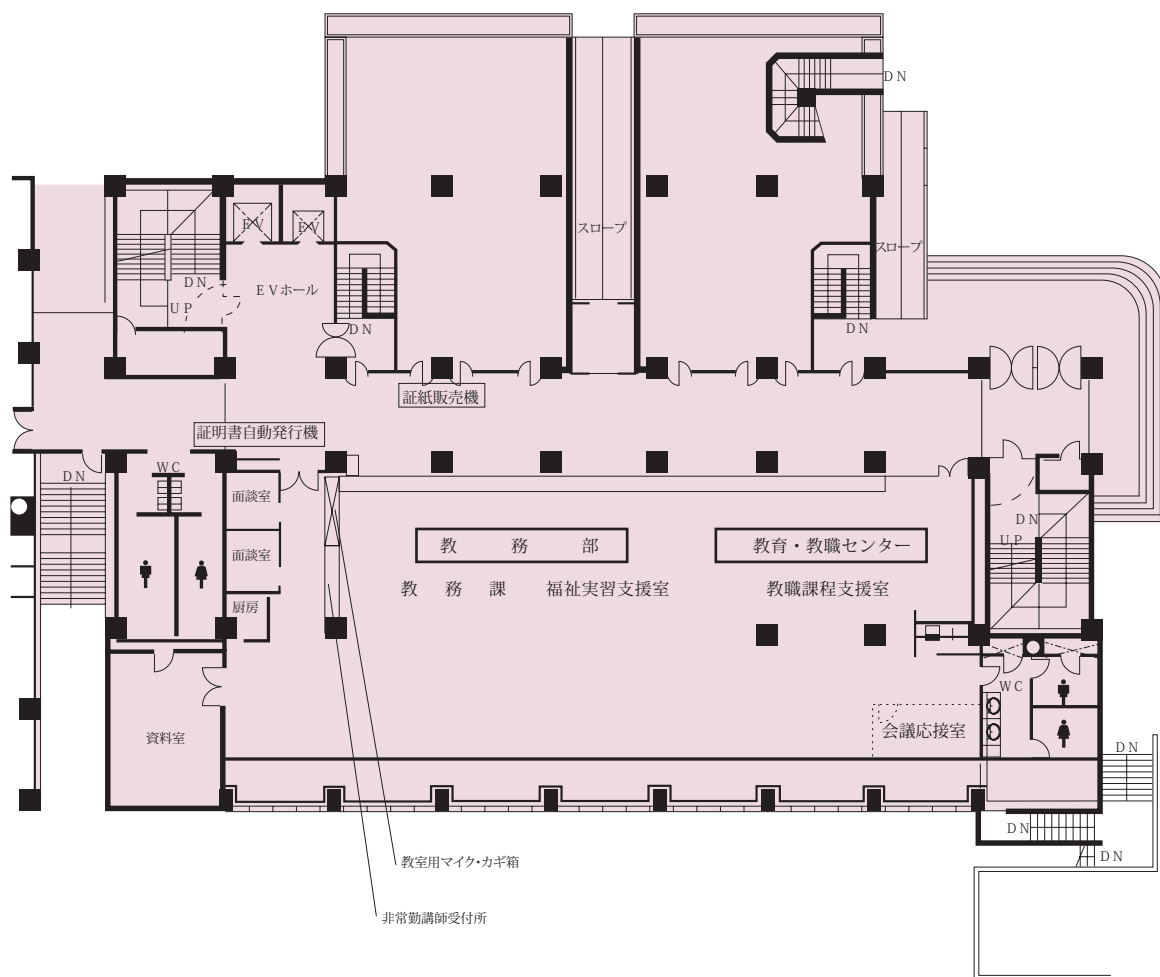
1 号 館

地 下



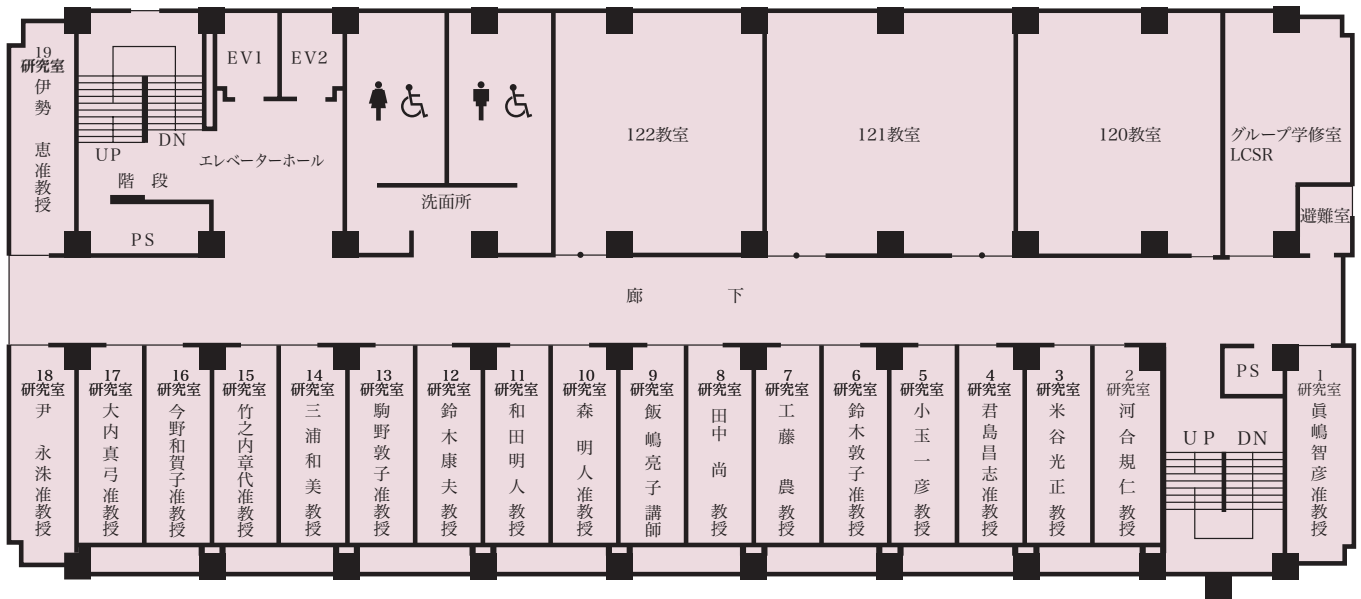
1 号 館

1 階

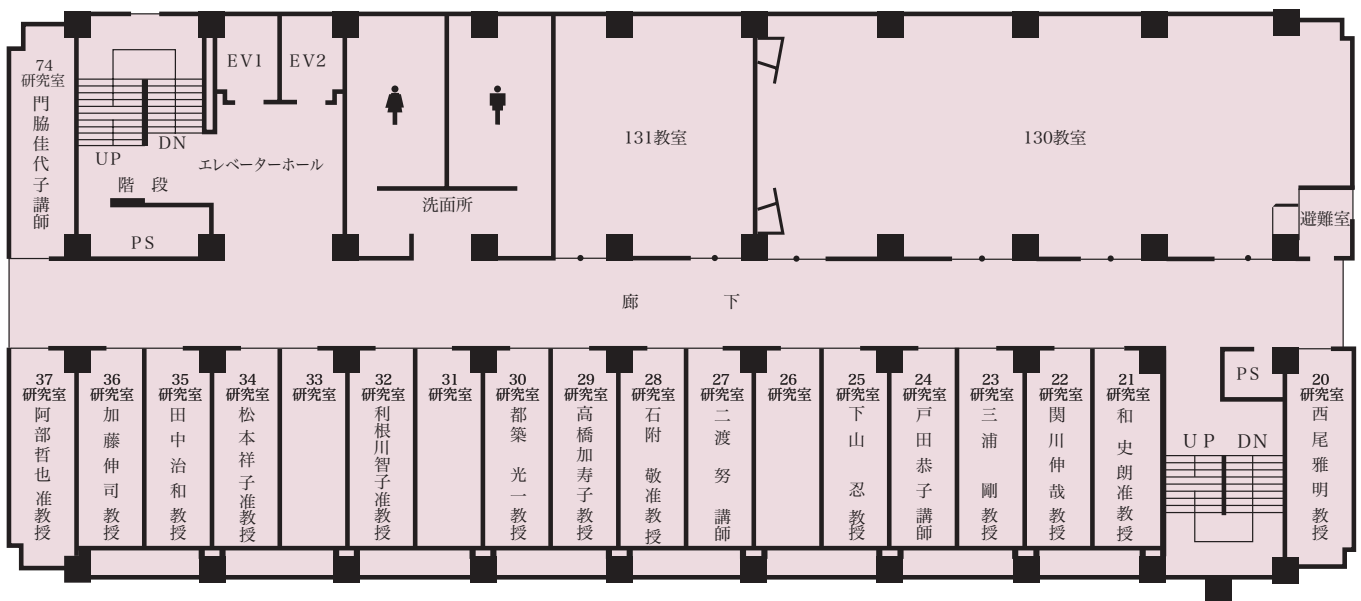


1 号 館

2 階

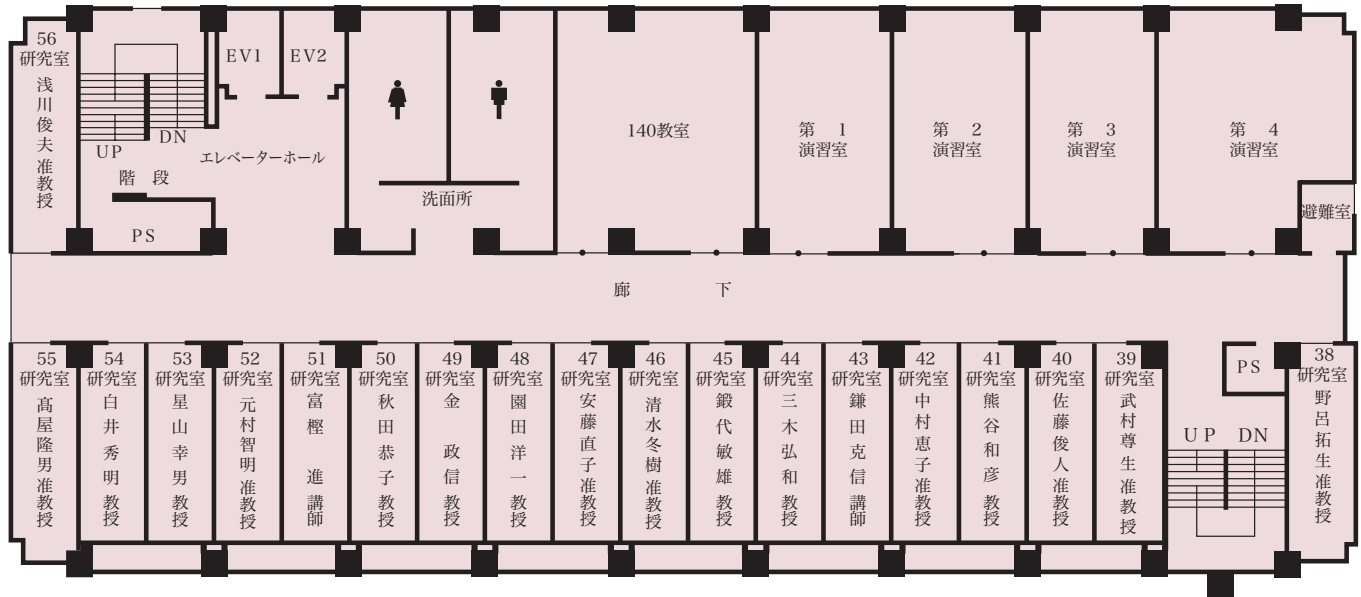


3 階

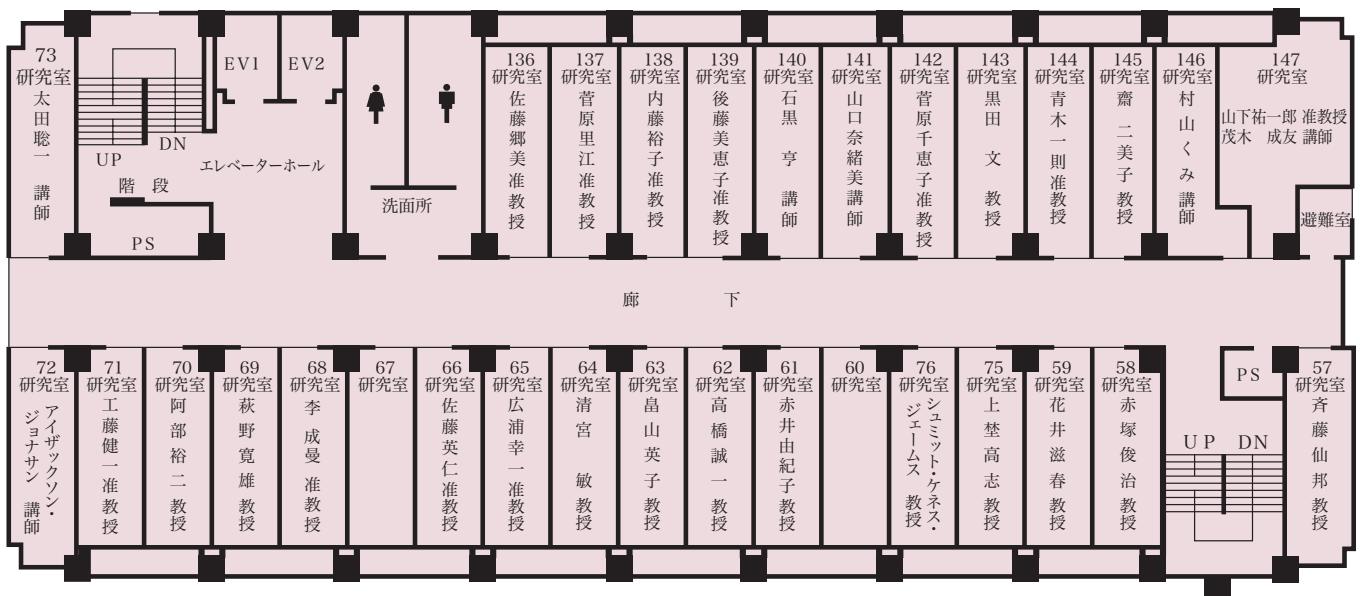


1 号 館

4 階

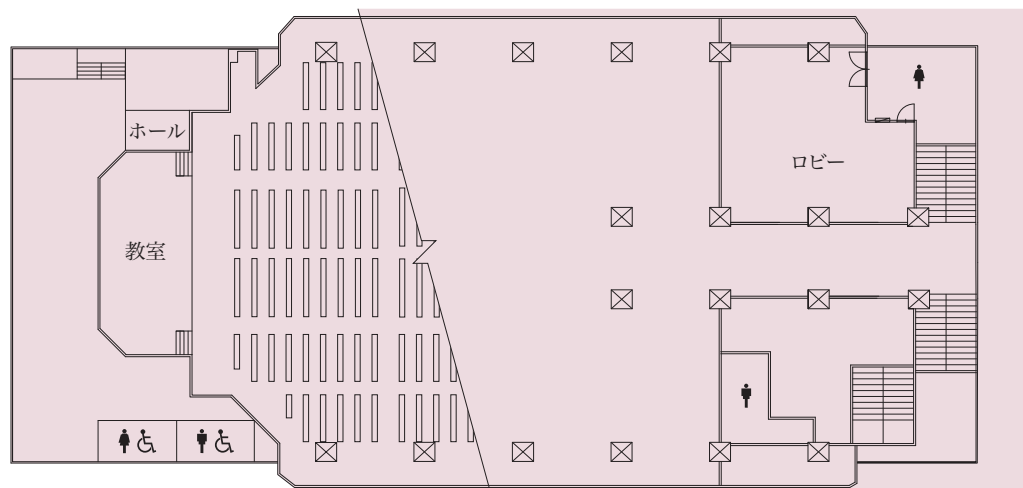


5 階

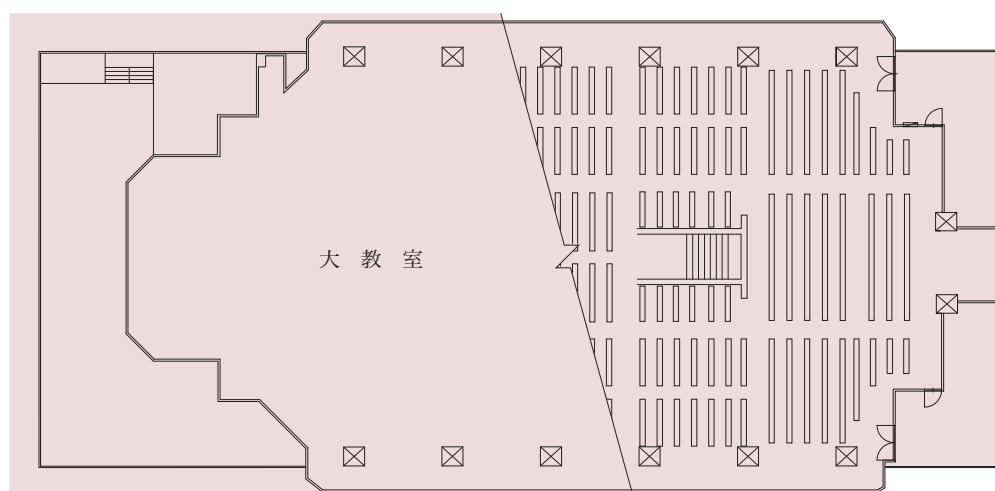


1 号 館

6 階

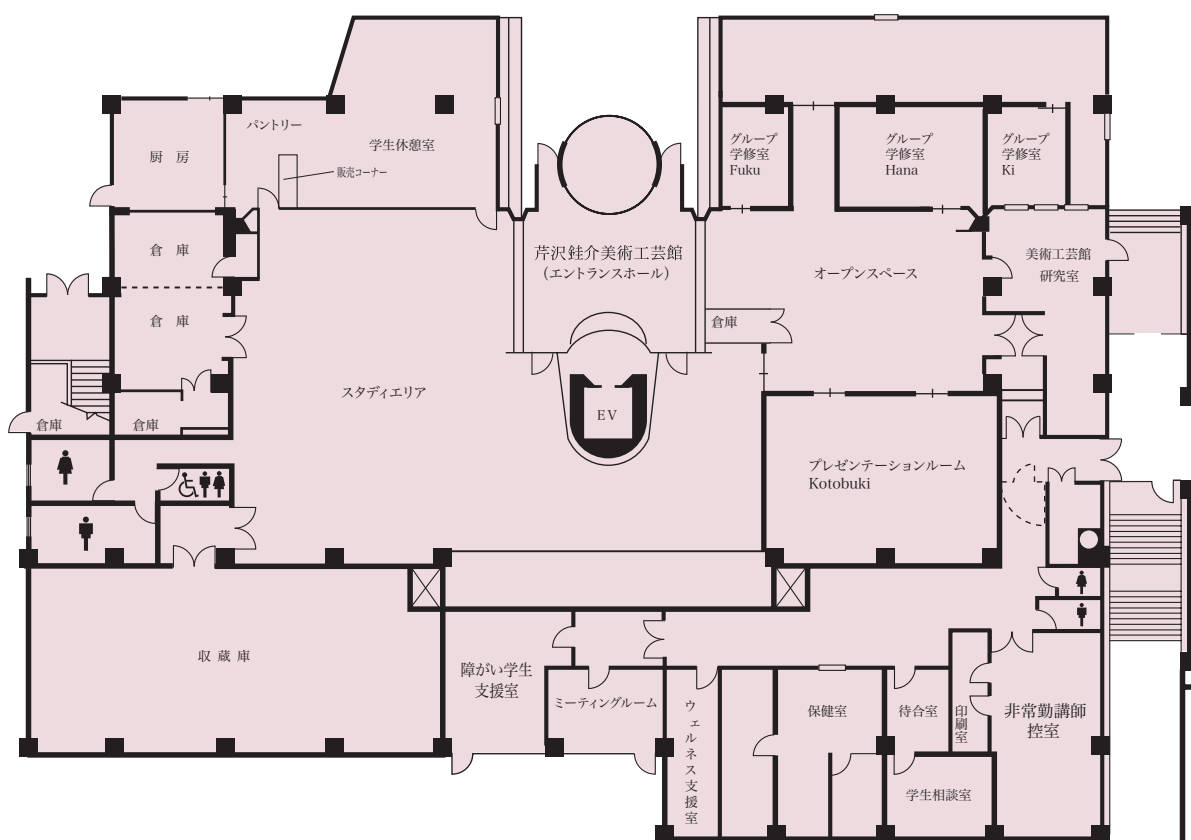


7 階

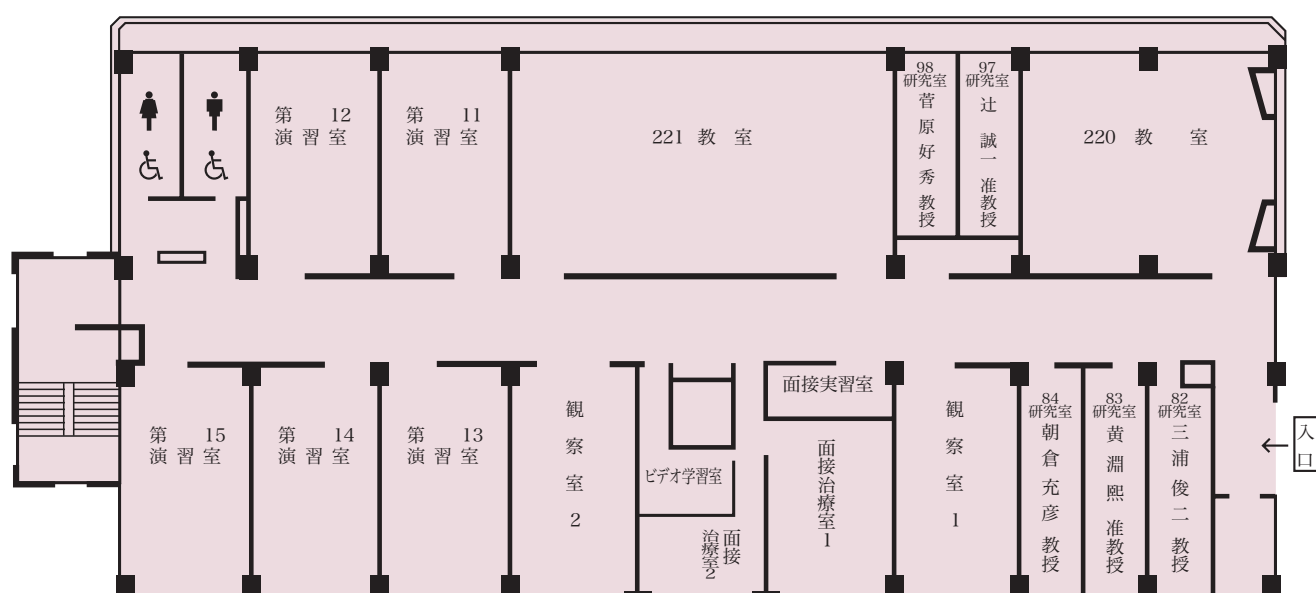


2 号 館

1 階

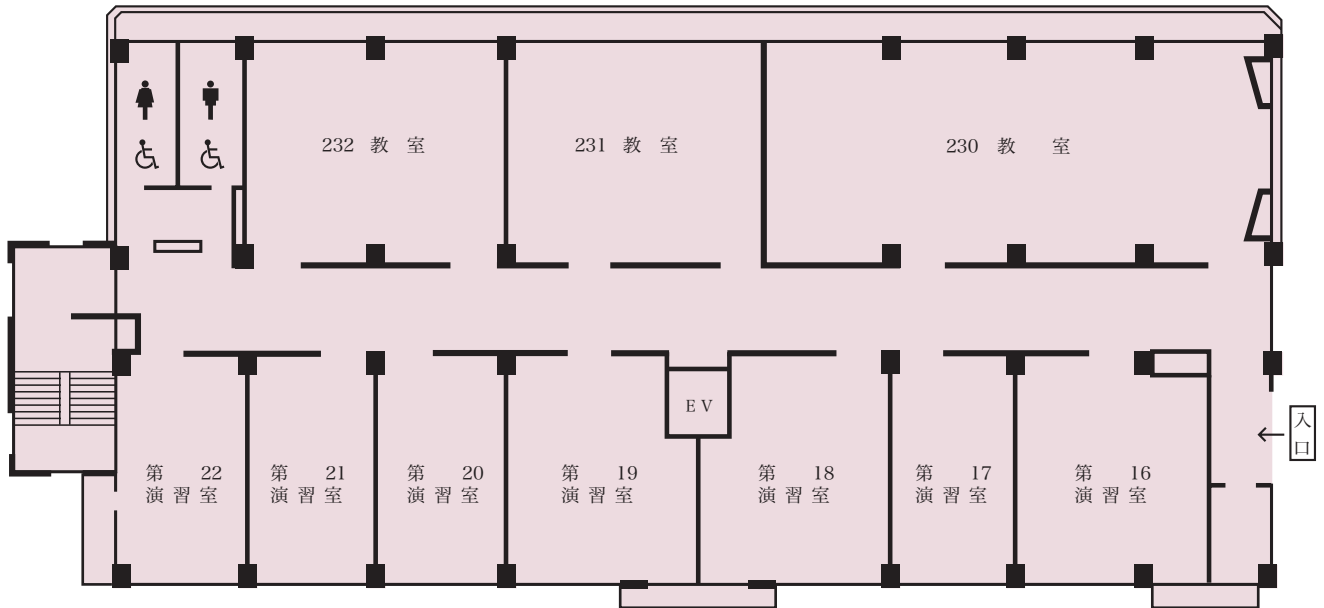


2 階

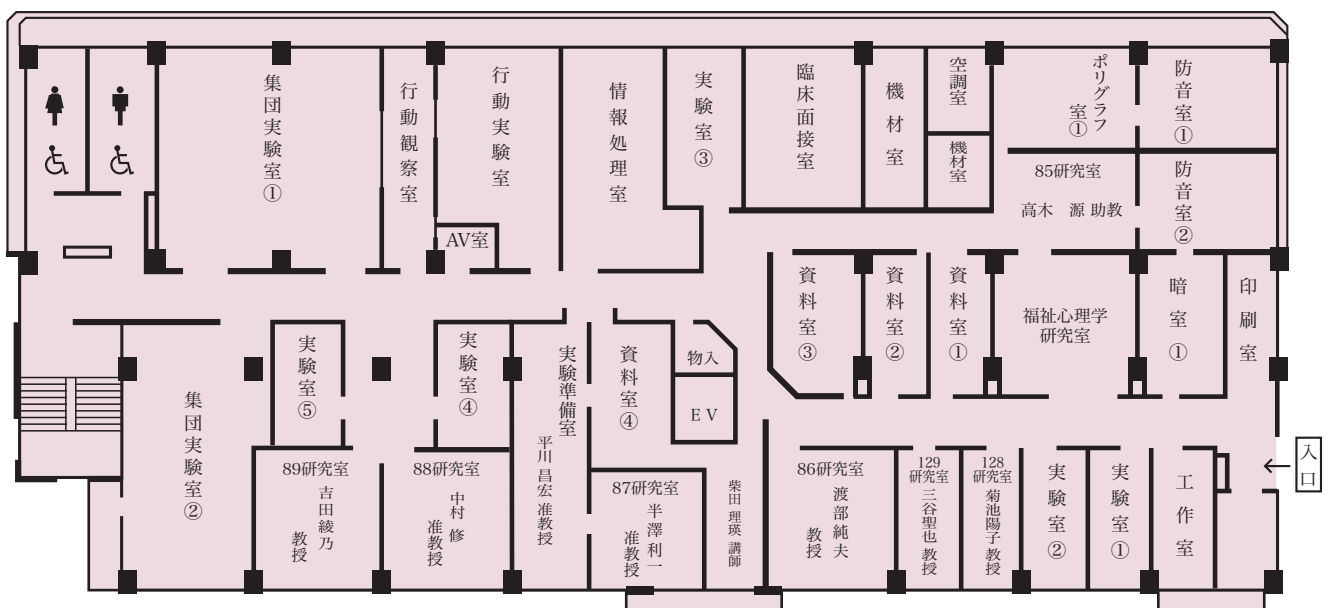


2 号 館

3 階

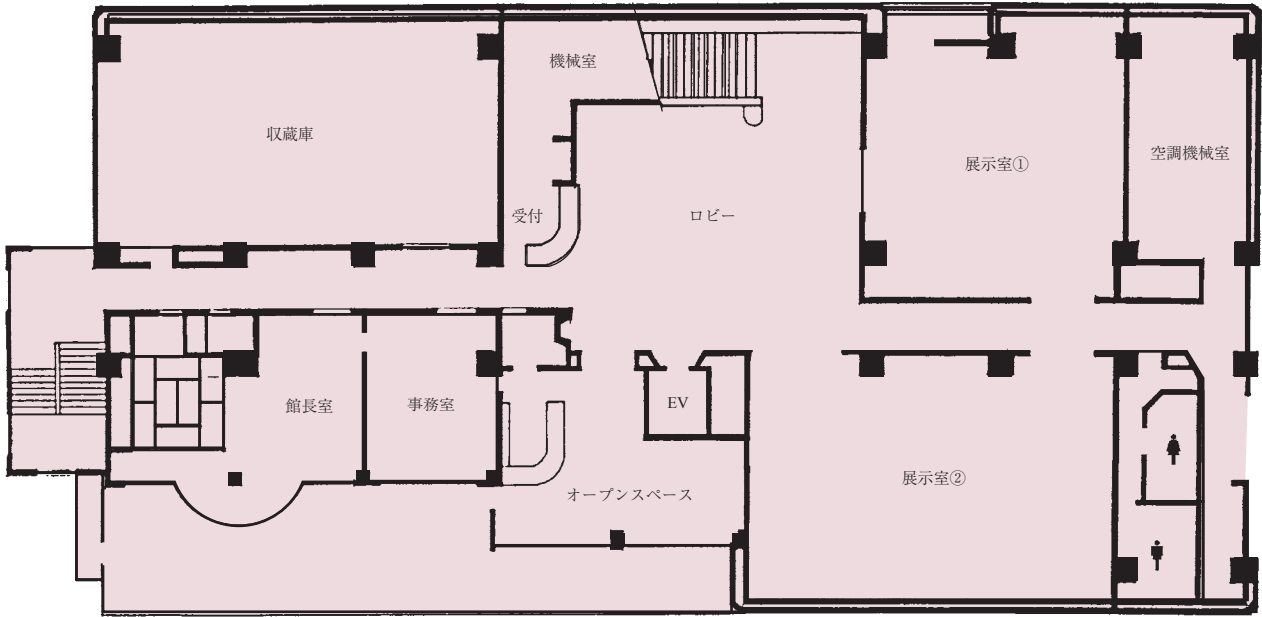


4 階

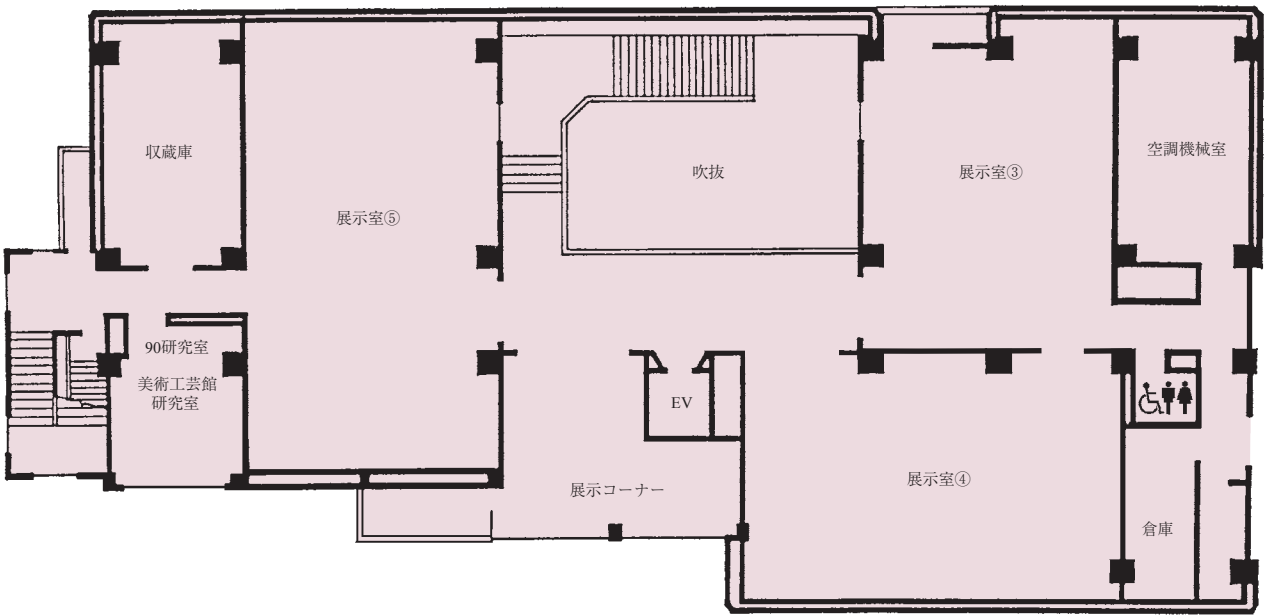


2 号 館

5 階（芹沢銈介美術工芸館）

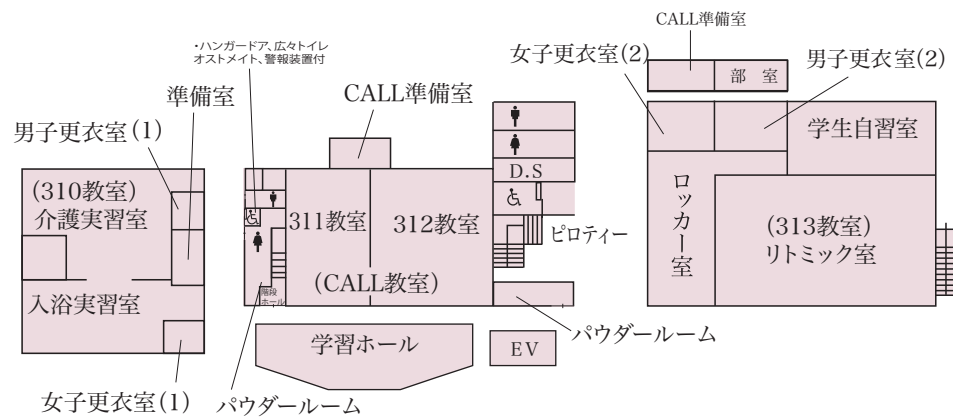


6 階（芹沢銈介美術工芸館）

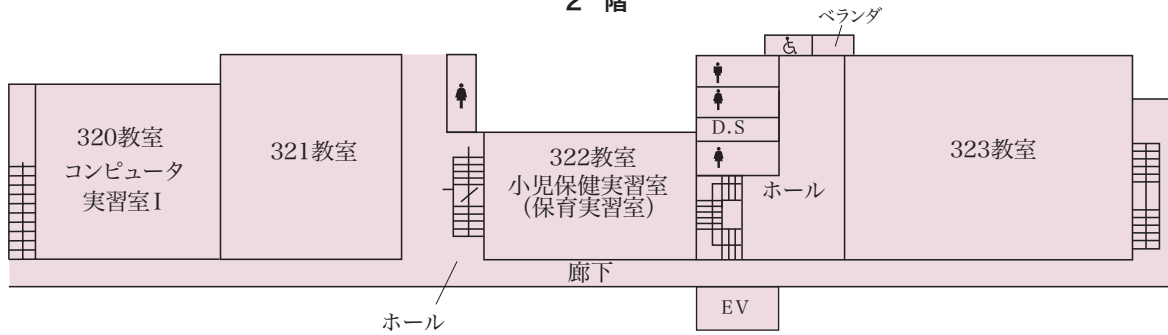


3 号 館

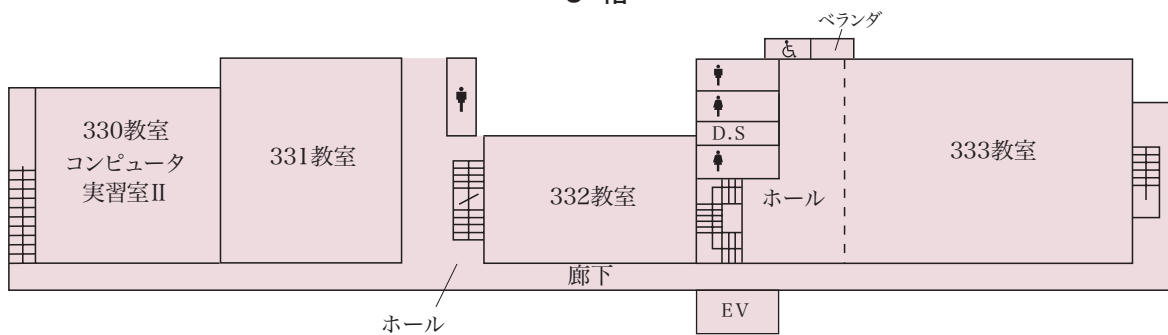
1 階



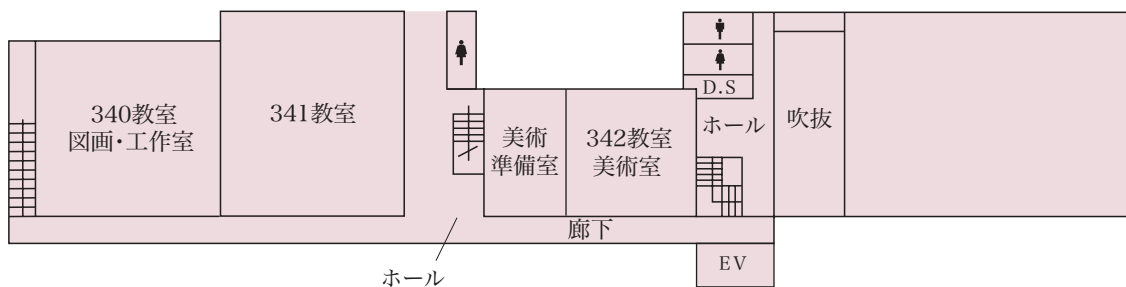
2 階



3 階



4 階



5 号 館

1 階



2 階

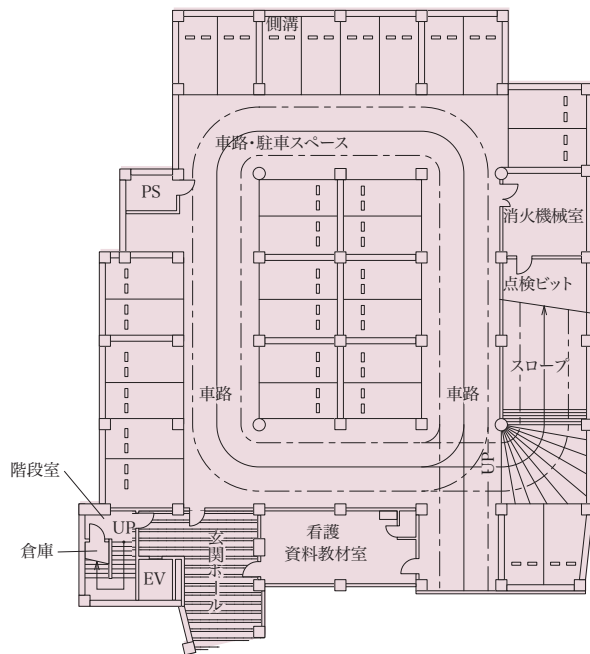


3 階

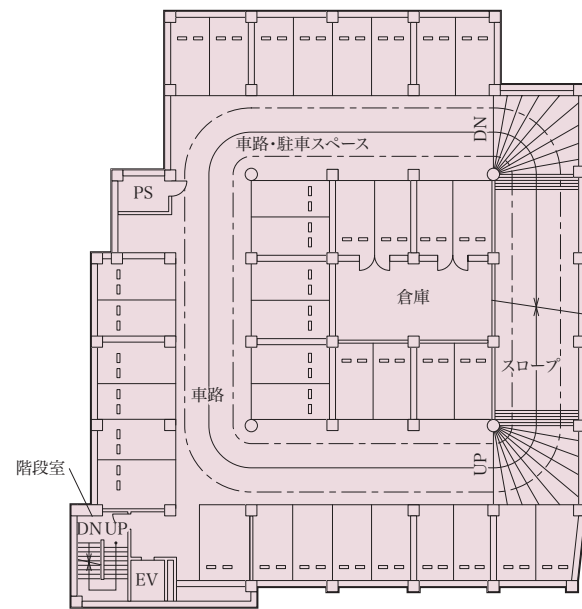


6 号 館

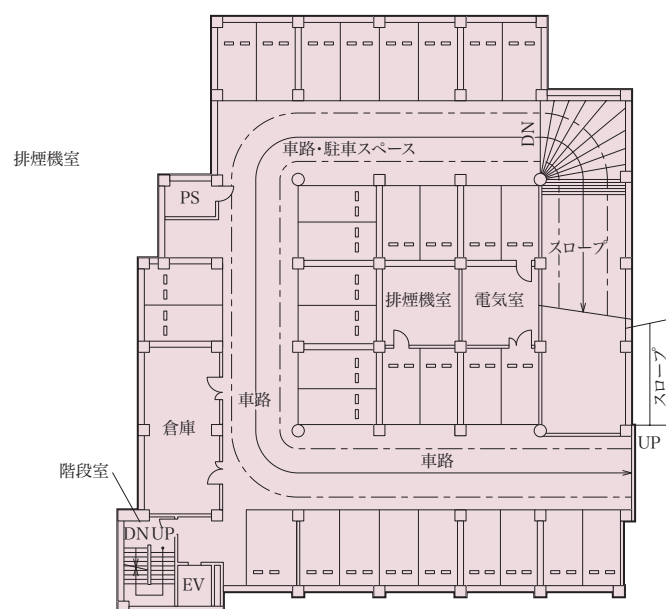
1 階



2 階

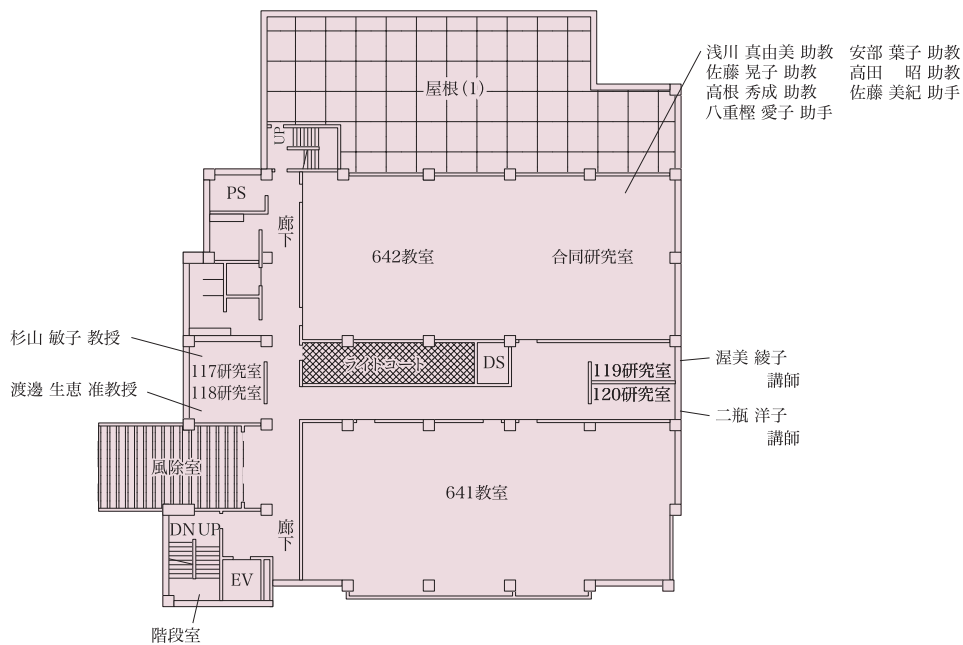


3 階

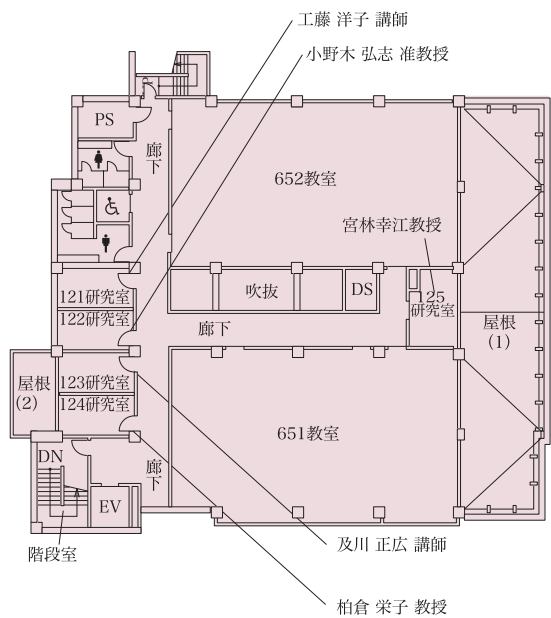


6 号 館

4 階

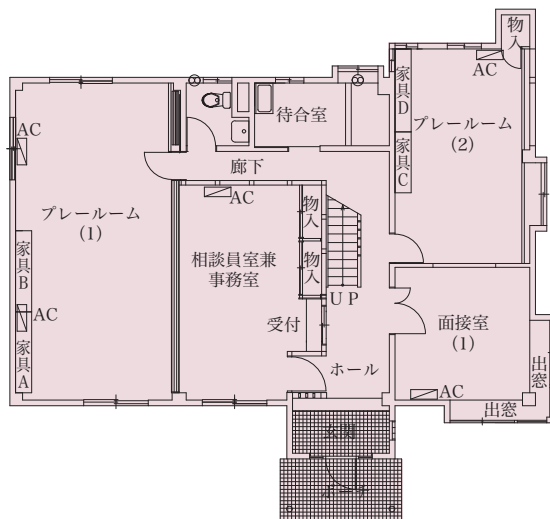


5 階

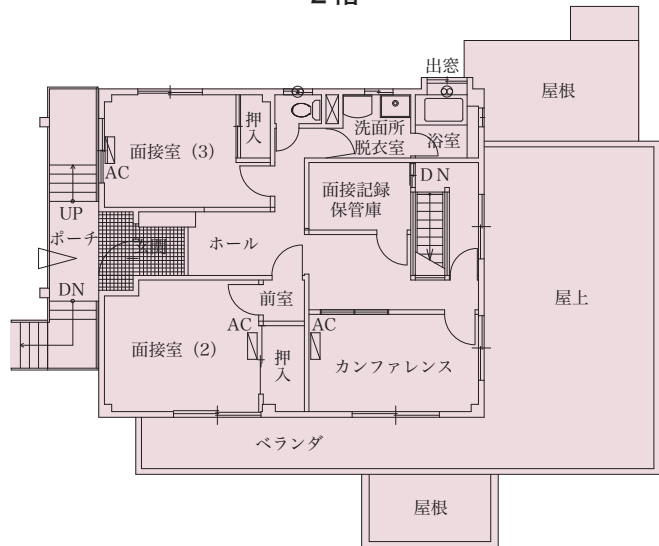


7 号 館

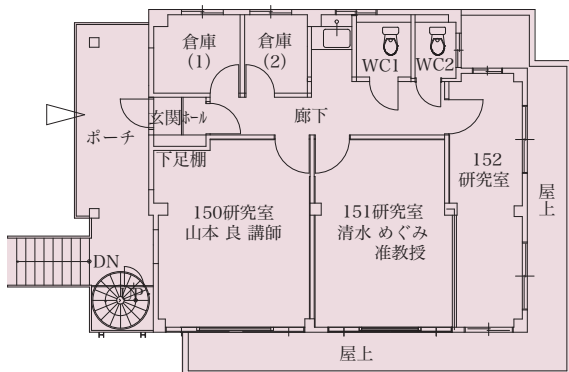
1 階



2 階

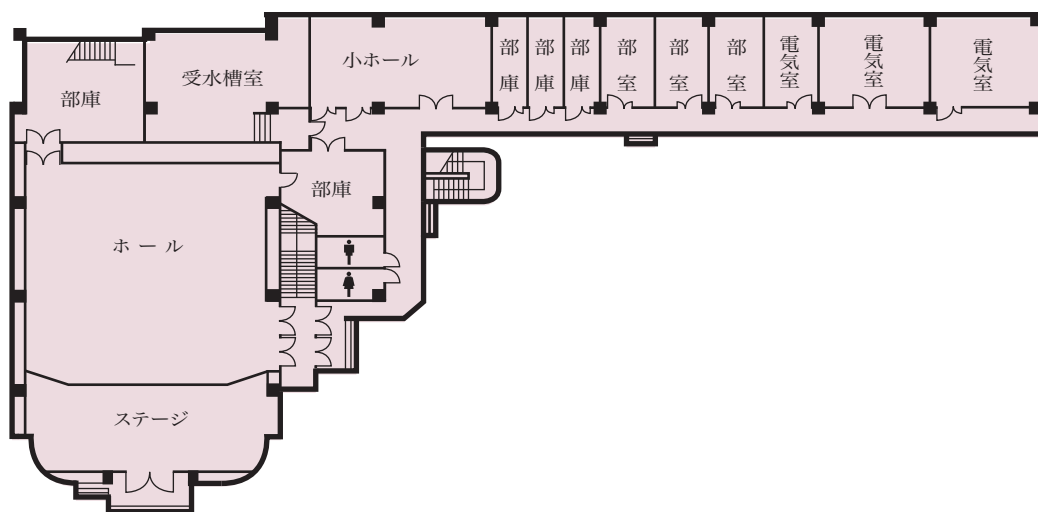


3 階

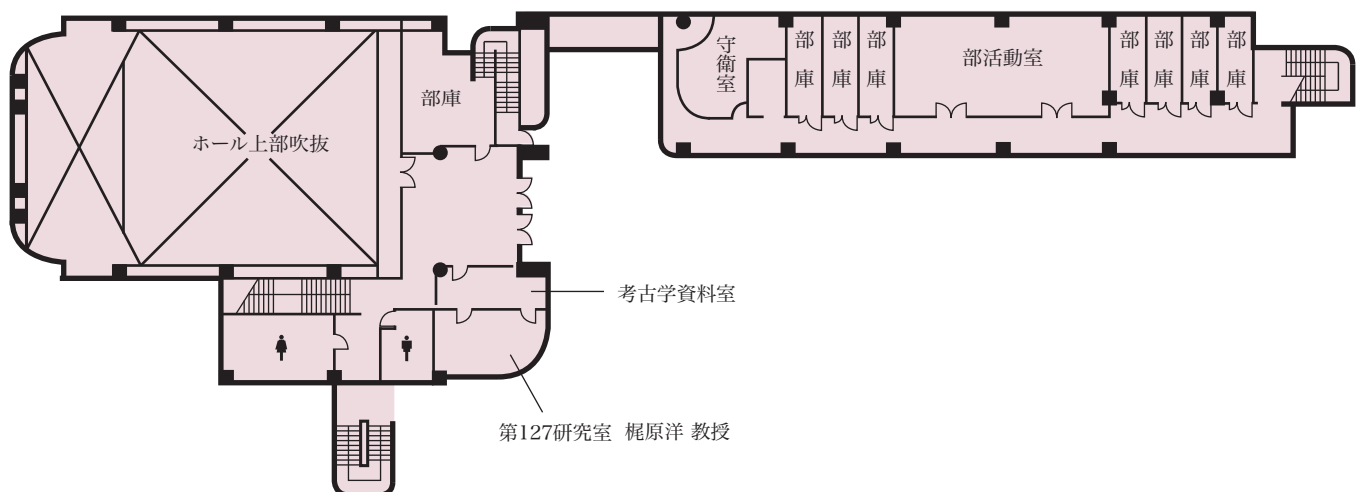


H-ONE館(課外活動棟)

1 階

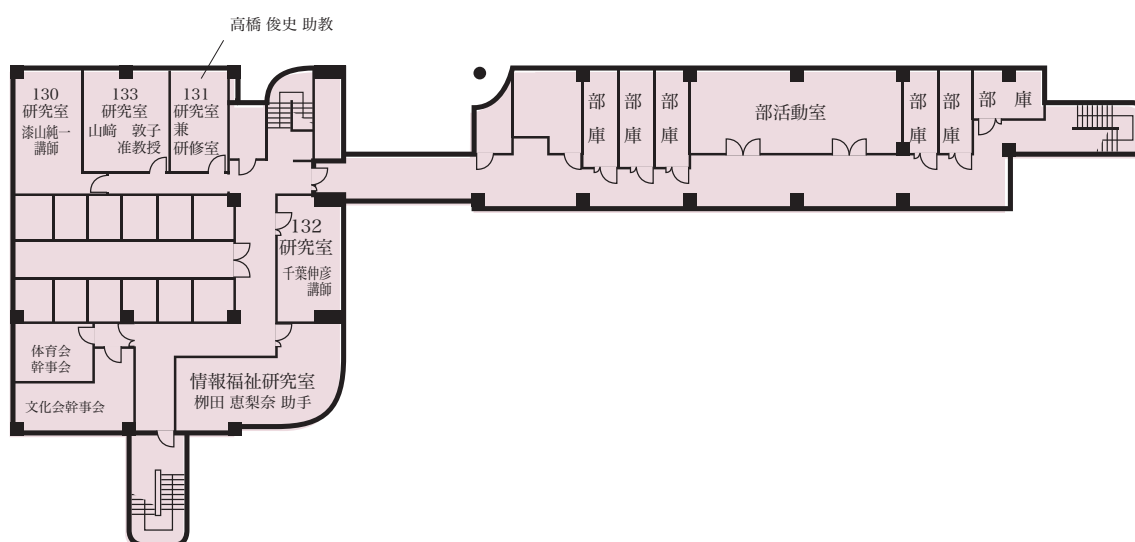


2 階

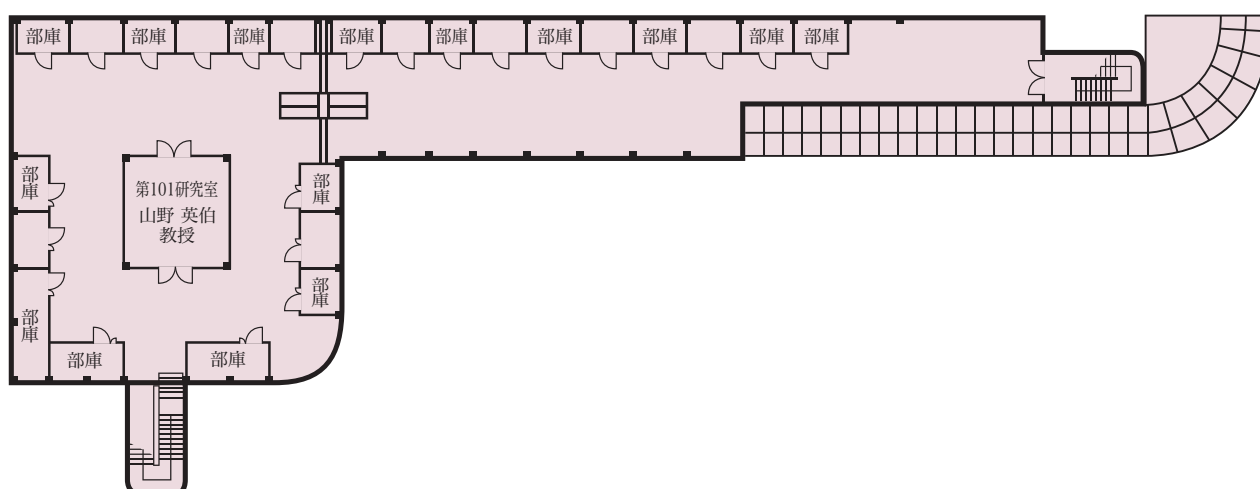


H-ONE館(課外活動棟)

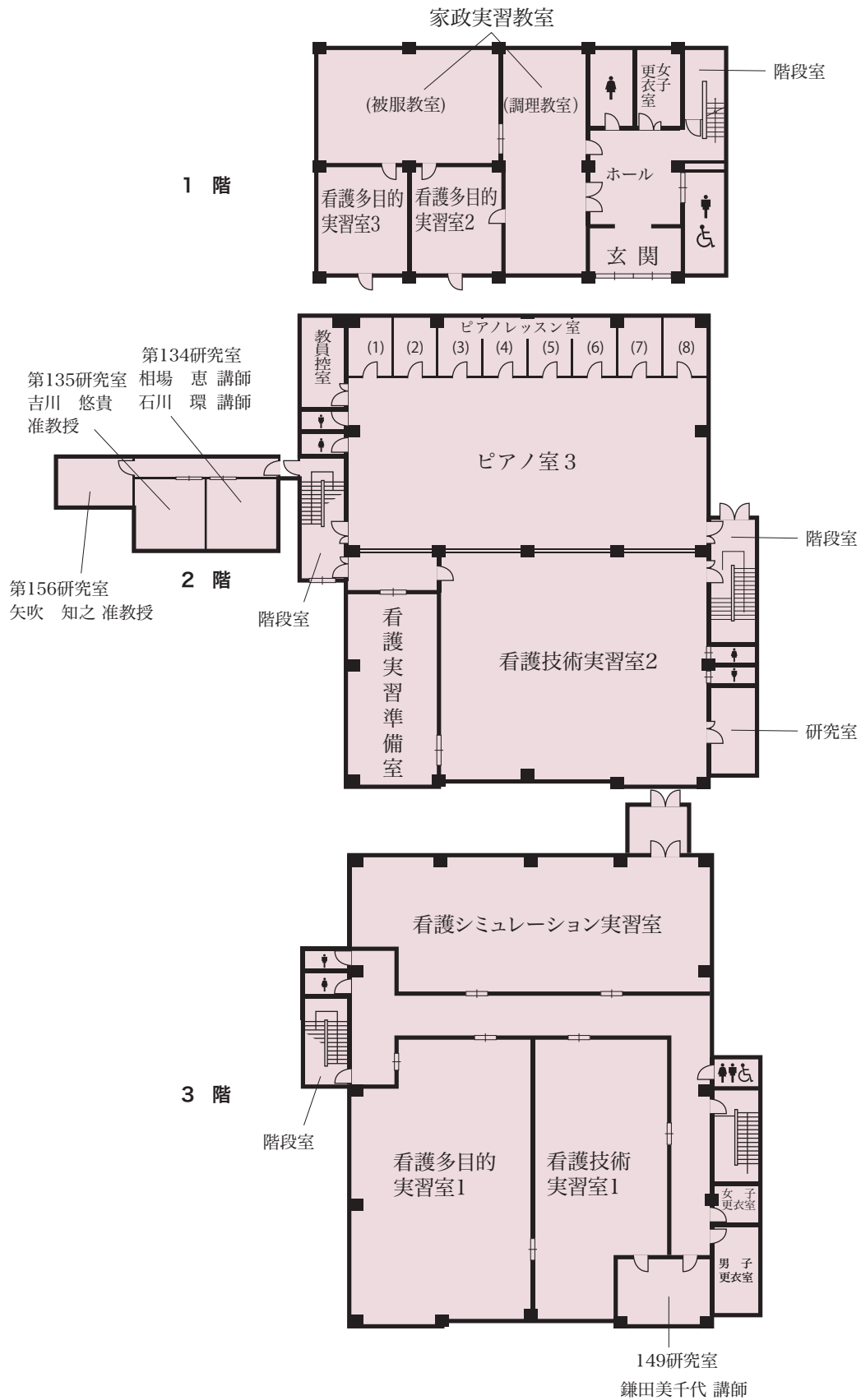
3 階



4 階

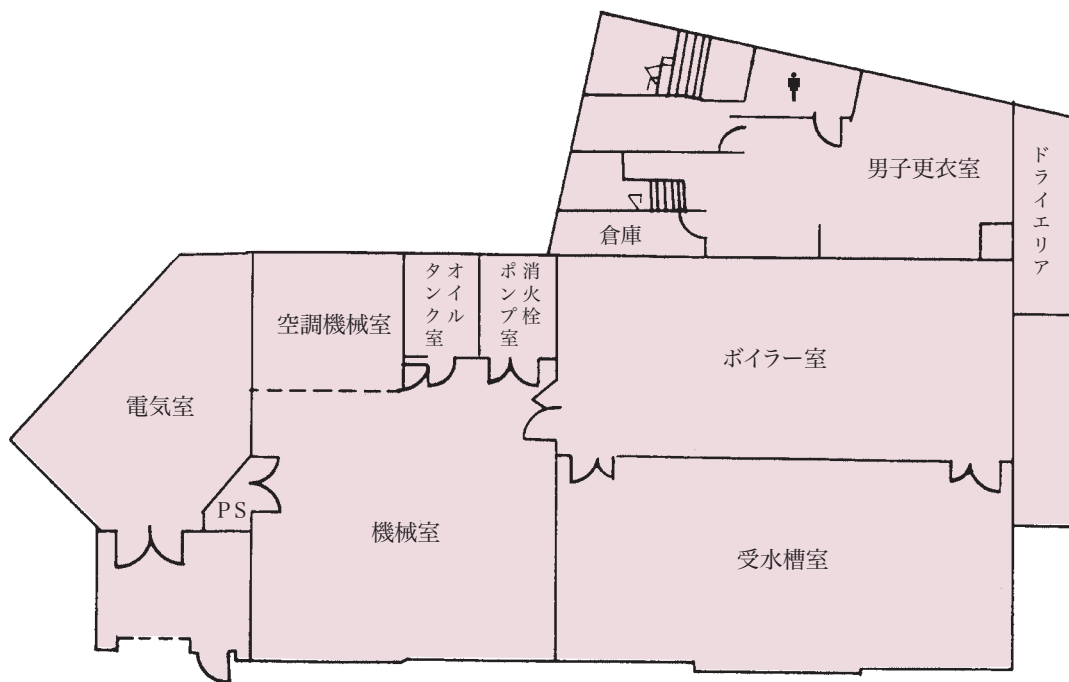


H-2 館

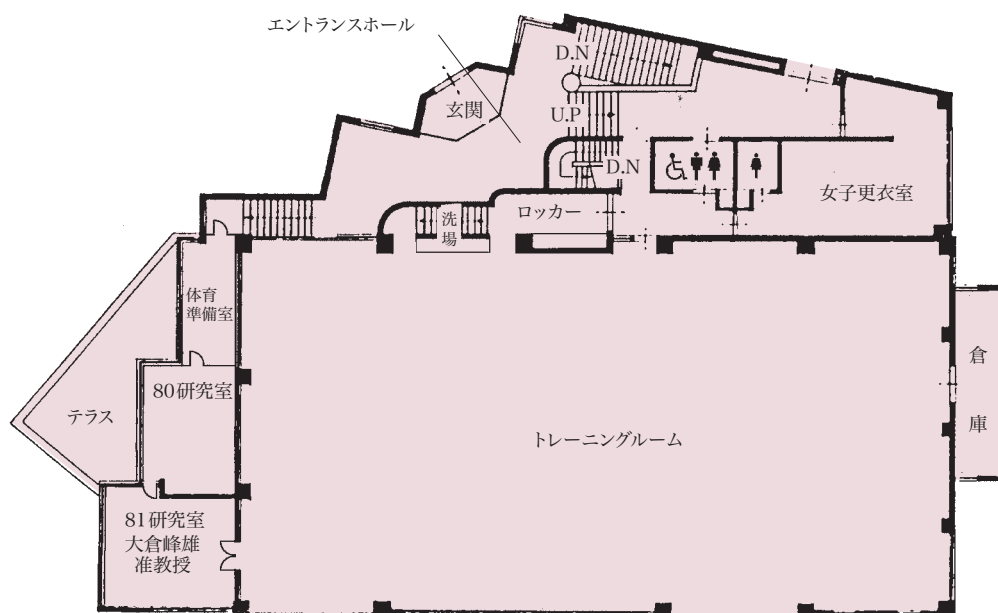


H-3 GYM

地 階

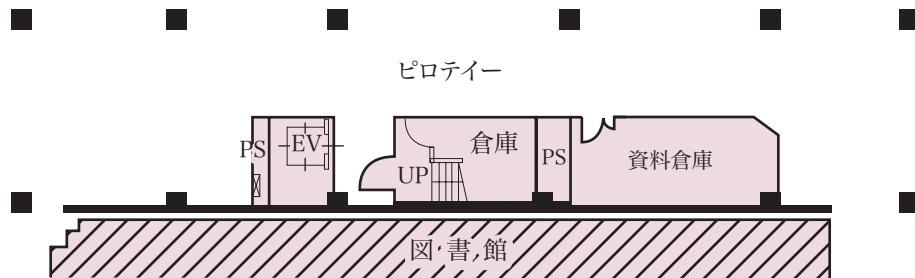


1 階

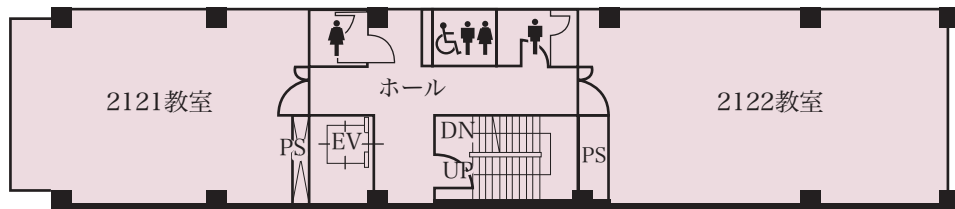


2001館

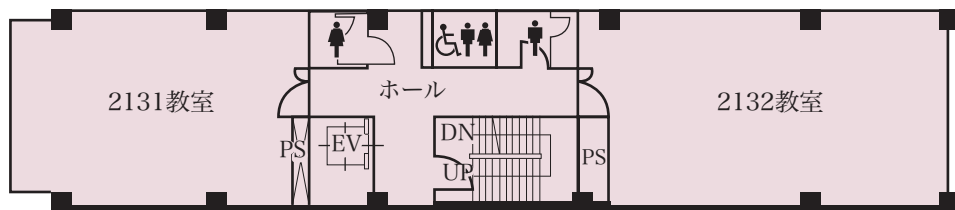
1階



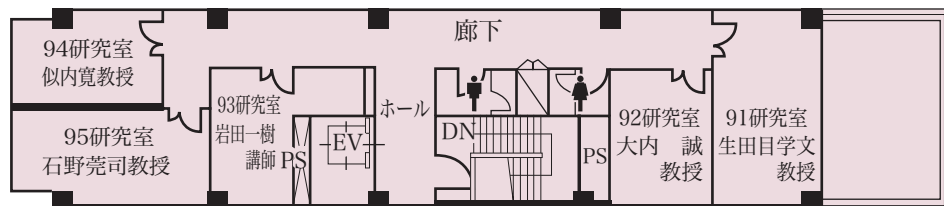
2階



3階

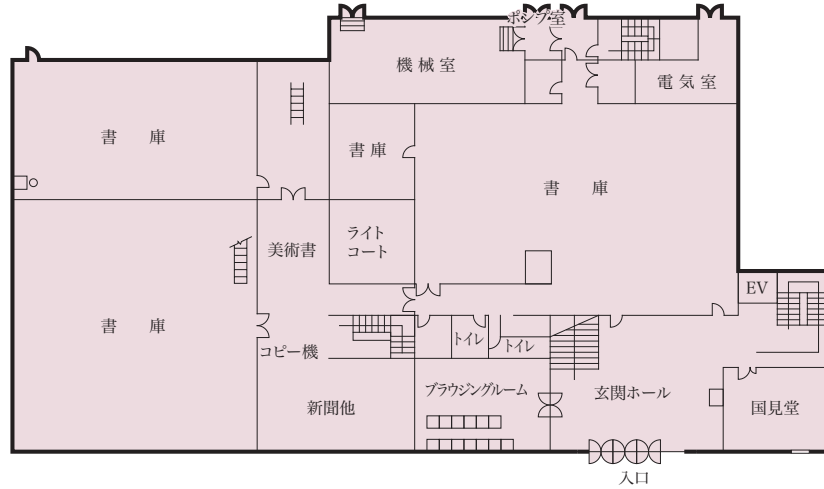


4階

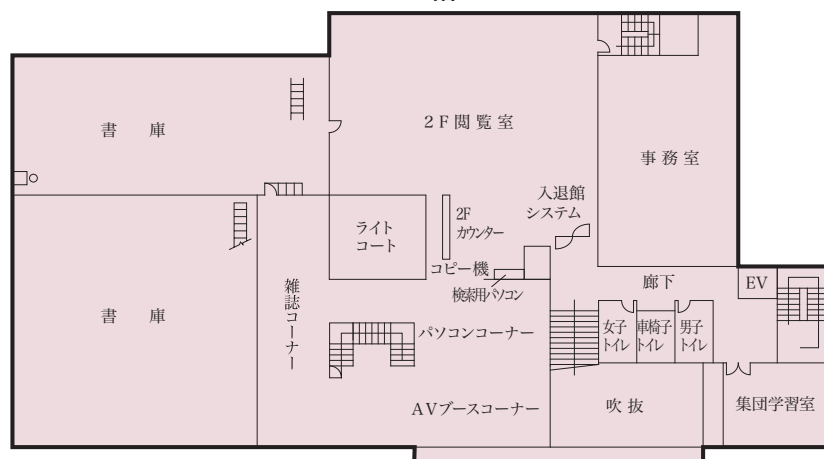


図書館棟

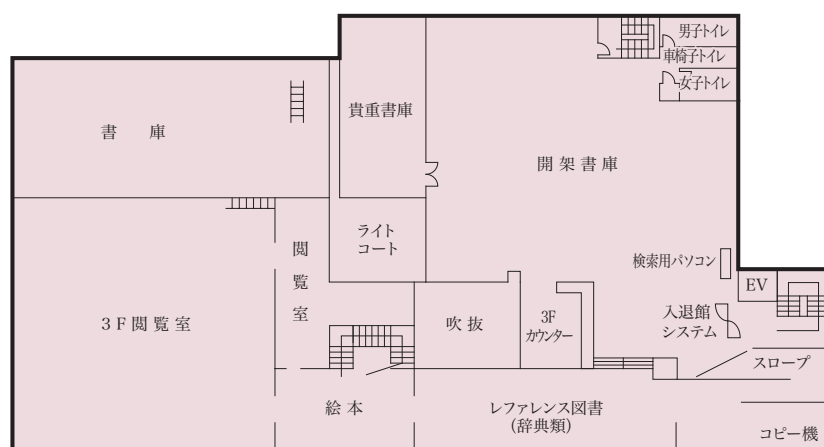
1 階



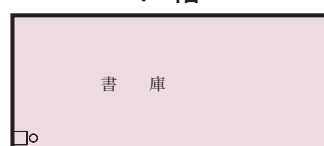
2 階



3 階



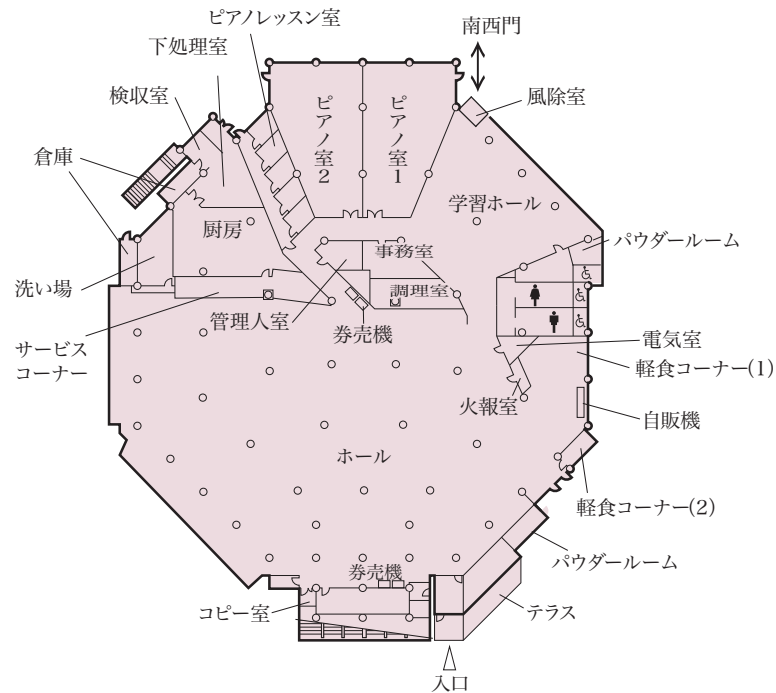
4 階



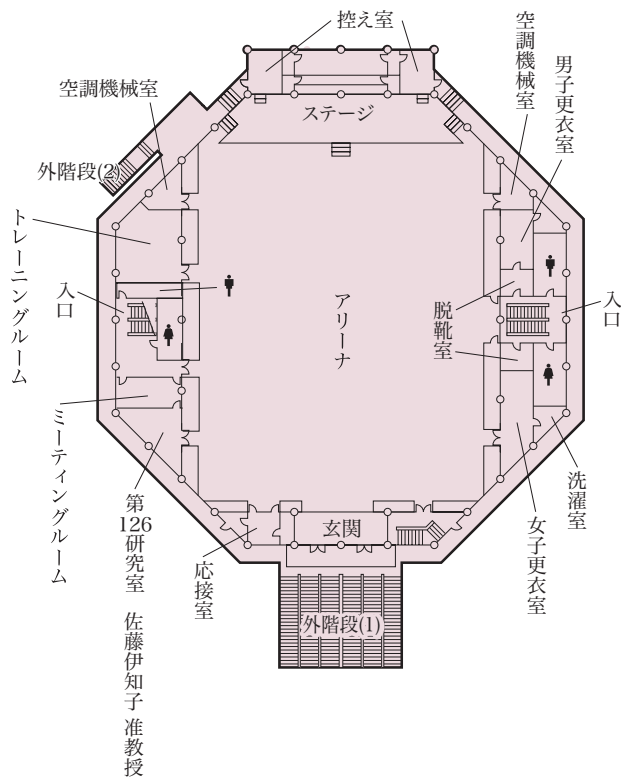
福 聚 殿

(講堂兼体育館・教員研究室・ピアノレッスン室・ピアノ練習室
学生自習室・学生食堂1-8-1ホール・軽食コーナー)

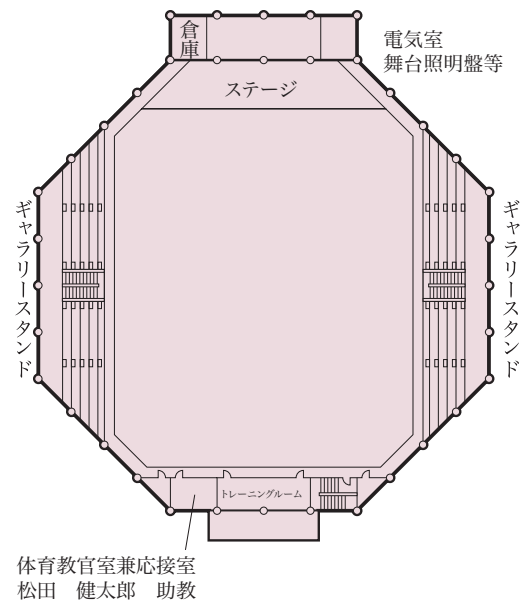
1 階



2 階

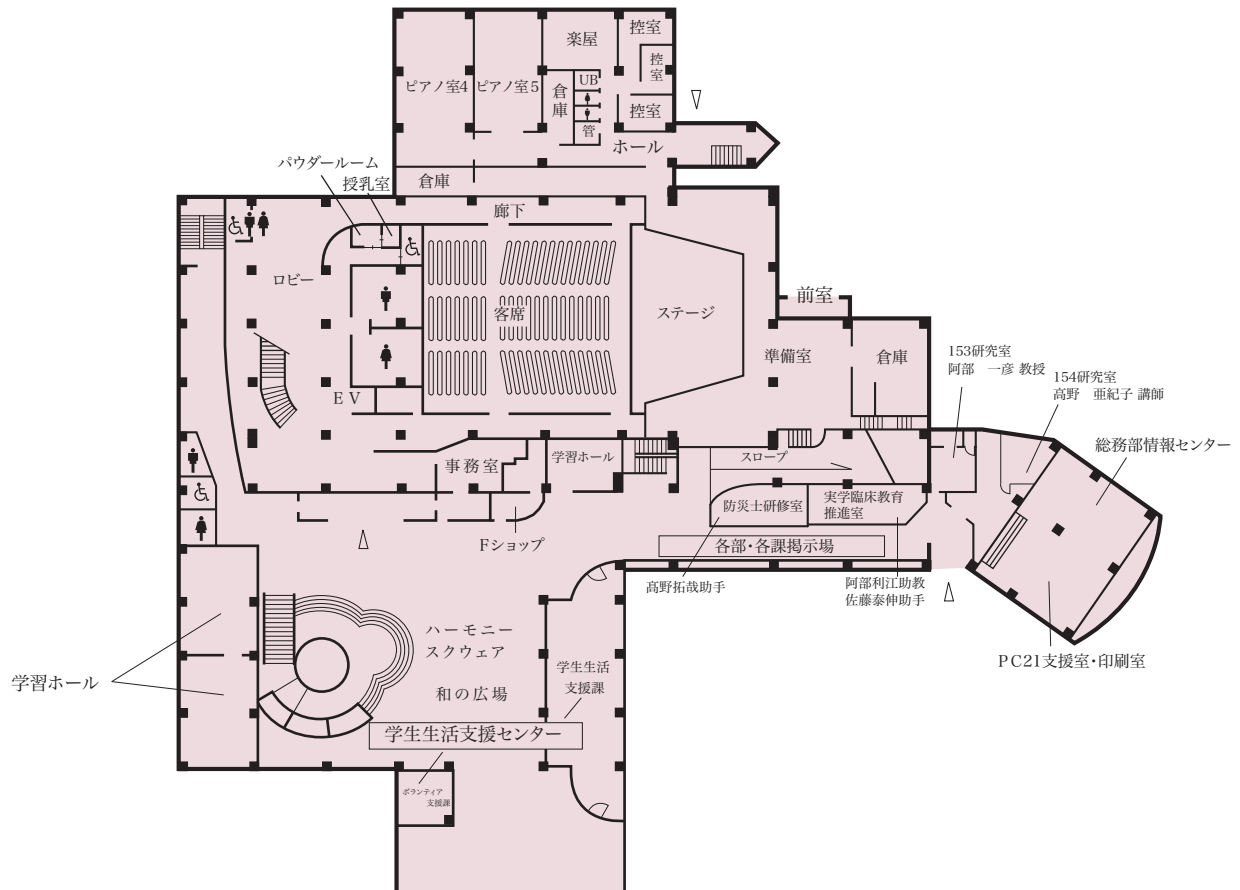


3 階

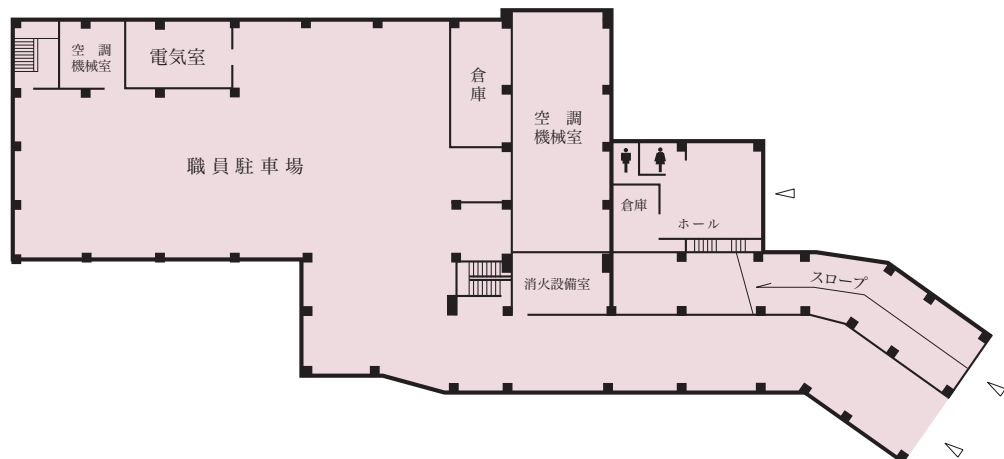


音 楽 堂(けやきホール)

地下1階

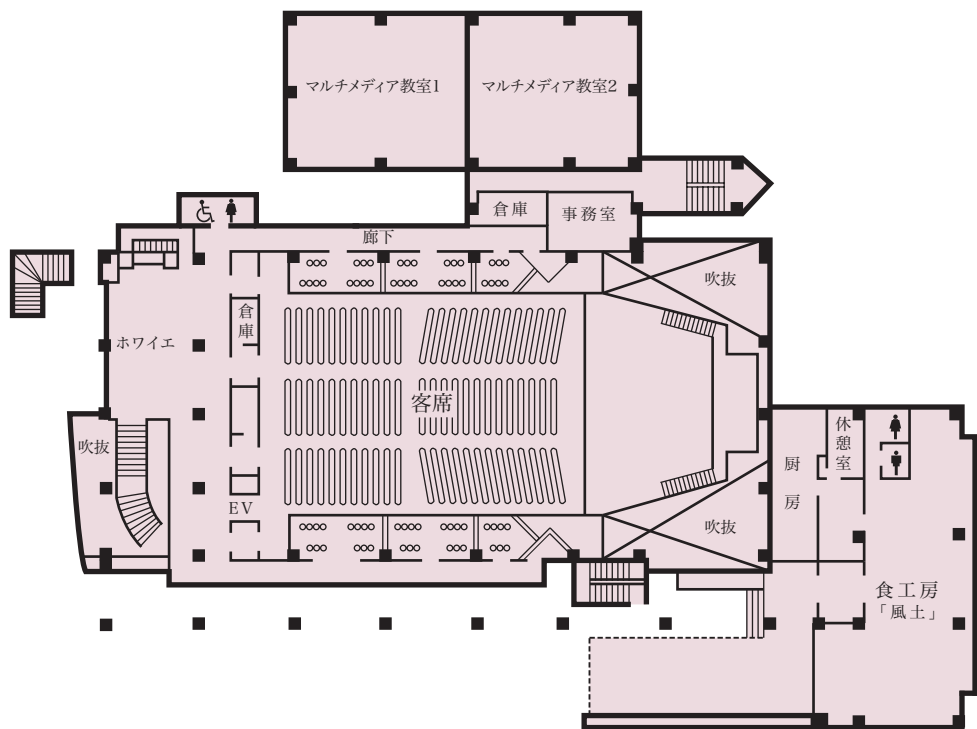


地下2階

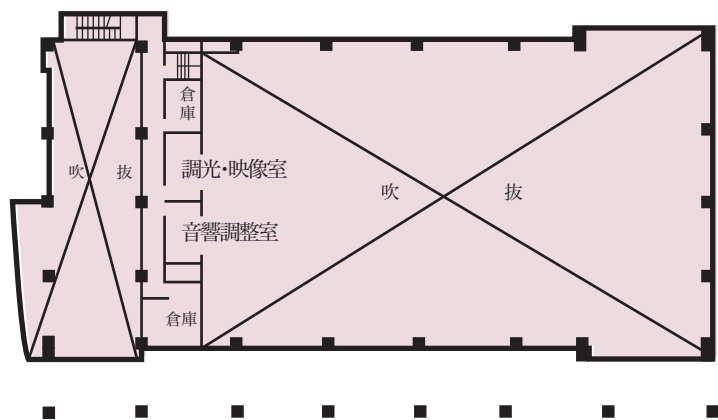


音 楽 堂(けやきホール)

1 階

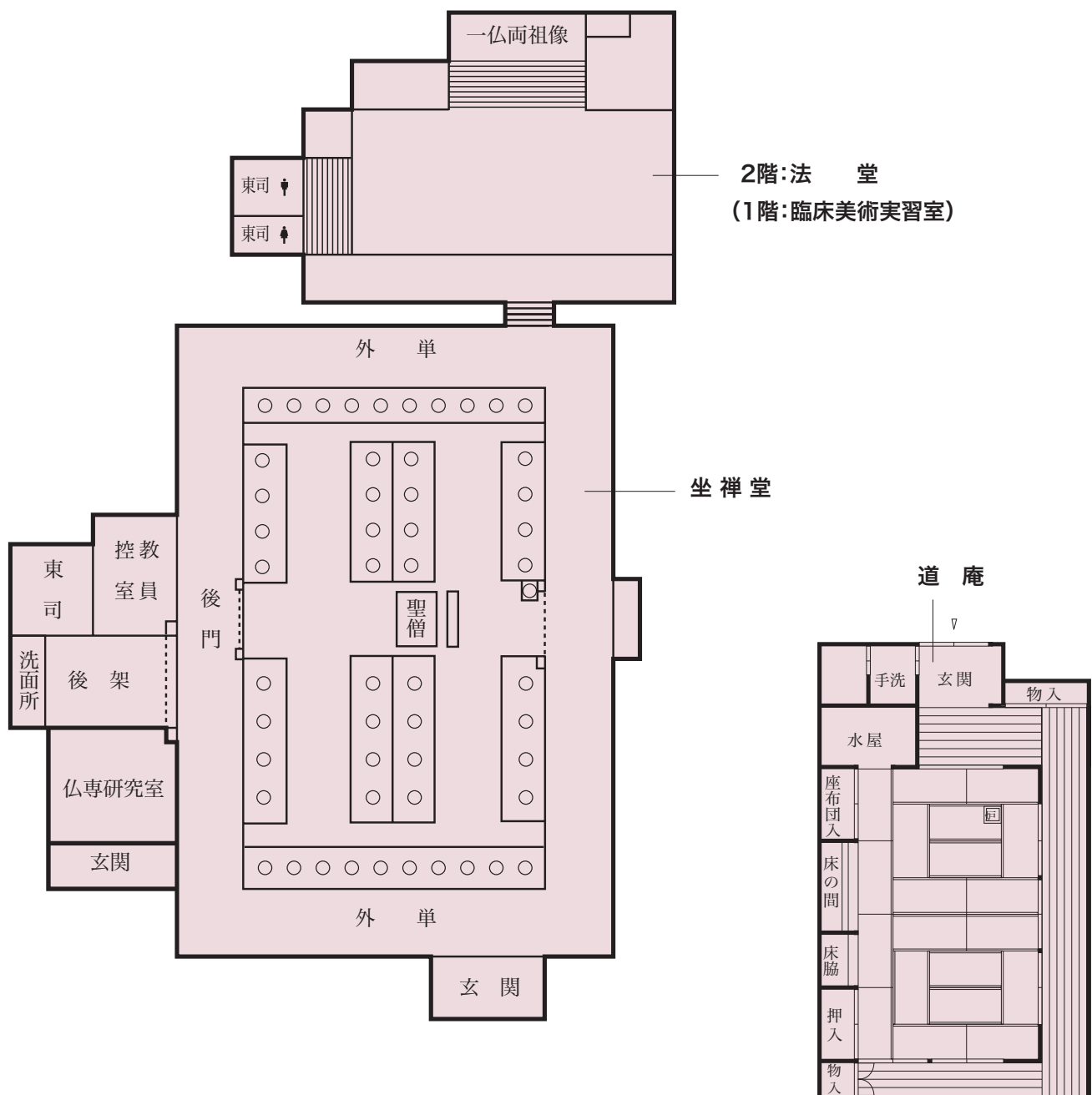


2 階

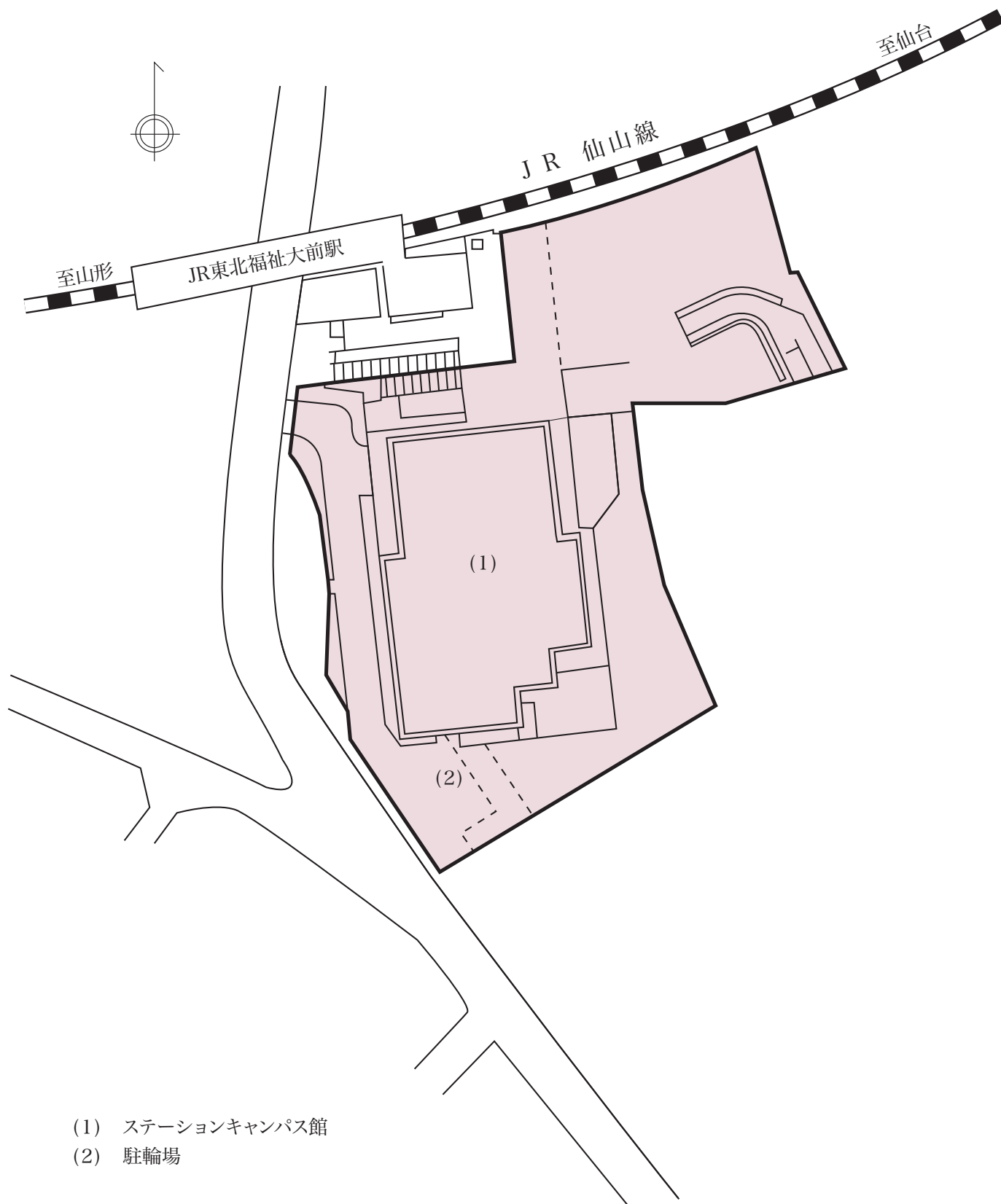


特 別 教 室

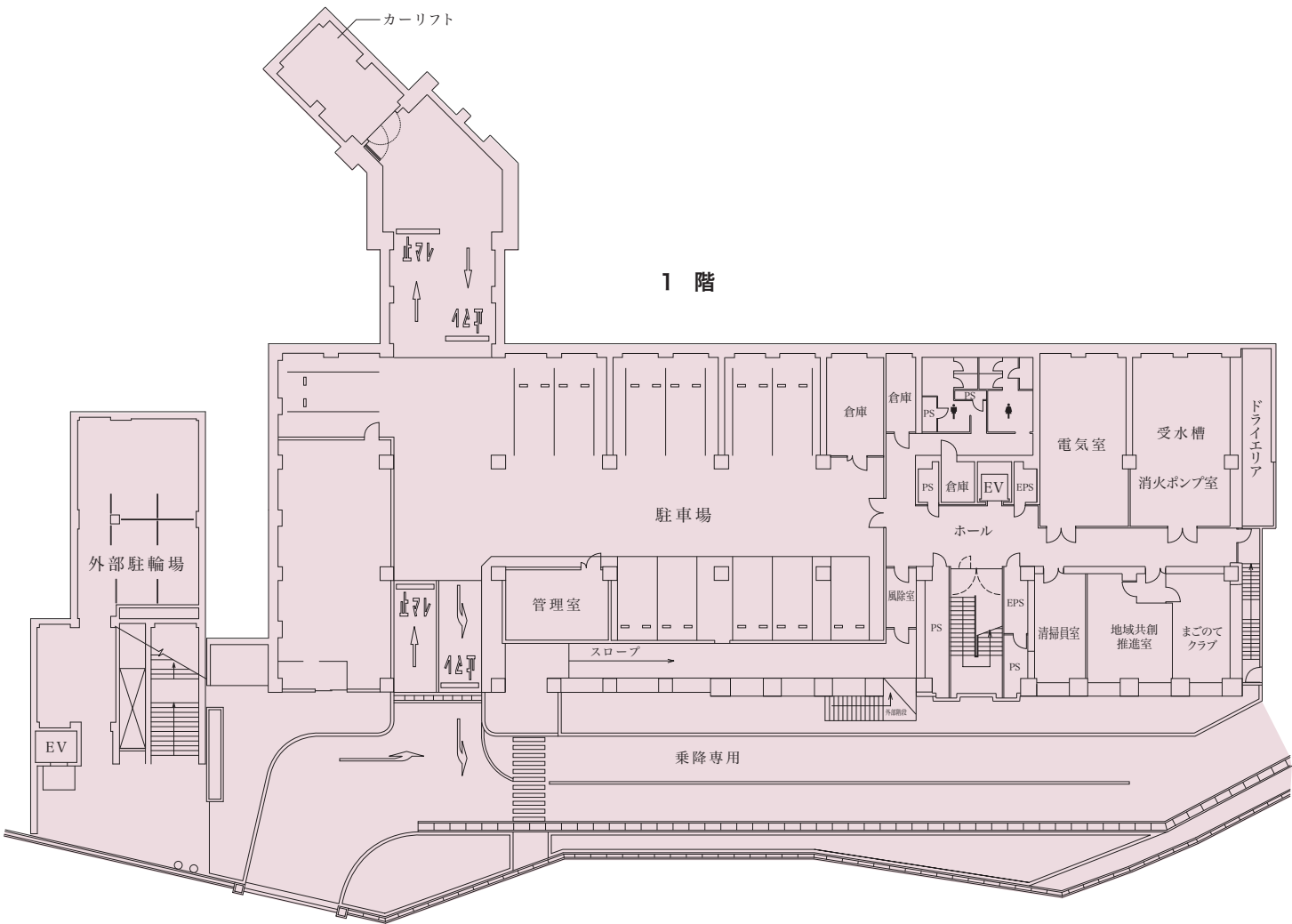
(坐 禅 堂 ・ 法 堂 ・ 道 庵)



2 ステーションキャンパス (本校地より西方約550m)



ステーションキャンパス館(ステーションキャンパス)

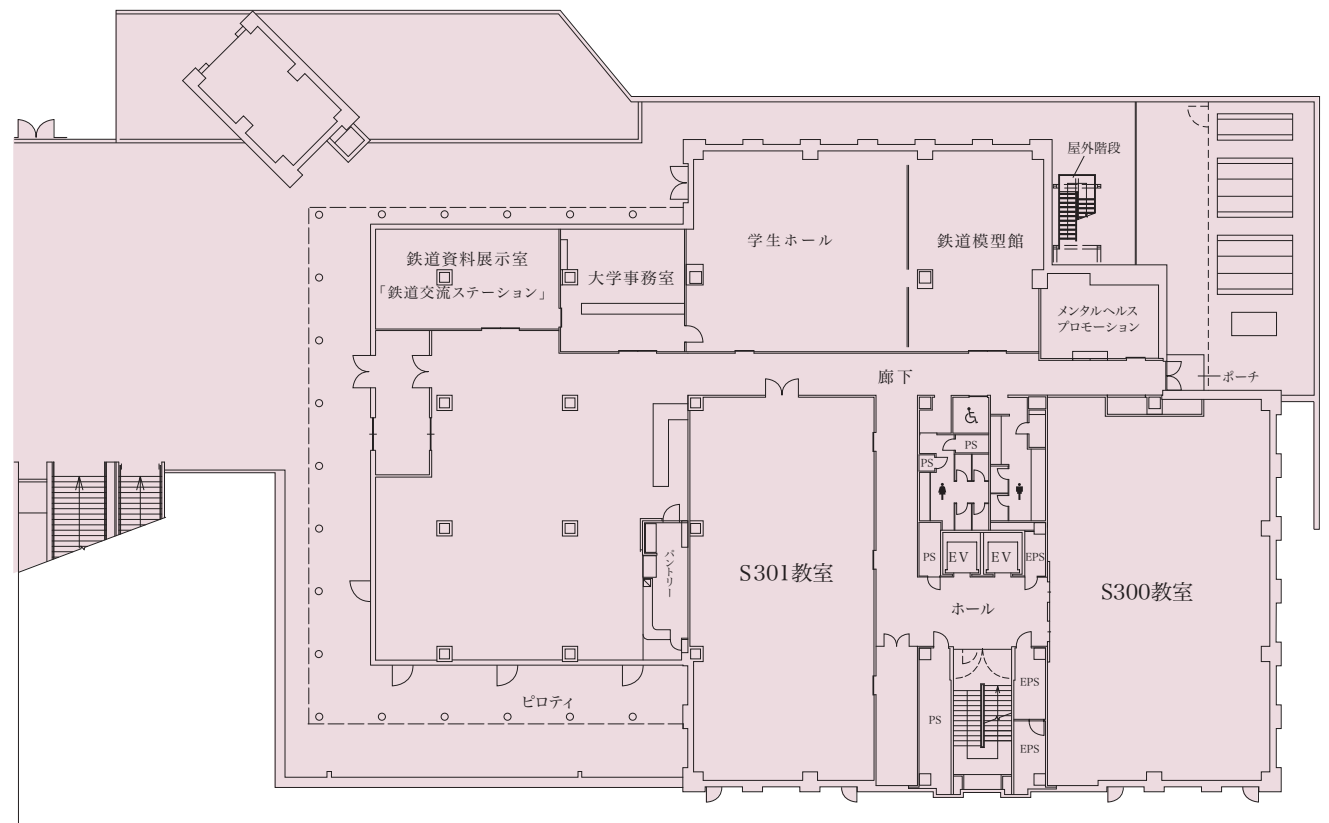


ステーションキャンパス館

2 階

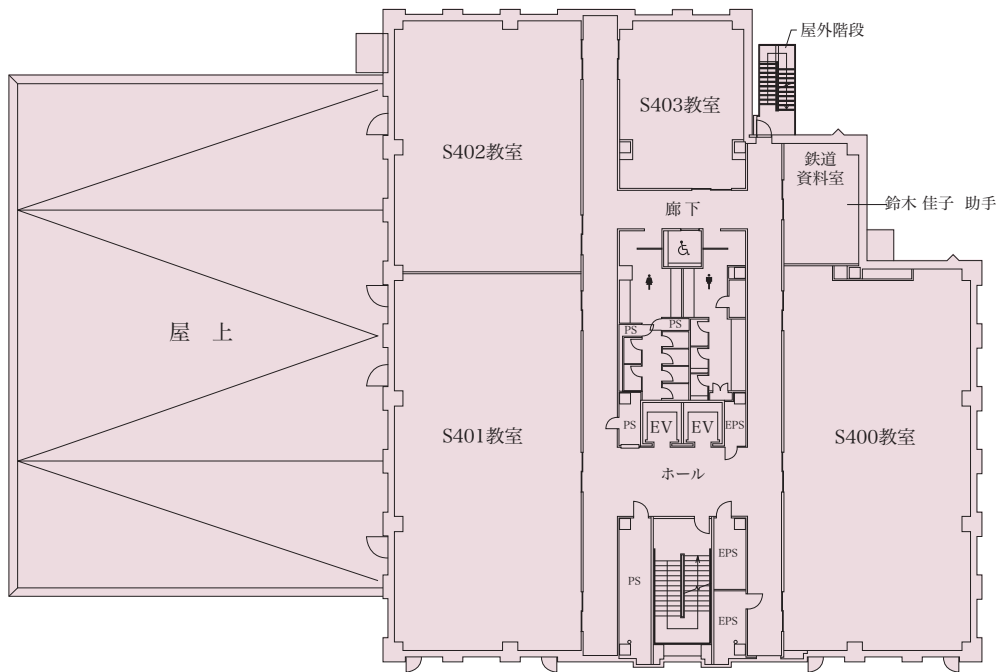


3 階

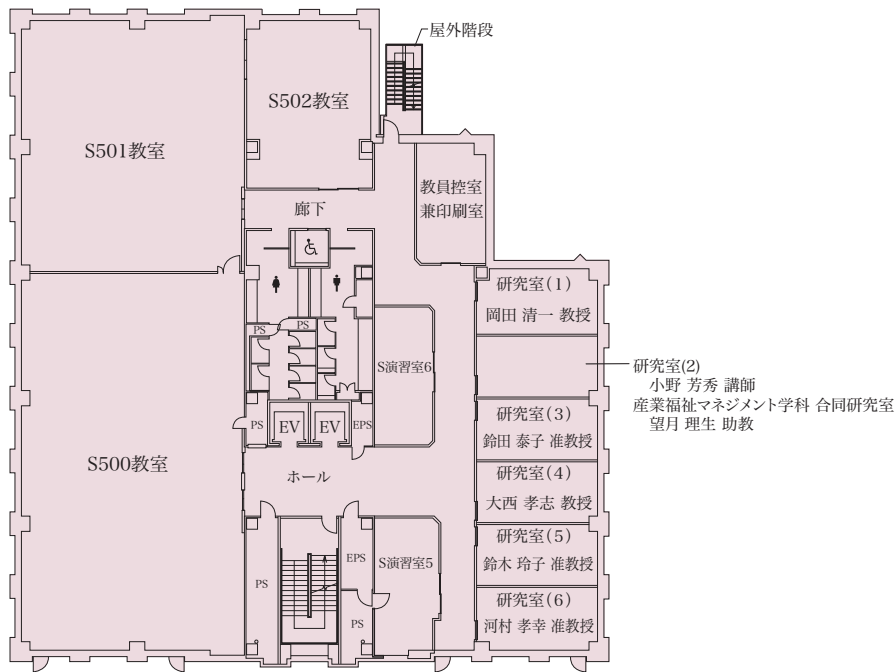


ステーションキャンパス館

4 階

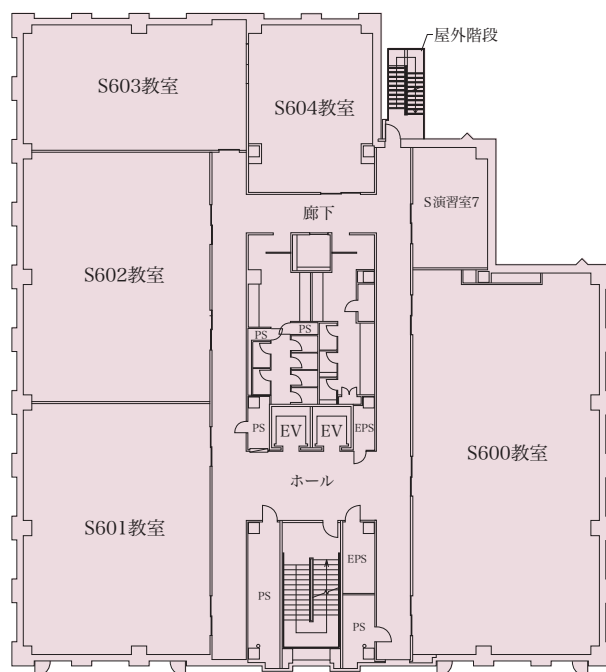


5 階

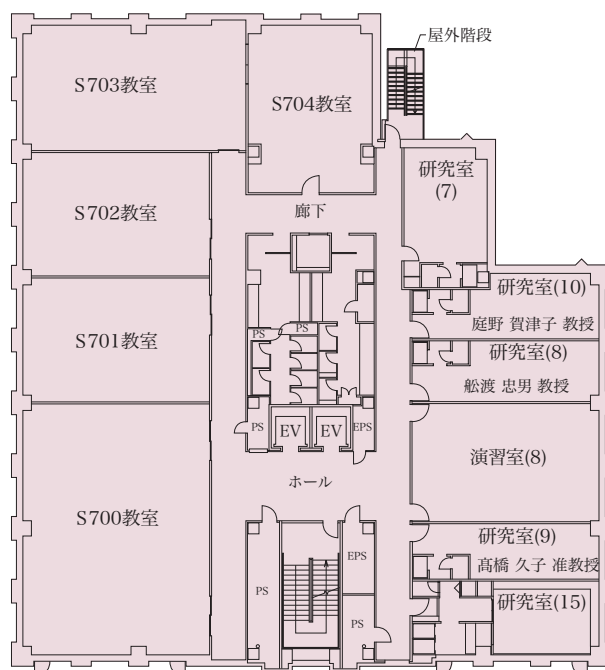


ステーションキャンパス館

6 階

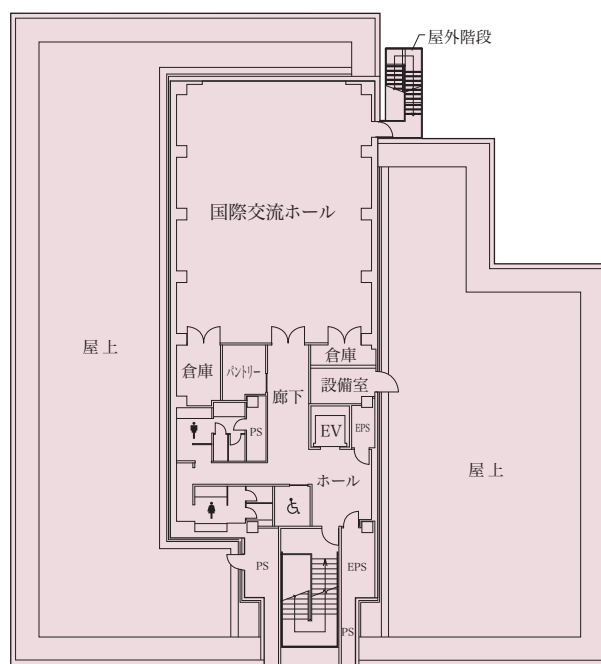


7 階

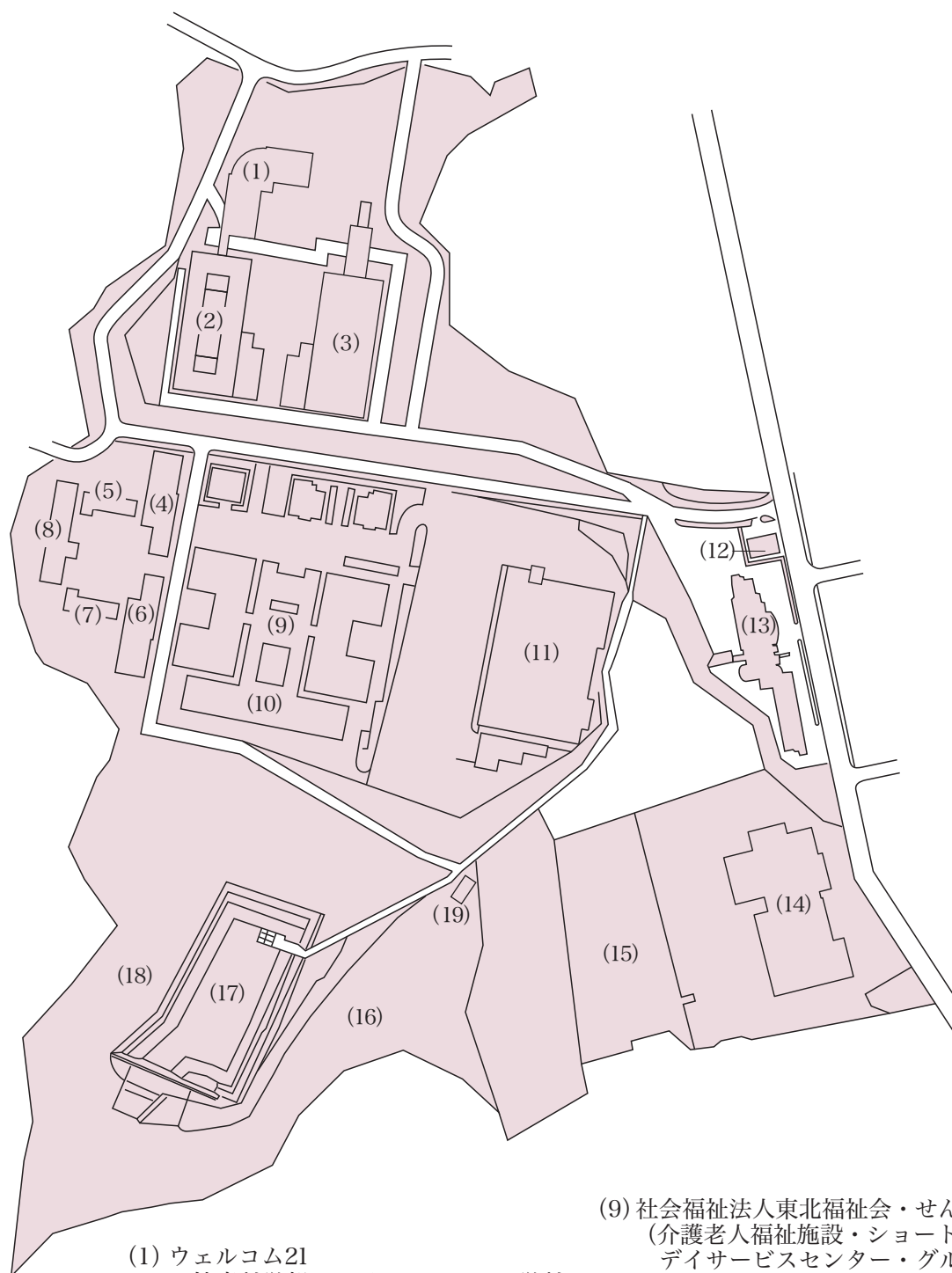


ステーションキャンパス館

8 階



3 国見ヶ丘第1キャンパス (本校地より西方約1000m)

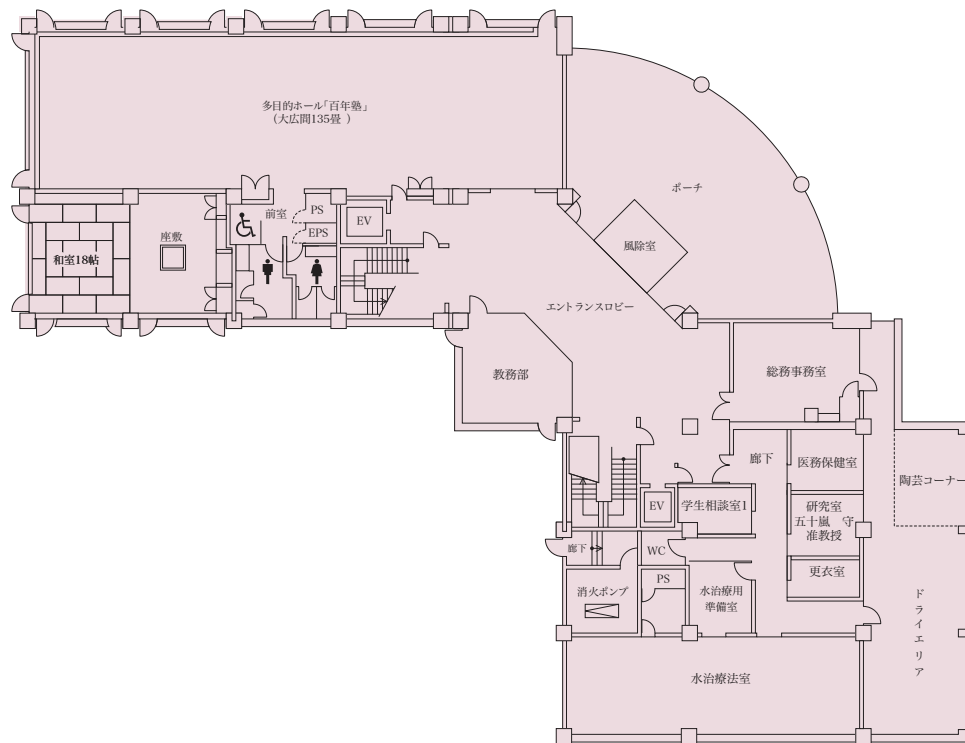


- (1) ウェルコム21
健康科学部リハビリテーション学科
講義室・実習室
大学院講義室
- (2) 感性福祉研究所
- (3) 医療法人社団東北福祉会・
せんだんの丘 (介護老人保健施設)
- (4) 東北福祉大学実学教育寮 (本館)
特別支援教育研究室
- (5) 東北福祉大学実学教育寮 (南館)
- (6) 東北福祉大学実学教育寮 (西館)
- (7) 東北福祉大学実学教育寮 (北館)
- (8) 東北福祉大学実学教育寮 (東館)

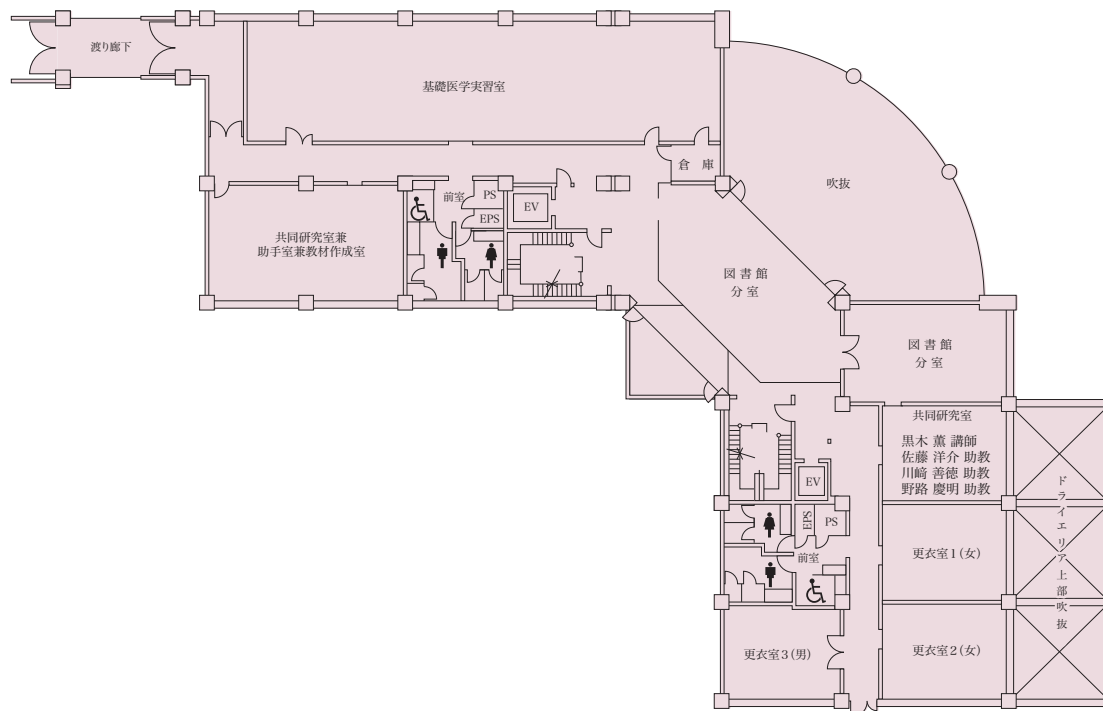
- (9) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里
(介護老人福祉施設・ショートステイ・
デイサービスセンター・グループホーム)
- (10) 社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター
- (11) 全天候型体育館
(トレーニングセンター・武道場「武徳館」)
- (12) 学生食堂「さくら」
- (13) 雄翔館
せんだんの丘ぶらす(介護予防通所介護事業所)
- (14) 東北福祉大学せんだんホスピタル
- (15) ゴルフ練習場
- (16) 自然緑地 (17) 調整池 (18) 自然緑地
- (19) 生ゴミ処理場

ウェルコム21(国見ヶ丘第1キャンパス)

1 階

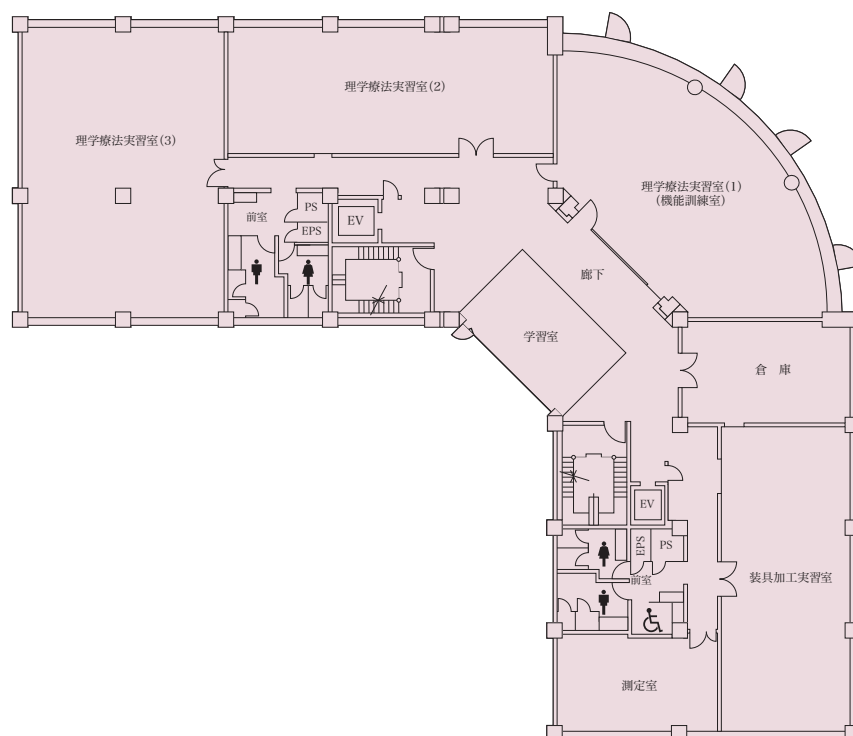


2 階

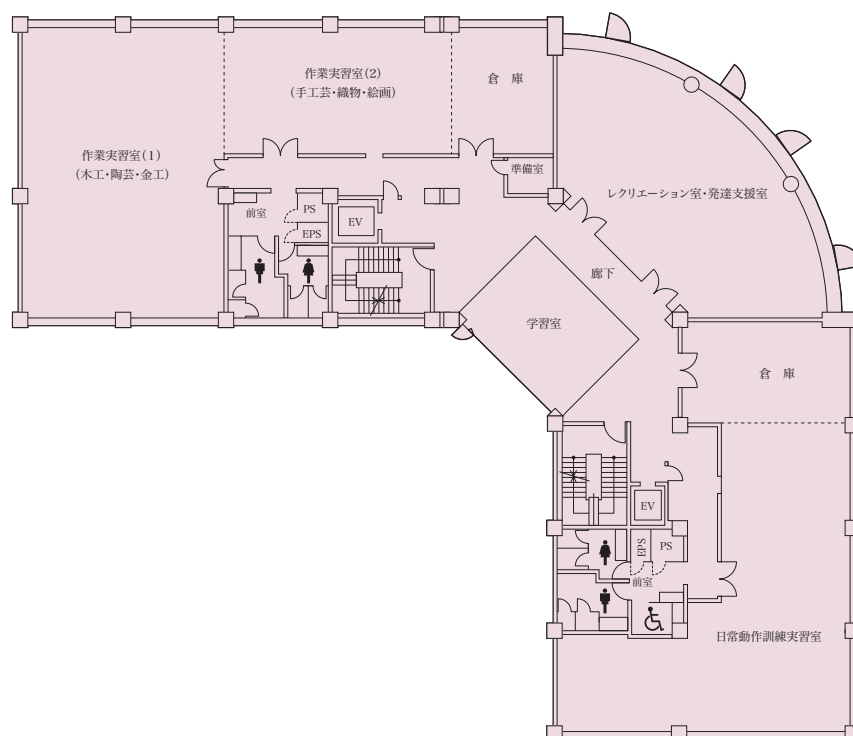


ウェルコム21

3 階

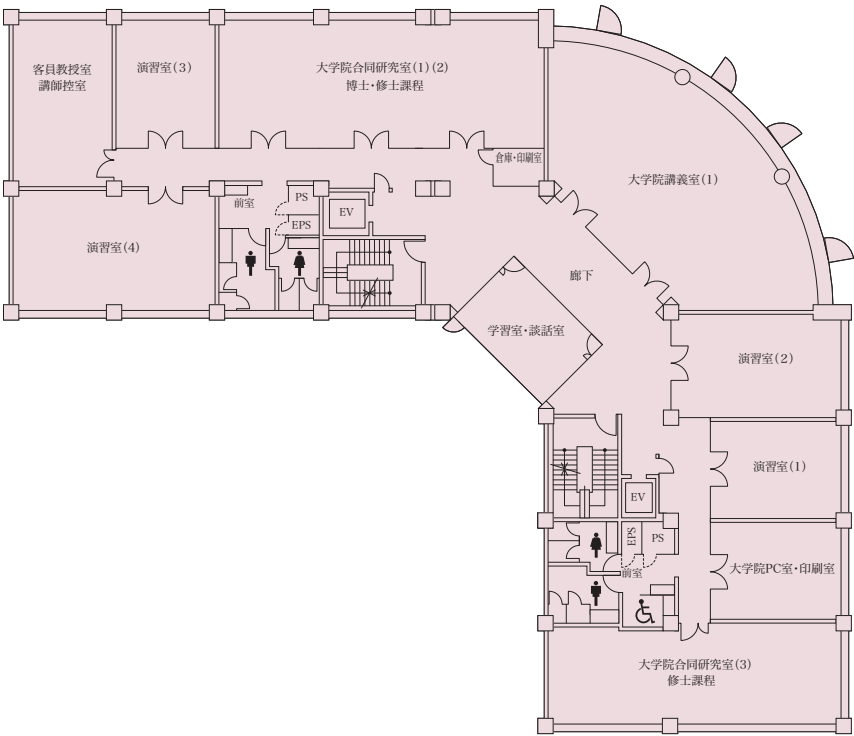


4 階

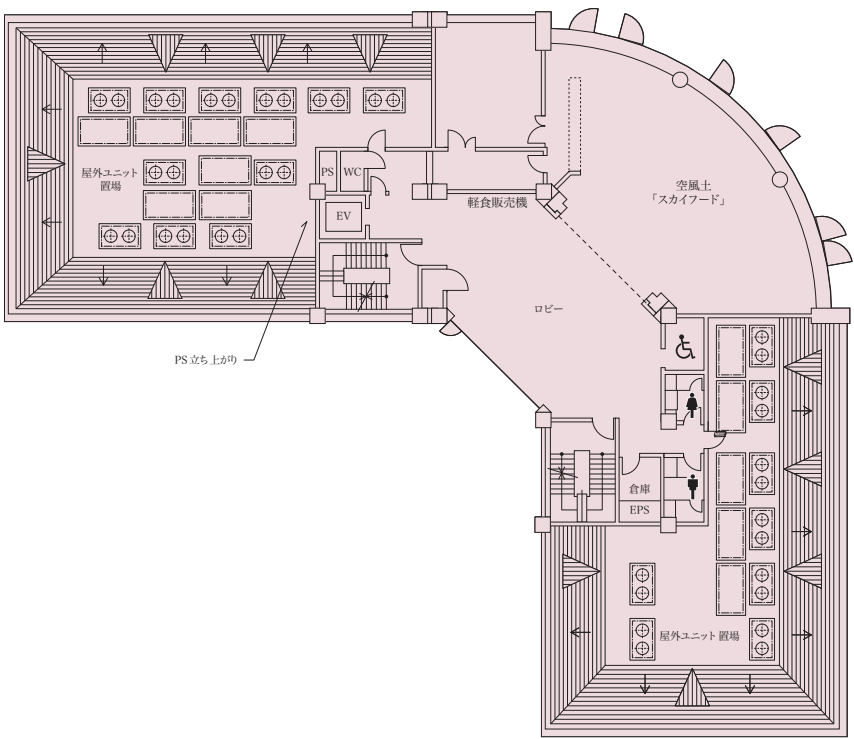


ウェルコム21

5 階

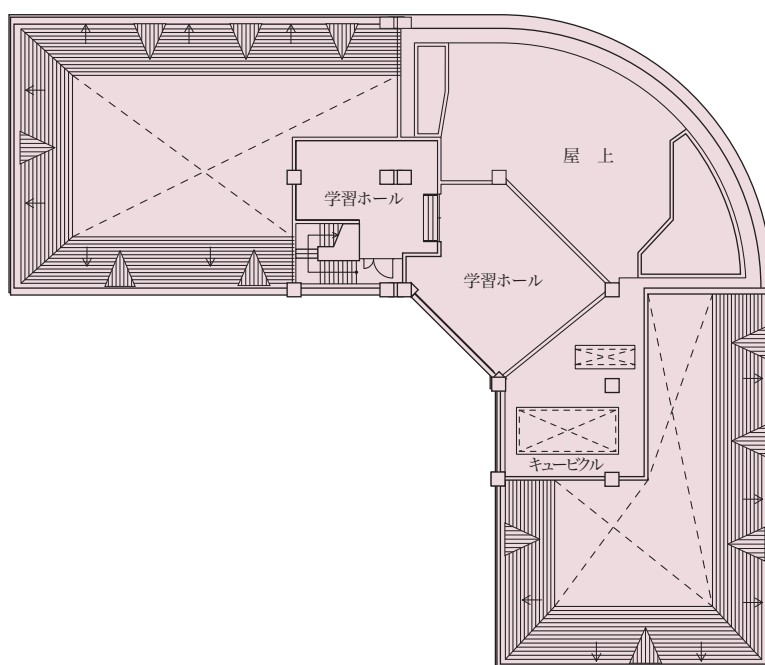


6 階



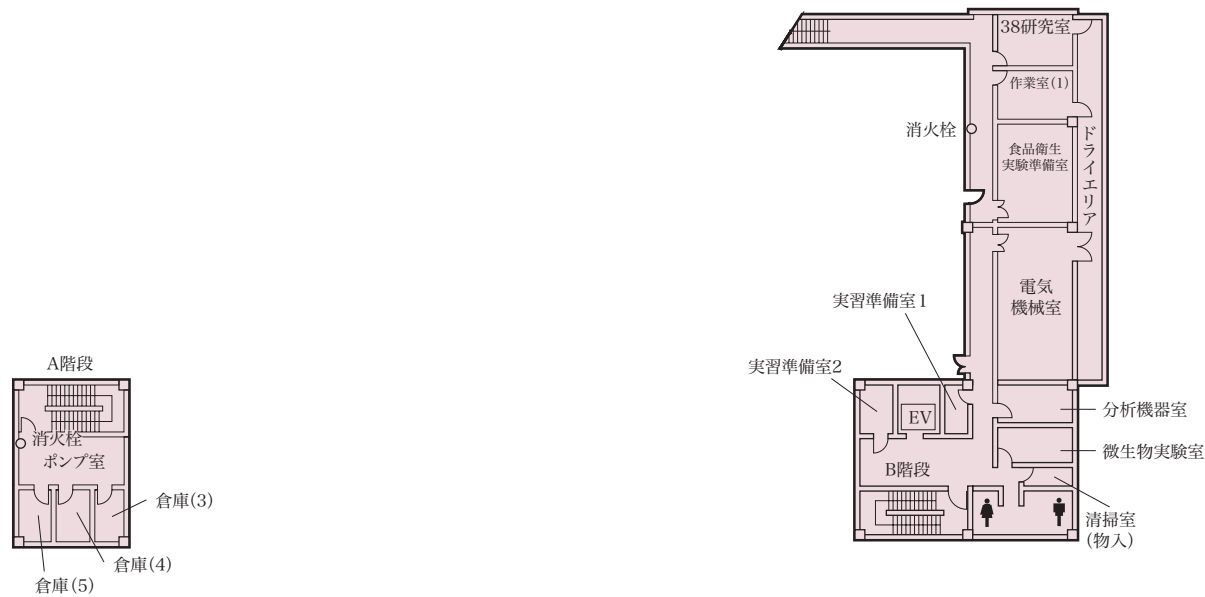
ウェルコム21

PH 階

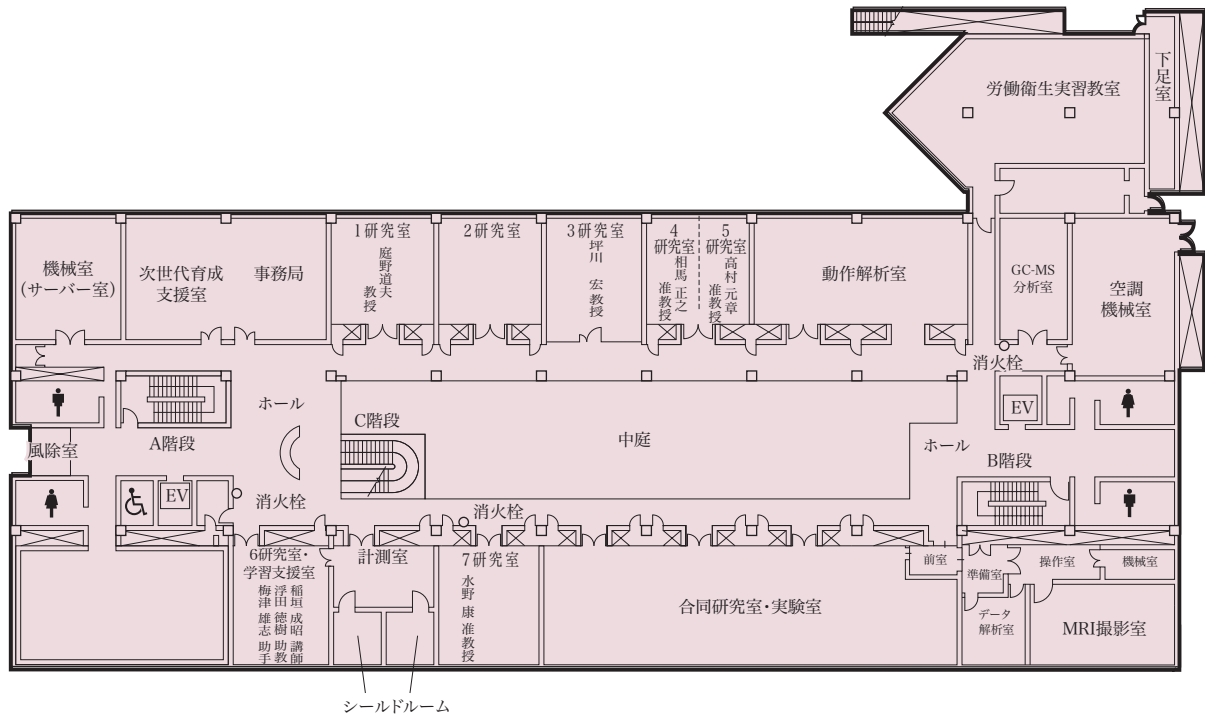


感性福祉研究所(国見ヶ丘第1キャンパス)

地 階

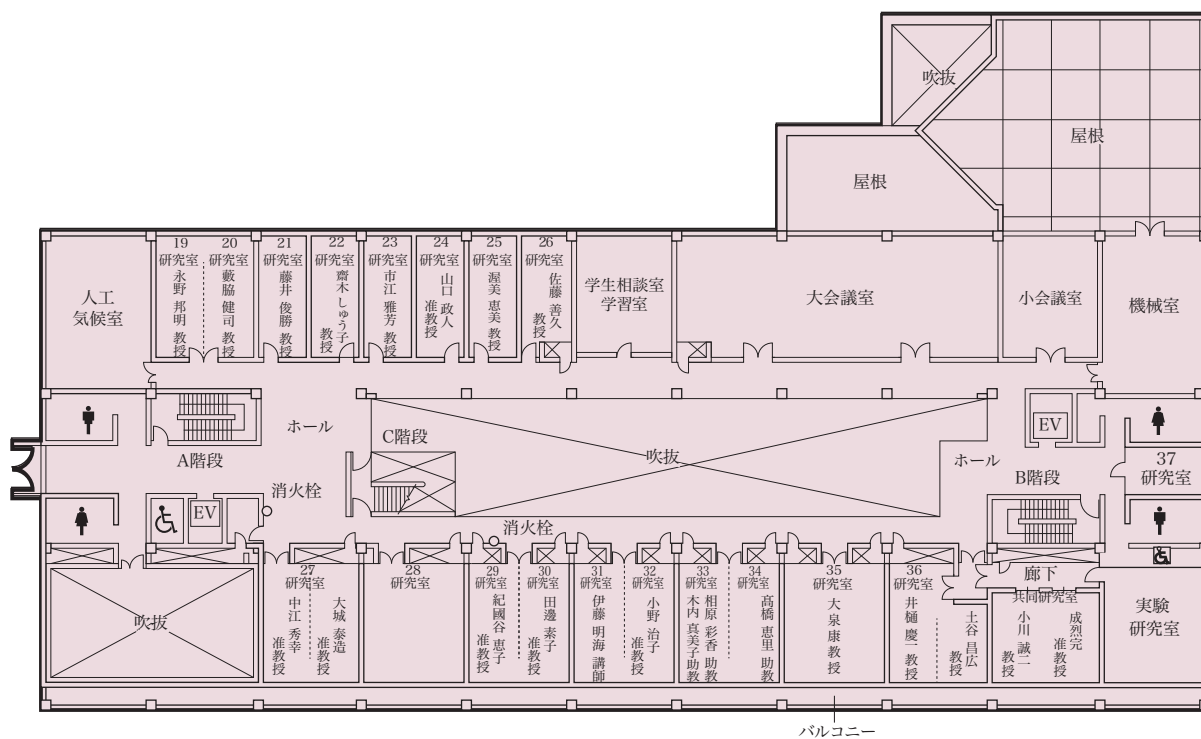


1 階

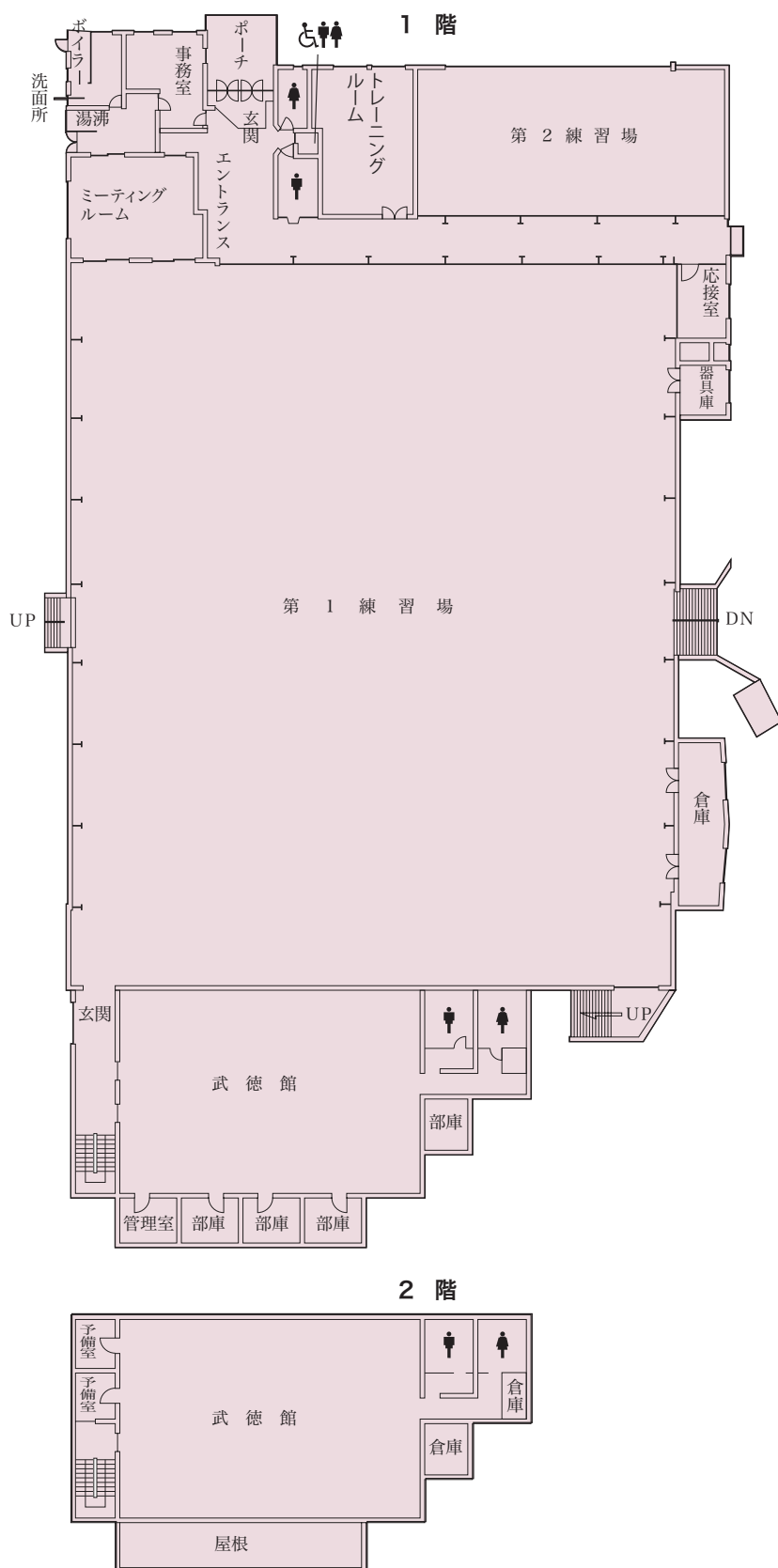


感性福祉研究所

2 階

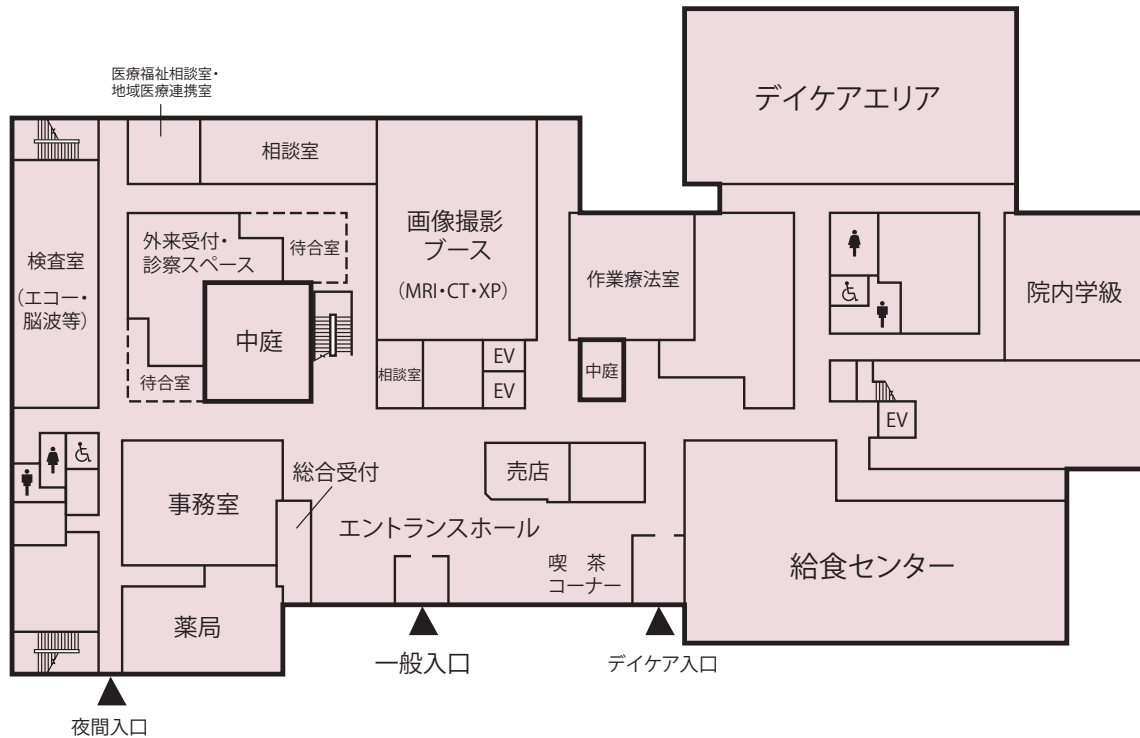


全天候型体育館 (トレーニングセンター) (国見ヶ丘第1キャンパス)

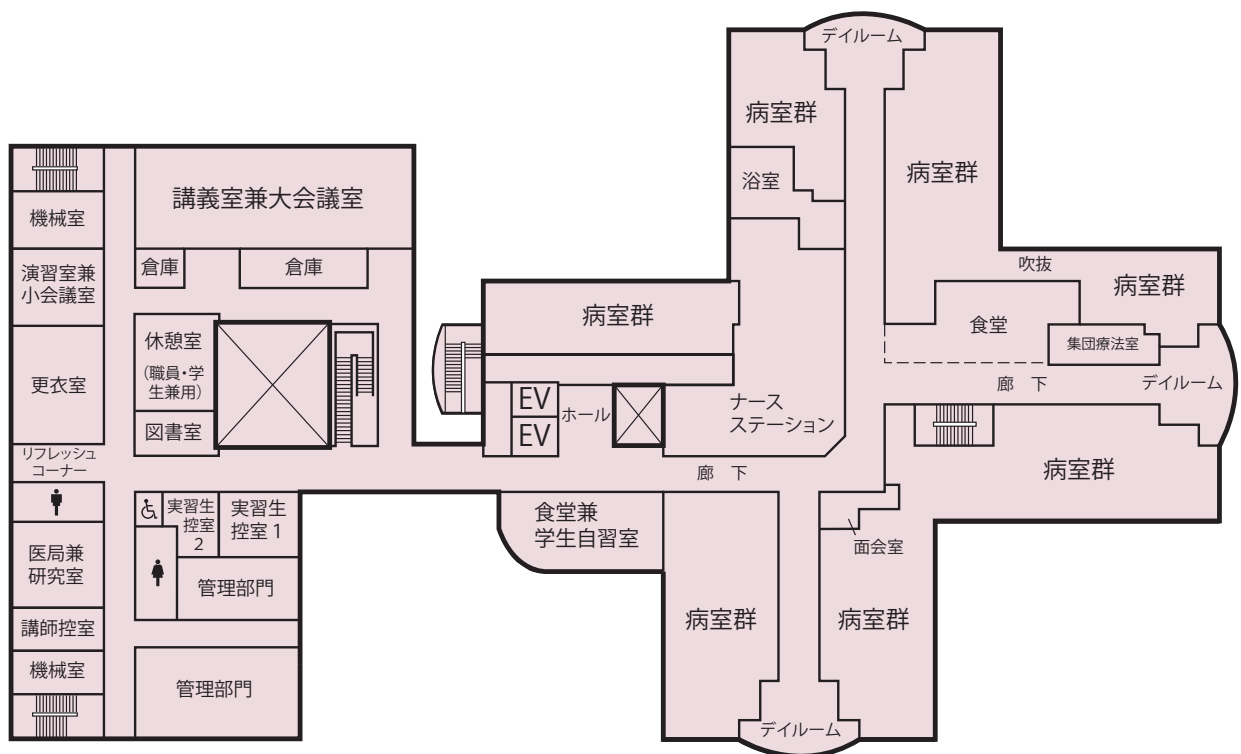


せんだんホスピタル (国見ヶ丘第1キャンパス)

1 階(総合受付・外来診療・リハビリエリア)

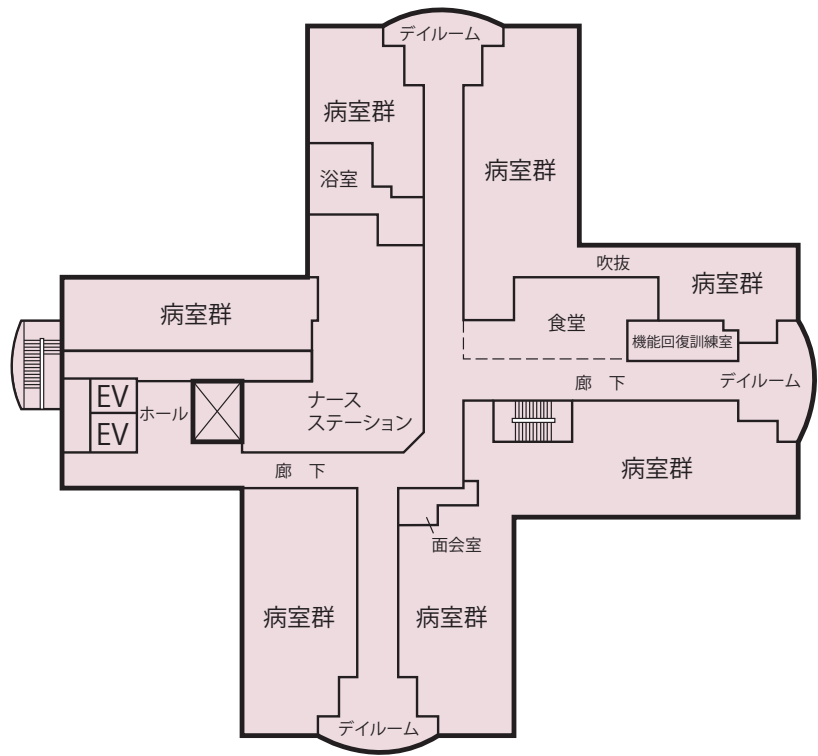


2 階(講義室・管理室・病室)

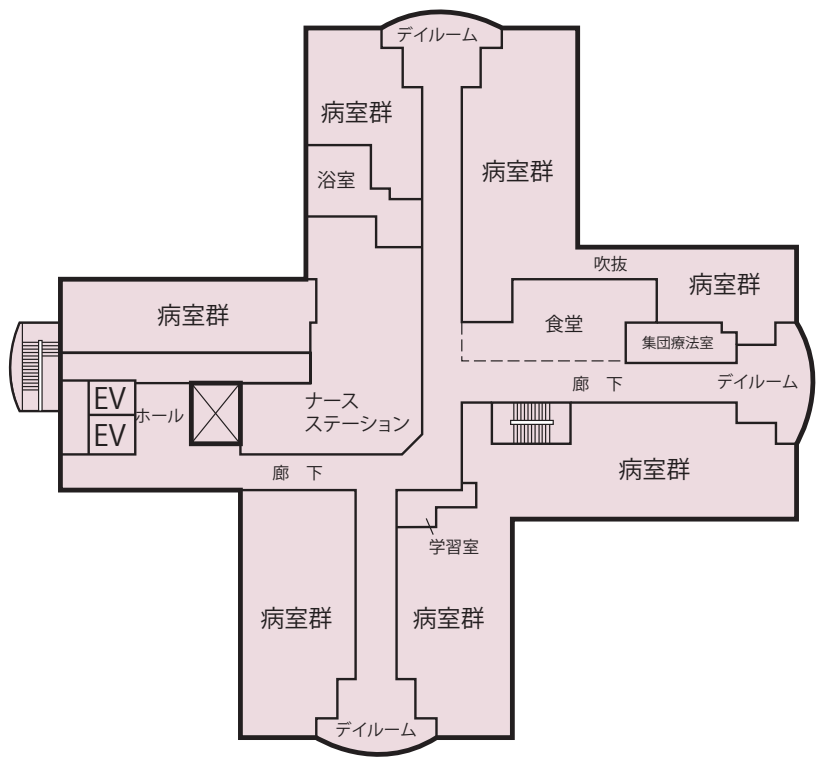


せんだんホスピタル

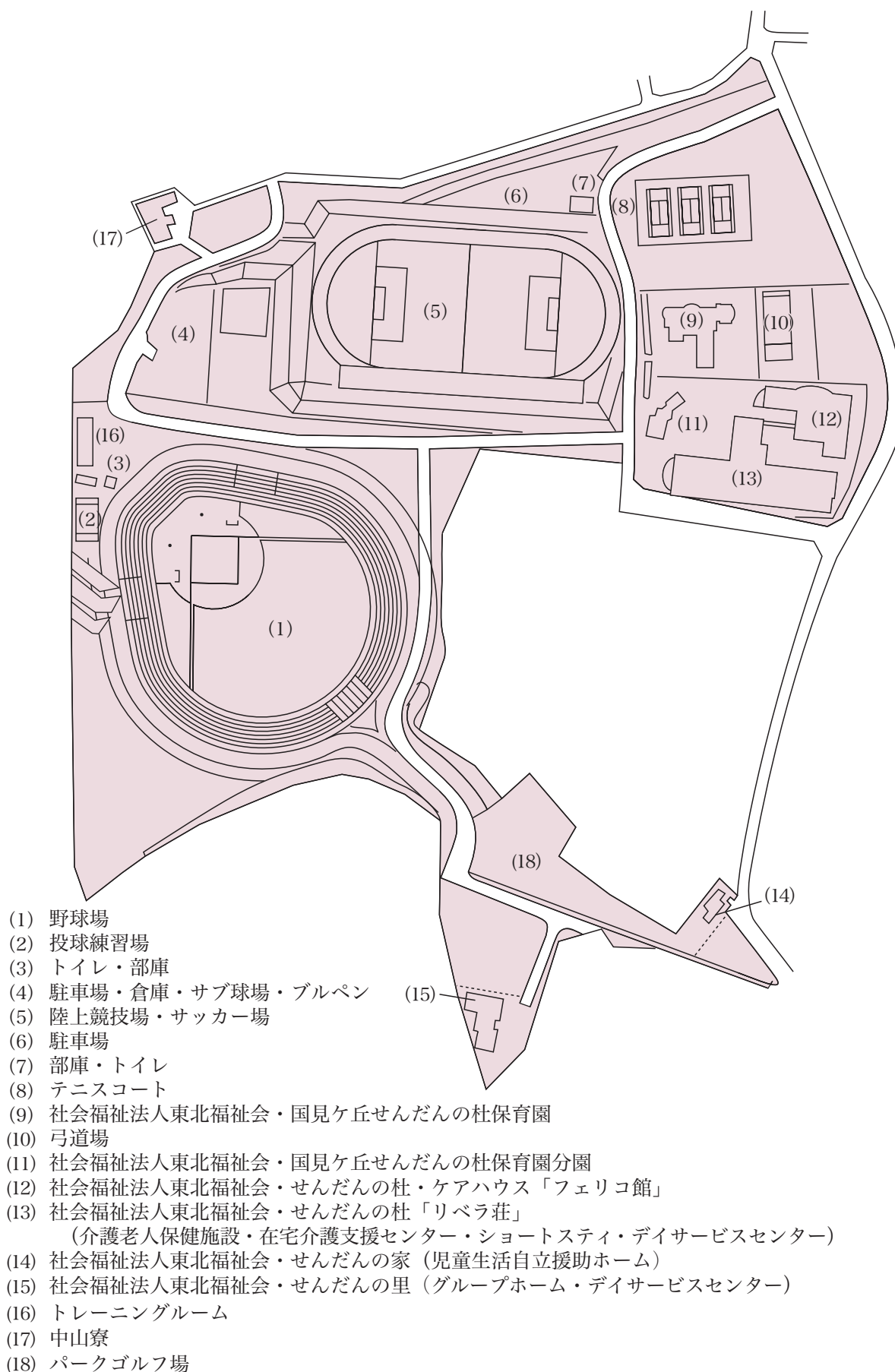
3 階(病棟)



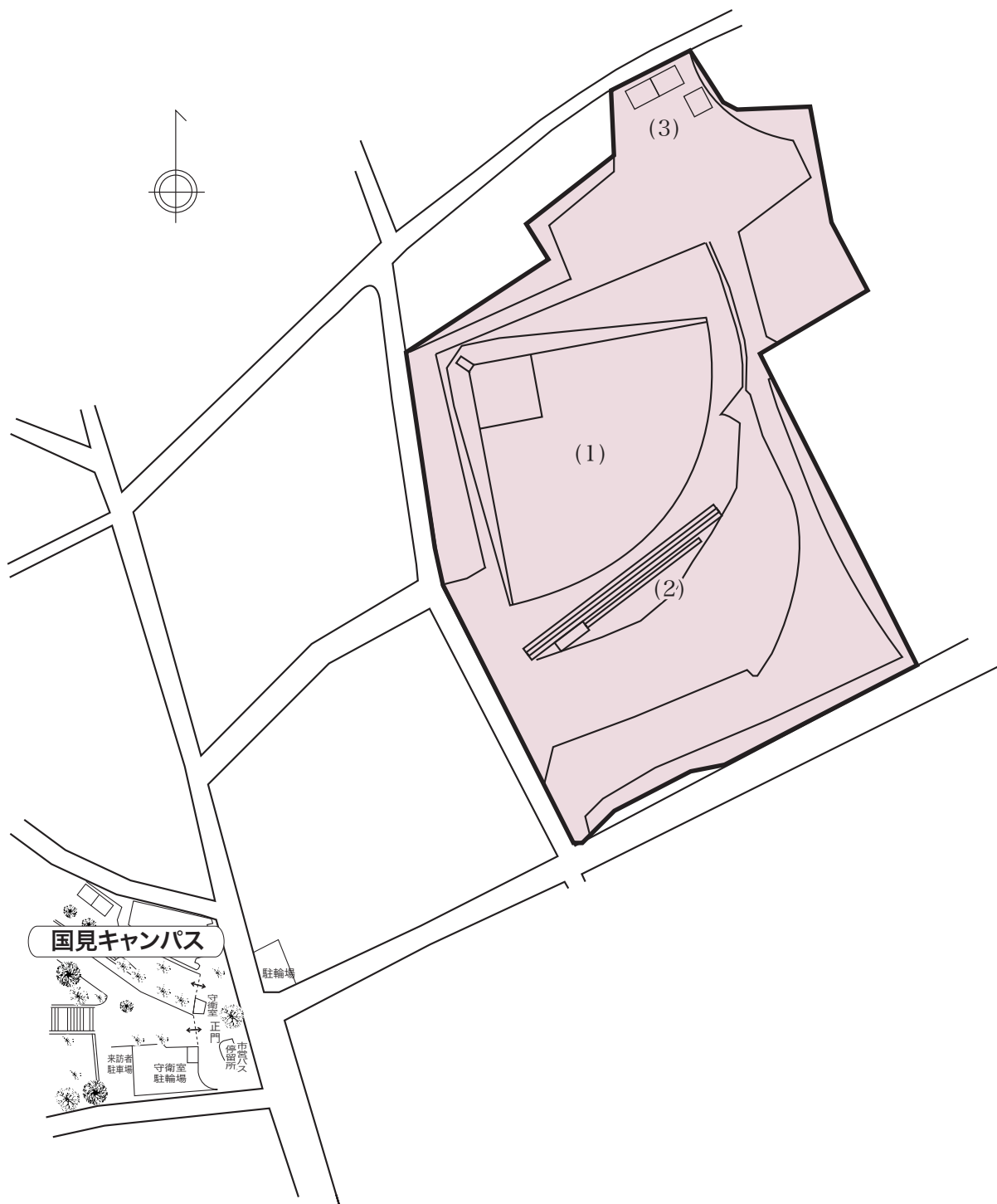
4 階(病棟)



4 国見ヶ丘第2キャンパス (総合運動場・本校地より西方約1500m)



5 北山キャンパス（本校地より東方約100m）

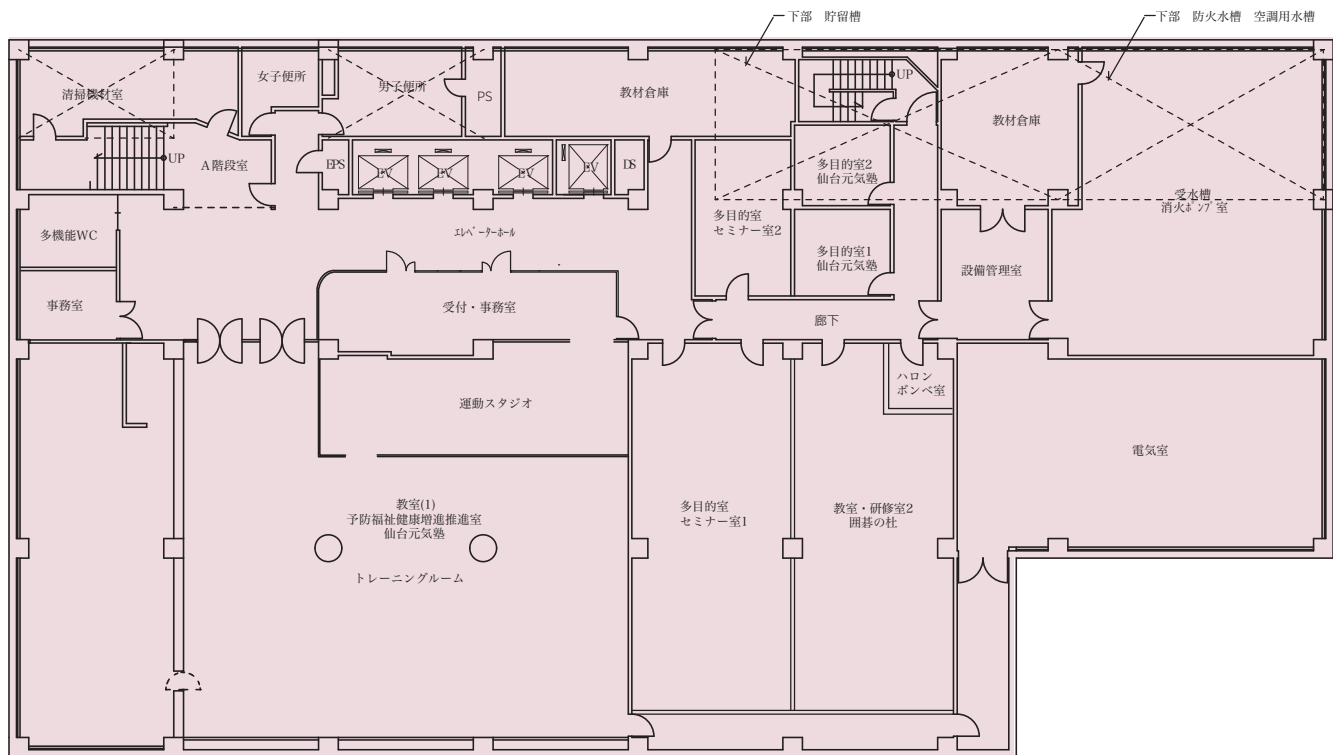


- (1) ソフトボール場
- (2) 跳躍ピットゾーン
- (3) 部室

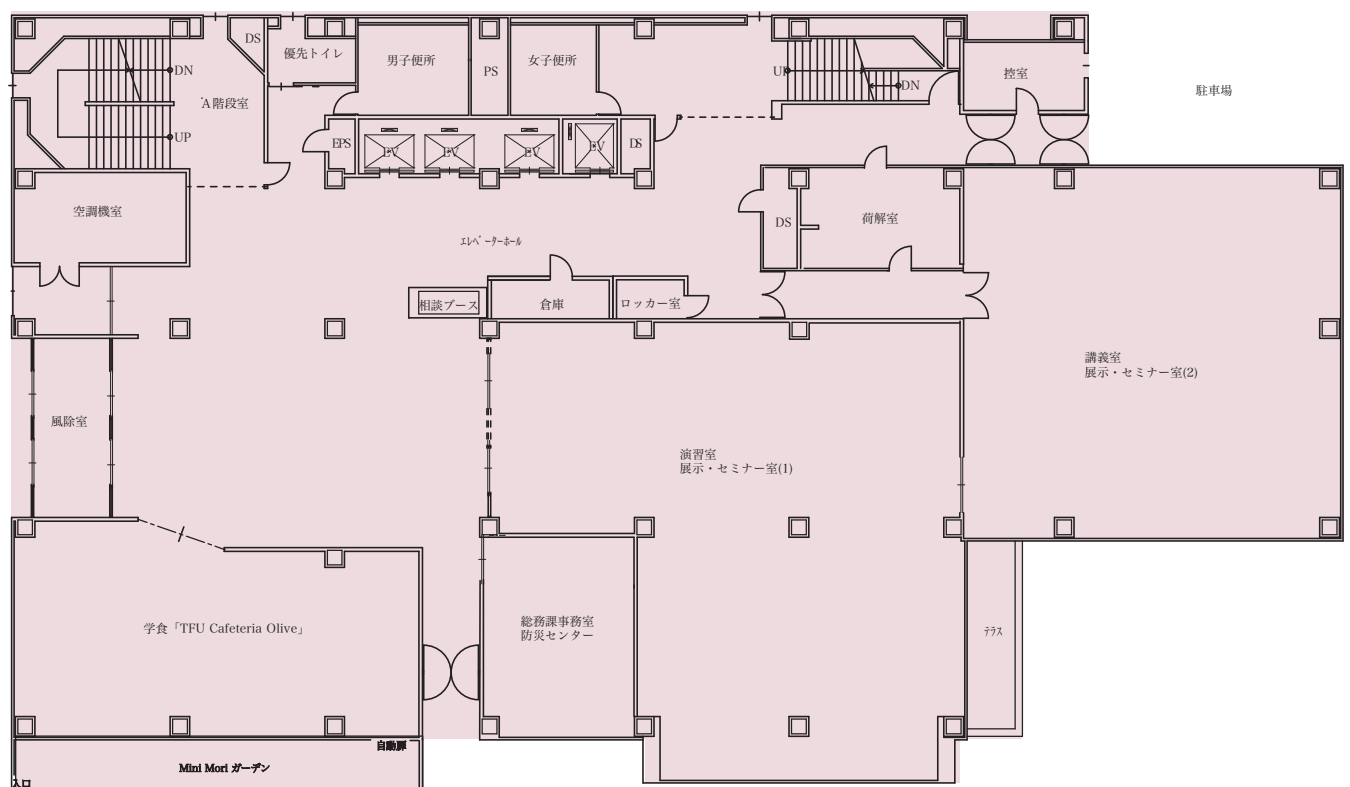
6 仙台駅東口キャンパス

仙台駅東口キャンパス館

地 階

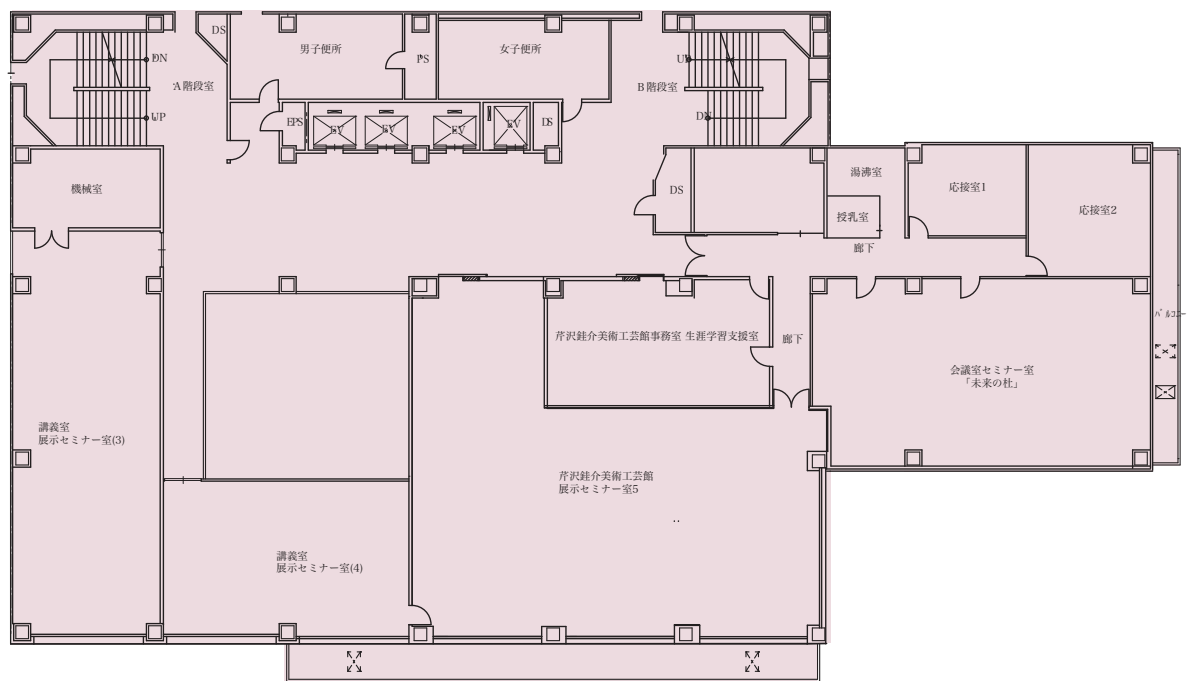


1 階

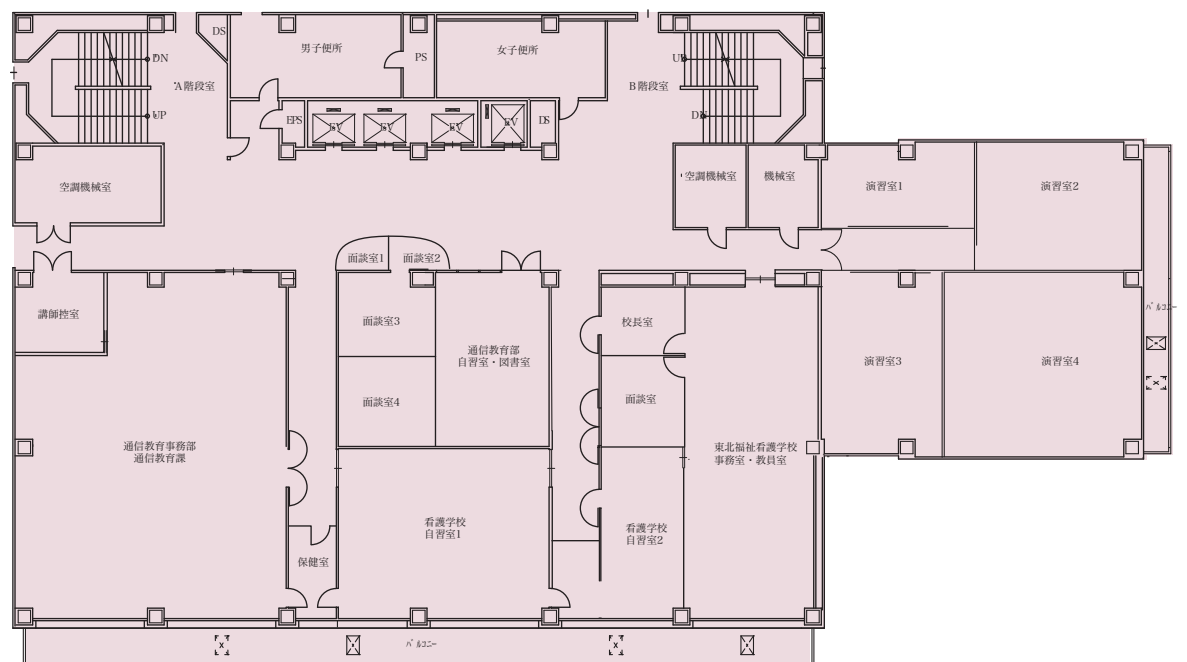


仙台駅東口キャンパス館

2 階

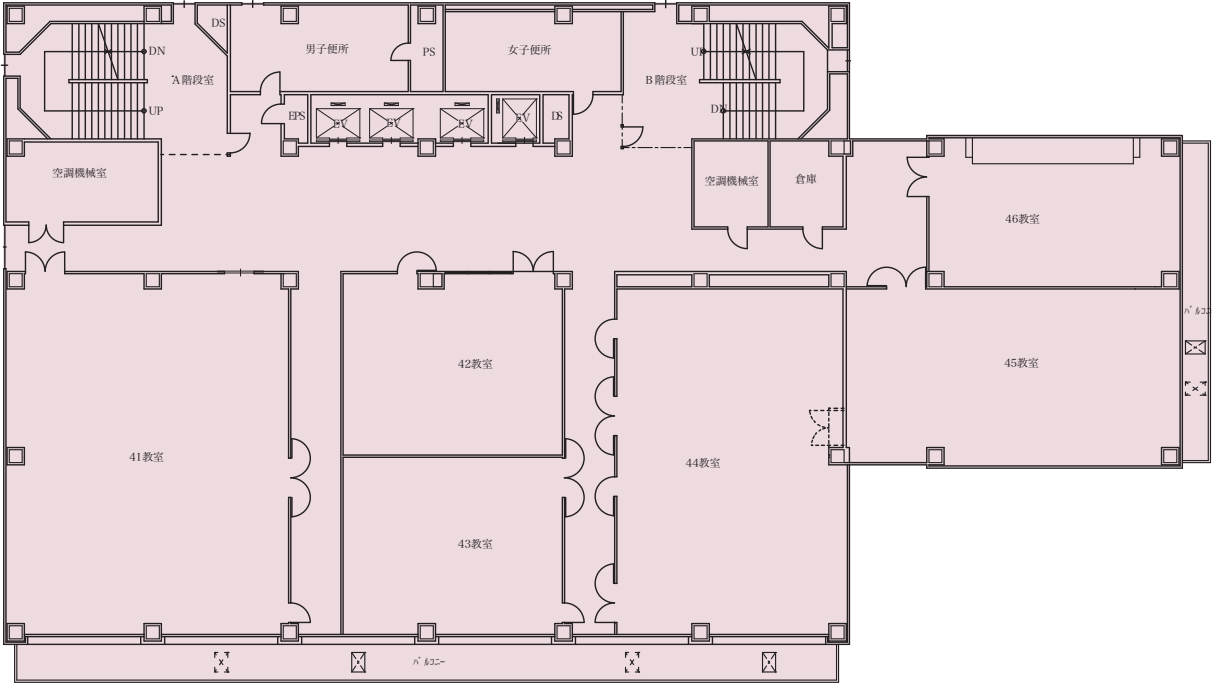


3 階

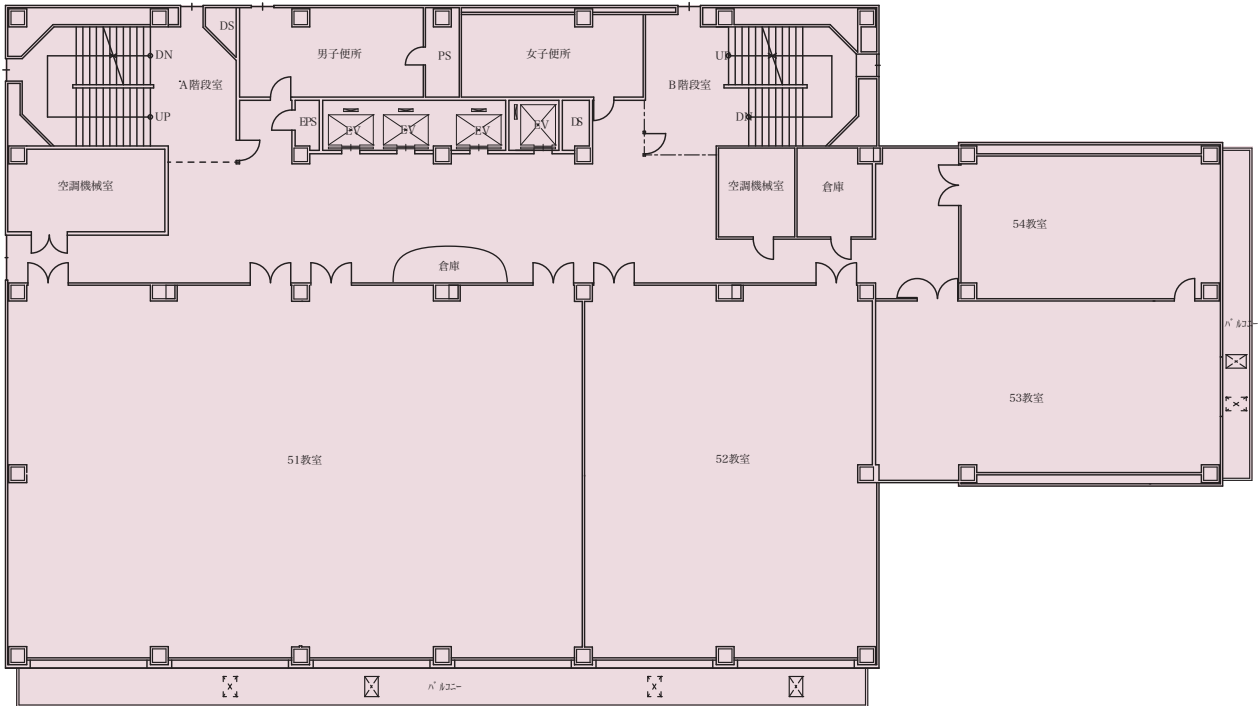


仙台駅東口キャンパス館

4 階

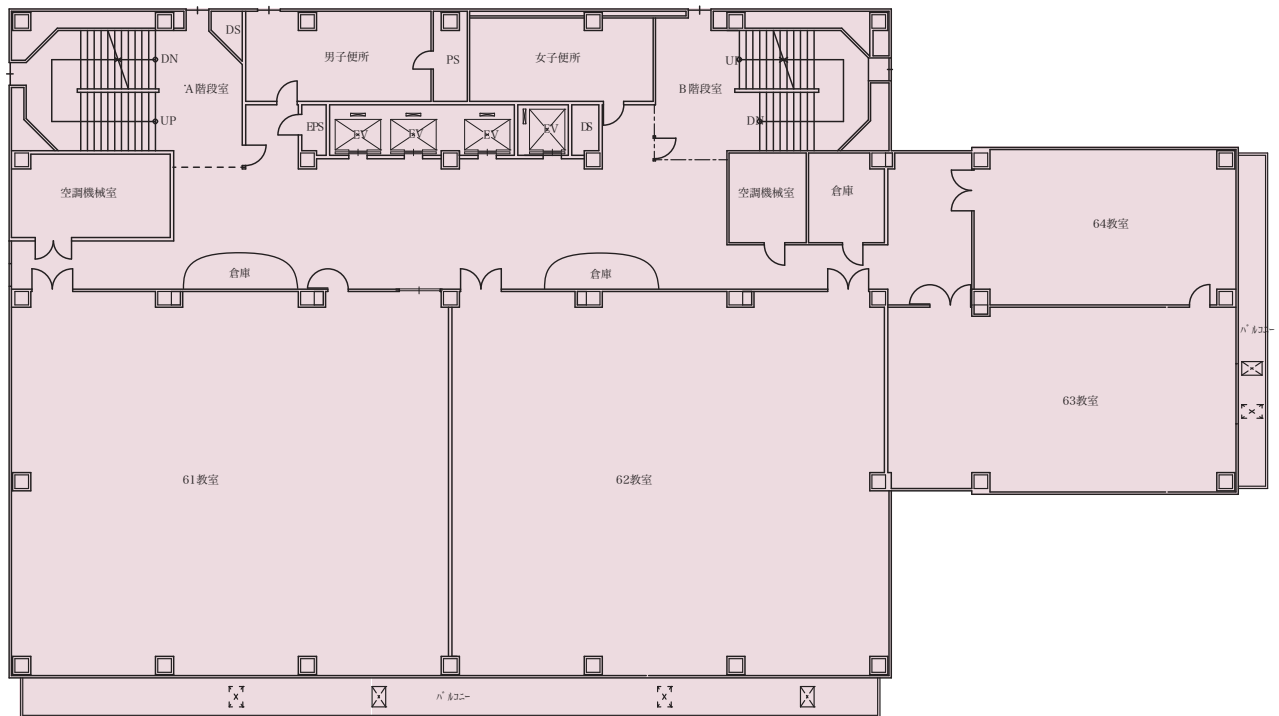


5 階

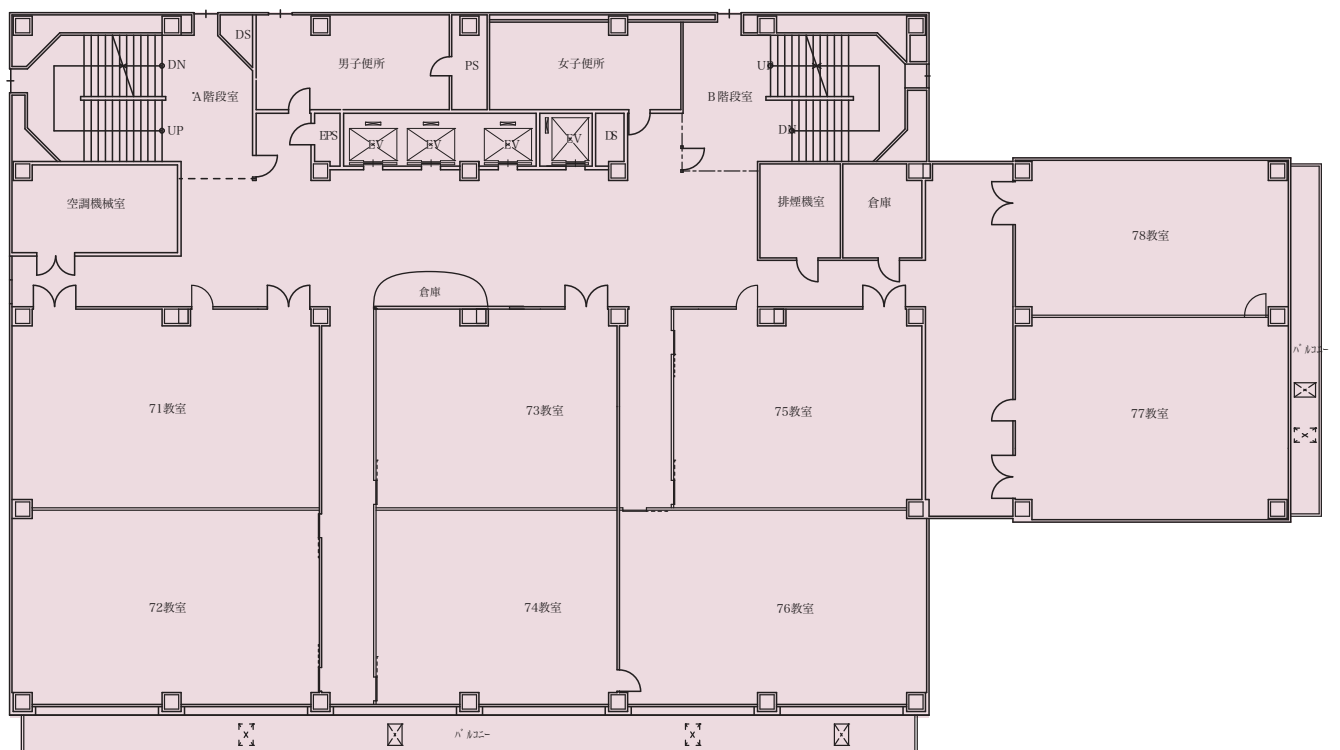


仙台駅東口キャンパス館

6 階



7 階



2021年4月1日 発行

発行者 **東北福祉大学**

〒981-8522 宮城県仙台市青葉区国見1-8-1

Tel : 022-233-3111 (代)



東北福祉大学
TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

